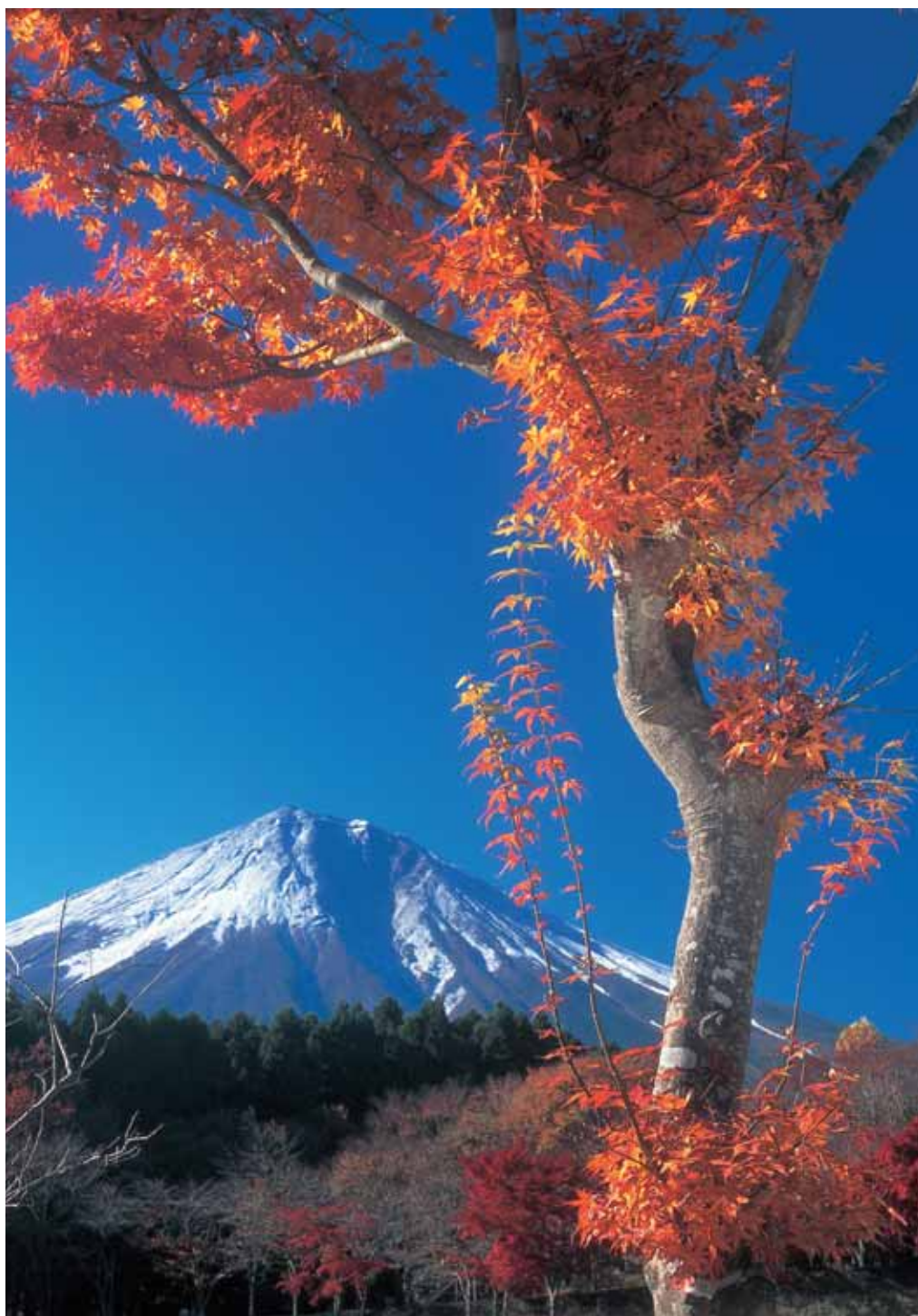


平成23年度版

# 環境白書



静岡県

表紙

「秋麗」

[撮影者：深見 晃]

NHK静岡放送局 平成23年度NHK富士山写真コンクール 入選作品

## ご あ い さ つ



地球温暖化の進行や資源の枯渇など、地球規模の環境問題に対応するためには、“もったいない”の精神や自然への畏敬の念といった日本人ならではの資質を大切に、改めて先達から引き継がれてきた伝統と文化に学び、環境に配慮した行動を継続する生活様式に変えていかなければなりません。

この行動が「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の三つの社会づくりを一層推進する源になることから、平成23年3月に策定した第3次静岡県環境基本計画では、“ライフスタイル、ビジネススタイルの変革”の必要性を訴えています。

この新しい環境基本計画のスタートの年であった平成23年度は、東日本大震災の影響を受けて、一極集中型のエネルギー体系から分散自立型エネルギー体系への移行に力を注いだ年となりました。県では、住宅用太陽光発電設備の導入助成制度の創設、県有施設への自然エネルギーの率先導入、電力需給逼迫に対応するための家庭向け・企業向け節電セミナーの開催などに取り組みました。また、有識者の方々に自然エネルギーの利用の在り方や電気や熱の融通のための仕組みづくりなどについて御検討いただき、その成果については、自然エネルギーをまちづくりに活用する市町の取組への支援など平成24年度の施策に反映しています。

東日本大震災によりライフスタイルやビジネススタイルの見直しを余儀なくされたことで、既に家庭や職場において、可能なことから環境に配慮した取組を実践していただいているところです。皆様には、「知っている」だけでなく「行動する」主体として、引き続き環境に配慮した具体的な行動の実践・継続・拡大に御協力いただきますようお願いいたします。

この環境白書は、環境について皆様と共に考え、共に行動するための資料として、平成23年度に県が取り組んだ施策を掲載しています。

本書を通じて、皆様の環境に対する理解や関心を更に深めていただくとともに、この恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための行動を実践していただくきっかけとなれば幸いです。

平成24年10月

静岡県知事 **川勝平太**

# 平成23年度版環境白書 目次

## トピックス

### 次の10年へ ～第3次静岡県環境基本計画の策定～

「第3次静岡県環境基本計画 環境の理想郷“ふじのくに”の創造 ～やすらぎと活力のある持続可能な社会の実現～」を策定	.....
環境関係の個別計画も刷新	.....

### ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

ふじのくに環境教育基本方針を策定	.....
県立三島南高等学校におけるビオトープを通じた環境教育の取組	.....
「エコアクション21」認定事業所数日本一	.....
新成長分野への参入支援	.....

### 低炭素社会に向けた取組

まずは実践、“エコチャレンジ”	.....
エネルギーの地産地消を推進	.....
県有施設に整備した電気自動車用急速充電器を一般開放	.....
京都議定書と森林吸収源対策	.....

### 循環型社会に向けた取組

ふじのくにエコショップ宣言制度登録店の取組を紹介	.....
「静岡県リサイクル認定製品」の公共工事での利用を拡大	.....
「優良産廃処理業者認定制度」がスタート	.....
県産材の利用促進のため、“公共施設に県産材を利用”	.....

### 自然共生社会に向けた取組

平成24年秋「第36回全国育樹祭」を開催	.....
希少野生動植物保護条例に基づく種の指定	.....
「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定	.....
「ふじのくに美しく品格ある邑づくり連合」を設立	.....

### 記録に綴る東日本大震災後の動き

東京電力管内で計画停電が実施されました	.....
県の節電等の取組	.....
新エネルギー等の導入加速化	.....
分散型エネルギーの導入に向けた検討	.....
エネルギー政策課の創設	..... XI
災害廃棄物の広域処理支援	..... XI
放射性物質の検査	..... XI

# 第1部 総説

## 第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革 .....	1
低炭素社会に向けた取組 .....	3
循環型社会に向けた取組 .....	5
自然共生社会に向けた取組 .....	7

## 第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

1 静岡県環境基本計画の進捗状況の評価 .....	11
2 評価区分の見方 .....	11
3 環境指標の推移 .....	12

# 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

## 第1章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

### 第1節 環境にやさしい暮らし方の実践

(1) 環境にやさしい暮らし方を学ぶ .....	17
(2) 環境リーダー等の人材の活用 .....	20
(3) 県民や企業等との連携・機会の拡大 .....	21

### 第2節 環境と経済の両立（ふじのくにグリーン・イノベーションの推進）

(1) 環境に配慮した事業活動の促進 .....	25
(2) 環境と経済の調和を目指すモデル地域の形成支援 .....	27
(3) 環境配慮型製品の普及促進 .....	28
(4) 環境・エネルギー分野への参入・技術支援 .....	29

## 第2章 低炭素社会に向けた取組

### 第1節 地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進

(1) 県民運動の推進 .....	31
(2) 省エネ設備・機器の導入の促進 .....	33
(3) 建築物の省エネ化・長寿命化の推進 .....	35

### 第2節 新エネルギー等の導入倍増

(1) エネルギーの地産地消の推進 .....	36
(2) 技術開発支援 .....	37

### 第3節 低炭素型まちづくりの推進・物流の効率化

(1) コンパクトなまちづくりと交通の低炭素化の促進 .....	39
(2) 都市緑化の促進 .....	40

#### 第4節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

(1) 森林の適正管理等 .....	41
--------------------	----

### 第3章 循環型社会に向けた取組

#### 第1節 3Rの推進

(1) リデュース・リユースの促進 .....	43
(2) リサイクルの徹底 .....	45
(3) 地域循環圏の構築 .....	47
(4) 循環型ビジネスの拡大 .....	48

#### 第2節 廃棄物の適正処理の推進

(1) 適正処理の推進と不法投棄の未然防止 .....	49
(2) 各産業分野におけるリサイクルの推進 .....	50

#### 第3節 資源の循環利用の促進

(1) 森林資源の循環利用の推進 .....	51
(2) 県産材の利用促進 .....	52
(3) 未利用資源の利用促進 .....	54

#### 第4節 水循環の確保

(1) 表流水の水利調整 .....	55
(2) 水資源の有効利用と適正管理 .....	55
(3) 安全で良質な水（水道水、工業用水、農業用水等）の安定供給 .....	57
(4) 森林の持つ水源かん養機能の確保 .....	58

### 第4章 自然共生社会に向けた取組

#### 第1節 自然環境の保全

(1) 森・川・海の保全と復元 .....	60
(2) 自然環境に配慮した公共事業の推進 .....	61
(3) 富士山の自然環境保全・世界文化遺産登録に向けた取組 .....	62
(4) 自然公園等の適正な管理と利用の推進 .....	64
(5) 美しい景観づくり .....	66

#### 第2節 生物多様性の確保

(1) 希少野生動植物の保全 .....	68
(2) 外来動植物対策 .....	70
(3) 有害鳥獣対策 .....	71

#### 第3節 人と自然との関係を見つめ直す

(1) 自然ふれあい施設等の利用促進 .....	72
(2) エコツーリズム等の支援 .....	73

#### 第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

(1) 里地・里山・里海の保全 .....	74
(2) 環境保全型農業の促進 .....	76

(3) 林業の持続的な発展 .....	77
(4) 環境保全型漁業の普及 .....	78
第5節 良好な生活環境の確保	
(1) 水・大気・土壌等の環境の保全 .....	79
(2) 化学物質の適正管理 .....	104
(3) 花と緑あふれる生活空間の創造 .....	106
(4) 環境アセスメントの実施の指導 .....	108
(5) 調査・研究の充実 .....	112

## 資料編

1 県における環境行政組織 .....	117
(1) 環境局の組織図（平成24年度） .....	117
(2) 附属機関（審議会等） .....	118
2 環境基本条例の構成等 .....	119
(1) 静岡県環境基本条例の構成 .....	119
(2) 環境に関する条例等の体系 .....	120
3 環境関連個別計画・指針等 .....	122
4 市町の環境基本条例及び環境基本計画の策定状況 .....	125
5 用語の解説 .....	126

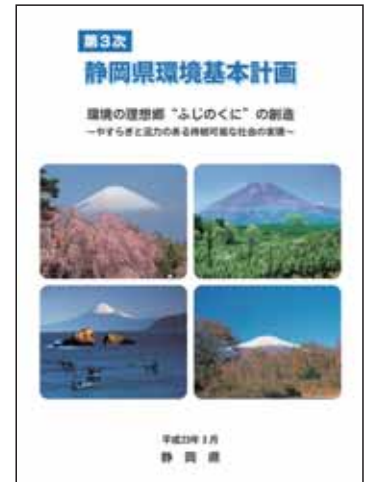
## 次の10年へ ～第3次静岡県環境基本計画等の策定～

### ◎「第3次静岡県環境基本計画 環境の理想郷“ふじのくに”の創造 ～やすらぎと活力のある持続可能な社会の実現～」を策定

平成23年3月、平成32年度までの県の環境施策の方向性を示す「第3次静岡県環境基本計画」を策定しました。

本計画は、『静岡県総合計画「富国・有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」』において、暮らしやすい社会の仕組みづくりを進める『「和」を尊重する暮らしの形成』に位置付けられ、低炭素社会や循環型社会の構築、自然との共生等を進めるための施策について、体系的に取りまとめたものです。

第3次計画は、「環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイル」の定着を訴える計画となっています。また、ともすれば経済成長の制約要因と見られがちな環境保全に取り組むことで、経済活動を活性化させる視点も盛り込んでいます。



### ◎環境関係の個別計画も刷新

#### 人づくり

「ふじのくに環境教育基本方針」～持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくり～

(平成24年3月策定)

(目標) 全ての県民が環境保全活動を実践

#### 低炭素社会

「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」～マイナス25%を目指して～ (平成23年3月策定)

(目標) 県内の温室効果ガス排出量を平成32年度までに平成2年度比で25%削減

「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」～新エネルギー先進県を目指して～ (平成23年3月策定)

(目標) 新エネルギー等の導入率を平成32年度までに10%以上

#### 循環型社会

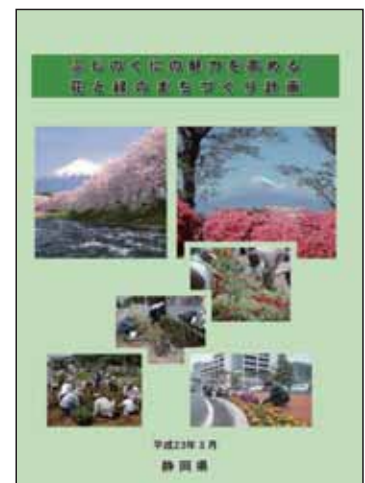
「ふじのくに廃棄物減量化計画」～もったいない!! “さらに1割”ごみ削減～ (平成23年3月策定)

(目標) 1人1日当たりの一般廃棄物排出量を平成27年度までに944g以下に削減

#### 自然共生社会

「ふじのくにの魅力をも高める花と緑のまちづくり計画」～花と緑にあふれた魅力あるまちづくり～ (平成23年3月策定)

(目標) 「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合」を平成32年度までに80%





## ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

### ふじのくに環境教育基本方針を策定

国における環境教育等促進法の改正や学習指導要領の改訂、県の総合計画や環境基本計画、教育振興基本計画の策定など、環境教育をめぐる状況が大きく変化したことから、改正法等や新計画との整合性を図るため、「ふじのくに環境教育・環境学習基本方針」（平成13年2月策定）の見直しを行い、平成24年3月に「ふじのくに環境教育基本方針」を策定しました。

環境教育の基本目標には「持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくり」を前基本方針から引き続き設定しましたが、これまで環境教育の位置付けが県の施策体系の中で明確でなかったことから、環境教育を本県の環境基本計画の目指す『持続可能な社会』を実現するための人づくりを担うものと位置付けました。

今後、この基本方針に基づく環境教育の推進等により、ライフスタイルやビジネススタイルを“環境負荷の少ない暮らし方”や“環境に配慮した事業活動”に変革し、社会への定着を図ることで、県民の皆さまとともに「環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築」を目指していきます。



### 県立三島南高等学校におけるビオトープを通じた環境教育の取組



定期的に管理作業・生物調査を実施

県立三島南高等学校が11年前に移転した三島市大場は、田方平野の低湿地が広がる、自然が豊かな田園地帯です。

同校のビオトープ（以下、「三南トープ」）には池があり、県東部で絶滅危惧種に指定されているメダカが棲んでいます。平成19年に池を造ると、すぐにトンボをはじめ多様な生物が来るようになり、池周辺に植樹されたオウチやアラカシなどの木々も生長し続け、自然との触れ合いが少なかった生徒も次第に興味を持つようになりました。

サイエンス部が生物の多様化や変化を楽しみながら管理していますが、止水の池で鉄分の多い井戸水を利用しているため、景観が悪化しやすいことが課題となっていました。水質調査をしたところ「ビオトープの老化」が判明したため、NPO法人グラウンドワーク三島や地域住民と協力し、池底の泥炭層の除去などリニューアル作業を行いました。

ビオトープ掲示板での情報発信や、保護者や地域住民を対象に行う環境講座等を通して、三南トープキャラクター（ビオトープピー）も浸透してきました。1年生には環境講話のほか、国語や情報の授業でも利用するなど、三南トープは環境教育以外の場面でも利用されています。

こうした取組が高く評価され、平成23年度全国学校ビオトープコンクールにおいて、日本生態系協会賞を受賞しました。三南トープは同校の貴重な教育資源として、また地域と学校を結ぶパイプ役として、存在意義が高まっています。



ビオトープピー



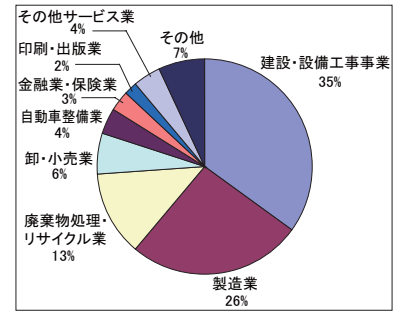
## 「エコアクション21」認定事業所数日本一

環境保全への取組を経営方針に織り込み、製品やサービスを含めて、地球環境への対応を経営戦略の重要な要素と位置付け、会社が環境に与える影響に配慮しながら事業の持続的な発展を目指す経営を「環境マネジメント」といいます。「環境マネジメント」に取り組む手法の一つに環境省が認証登録制度として策定した「エコアクション21」があります。

「エコアクション21」には、①中小企業も取り組みやすいこと②必要な環境への取組を規定していること③環境報告を作成すること、などの特徴があります。

静岡県内で「エコアクション21」の認証を受けている事業所の数は、平成23年度末で888件と東京都や大阪府より多く、全国一となっており、認証事業所の業務内容は、建設・設備工事業が35%、製造業が26%で全体の半分以上を占めています。

「環境マネジメント」は、二酸化炭素や廃棄物の排出量、「紙、電気」の使用量の削減だけが目的ではなく、本来業務の改善こそが目的です。「環境マネジメント」を企業経営の手段とすることで、副次的に省エネ、省資源に貢献することができ、それは、持続可能な企業経営に寄与することになると考えられています。



認定事業所の業務別割合

## 新成長分野への参入支援

県では平成21年度から、環境分野をはじめ、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光の5分野を新成長産業と位置付け、中小企業の参入を促すため、技術相談から研究開発、試作品開発、販路開拓までの一貫した支援に取り組んでいます。

環境分野は、水処理や省エネなど対象が非常に広い範囲に及びますが、特に新エネルギー関連と次世代自動車関連を中心に支援しています。

新エネルギー関連では、最新の技術動向や企業の先進的な取組事例を紹介するセミナーの開催のほか、研究開発とその製品化を促進するため、産学官連携の研究開発や製品化を目指す試作品開発への助成を実施しており、風力、水力、バイオマス発電装置の開発に挑戦する県内企業や太陽光発電を利用した害虫捕獲器、省エネ型のノンフロンクーラーなど新たな製品が生まれています。

次世代自動車については、電気自動車を1台丸ごと分解して、部品の機能・構造を把握する研修会を開催しました。分解部品は、「ふじのくに次世代自動車ライブラリー」として、浜松工業技術支援センターに常設展示しています。

また、平成23年11月には、全国から独創的な電気自動車等の開発に取り組む中小企業等を一堂に集めた「全国EVサミットinしずおか」を開催しました。全国から集まった約60台の小型EVや電動バイク、約30社の急速充電器などEV関連部品を展示し、約800人の方が来場しました。

このような取組をきっかけに、県内企業が次世代自動車関連の部品開発や小型EVの開発など、挑戦を始めています。



全国EVサミットinしずおか



ノンフロンクーラー（研究開発支援）

## 低炭素社会に向けた取組

### まずは実践、“エコチャレンジ”

県では、地球温暖化防止活動の実践を各界各層に広げるため、地球温暖化防止活動推進センターや民間企業等と実行委員会を設立し、平成18年度から県民参加型の「STOP温暖化アクションキャンペーン」を展開してきました。平成23年度からは、削減効果が直接検証できる取組を拡充した、新たな県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開しています。

具体的には、家庭・学校・企業・団体・行政等が実施した地球温暖化防止の取組内容を報告し、ユニークな取組を表彰する「エコチャレンジACTION」、家庭や事業所で夏の節電・省エネに積極的に取り組んでもらうため、前年同月より電気やガスの使用量が減った場合に、抽選で賞品を進呈、また、ユニークなエコアイデアを表彰する「エコチャレンジBANK（節電・省エネコンテスト）」、小学生を対象として、省エネ講座の開催や自宅のエネルギー使用量把握等の体験学習を行う「エコチャレンジKIDs」、家庭を対象として、チェックリストを用いて一週間集中的に地球温暖化防止に取り組む「エコチャレンジDAYs」等を実施しました。その結果、平成23年度は合計159,256人の参加があり、約5,000トンのCO<sub>2</sub>排出量が削減されました。

今後も、「ふじのくにエコチャレンジ」を活用して、より多くの県民の方に地球温暖化防止活動に取り組んでもらいたいと思います。



あなたもまずは実践！

### エネルギーの地産地消を推進

県では、平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づいて、太陽や水、森林など恵まれた自然資源を活かした新エネルギー等の導入倍増を目指しています。東日本大震災以降、新エネルギーの重要性が一層高まっていることから、太陽光発電を始めとする新エネルギーの設置を加速するための取組を進めています。

平成23年度には、新たに住宅用太陽光発電設備の導入に対する助成制度を創設するとともに、積極的に県有施設への太陽光発電の導入を推進しています。

また、農業用水路を活用した小水力発電の導入支援や、新エネルギー関連の新技术・新製品の研究開発支援などを実施しています。

さらに、富士・富士宮地域をモデルに、天然ガスコージェネレーションシステムを活用して地域内でエネルギーを有効利用するための仕組みづくりを検討するなど、従来の一極集中依存型から分散自立型のエネルギーシステムへの転換によるエネルギーの地産地消を推進しています。



環境衛生科学研究所屋上の10kWの太陽光パネル

## 県有施設に整備した電気自動車用急速充電器を一般開放

県は、「ふじのくにEV・PHVタウン構想」を掲げ、官民が一体となって環境負荷の少ない電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、電動二輪の普及促進に取り組んでいます。

充電インフラについては、大都市間や地方都市間の中長距離もEV・PHVで安心して移動できるよう、東名・新東名、国道1号等の大動脈や、地方都市間を結ぶ動脈（地方主要道）で整備の拡大を図るとともに、集合住宅での利用、観光利用、日常・ビジネス利用を想定した整備を推進しています。

その一環として、県庁をはじめ県有施設に設置した急速充電器6基を平成24年度から無料で一般開放しています。また、「ふじのくにEV観光プラットフォーム」を通じて、県内の充電器の位置、使用状況やメンテナンスネットワーク等の情報を発信しています。

《「ふじのくにEV観光プラットフォーム」ホームページ》

PCサイト <http://evkanko.viajar.jp/shizuoka>

スマートフォン（iPhone） <http://evkanko.viajar.jp/sp/shizuoka>

携帯サイト <http://evkanko.viajar.jp/mb/shizuoka>



県庁本館前の急速充電器

## 京都議定書と森林吸収源対策

平成24年は、1997年に採択された「京都議定書」の第1約束期間（2008～2012年）の最終年です。我が国は、この期間内に温室効果ガスを基準年に比べ6%削減することを約束しました。その内3.8%に相当する1,300万炭素トン、森林による二酸化炭素の吸収量として算入することが認められています。

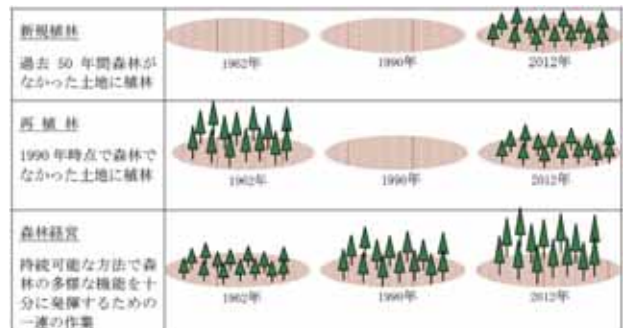
京都議定書で吸収源に算入できる森林は図のとおり決められ、我が国では、「新規植林」と「再植林」はほとんど無く、「森林経営」によるものが主な吸収源です。

全国で1,300万炭素t分の吸収源を森林で確保するため、本県では、平成24年度末までに「森林経営」の対象となる「間伐など適切に整備された育成林」を16.9万ha、「保安林などに指定されている天然生林」を3.6万ha確保することを目標としています。

育成林の整備は、これまで順調に行われてきましたが、平成23年度からは、間伐した木材を捨てることなく森林外に運び出し、有効に活用する「利用間伐」に力を入れています。

利用間伐は、森林から運び出した木材を販売し、収益を上げることができるので、森林吸収源対策としての育成林の整備を継続して行うことができます。また、先人が植え、育ててきた森林資源が有効に活用されることで、循環型社会の形成にも役立ちます。

保安林などに指定されている天然生林も、ほぼ目標を達成できると見込まれています。



《育成林整備面積》

(単位 ha)

年度	H20	H21	H22	H23	H24 (目標)
整備面積 (累計)	125,535	136,506	147,550	156,609	169,000
整備面積 (年間)	10,535	10,971	11,044	9,059	12,391

## 循環型社会に向けた取組

### ふじのくにエコショップ宣言制度登録店の取組を紹介

ふじのくにエコショップ宣言制度は、環境負荷の少ないライフスタイル及びビジネススタイルを確立し、循環型社会の形成に寄与することを目的として、平成23年1月1日に開始しました。

環境に配慮した商品及びサービスの提供に関する取組を行うことを宣言した県内の販売店、飲食店、宿泊施設の申請により県が登録します。県は、消費者にエコショップの取組を広く周知し利用の促進を図っています。平成23年度までに561店舗が登録しており、「ふじのくにエコショップ宣言」のホームページで公開しています。

ホームページでは、商品のノントレイ販売、地産地消の促進、店舗で発生する廃棄物の分別リサイクル、空き瓶の店頭回収など、登録店が行っている様々な取組を紹介しています。また、マイバックやマイはし持参で粗品をサービス、マイボトル持参でお好みのお茶を1杯100円で給茶する等、消費者のメリットとなるエコ特典を提供している店舗もあります。



このシールが目印です

《「ふじのくにエコショップ宣言」のホームページ》

<http://ecoshop.pref.shizuoka.jp/>

### 「静岡県リサイクル認定製品」の公共工事での利用を拡大

平成17年度にスタートした静岡県リサイクル製品認定制度では、廃ガラスを原料とした軽量土、製鉄の際発生するスラグを骨材としたブロック、樹皮を原料としたグラウンド用の不朽性土壌基盤材、間伐材を利用した木製残存型柵や木製ガードレール、最近では、ペットボトルキャップを原料とした植木鉢や古紙を利用した再生強化包装紙などの日用品も増えており、環境にやさしい製品を幅広く認定しています。認定事業者は県内企業が多く、試行錯誤の末、独自の技術で開発した製品が多いのが特徴です。

これまでに認定した34製品のうち、23製品が土木・建築製品です。平成22年度から公共工事においてリサイクル認定製品を使用したモデル工事を交通基盤部とタイアップしてスタートしました。平成22年度は19工事、平成23年度は25工事で利用しました。環境局では、土木・農林・建築の技術職員を対象にリサイクル認定製品の説明会や工事施工現場見学会を開催し、製品の理解を深めています。



《静岡県リサイクル製品認定制度ホームページ》

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/ippaikakari/risaikurunintei/top01.htm>



モデル工事（護岸工事）  
認定製品（積みブロック）を使用



工事現場見学会  
認定製品（木製残存型柵）を見学する技術職員

## 「優良産廃処理業者認定制度」がスタート

産業廃棄物の処理を委託する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、許可を有する者に委託します。廃棄物は自ら利用できず、他人に有償で売却できない不要となったものであるという特性から、処理委託に係る費用はできるだけ圧縮したいという傾向があり、その結果、安い委託料で処分を行う許可業者に廃棄物が集まり、場合によっては不適正処分になる構造がありました。

そこで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進するため、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備しています。平成22年の法律改正により、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、平成23年4月から施行されました。

県は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、研修会等により制度の周知及び普及を図っており、平成23年度末には、延べ53業者を認定しました。



産業廃棄物処理業者の研修

## 県産材の利用促進のため、“公共施設に県産材を利用”

静岡県では、公共部門において、年17,000㎡の県産材利用を目標とする「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、県産材利用の拡大に全庁で取り組んでいます。

平成24年4月に開通した新東名高速道路の静岡SA、藤枝PA、掛川PA、遠州森町PA及び浜松SAの休憩所のトイレの内装や遮音壁に県産材が利用されました。

このうち、遠州森町PAは宿場町をイメージしたデザインで、ルーバーや天井材としても県産材が使用されていて、休憩に訪れる人々がリラクセスできる空間となっています。

県では、公共部門において率先して県産材の利用を進めるだけでなく、市町や民間事業者が行う公共建築物の整備に対して、県産材の利用を積極的に働きかけています。



県産材を使った木製遮音壁



県産材を使った休憩所



## 自然共生社会に向けた取組

### 平成24年秋「第36回全国育樹祭」を開催

全国育樹祭は、毎年春に天皇皇后両陛下をお迎えして開催される全国植樹祭とともに、国民的な森林・緑の祭典であり、毎年秋に開催されます。全国植樹祭で天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木を、皇族殿下がお手入れし、世代を超えて健全な森林を引き継ぐことの大切さを伝える行事です。

平成23年10月29日には、「第36回全国育樹祭」の開催1年前を記念して、プレイベントを開催しました。シンポジウムや木とのふれあい広場、林業機械の展示実演会に約1万人が参加し、木材を利用することによって森林を守り育てることの大切さを学んだり、高性能林業機械の効果などを実感しました。

平成24年11月10日(土)～11日(日)に本県で開催する「第36回全国育樹祭」では、お手入れ行事、式典行事、育林技術交流集会、全国緑の少年団活動発表大会及び森林・林業・環境機械展示実演会等さまざまな行事において、森林を「活かす」ことに重点を置き、「森林資源の活用とそのための人づくり」の大切さを全国に発信します。



お手入れ会場イメージ（あまぎの森）



式典会場イメージ（エコパ）



高性能林業機械林内実演

### 希少野生動植物保護条例に基づく種の指定

県では、絶滅のおそれがある野生動植物を保護するため、「静岡県希少野生動植物保護条例」を平成22年8月に制定し、捕獲や採取等を禁止する規定を平成23年4月1日から施行しています。

平成16年3月発行の静岡県版レッドデータブックでは、調査対象とした県内に生息又は生育する約10,000種の野生動植物の5%にあたる543種が、絶滅のおそれがある種（絶滅危惧種）とされています。

これらの絶滅危惧種のうち、特に人為的な要因により絶滅のおそれがあり、保護する必要があるものについては、条例に基づく「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲や採取などを禁止する措置を講じています。

平成23年度に、主に南アルプス地域に生育する6種類の高山植物を「指定希少野生動植物」として指定し、平成24年4月1日から採取や損傷を禁止しました。指定した種は、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）及びオオサクラソウです。

今後は、希少野生動植物保護監視員を委嘱し、「指定希少野生動植物」の採取や損傷などを行っている者に対する監視・指導、生息地の監視、希少種保護のための普及啓発を行っていきます。

また、県内各地で順次実施している希少野生動植物の生息等実態調査結果を踏まえ、特に保護を図る必要がある種については、新たに「指定希少野生動植物」に指定し、保護に努めていきます。



ホテイラン

## 「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定

景観法の制定から7年が経過し、県内各地で良好な景観形成に向けた取組が着実に進んでいます。特に、富士山の世界文化遺産登録に向けた活動などによって、良好な景観の形成と保全に対する県民の皆様の関心も高まっています。

良質な景観を形成するためには、まず県が率先して住民や事業者に範を示すことが重要です。このため、県が公共施設を施行する際に景観への配慮を徹底するよう、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定しました。

指針は、「①県土の景観をより印象深く実感、②周辺の地域特性や自然環境への配慮、③景観と安全の両立、④公共施設は景観の脇役、⑤安易な装飾・デザインは不要」を基本的な考え方として、地域の景観と調和する構造物の推奨色やデザインを統一するために配慮すべき事項を示しています。

例えば、道路の防護柵は、安全性を確保した上で、透過性のある構造を原則とし、同一箇所における形状の統一、周辺景観と調和する色彩の選択などに留意した施工で良好な景観形成を図ることとしています。

この指針は、平成22年度に伊豆地域の出先機関で先行運用し、平成23年度には交通基盤部のすべての出先機関で運用を開始しました。これにより、道路や河川などで景観に配慮した公共施設の整備が着々と進んでいます。



防護柵の形状・色彩を周辺の景観に調和させた事例

## 「ふじのくに美しく品格ある邑づくり」連合を設立

平成24年2月23日、あいにくの雨模様のなか、開通間近の新東名高速道路の清水PAにおいて、県内各地で農地等の保全活動に取り組む方々や行政関係者などが参加し、県内35市町でつくる「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」連合の設立宣言式典を開催しました。川勝知事からの「農産物にとっては恵みの雨。静岡が中心となって美しい景観を東西にアピールしていきたい」とのあいさつに続いて、発起人である松崎町長が、「歴史ある素晴らしい農山村の風景を、次世代に継承していくため、ともに行動して行こう」と連合の設立を宣言しました。

この連合は、農山漁村地域の歴史ある棚田や用水路などを文化遺産としても大切に、次世代に継承していく人々の営みを守り育て、国内外からも憧れとなるような自律した邑づくりを進めるため、関係者相互の連携により、ふじのくに美しく品格のある邑の魅力向上とブランド化を図り、もって「住んでよし 訪れてよし」の理想郷の実現に寄与することを目的としています。農地局では「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」連合と協力しながら、魅力ある地域づくりを目指す農山漁村（邑）が、新東名高速道路等の交通ネットワークを活用しながら連携し、人・モノ・情報の交流を促進することで地域の活性化に繋がるよう支援していきます。



松崎町長による設立宣言





## 記録に綴る東日本大震災後の動き

平成23年3月11日、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した大津波は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害を与えました。その中でもライフライン、特に電力の確保が困難となり、東京電力の管内である本県東部は、産業や日常生活に大変影響を受けました。

マグニチュード9.0という日本観測史上最大規模の地震がもたらしたこの震災は、日本中が暮らし方や事業活動の在り方について見つめ直す、大きなきっかけとなりました。

### ◎東京電力管内で計画停電が実施されました

東京電力管内の電力需給が逼迫し、東京電力から電力供給を受けている県東部地域において計画停電が実施されました。また、電車の運行本数が間引かれるなど、東部地域を中心に、私たちの日常生活は大きな影響を受けました。

産業面においては、旅館やホテルにおいて宿泊のキャンセルが相次ぎ、伊豆地域の観光は大きな打撃を受けました。

### ◎県の節電等の取組

県経済産業政策会議に「エネルギー・地域経済部会」を設置し、全县を挙げての節電対策や新エネルギーの導入促進等について検討しました。

県組織は、原則15%の節電目標（平成22年度比）を設定し、夏季の時差出勤を休止して空調等の稼働時間を短縮するなどの取組を行いました。

また、県民の節電に関する疑問や不安に対応するため、相談専用電話を設置したほか、延べ200回を超える出前講座や節電セミナー等を実施して、企業や家庭の取組を支援しました。



ふじのくに省エネ・節電フェア

### ◎新エネルギー等の導入加速化

電力需給の逼迫を受け、従来の一極集中依存型から、分散自立型のエネルギーシステムへの転換が求められるようになりました。本県は日照環境に恵まれていることから、新エネルギー等の中でも太陽光発電の導入を重点施策と位置付け、住宅用太陽光発電設備導入に対する助成制度を創設したほか、県有施設への率先導入を進めています。



県有施設への率先導入（環境衛生科学研究所）

### ◎エネルギーの地産地消に向けた仕組みづくり

エネルギーの地産地消に向けた仕組みづくりを検討するため、エネルギー供給事業者や関連企業等が参加する「分散型エネルギーシステム活用研究会」を立ち上げました。

この研究会では、製紙業等が集積する富士・富士宮地域をモデルに、天然ガスコージェネレーションシステム等を活用して地域内で電気や熱を有効利用する仕組みづくりを検討しました。



分散型エネルギーシステム活用研究会

- 風力発電の在り方について議論した「伊豆半島の風力発電に関する有識者会議」は、伊豆半島の地域特性を踏まえた自然エネルギーを活用した地域づくり等を提言しました。
- 「ふじのくに次世代エネルギーネットワーク研究会」では、需要家間でのエネルギーの融通について検討しています。

## ◎エネルギー政策課の創設

これまでのエネルギー政策は、環境配慮や地球温暖化対策の視点が中心でしたが、今後は、安定供給や安全・安心などの新たな視点を含めて総合的に取り組む必要があります。このため、平成24年4月にエネルギー政策を総合的に推進する「エネルギー政策課」を設置し、新エネルギーの導入や分散型エネルギーシステムへの転換、電源立地地域の振興など、エネルギー政策に関する様々な課題に対応することとしました。

## ◎災害廃棄物の広域処理支援

被災地の復興支援の一つとして、県では、県内市町と協力して岩手県の山田町と大槌町の災害廃棄物の処理について支援を始めました。災害廃棄物の受入れに当たっては、被災地の仮置場に保管されているときから静岡県内の施設で処理するまでの幾つかの段階で放射線線量を測り、かつ測定結果を公表し、県民の皆さんの御理解をお願いしています。



災害廃棄物の搬出

## ◎放射性物質の検査

福島第一原子力発電所の事故を受け、放出された放射性物質の本県への拡散について確認するため、水道水やお茶などへの影響について調査を行いました。

水道水については、県内7地点で3月から12月まで調査を行いました。放射性物質は検出されませんでした。

県内42か所の海水浴場について調査した結果、海水は検出限界値未満、砂浜は県が過去に調査した値と同程度で安心して利用できる状況でした。

また、県内産の農畜産物を検査した結果、一部地域の一番茶及び春物乾しいたけで暫定規制値を超えるものがありましたが、健康への影響を心配するレベルではなく、その後の二番茶及び秋物のしいたけの検査では規制値を下回りました。



放射性物質の測定器（ゲルマニウム半導体検出器）

第 1 部

総

説

# 第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

## I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

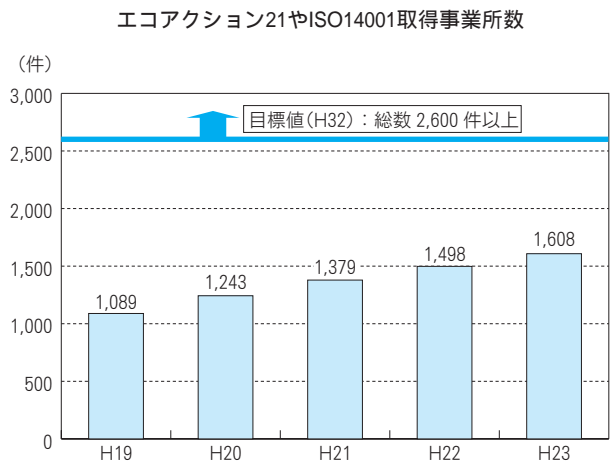
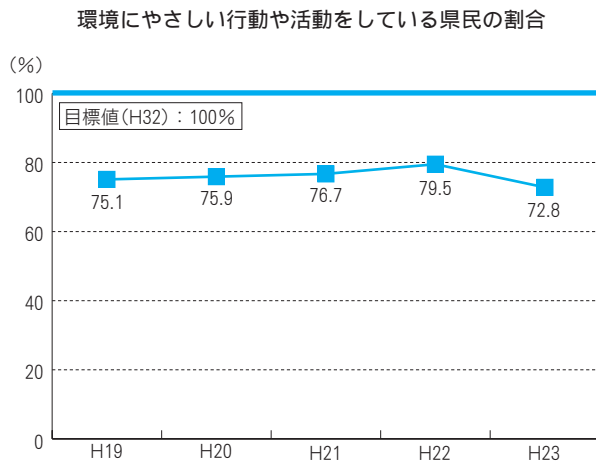
### 現 状

平成23年度の県政世論調査では、日頃から環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合は、79.5%と、前年度の76.7%から2.8ポイント増加しました。平成23年度は、特に電力需給の逼迫が懸念されたことから、節電の必要性が大きく取り扱われました。節電行動をきっかけとして、節電以外の環境配慮行動にも広がることが期待されます。

平成24年3月末現在で、「しずおか未来の森サポーター」企業は、81社となっており、着実に増加しています。これは、企業の在り方の一つの新しい形としての可能性を示しています。

エコアクション21やISO14001を取得した事業所数は、平成24年3月末現在で1,608件となっています。特にエコアクション21の認証事業所数は、全国1位となっています。

#### <ライフスタイル・ビジネススタイルの変革：主な環境指標の動向>



### 施策の展開

地域の環境保全活動や学校等において実施される環境教育・環境学習を支援するため環境学習指導員等を地域や学校の環境学習会等に派遣しています。平成23年度は、環境学習リーダーを167回、延べ440人を派遣し、6,349人が学習しました。

地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として、18人の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応しています。



環境学習指導員による環境学習会

平成18年度から「しずおか未来の森サポーター」の名称で、森づくり活動を行おうとする企業と森林所有者との仲介を行うなど、企業の森づくり活動への参加を促進するための制度を実施しています。

この制度は、県が土地所有者等との仲介役となって、森づくり活動を希望する企業に活動のフィールドを紹介、関係3者で協定を締結するもので、県は活動実績に対して貢献度の認定と表彰を行います。

平成24年3月末までに、27社と協定を締結しました。

通常用の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体などに購入してもらい、その費用により間伐材を搬出し森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の取組が平成21年10月から製紙会社などの協力により始まり、平成24年3月現在、54の企業や団体が参加しています。



企業の活動

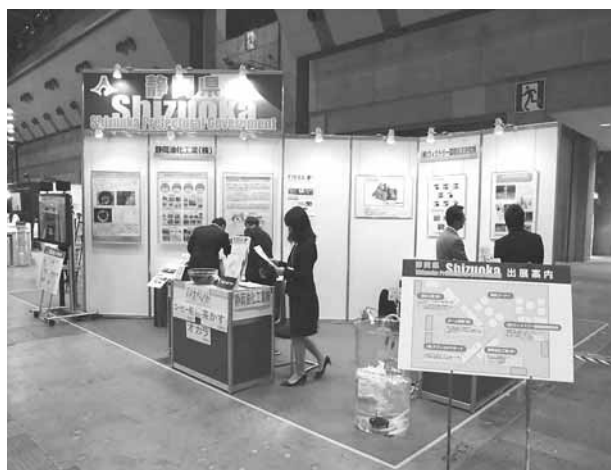
環境マネジメントに取り組むことで、事業活動の見える化が図られ、企業の環境負荷への取組が進むことが期待されます。このため、県では、エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及させるため、セミナーやフォーラムを開催しました。なお、県では、エコアクション21、ISO14001の取組を、県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目としています。

環境分野など県内中小企業が、製品化を目指して取り組む試作品の研究開発や実証試験を支援する「試作・実証試験助成」を実施しました。環境分野について39社から申請があり、16社に助成しました。なお、本助成では、平成22年度に助成した3社が水質浄化装置などの製品化に至っています。

また産学官が連携して取り組む、太陽エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」を創設し、県内中小企業5社に助成しました。

環境分野の製品開発を行う県内中小企業の情報を発信し、販路開拓を進めるため、展示会への出展を支援しました。首都圏で開催された「製造業・エネルギー対策展」では、県内企業5社が出展し、42件の商談が行われました。

また、環境関連技術の海外展開を支援するため、需要拡大が期待される中国環境市場をターゲットに、「環境ビジネスマッチング商談会」を中国浙江省杭州市で開催し、県内中小企業11社が参加し、40件の商談が行われました。



製造業・エネルギー対策展

## II 低炭素社会に向けた取組

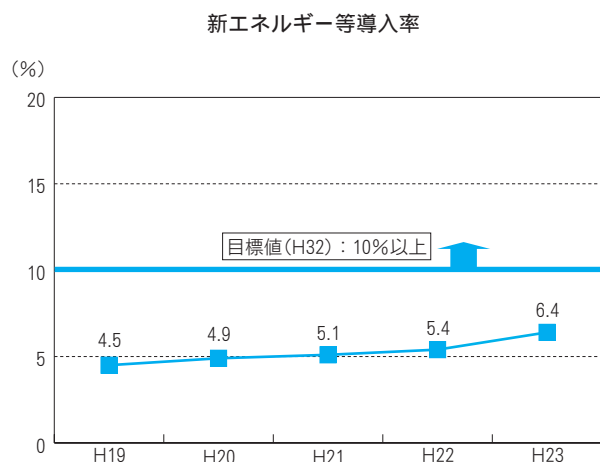
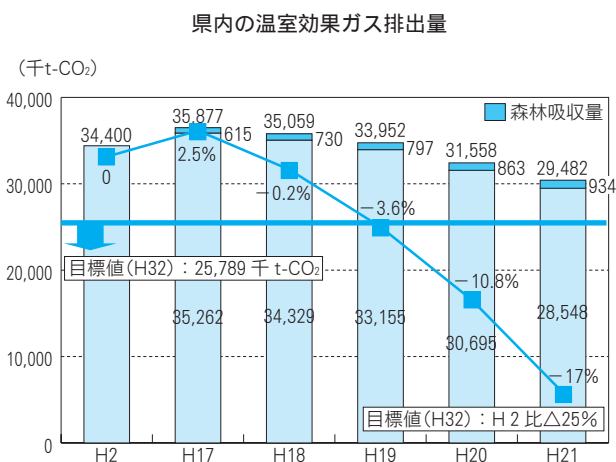
### 現 状

平成21年度における県内の温室効果ガスの排出量は、29,482千t（二酸化炭素換算）にのぼり、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べ14.3%減少しています。また、森林吸収量を含めると28,548千tとなり、基準年度に比べ17.0%の減少となっています。なお、排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成2年度に比べると6%減少していますが、家庭部門での増加が顕著になっています。平成23年度からは、平成22年度末に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で設定した新エネルギー等の導入率の目標「平成32年度（2020年度）までに10%以上」を、前倒して達成するよう取り組んでいます。

静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haです。森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保土や水資源のかん養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、県民の生活に密接に関係した多面的機能を有しています。

県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、「静岡県森林吸収量確保推進計画」に基づき、効率的な森林整備を推進しています。

#### < 低炭素社会に向けた取組：主要な環境指標の動向 >



H23からは「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づく算定

### 施策の展開

地球温暖化防止活動の実践を各界各層に広げるため、平成23年度から県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開しています。家族、仲間同士、クラスなどのグループが行う、地球温暖化防止に向けたユニークな発想に基づく自発的な取組を募集・公表・表彰するエコチャレンジACTION事業には、1,135チーム123,125人が参加しました。「ふじのくにエコチャレンジ」全体では、約16万人が参加し、二酸化炭素換算で約5,000tの削減ができました。



「ふじのくにエコチャレンジ」表彰式

県と静岡県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化防止に関する県民からの相談・照会・助言5,218件への対応や、地球温暖化対策地域協議会及び自治会との連携し、242件の家庭の省エネ診断を実施しました。

平成19年7月1日に施行した静岡県地球温暖化防止条例では、一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付けています。県はその概要を公表することで社会や市場での評価を通して、事業者の自主的・計画的な地球温暖化防止の取組を促進しています。

事業者から提出された平成22年度の温室効果ガス排出削減報告による総排出量は10,983千t（二酸化炭素換算）で、基準年度（平成2年度）に比べ2,794千t、20.3%の減少となりました。

県では、全国有数の日照条件に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーを活かしたエネルギーの地産地消を進めています。平成23年度は、家庭において導入しやすく、非常時の電源ともなり得る太陽光発電設備の導入を促進するための助成制度を設けました。また、率先導入として、小笠山総合運動公園をはじめとする8か所の県有施設に太陽光発電設備を導入しました。



県有施設への率先導入

走行中に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出量が少ないEVやPHVを普及し、環境負荷の少ない自動車社会の構築に向けて、国の「EV・PHVタウン」の指定を受け、官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、本県の地域特性を活かしたEVやPHVの普及促進などに取り組んでいます。

巡航距離が短いことがEV普及の妨げになっていると言われていたことから、県では、富士山静岡空港など6か所に急速充電器を整備しました。



県庁本館前の急速充電器

森林吸収源として認められる森林を確保するため、農林水産省が策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、効率的な森林整備の推進、保安林の適正な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の促進、県民参加の森林づくり等の推進、森林資源データの整備の5つの継続的な取組を推進しています。

### Ⅲ 循環型社会に向けた取組

#### 現 状

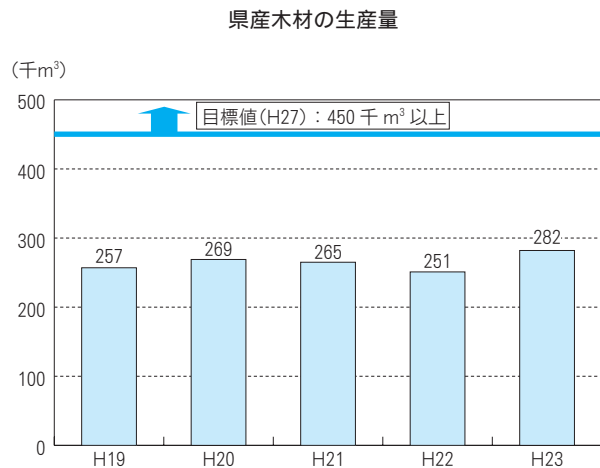
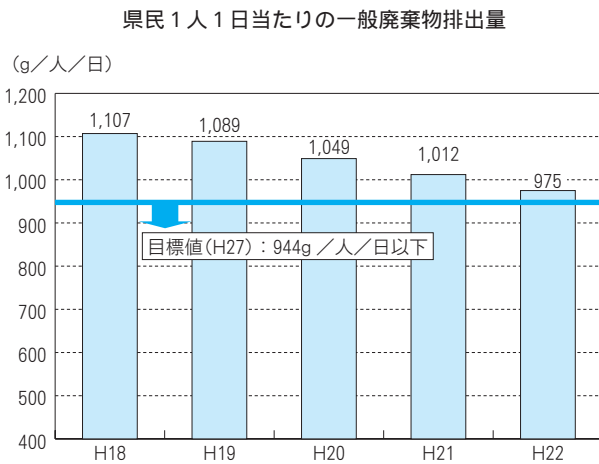
本県の平成22年度の一般廃棄物排出量は134万1千tで、これは県民1人1日当たり975gのごみを排出したことになり、前年度の1,012gから3.7%減少しました。

一方、平成22年度の産業廃棄物の排出量は、1,142万tで、前年度の1,123万tに比べて、1.6%増加しています。

本県の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）の60%は人の手で植え、育てられた人工林で、この約8割は、木材として利用可能となる41年生を超えています。人工林から生み出される木材は、数少ない再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されていますが、その資源量に見合った十分な利用がされていません

平成22年度の水の年間需要量は、約42.9億 $m^3$ で、昭和45年度の55.2億 $m^3$ から22.2%の減少となっていますが、しばしば渇水が発生する水系もあることから、引き続き水の大切さなどについて啓発していくことが必要です。

#### <循環型社会に向けた取組：主要な環境指標の動向>



#### 施策の展開

第一次循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）では、「まずは1割」ごみ削減運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成しました。平成23年度からは一歩進めて「さらに1割」ごみ削減運動を展開しています。

環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいることを伝えたい小売、飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年にスタートさせました。訪問による新規登録店舗の拡大、ツイッターなど魅力あるホームページづくり、登録店舗の取組事例集の作成・配布などにより平成23年度末には561店舗まで登録が拡大しました。



エコショップマガジンと案内パンフレット



産業廃棄物の排出量を抑制するため、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、又は前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業者に対して、廃棄物処理計画の策定を指導し、389事業者が計画を策定しました。

平成22年度から「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を交通基盤部において試行実施しています。平成23年度は、土木・農林事務所発注の25工事を実施しました。土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明、リサイクル認定製品を使用した工事現場の見学会を実施し、製品の理解を深め、活用の拡大に努めています。

産業廃棄物の適正処理を確保するため、違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を行っています。

需要に応じた計画的生産、山元還元を増やす低コスト生産、流通コストをカットする直送販売に取り組むビジネス林業の展開を図るため、公募により募った林業事業者6者と、林業への参画を目指す建設・造園業2者に対し、ビジネス林業のノウハウを取得し経営力を強化する研修等を行い支援しました。

「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得を支援しました（平成23年度 573棟）。「しずおか優良木材」の主要な供給元となる「しずおか優良木材認定工場」は平成23年度末現在、29工場となっています。

年17,000㎡の県産材利用を目標とする「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、公共部門における県産材の利用拡大に全庁的に取り組んでいます。公共建築物における県産材利用が円滑に進むよう、設計者用の資料として「公共建築物における県産材利用の手引き」を作成しました。



優良木材の家

水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民各層の水に関する意識の高揚が必要であることから、水の週間（8月1日～7日）などの機会を捉えて、様々な啓発事業を行っています。特に、次代を担う子供を対象として、出前講座「水の教室」などの啓発事業を重点的に行っています。

地下水の適正な利用を図るため、地下水位観測調査を昭和43年に開始し、平成23年は県内13地域の158か所で行いました。



水の教室

## IV 自然共生社会に向けた取組

### 現 状

本県は県土の約3分の2を森林が占め、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇ることができる自然環境を有しています。

富士山の平成23年夏の登山者数は約29.3万人でここ数年30万人前後で推移し、登山初心者や外国の方が多ことから、保全意識の高揚等総合的で長期的な環境保全活動に努めています。

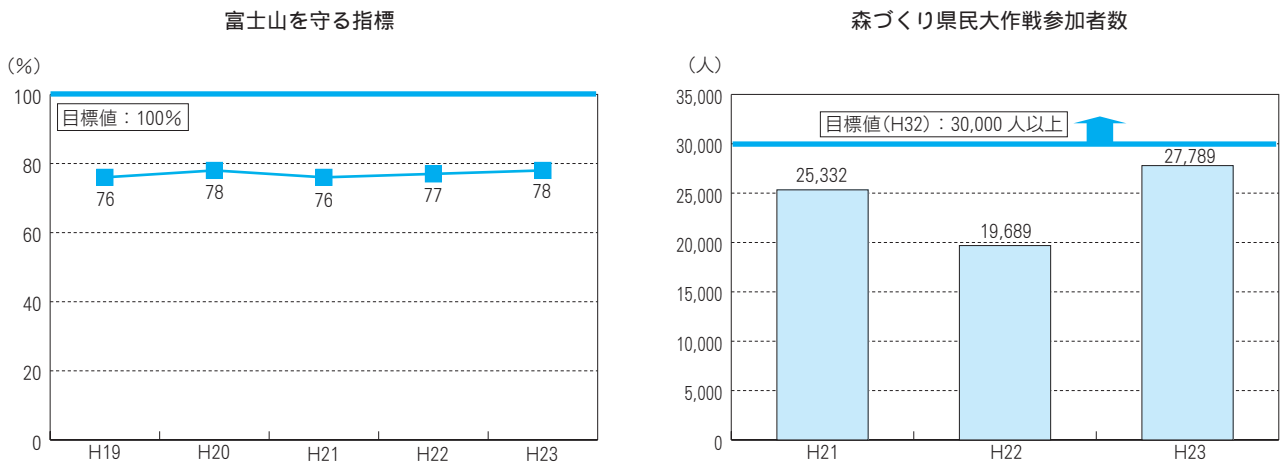
本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇り、哺乳類は47種、鳥類は390種、蘚苔類・藻類・地衣類は3,499種の生育が確認されています。

県内の陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、確認された種の約1割に当たる1,048種は絶滅のおそれがあるとされています。

豊かな自然と身近に触れ合うことは、自然環境に対する意識と理解を高めるために最も有効な方法であることから、県民の森をはじめ、県立森林公園など7か所の自然ふれあい施設を設置しています。

里地・里山・里海には国土と生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能がありますが、こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業の持続的な展開や農山漁村の維持・発展を図るなど、人間の継続的な関与が必要です。

#### < 自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向 >



### 施策の展開

社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるために、緊急に整備が必要な森林について、静岡県もりづくり県民税条例（平成17年条例第88号）に基づく県民税超過課税を充当し、その再生のための森林整備を推進しています。

森林ボランティア団体が、森林整備の依頼を受けて活動する「森林支援隊」の自立促進に向けたネットワーク強化などに取り組んでいます。

企業が森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度、紙を購入する人に間伐材搬出にかかる費用を負担してもらう「ふじのくに森の町内会」などを行っています。

富士山を後世に引き継ぐことを期する日として2月23日を「富士山の日」と定め、「ふじさんネットワーク」が子供たちの富士山への親しみや興味を喚起し、自然を守り大切にする心を育てるために作成した学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を県内の全小学6年生に配布するなど、富士山とともに地域の自然環境を守る大切さを伝え、自発的な環境保全活動の実施を呼びかけています。

広域景観の形成を図るため、市町・住民等と連携して様々な取組を実施しています。富士山周辺地域に

については、富士箱根伊豆交流圏構想に基づく「国際観光地にふさわしい屋外広告物の取組」を推進し、富士宮市朝霧地区において屋外広告物の集合化を実施しています

南アルプス地域の希少野生生物生息等実態調査の結果を踏まえて、ホテイラン、ホテイツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）及びオオサクラソウの6種類の高山植物を「指定希少野生動植物」として指定し、平成24年4月1日から採取や損傷などを禁止しました。



指定希少生物（ホテイラン）

日本ジオパークネットワークの認定、その後の世界ジオパークネットワークの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を行い、貴重な美しい地質や地形を含めた自然遺産を保全するとともに、ジオツーリズムを通じて地球科学の普及や環境・防災教育を行い地域の持続的な発展を目指しています。



静岡県教育委員会主催高校生対象ジオツアー

「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」など多様な主体の参画による農地等の保全活動を促進するとともに、県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力して、地域の持続的発展に向けた活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりを支援していきます。地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農村環境資源の適切な保全を行うとともに、継続的な農業生産を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を定め、里山などの人間活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮して農山村空間の整備をしています。



美農里プロジェクト（農道舗装）

## IV 自然共生社会に向けた取組（良好な生活環境の確保）

### 現 状

炊事、洗濯、風呂など日常生活に伴って排出される生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効ですが、本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、平成22年度末において、全国35位で72.9%にとどまっており、全国の86.9%を下回っています。

平成23年度の生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、河川については、近年98%で推移していますが、湖沼（2地点）については、達成が難しい状況にあり、海域については、近年は低下傾向にあります。

近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により土壌汚染が顕在化し、平成23年度末での県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて123件で、そのうち浄化対策が終了したものは77件でした。

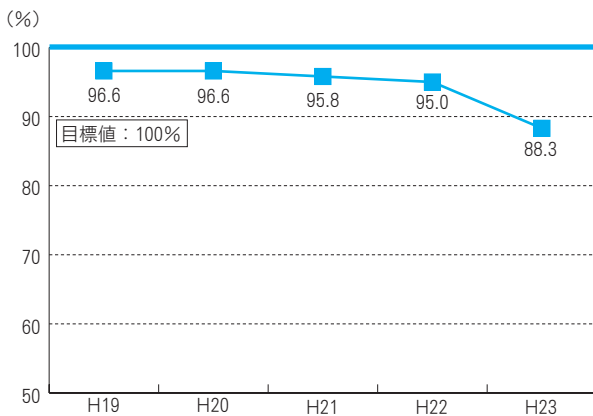
平成23年度、一般環境大気測定局のすべてで、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については環境基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質は3測定局で、光化学オキシダントについてはすべてで環境基準を達成しませんでした。

平成23年度、自動車騒音については、面的な評価を実施した結果、205,999戸中186,638戸（適合率90.6%）で環境基準を達成しました。

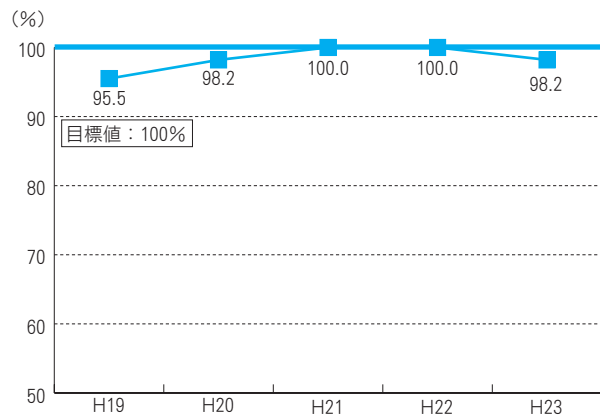
うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も拡大していますが、平成23年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は減少しています。

#### < 自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向 >

水質汚濁に係る環境基準達成率



大気汚染に係る環境基準達成率



### 施策の展開

合併処理浄化槽は、設置者個人が管理責任を負うため、講習会等により周知を図り、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理確保を図っています。



第1部 総説

42河川・2湖沼・全前面海域について環境基準の類型を設定していますが、平成6年度から平成21年度までに18水域について上位類型に変更しました。一般環境大気測定局59局と自動車排出ガス測定局10局での測定結果を基に環境基準の適否判定、緊急時の措置及び規制効果の評価を行い、大気汚染の未然防止に努めています。

有害化学物質の排出量等の情報を県民に積極的に提供することにより、事業者による自主的な削減を進めています。県は、PRTR制度に基づき届け出られたデータを分かりやすくまとめて、冊子や県ホームページで紹介しています。

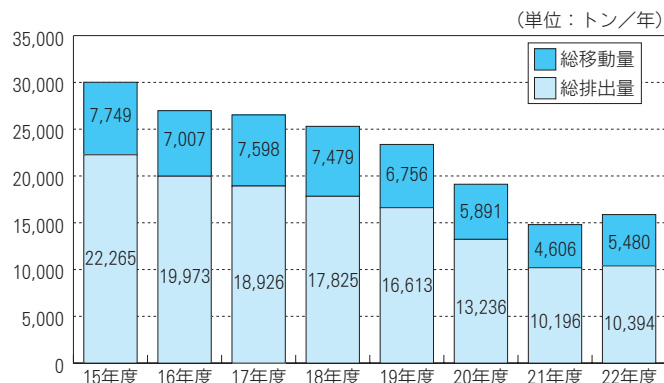


海水の水質調査



自動車排出ガス測定局とPM2.5測定器

総排出量・総移動量の推移（静岡県）



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある

公共空間の一体的な緑化を推進するため、平成23年度には14か所の公共的施設等に緑化を行いました。また、芝生を活用した都市緑化を促進するため、本県に適した緑化手法や管理手法などの検討を行いました。



公共空間の緑化

環境影響の大きな事業の実施に当たっては、環境影響評価を実施してより効果的な環境負荷の低減及び良好な環境の保全を図っています。県内では、現在、中央新幹線等多くの事業が計画されています。



建設予定地現地調査

## 第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、県では、平成23年3月に、第3次静岡県環境基本計画を策定しました。同計画では、23項目の環境指標を設定するなどし、計画の進捗状況を把握しています。

### 1 静岡県環境基本計画の進捗状況の評価

#### (1) 評価区分の状況

23項目の環境指標による評価は、下表のとおりです。(平成24年9月末現在)

区分	評価区分						計
	A	B <sup>+</sup>	B	B <sup>-</sup>	C	D	
ライフスタイル、ビジネススタイルの変革		1	1		1		3
低炭素社会に向けた取組		1	1	1	2		5
循環型社会に向けた取組	1	2	1	3	1		8
自然共生社会に向けた取組		1	1	2	3		7
計	1	5	4	6	7		23

#### (2) 概要

エコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入している事業所は、着実に増加しています。特に、都道府県別のエコアクション21取得事業所数は、平成24年3月末時点で全国一位となっています。県内の温室効果ガス排出量は削減が進んでいますが、東日本大震災の影響等に伴う火力発電所の増強により、温室効果ガス排出量の増加が懸念されることから、県民や事業者が行う地球温暖化防止の取組を一層促進することが必要です。

一般廃棄物排出量（1人1日当たり）と産業廃棄物排出量は、ともに減少傾向にありますが、景気動向の影響も考えられることから、県民や事業者の3Rに対する自主的な取組への継続的な働きかけが必要です。

水質に係る環境基準達成率は、海域における低下と閉鎖系水域での未達成を理由に低下し、大気も、3測定局で浮遊粒子状物質（SPM）に係る環境基準を達成しなかったために低下しました。環境基準達成率は、天候等の影響を受けることがありますが、良好な生活環境を確保するためには、調査や監視体制の充実など、より一層の取組が必要です。

各指標の数値の推移については、次ページ以降のグラフをご覧ください。

### 2 評価区分の見方

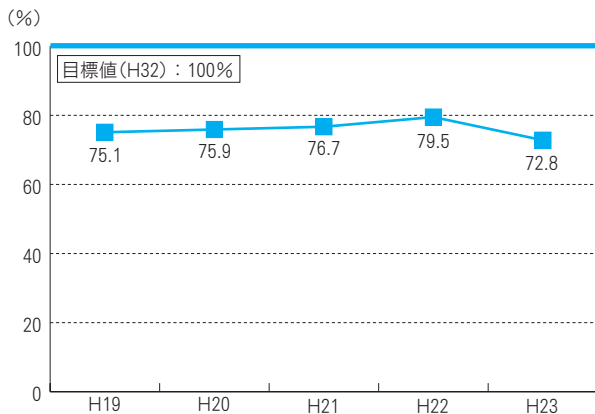
評価区分の見方は、下表のとおりです。

評価区分	評価及び達成の状況	
A	目標の早期実現が可能	
B	目標達成に向け、順調に推移	B <sup>+</sup> 現状値が目標設定時の推移の想定以上で、目標達成が見込まれる
		B 現状値から判断し、目標達成が見込まれる
		B <sup>-</sup> 現状値に若干の遅れが見られるが、目標達成は十分可能と見込まれる
C	目標達成に向け、より一層の推進を要する	
D	目標達成が困難	

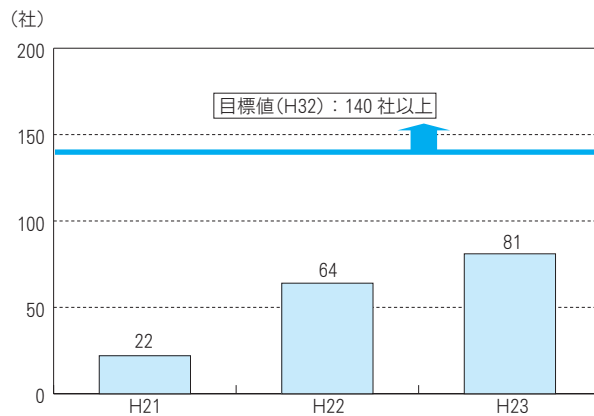
3 環境指標の推移

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

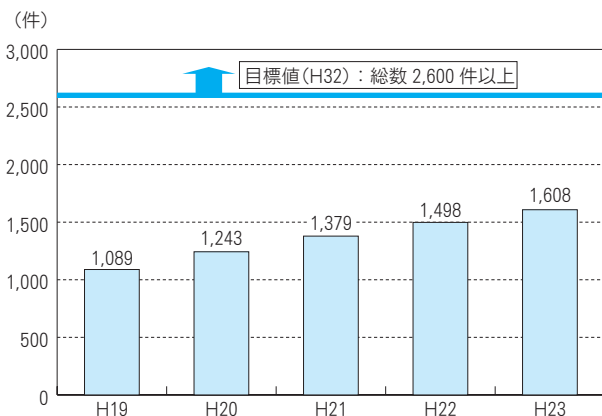
【指標】環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合  
「県民意識調査」による節電、リサイクル、自然保護活動など、環境に配慮した暮らし方を実践する人の割合 [評価 C]



【指標】地域との協働により森づくりを実施する企業数  
「しずおか未来の森サポーター」として活動しているサポーター企業の数 [評価 B+]

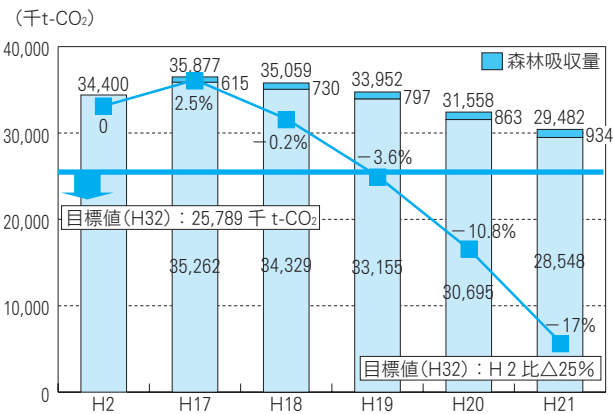


【指標】エコアクション21やISO14001取得事業所数  
環境マネジメントシステムであるエコアクション21やISO14001を取得している事業所の数 [評価 B]

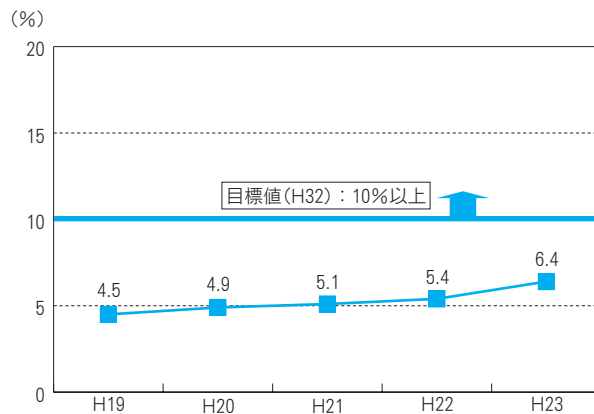


低炭素社会に向けた取組

【指標】県内の温室効果ガス排出量の削減率  
温室効果ガス (CO<sub>2</sub>等6種類) 排出量の基準年度 (平成2年度) に対する削減割合 (森林吸収量含む) [評価 B+]

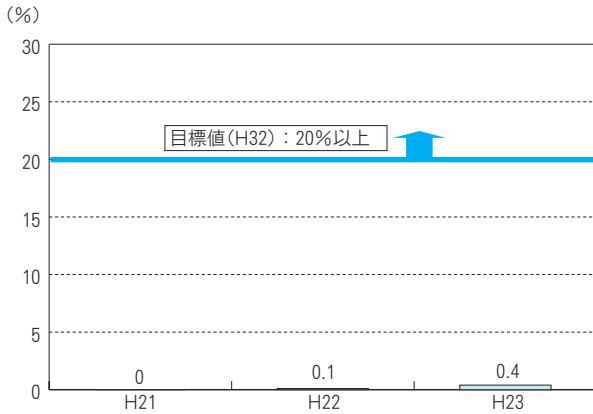


【指標】新エネルギー等導入率  
県内の最終エネルギー消費量に対する新エネルギー等導入量 (天然ガスコージェネレーションを含む) の割合 [評価 B]

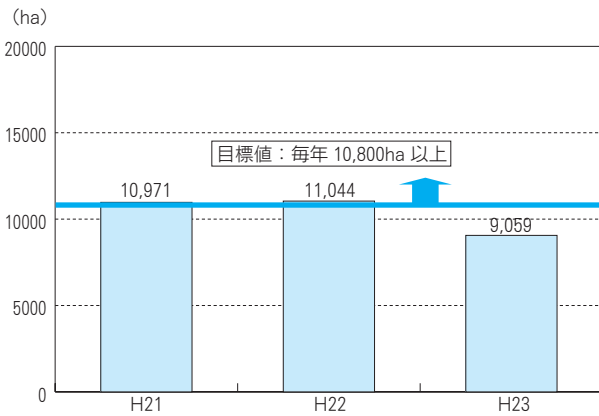


H23からは「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づく算定

【指標】EV、PHVの販売台数の割合  
新車販売台数に占める電気自動車及びプラグイン  
ハイブリッド車の販売台数の割合 [評価 B<sup>-</sup>]

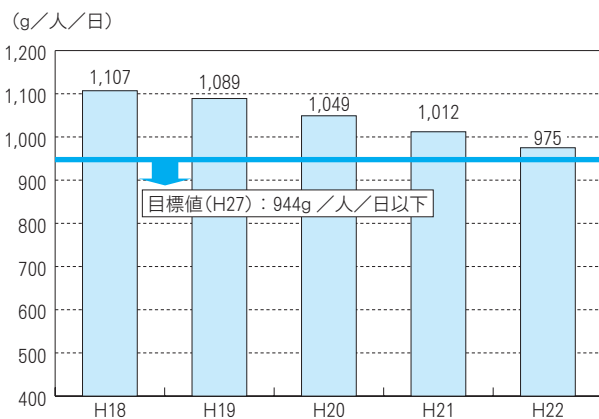


【指標】森林吸収量確保に向けた年間森林整備面積  
間伐面積と保育面積（下刈、枝打、除伐）と森の  
力再生事業により整備した面積の合計 [評価 C]



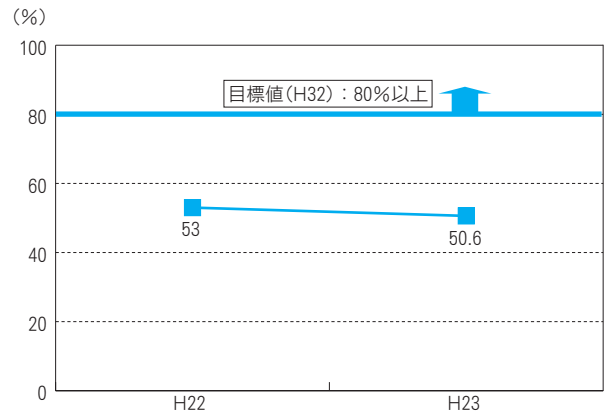
循環型社会に向けた取組

【指標】県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量  
家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生  
するごみのうち、産業廃棄物以外のごみの1年間の  
合計を、日数及び県民の数で除した量  
[評価 B<sup>+</sup>]

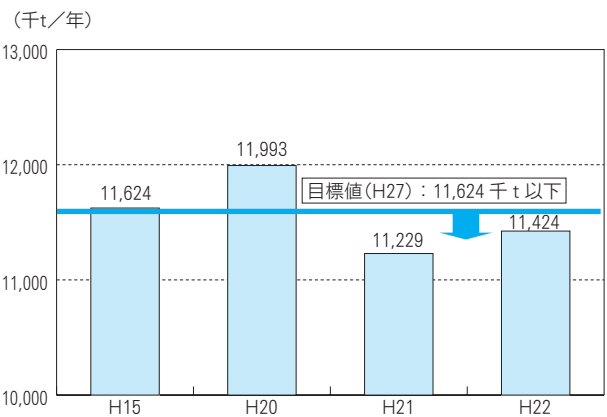


【指標】身近にある公園や歩道等の公共的施設の花  
や緑の量を十分だと思う人の割合  
身近な公共的空間の花や緑の量に対する県民への  
アンケートの結果 [評価 C]

(この指標としても設定)



【指標】産業廃棄物排出量  
「静岡県廃棄物実態調査」による「産業廃棄物の  
排出量」 [評価 B<sup>+</sup>]

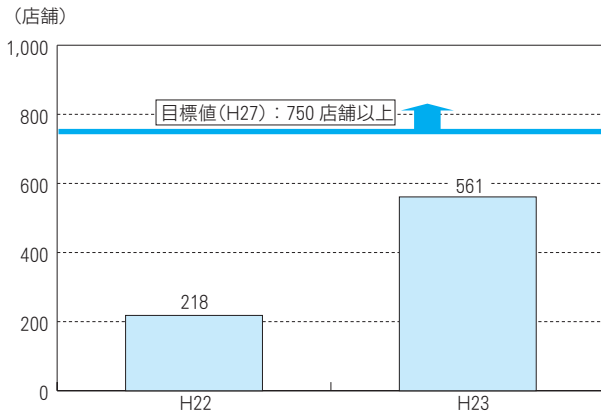




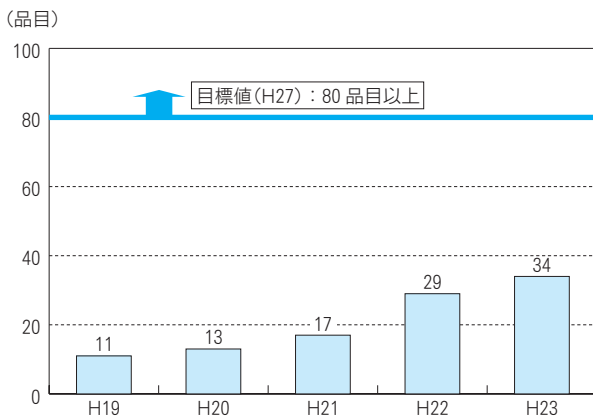
第1部 総 説

【指標】ふじのくにエコショップ登録店舗数  
3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供  
を実施している小売店等で「ふじのくにエコショッ  
プ宣言制度」に登録している店舗等の数

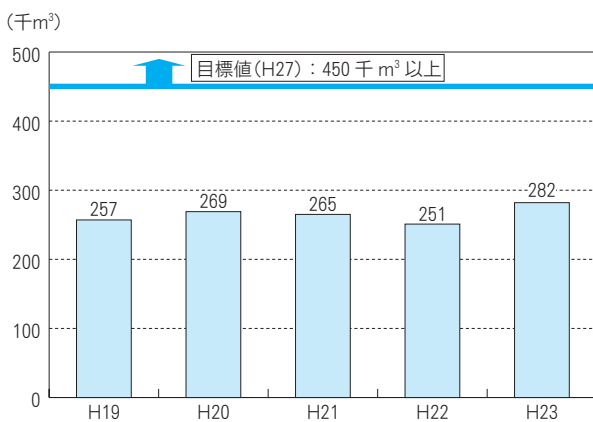
【評価 A】



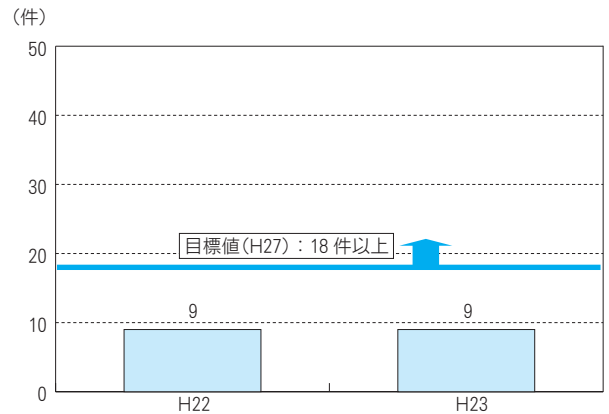
【指標】リサイクル認定製品の数  
県のリサイクル製品認定制度において、認定され  
た製品の数【評価 B】



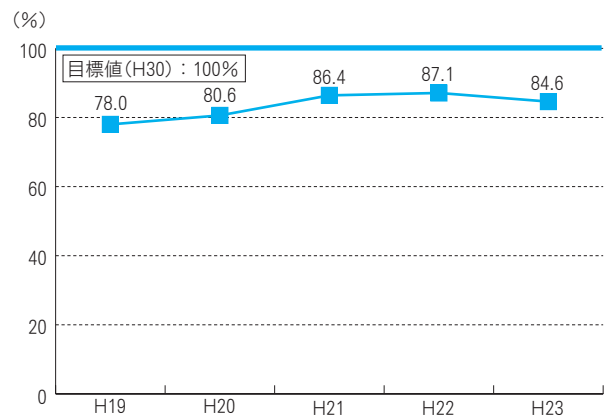
【指標】県産木材の生産量  
県内の森林から生産された木材生産量  
【評価 B】



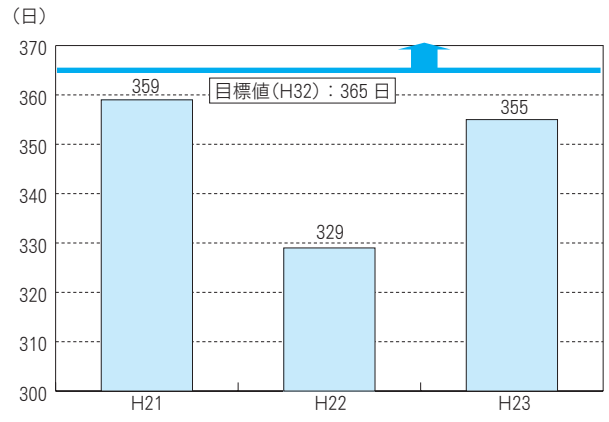
【指標】廃棄物の地域循環システムを構築している数  
地域の特性に応じて、地域で発生した廃棄物を、  
その地域内で再資源化する取組が行われている数  
【評価 B】



【指標】下水汚泥リサイクル率  
県内の下水処理場から発生する汚泥が堆肥等に  
リサイクルされた割合【評価 C】



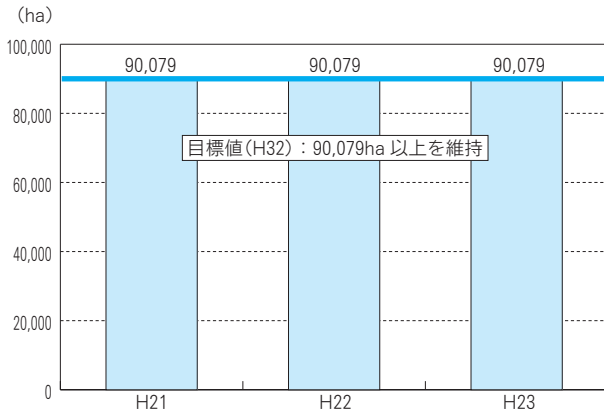
【指標】水道水の安定供給日数  
水道水が、天候や災害に左右されず、断減水する  
ことなく供給された日数【評価 B】



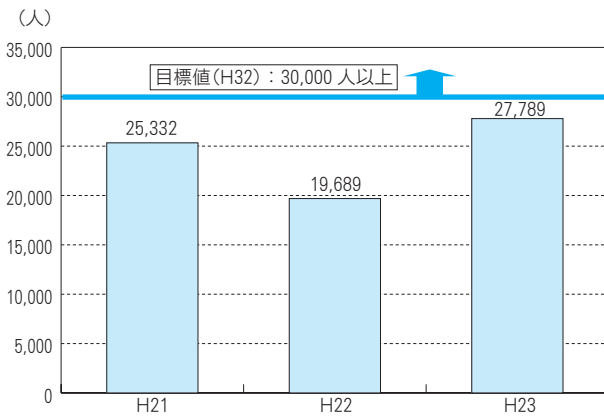
自然共生社会に向けた取組

【指標】生物多様性の確保に寄与する自然公園等の面積

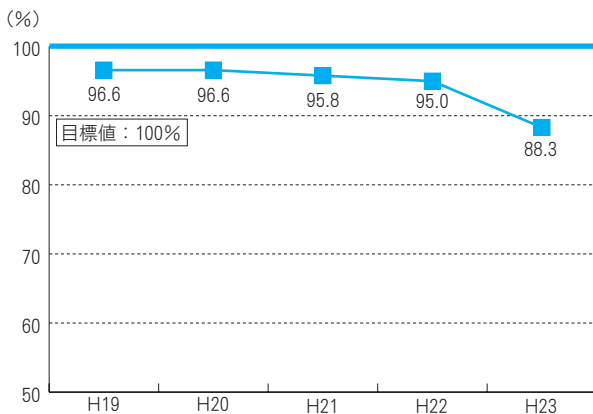
自然公園（国立、国定、県立）、原生自然環境保全地域（国指定）、自然環境保全地域（国指定、県指定）、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の面積の合計 [評価 B]



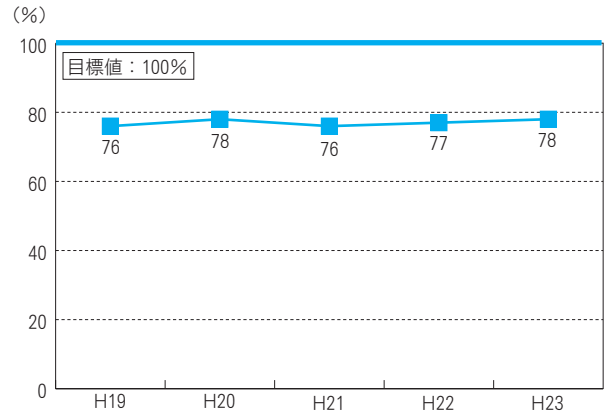
【指標】森づくり県民大作戦参加者数  
春と秋の森づくり県民大作戦の参加者の延べ人数 [評価 B+]



【指標】水質に係る環境基準達成率  
公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準の代表指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）を達成した測定地点の割合（環境基準達成地点数÷測定地点数） [評価 C]

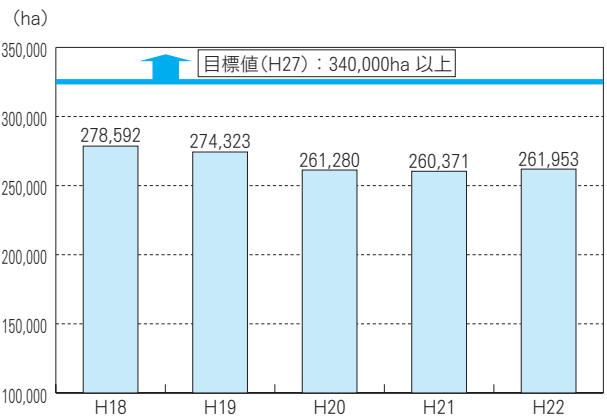


【指標】富士山を守る指標  
富士山の環境への負荷軽減や自然環境の保全等を図るための取組の達成度 [評価 B]

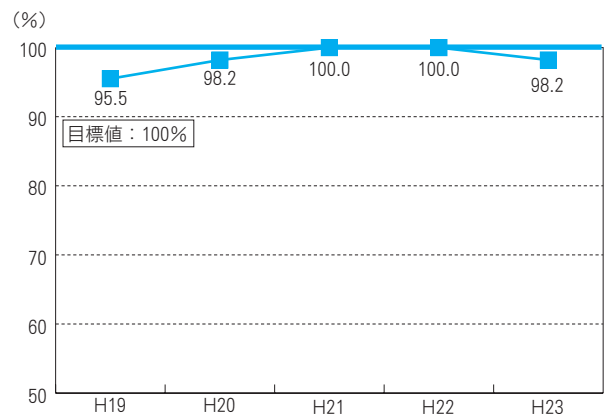


【指標】森林の多面的機能の発揮のため適正に管理されている森林面積

一定のまとまりをもった森林の経営計画を樹立している森林の面積、保安林など法令等に管理・保全されている森林の面積、公有林及び間伐等の育を実施した森林の面積の合計 [評価 B]



【指標】大気汚染に係る環境基準達成率  
大気に係るSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、CO、SPMの環境基準を達成した測定地点の割合（環境基準達成地点数÷測定地点数） [評価 C]



## 第 2 部

# 環境の現状・課題 及び施策の展開

静岡県の環境の現状・課題及び施策の展開を静岡県環境基本計画の項目に沿って報告します。  
項目の最後の【 】内の課名等は、その項目に記載された事業を所管する課名等です。

# 第1章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

## 第1節 環境にやさしい暮らし方の実践

### (1) 環境にやさしい暮らし方を学ぶ

#### 現状

今日の環境問題の特徴は、廃棄物の増大、生活排水による河川等の汚濁、自動車等からの二酸化炭素の排出による地球温暖化の進行など、私たちの日常生活に起因し、それと同時に私たちがその影響を受けていることにあります。したがって、その解決のためには、一人ひとりが日頃から取り組むことが不可欠です。県内においては、NPO等の団体による環境保全に取り組む活動が活発に行われ、また、自治会や事業所もリサイクルや環境美化に取り組む事例も数多く見られていることから、県民の環境に対する意識は高まってきているものと考えられます。また、平成23年度の県政世論調査においても、「節電行動、清掃美化活動、自然保護活動」に参加している方が7割を超え、県民の環境への意識の高さが伺えます。【環境ふれあい課】

#### 課題

県民の環境への関心を一層高めるとともに、この関心が家庭、地域、職場等における県民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践に結びつくために、様々な機会をとらえて環境教育・環境学習や環境保全活動を進めていくことが必要です。【環境ふれあい課】

#### 施策の展開

##### ア 気づき、学びの機会の充実

###### (ア) 「ふじのくに環境教育・環境学習基本方針」に基づく環境教育・環境学習の推進

環境保全や環境問題の解決に向けた自発的な実践行動を促進するために策定した「ふじのくに環境教育・環境学習基本方針」に基づき、すべての世代に多様な場で、体験を重視し、地域に根ざした総合的な環境教育・環境学習を推進しています。なお、基本方針は策定から11年が経過し、環境教育・環境学習を巡る状況等も変化したため、県と県教育委員会は新たな「ふじのくに環境教育基本方針」を平成24年3月に策定しました。【環境ふれあい課】

###### (イ) 環境月間県民大会の開催

開催市町との共催により、積極的に環境保全活動を行っている地域の団体の活動事例発表や環境に関する講演を行い、県民の環境に対する関心が高まるよう、普及啓発を行っています。

平成23年度は、6月2日に牧之原市相良総合センター「い〜ら」を会場に開催し、300人が参加しました。【環境ふれあい課】

###### (ウ) もったいないの意識の高揚

県民に対し、広く廃棄物・リサイクルに関する正しい情報を提供し、日常生活における3Rの取組を促進するとともに、各地域の実情に即した啓発教室が市町等の職員により実施できるよう、市町等の職員を対象にした廃棄物・リサイクル学習指導法講座を開催しました。また、3Rに関する教材や学習副読本を提供することにより、3Rの理解を深めるための支援を充実しました。【廃棄物リサイクル課】

表 - 1 - (1) - 1 平成23年度廃棄物・リサイクル学習指導法講座

開催日	会場	講師	参加者数
平成23年11月8日	総合社会福祉会館	NPO法人静岡リサイクル協会 事務局長 菊池澄代氏他	28人

小・中・高校生への環境美化教育の一環として、ポスター・標語コンテストを実施しました。

また、循環型社会を目指す生活に身近な「ごみの減量及び再資源化」のアイデアを募集しました。平成23年度はマイボトルの利用促進のためマイボトルに関するアイデアも募集しました。優秀作品の展示や作品集の配布などにより広く周知を行い、県民の意識向上を図りました。【廃棄物リサイクル課】

表 - 1 - (1) - 2 平成23年度優秀作品展示会

開催日	平成23年12月20日～25日	
会場	静岡県立美術館県民ギャラリー	
ポスター・標語 コンテスト	応募数	2,882点 (ポスター1,888点、標語994点)
	優秀作品展示数	ポスター12点、標語12点
ごみゼロアイデア コンテスト	応募数	326点 (こどもの部 282点、一般の部 44点)
	優秀作品展示数	こどもの部 3点、一般の部 2点

(エ) エコチャレンジKIDS事業

次世代を担う子供たちに、地球温暖化をはじめとする環境問題とその解決のために自分たちにできることがあることを知ってもらい、日常生活の中で、具体的な実践を促進するため、小学生向けの体験プログラムを実施しました。【環境政策課】

表 - 1 - (1) - 3 平成23年度の概要

参加数	小学校69校 延べ4,996人	
実施内容	キックオフイベント	子供たちへの動機付けを目的とした講話、グループワーク、プログラムの例示
	チャレンジ	普段の家庭生活の自己診断と取組の実践 (エコライフチャレンジ) 各1週間
	セレモニー	取組の認定書授与式

イ 環境に配慮した暮らし方の実践支援

(ア) エコチャレンジDAYs事業

県民が自主的な地球温暖化防止活動を行うきっかけづくりをするとともに、活動に取り組む県民の裾野を広げるため、各家庭の日常生活の中で地球温暖化防止に取り組む10項目の省エネチェックシートを活用して啓発するプログラムを、県、市町及び静岡県地球温暖化防止活動推進センターとの協働により実施しました。【環境政策課】

表 - 1 - (1) - 4 平成23年度の概要

実施期間	平成23年4月～平成24年3月
実施世帯	15,824世帯
実施団体	12市町 (沼津市、島田市、富士市、袋井市、裾野市、御殿場市、焼津市、菊川市、掛川市、湖西市、長泉町、川根本町) 静岡県地球温暖化防止活動推進センター
実施内容	・マークシートを使用し1週間集中して10項目の地球温暖化防止活動を実施 ・参加家庭へ取組成果を記載した認定証を発行

(イ) エコチャレンジBANK事業

家庭や事業所で検針票を活用し、自らの電気・ガスの使用量を把握することで、気軽に楽しみながら節電・省エネに取り組めるよう、優れた取組やユニークな取組を表彰する「節電・省エネコンテスト」を実施しました。【環境政策課】

表 - 1 - (1) - 5 平成23年度の概要

実施期間	平成23年7月～平成23年11月
応募件数	家庭部門 1,598件 事業所部門 39件
応募条件	前年同月と比べ、電気又はガスの使用量が減少した家庭及び事業所
実施内容	・節電・省エネに取り組んだ成果を検針票により確認 ・専用封筒に検針票を貼って応募 ・優れた取組、ユニークな取組を表彰

(ウ) エコチャレンジMODEL事業

地球温暖化防止に関する県民からの相談・照会・助言への対応や、地球温暖化対策地域協議会及び自治会との連携を図りながら、家庭の省エネ診断を実施しました。【環境政策課】

表 - 1 - (1) - 6 平成23年度の概要

実施期間	平成23年4月～平成24年3月	
実施内容	相談・照会・助言件数	5,218件
	省エネ診断件数	242件

ウ 地域のリーダーの養成

(ア) 環境学習指導員の養成

地域における環境教育を推進していくために、新たな静岡県環境学習指導員を養成するとともに、指導員の資質向上のための研修会を開催しています。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (1) - 7 平成23年度の環境学習指導員総合学習講座

コース	総合コース
実施期間	平成23年7月～12月、11日間
参加者数	18人

(イ) 「もったいない」の精神の普及

「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供するため、体験型学習の指導法を習得できる講座を開設し、各地域におけるリーダーの養成を行っています。(表 - 1 - (1) - 1 参照)

【廃棄物リサイクル課】

エ あらゆる年代、あらゆる場での体験重視の学習機会の充実

(ア) 環境学習リーダーの派遣

地域の環境保全活動や学校等で実施される環境教育・環境学習を支援するため、環境学習指導員等を地域や学校の環境学習会等に派遣しています。平成23年度は、環境学習リーダーを167回、延べ440人派遣し、6,349人が学習しました。【環境ふれあい課】

(イ) こどもエコクラブ活動への支援

「こどもエコクラブ」(平成23年度、100クラブ、3,957人)に対し、各クラブに参加する子供たちの交流会やサポーターの研修会を開催しています。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (1) - 9 交流会、研修会開催実績

年月日	場所	参加者数
平成23年8月2日	沼津市	52人
平成23年8月20日	静岡市	33人
平成23年11月13日	浜松市	27人

オ 学校における環境教育・環境学習の実施

「持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくり」(ふじのくに環境教育基本方針)を目標とした環境教育・環境学習の推進施策や生涯学習の一環として、児童生徒等の発達の段階に応じ、NPO等の外部人材も活用して、環境に関する学習を行うことが必要です。小・中学校では、各教科や「総合的な学習の時間」などで、高等学校では、教科・科目、特別活動及び部活動で、特別支援学校では、各教科や「総合的な学習の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を教科横断的に実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により原子力発電所が被害を受けたことにより、放射線等についての学習への関心が高まっています。県教育委員会がホームページに掲載した「放射線について知ろう」や、「静岡県の授業づくり指針」の中に盛り込まれた放射線や新エネルギー、防災等に関する内容を活用し、放射線に関する学習に取り組んでいます。【教育委員会学校教育課】

カ 県民の実践を促すための情報発信

(ア) 環境学習データバンク

自発的な環境教育・学習を支援するため、インターネットにより最新の環境データや学習情報の提供を行う環境学習データバンクを運用しています。平成23年度は、年間386,834件のアクセスがありました。【環境ふれあい課】

環境学習データバンクのホームページアドレス

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-080/ecobank.top.html>

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### (イ) 環境学習プログラムの整備

既存プログラム集をデジタルデータ化して、インターネットで提供し、活用を促進しています（表 1 - (1) - 10）。

また、「小中学校で使える環境学習プログラム集」、子供たちが身近な自然や環境の問題を楽しく学ぶための「ふじのくにかんきょう学校」を作成しました。【環境ふれあい課】

表 1 - (1) - 10 ホームページに掲載済みの既存プログラム集

名 称
つながる環境学習環境道場ハンドブック
静岡県環境学習プログラム集
環境教育指導資料集
学校における自然活動事例集
森林環境教育プログラム集
盲学校・聾学校・養護学校における自然体験学習マニュアル&事例集
静岡県環境学習おすすめ！プログラム（幼児版、小学校）

### (ウ) 環境学習器材の貸出し

県環境衛生科学研究所（静岡市葵区）の環境学習室や県農林技術研究所 森林・林業研究センター（浜松市浜北区）に、環境学習に必要な器材、ビデオ、パネル、書籍などを備え、県民、環境保全団体、学校に貸出しを行っています。【環境ふれあい課】

### (エ) 環境局ホームページ

環境局のホームページでは、県の環境施策やイベントなどを紹介しています。【環境政策課】  
《環境局のホームページのアドレス》

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/>

### (オ) メールマガジン、環境白書

環境に関するイベントなどの情報を、簡潔に毎月メール（「エコめーる」）で配信しています。「エコめーる」の配信については、本書裏表紙をご覧ください。【環境政策課】

### (カ) 環境白書等

毎年、環境に関する施策等を環境白書としてとりまとめて発行しています。【環境政策課】

「平成22年版環境白書」（680部、配布先：各市町、県・市町図書館等）

### (キ) HOPE

平成13年に県民等が環境保全に配慮した行動の指針となるよう策定した「しずおか環境行動宣言 “HOPE”」を、イベント等により周知を図っています。【環境ふれあい課】

## (2) 環境リーダー等の人材の活用

### 現状

環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要です。平成23年度末現在、環境学習リーダーは1,216人で、このうち909人が「静岡県環境学習指導員」に登録しています。

また、小中学校における環境教育の担当者は、他の教科の担任や他の業務を兼ねていることが多く、環境教育・環境学習を専門的に究める状況にない場合があります。【環境ふれあい課】

### 課題

環境教育・環境学習は内容が広範囲にわたり総合的な内容であることから、体験を重視し地域に根ざした環境教育・環境学習に繋げていくことができる人材を養成していくことが必要です。

また、学校における環境教育を推進していくため、静岡県総合教育センター（掛川市）が行う教職員の研修を充実させることなどにより、より多くの教職員の環境教育・環境学習に関する指導力の向上を図っていくことが必要です。【環境ふれあい課】

施策の展開

ア 環境学習指導員を活用した学習の機会の充実

(ア) 環境学習指導員等の派遣

地域の環境保全活動や学校等で実施される環境教育・環境学習を支援するため、環境学習指導員を地域や学校の環境学習会等に派遣しています。【環境ふれあい課】

イ 環境リーダーの活動促進

(ア) 静岡県環境学習コーディネーターの活用

地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として、18人の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応しています。【環境ふれあい課】

(イ) 環境学習指導員交流会の開催

環境学習指導員間の交流と環境学習コーディネーターとのネットワーク化を図るため、交流会を開催しています。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (2) - 1 平成23年度環境学習指導員交流会開催実績

年月日	場所	参加者数
H23年6月2日	牧之原市	25人
H23年10月10日	御殿場市	24人
H23年11月20日	浜松市	16人

ウ 若年者の環境リーダーの育成と活用

(ア) こどもエコクラブ活動への支援

第2部第1章第1節(1)エ(イ)に掲載

(イ) こども環境作文コンクールの開催

県、(株)静岡新聞社・静岡放送(株)の主催により、県内の小中学生を対象に環境をテーマとした作文コンクールを開催しています。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (2) - 2 平成23年度の応募状況

区分	参加校数	作品数
小学校	72校	266作品
中学校	56校	763作品

(ウ) こども環境大使の派遣

県、(株)静岡新聞社・静岡放送(株)が主催した環境の研修交流を通じて、平成24年3月に、作文コンクールで優秀な作品を応募した児童・生徒の中から選考した6人(平成22年度選考：1人、平成23年度選考：5人)が、アメリカ合衆国(ハワイ島)のハワイこども環境大使と交流しました。

交流を行った児童・生徒の活動を広報媒体として活用し、県民に環境保全活動への具体的行動の重要性を訴えていきます。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (2) - 3 平成23年度の交流実績

実施期間	平成24年3月23日～3月28日
交流児童・生徒	小学生2人、中学生4人 ハワイこども環境大使2人
交流内容	・場所：静岡市、富士宮市等 ・内容：自然体験活動、ハワイこども環境大使(アメリカ合衆国)との交流
主催	静岡県、(株)静岡新聞社・静岡放送(株)
対象者	平成22年度、23年度のこども環境作文コンクールの受賞者のうち、当年度に小学4年生～中学3年生になる児童・生徒

(3) 県民や企業等との連携・機会の拡大

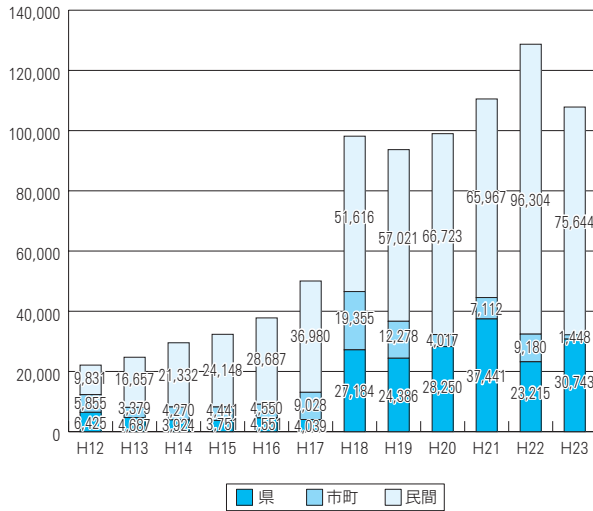
現状

春期の「春の森づくり県民大作戦」をはじめ、秋期の「秋の森づくり県民大作戦」など、年間を通して森づくり活動が行われており、参加者数は増加傾向にあります。(図 - 1 - (3) - 1)。

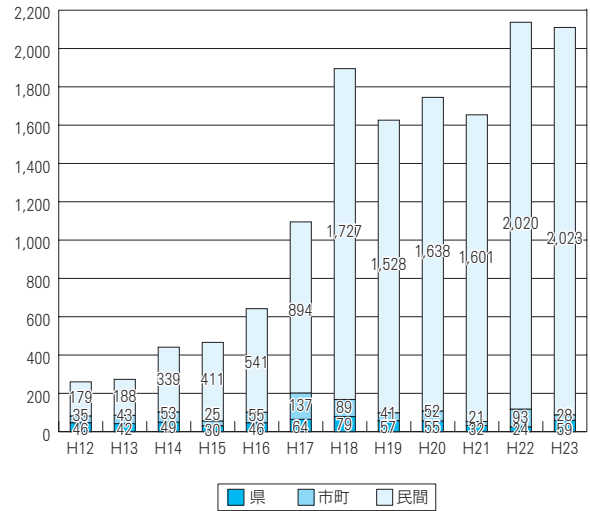
「森づくり県民大作戦」に参加する森づくり団体の活動に、企業や団体から活動費の一部を支援する動きも見られるようになりました。【環境ふれあい課】



図 - 1 - (3) - 1 県民参加の森づくり活動の状況  
参加者数



活動開催回数



課題

森づくり活動への参加者は高齢者が多く、次代を担う子供たちや青年の参加が少ないことから、幅広い世代の参加を促す必要があります。【環境ふれあい課】

施策の展開

ア 「一社一村しずおか運動」の取組

農山村と企業との新しいパートナーシップを目指して、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある協働活動の実現を目指す「一社一村しずおか運動」に、平成23年度は新たに10件の活動が認定され、27の地域で30の企業団体が活動を行っています。

また、「一社一村しずおか運動」の取組の拡大を目的に、平成23年11月24日、静岡市駿河区のグランシップにおいて、22道府県の行政関係者や静岡県内外の企業・農山村の代表者など約350人が参加し、「美しい邑づくりパートナーシップ全国交流会」を開催しました。同時にパネル展も開催し、活動団体や交流会参加者が今後の活動の発展に向け、活発な情報交換を行いました。【農地保全課】

イ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

(ア) 森林支援隊の活動推進

森林ボランティア団体が、森林整備の依頼を受けて活動する「森林支援隊」の自立促進に向けたネットワーク強化などに取り組みました。【環境ふれあい課】

(イ) 企業の森づくり活動の支援

平成18年度から始まった「しずおか未来の森サポーター」制度は、県が土地所有者等との仲介役となつて、森づくり活動を希望する企業に活動のフィールドを紹介、関係三者で協定を締結するものです。県は活動実績に対して貢献度の認定と表彰を行います。

平成24年3月末までに、「しずおか未来の森サポーター」として27社と協定を締結しました（表 - 1 - (3) - 1）。

また、通常用の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体などに購入してもらい、その費用により間伐材を搬出し森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の取組が、平成21年10月から始まりました。平成24年3月現在、54の企業や団体が参加しています。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (3) - 1 しずおか未来の森サポーター企業

サポーター企業	協定年月	活動内容
ヤマハ(株)	平成19年3月	海岸松林の整備
菊池建設(株)	平成19年8月	学校林の整備
静岡ナショナル・パナソニック会 (平成22年3月をもって協定終了)	平成19年11月	森林環境教育
本田技研工業(株)	平成20年2月	県有林の整備
東芝キャリア(株)	平成20年3月	市有林の整備
朝日住宅(株)	平成20年6月	財産区有林の整備
NTN(株)磐田製作所	平成20年7月	財産区有林の整備
(株)静岡第一テレビ	平成20年8月	県有林の整備
アオキトランス(株) (平成23年3月をもって協定終了)	平成20年11月	森林環境教育
(株)スクロール	平成21年1月	県有林の整備
静岡トヨペット(株)	平成21年3月	森づくり団体への支援
中村建設(株)	平成21年6月	学校林の整備
(株)水野組	平成21年7月	県有林の整備
(株)静岡リビング新聞社	平成21年9月	森づくり団体への支援
米久(株)	平成21年10月	市有林の整備
清水銀行	平成22年6月	県有林、市有林の整備
(株)丸栄創造	平成22年6月	県有林の整備
(株)フジヤマ	平成22年7月	県有林の整備
浜松北ロータリークラブ	平成22年9月	県有林の整備
「小さな親切」運動静岡県本部	平成22年9月	森づくり団体への支援
しずおか信用金庫	平成22年10月	民有林(谷津山)の整備
東海ガス(株)	平成23年5月	県有林の整備
静岡県立大学環境サークル	平成23年8月	民有林(大内)の整備
日本工営(株)名古屋支店	平成23年8月	竹林整備の技術支援
テルモ(株)	平成23年9月	民有林(麓っぱら)の整備
プラントイジヤパン(株)	平成23年11月	市有林の整備(資金援助)
テイ・エステック(株)	平成24年3月	県有林の整備
合計 27社		

## (ウ) 県民参加による森づくり

「森の恵み」の受益者である県民の参加を促進するため、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を行っています。【環境ふれあい課】

表 - 1 - (3) - 2 県民参加による森づくりの推進に向けた事業の実施状況

目的事業	事業名称	事業内容
県民理解と参加の促進	森づくり県民大作戦	春と秋の約2ヶ月間にわたり、植栽や竹林整備、自然観察会など様々な森づくりイベントを県内全域で展開しています。平成23年度は、211行事、27,789人の参加を得ました。
	森林環境教育の推進	静岡市駿河区中日本平にある「遊木の森」では、里山をテーマにした森林環境教育を実施しています。平成23年度は、約17,000人が来園し、その内2,700人に森林環境教育を実施しました。

森づくり参加者等の養成・支援	緑の少年団活動の推進	森林での学習活動やレクリエーション活動を通じて、心豊かな人間形成を図ることを目的に、県内各地で緑の少年団が活動しています。平成23年度は、56団、約4,000人の団員が活動しています。
	研修や研鑽の場の提供	森づくり活動の基本である安全管理技術の普及・啓発を展開するため、森づくり指導者に対する「安全技術の研修会」を実施しています。平成23年度は、講習会を1回開催し、13人の参加がありました。
森林の新たな管理・整備主体等への支援	企業の森づくりの推進	森づくりへの企業参加を促進するため、企業と森づくり活動を仲介するための制度として「しずおか未来の森サポーター」制度を推進しています。平成24年3月末現在で、81社の企業や団体がしずおか未来の森サポーターとして森づくりに取り組んでいます。
	森林支援隊活動の推進	森づくり活動を、所有者に代わり安価に請け負うボランティア組織を育成するため、「森林支援隊」の活動を推進しています。
	中間支援団体等の育成	森づくりを行いたい人や企業と、森林とを結びつけるために活動しているNPOを支援しています。平成23年度は、ホームページを改良し企業、森づくり団体の活動情報の充実を図りました。

ウ 協働による環境保全活動の推進

(ア) しずおかアダプト・ロードプログラム

住民団体等の皆さんが、ボランティアで道路の清掃等に取り組む仕組みとして、「しずおかアダプト・ロード・プログラム」が平成13年度から始まり、平成24年3月末現在、122団体が道路の美化活動に参加しています。【道路保全課】

(イ) リバーフレンドシップ

地域、市、県が同意書を取り交わし、三者が一体となって地域の共有財産である河川の美化を図るリバーフレンドシップ事業を平成15年度から行っています。平成23年度末現在、306団体、延長約277.1kmで同意書を締結しています。【河川企画課】

(ウ) ふじのくに美農里プロジェクト

農業者のみならず、地域住民や自治会、学校などの多様な主体が参画し、農地や農業用水等の資源の保全や農村環境の向上を図る「ふじのくに美農里プロジェクト」に平成23年度は新たに5つの活動組織が取り組み、174の組織が活動を行いました。【農地保全課】

エ 越境する環境問題の隣県等との連携

(ア) 廃棄物の不法投棄対策

廃棄物は、県境を越えて不法投棄されることがあります。

不適正処理への迅速かつ適正な対応をとるため、平成12年11月に関東甲信越地区の都県及び政令市と「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称「スクラム30」）」を発足させ、高速道路のインターチェンジ等で産業廃棄物収集運搬車輛の一斉路上調査等を行っています。

また、隣県の山梨県、神奈川県とともに富士箱根伊豆地域における不法投棄を防止するため、平成19年5月に「富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議」を発足させて、情報交換や合同キャンペーンやパトロールを実施しています。

さらに、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の関係機関が「中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止のために連携を図っています。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 希少野生動植物保護対策

平成21年度及び平成22年度に実施した南アルプス地域の希少野生生物生息等実態調査の結果を踏まえて、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）及びオオサクラソウの6種類の高山植物を、静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年条例第37号）に基づき、「指定希少野生動植物」に指定し、平成24年4月1日から捕獲や採取等を禁止しました。【自然保護課】

(ウ) 水環境対策

水質汚濁は、生活系、土地系（山林、農地）、産業系等からの汚濁負荷が原因となっており、流域面積が大きく、複数県を流れる河川では流域全体で汚濁原因の低減を図る必要があります。このため、流域にあたる隣接県や関係機関等との情報交換を密にしながら、発生源対策や水質汚濁事故対応等に取り組んでいます。【生活環境課】

(エ) 大気環境対策

光化学オキシダント濃度の監視に当たっては、近年、広域的な汚染が見られるため、周辺自治体の情報等を共有しながら的確な監視、迅速な情報の発信等に努めています。

また、大陸からの黄砂等の越境移流が観測されている中で、これを含めた粒子状物質の地域特性や大気挙動を把握するため、関東地方の各都県市と連携して粒子状物質に係る広域的な解析調査を行っています。【生活環境課】

オ 中国・浙江省と環境分野における交流と協力

平成22年10月に締結した「静岡県と浙江省との環境分野における友好協力協定」に基づき、平成23年10月に県くらし・環境部職員を派遣し、静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業に関する意見交換を行いました。

今後、環境分野において、民間企業を巻き込んだ様々な交流が行われることが期待されます。

【環境政策課】

カ 環境分野における派遣、受入等の国際協力

平成23年度には、環境分野において、本県からパラオに、JICA海外ボランティア1名の派遣を行いました。また、県海外技術研修員として、モンゴルから1名の研修生を受け入れました。【地域外交課】

第2節 環境と経済の両立（ふじのくにグリーン・イノベーションの推進）

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

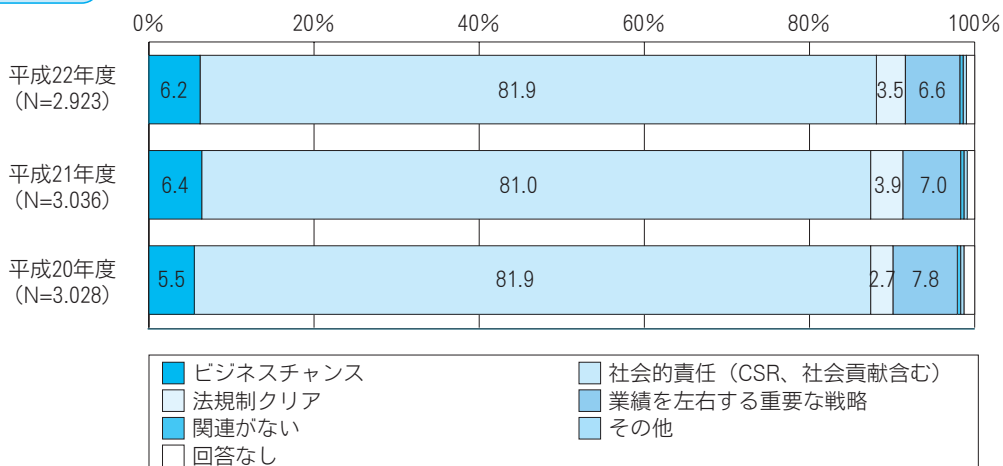
現状

国の「環境にやさしい企業行動調査」（平成24年1月環境省）によれば、環境への取組と企業活動の在り方について、81.9%の企業が「企業の社会的責任の一つである」と考えており、前年度比プラス0.9ポイントでした。（図 - 2 - (1) - 1）

本県においては、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の認証事業所数が全国一位（平成23年度末時点）となっており、企業の環境保全意識が高い地域であるということが出来ます。

【環境政策課】

図 - 2 - (1) - 1 環境にやさしい企業行動調査



出典：平成22年度「環境にやさしい企業行動調査結果」平成24年1月環境省

課題

企業の環境に配慮した事業活動を今以上に促進するためには、企業が環境保全に取り組むことが、企業の経営上にもメリットが生じるような仕組みが求められます。【環境政策課】

施策の展開

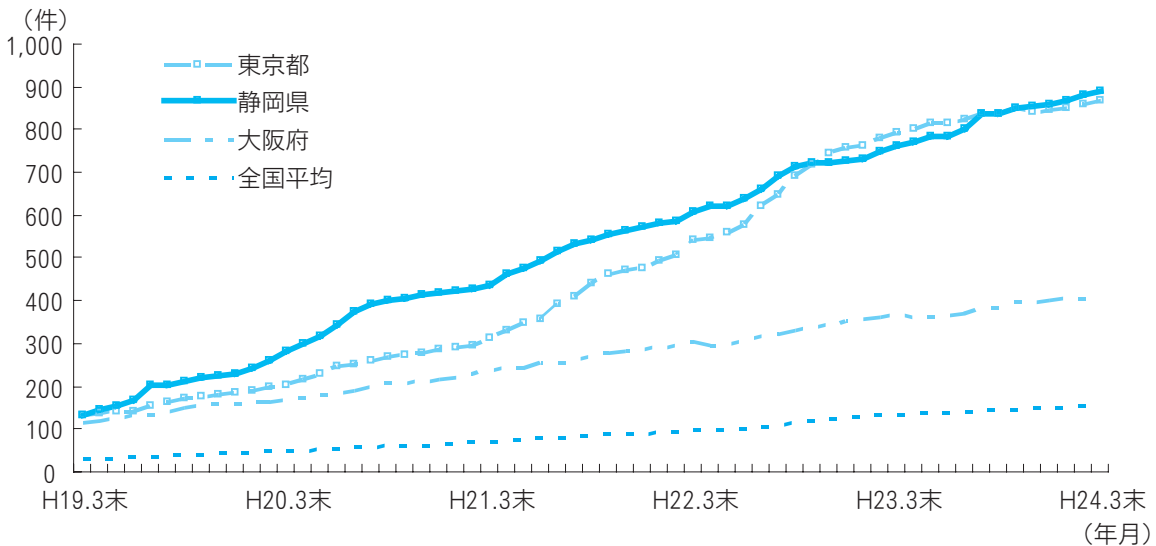
ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

地球環境問題に対応し、持続可能な発展のためには、経済社会活動のあらゆる面で、環境への負荷を低減していく必要があります。そのため、企業等は規制等に従うだけでなく、自主的に環境保全の取組を進めることが求められます。環境マネジメントに取り組むことで、事業活動の見える化が図られ、企業の環境負荷への取組が進むことが期待されます。県では、エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、セミナーやフォーラムを開催しました。

県内におけるエコアクション21の平成23年度末の認証事業所の件数は、888件と全国1位でした（図 - 2 - (1) - 1）。

なお、県では、エコアクション21、ISO14001について、県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目としています。【環境政策課】

図 - 2 - (1) - 2 エコアクション21の認定事業所数の推移（上位3都府県及び全国平均）



イ 環境機器導入への融資・利子補給など中小企業の取組支援

中小企業における電気・メタノール・ハイブリッド自動車などの低公害車等の導入を支援するため、「環境保全資金利子補給制度」の対象とし、導入の際の借り入れについて利子補給を行っています。（なお、新規受付分については、平成23年度をもって終了し、平成24年度からは、商工金融課で所管する「経営改善資金制度」により支援します。）【生活環境課】

中小企業者が新エネルギーや省エネルギーなどの設備導入に取り組む際に、長期間、低利な資金調達ができるよう、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資に、平成23年10月から新たに「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を創設しました。

これは、静岡県信用保証協会が全国に先駆けて創設した「エネルギー需給安定対策保証」を利用することで、融資限度額は1億円、融資期間は最長10年間、融資利率は年1.6%、保証料率は無担保で年0.3%～1.3%と、通常の県制度融資の資金より有利な条件で借入れができるものです。

太陽光パネルや風水力発電設備、高効率照明、屋外緑化など幅広い設備を対象としており、平成23年度は、10社で6,300万円の利用がありました。【商工金融課】

ウ 事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

県民や事業者の地球温暖化防止に対する意欲の向上を図るため、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、知事が地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰し、その功績を称えています。

表彰する部門は、温室効果ガス排出削減対策部門（大企業の部、中小企業の部）及び、地球温暖化防止普及・啓発部門（学校の部、個人・団体の部）で、平成23年度の実績は4団体でした。【環境政策課】

表 - 2 - (1) - 1 平成23年度受賞者

部門	受賞者	事例概要	
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業の部	パナソニックモバイルコミュニケーションズ(株)静岡工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮熱塗装やLED照明などによる工場の省エネ化</li> <li>工場新聞を活用した社員の節電意識向上</li> <li>地元中学校への環境教育の実施</li> </ul>
	中小企業の部	(株)サツ川製作所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡スチロールの再資源化</li> <li>運搬回数の削減、ガソリンの使用量抑制、産業廃棄物ゼロ</li> </ul>
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校の部	静岡市立森下小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期間にわたるアルミ缶回収活動（児童委員中心）</li> <li>森林保護に関する体験学習</li> <li>節電のための緑のカーテン実施</li> </ul>
	個人・団体の部	山本 達雄	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体向けの講演</li> <li>家庭・子供向けの実演・ワークショップ</li> </ul>

(2) 環境と経済の調和を目指すモデル地域の形成支援

現状

高知県梶原町など環境保全に取り組むことで、町の活性化を図っている地域の取組が注目されています。本県では、官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、地域特性を活かしたEV等の普及促進やEV等を活用した産業・観光振興などに取り組み、環境と経済が両立した地域の実現を目指しています。

また、自然環境豊かな伊豆地域には、自然エネルギーのまちづくりへの活用を検討している自治体があります。【環境政策課（エネルギー政策課）】

課題

EV等の普及については、充電器の設置などハード面の整備のほか、EV等の利用が促進される情報網の充実などソフト面での対策が必要です。

また、風力、小水力等の自然エネルギーの活用については、どのようにまちづくりにつなげるのか、地域住民の理解を得ながら進めることが大切です。【環境政策課（エネルギー政策課）】

施策の展開

ア 「ふじのくにEV・PHVタウン構想」の展開

国は、EV・PHVの初期需要を創出するため、まずは実証実験のモデル地域を選定し、国、自治体、地域企業等が連携してEV・PHVの導入、環境整備を集中的に行うことにより普及モデルを確立し、各地に波及することを目指しています。

平成22年12月に選定された本県の「ふじのくにEV・PHVタウン構想」は、「観光客ユーザーを想定した観光地における普及モデル」「ものづくりと連携した普及モデル」「個人・ビジネスユーザーを想定した、都市における普及モデル」の3つの側面からEV等の普及を図ろうとするものです。

平成23年度は、県庁や富士山静岡空港等県有施設6か所への急速充電器を設置したほか、普及啓発セミナーや技術交流のため「全国EVサミットinしずおか」を開催しました。（第2部第1章第2節(4)工参照）

【環境政策課（エネルギー政策課）・新産業集積課】

イ エコリゾートタウンの取組の支援

伊豆地域の多様なエネルギー資源を取り込んだ自立型社会へ転換を図るため、自然エネルギー利用可能

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

量調査を行うとともに「自然エネルギーを活用したまちづくりをテーマ」に、河津町においてセミナーを開催しました。  
【環境政策課（エネルギー政策課）】

表 - 2 - (2) - 1 地域環境セミナーの開催実績

開催日	平成24年3月26日
会場	河津バガデル公園オランジェリー（河津町）
講演	「自然エネルギーを利用したリゾート運営」 「自然エネルギーを活用した観光産業」
参加者	市町、関係団体など61人

(3) 環境配慮型製品の普及促進

現状

循環型社会の形成のためには、廃棄物が発生しにくく、リサイクルが容易な製品の販売を促す必要があります。

このため、静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により環境に配慮した製品、技術に関する情報発信を行っています。また、平成23年10月に開催した資源・リサイクルフォーラムにおいて花王(株)の容器包装についての取組を紹介しました。【廃棄物リサイクル課】

課題

環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は未成熟であり、消費者の支持を拡大することが望まれます。【廃棄物リサイクル課】

施策の展開

ア 環境ラベルの普及等による消費者の環境配慮型の行動支援

家庭における二酸化炭素排出量の約4割は電気使用、約3割がガソリン使用に伴うもので、省エネルギー型の家電製品や自動車の普及は温室効果ガス削減対策として非常に有効です。

本県では、「地球温暖化防止条例」において、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を各5台以上陳列して販売する事業者に対して、それらの製品の省エネルギー性能情報の表示（環境ラベル）及び購入者への省エネルギー性能情報の説明を義務付け、省エネ性能の高い家電製品の一層の普及を促進しています。

また、新車の販売を行う事業者に対しては、購入者への当該新車の環境性能（燃費、温室効果ガス排出量）の説明を義務付け、燃費性能の高い自動車の普及を促進しています。【環境政策課】

平成23年6月に実施した県政インターネットモニターアンケート（回答者数705人）によると「環境に配慮した商品（エコマーク商品など）を購入するように心がけている。」取組を行っている回答は37.8%と低い状況にあります。企業の環境配慮型製品の開発・投資の促進には、消費者の製品のニーズが欠かれません。環境に配慮した製品の有用性を消費者へPRするなど需要を拡大する環境を整えることが必要です。

環境負荷の低減を促す環境ラベルの普及を通じて、消費者が環境負荷の少ない商品を簡単に区別できるようにし、購入を促します。【廃棄物リサイクル課】

イ 循環型ビジネスの情報発信など企業の環境負荷低減の活動支援

静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により新技術・新製品等の循環型ビジネスに関する情報発信を行っており、平成23年度は、バイオガス発電や食品リサイクル事業等の事例を掲載し、20万件余のアクセスがありました。

また、企業・事業所等の環境への負荷の低減を図るため、静岡県環境ビジネス協議会と連携して、セミナー、研究会、見学会などの事業を実施し、平成23年度は海水のマグネシウムを利用した燃料電池、スマートグリッド等次世代エネルギーに関するセミナーを開催しました。【廃棄物リサイクル課】

表 - 2 - (3) - 1 静岡県環境ビジネス協議会

(平成24年3月31日現在)

会員数	291団体（企業：177、団体：63、大学・研究機関：24、行政：27）
活動内容	・環境関連セミナーの開催 ・テーマ別研究会の開催 ・ホームページによる協議会の活動状況等環境情報の提供 ・環境情報交換システム（エコマート静岡）による製品・技術情報の発信

ウ リサイクル認定製品の公共工事等における活用促進

静岡県では、廃棄物を原材料として、県内で製造・加工されたリサイクル製品のうち、品質等の認定基準を満たしたものを「静岡県リサイクル認定製品」として認定しています。

土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明、リサイクル認定製品を使用した工事現場の見学会を実施し、製品の理解を深め、活用の促進に努めています。

平成22年度から交通基盤部において「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を実施しており、平成23年度は、土木・農林事務所発注の25工事で使用しました。

また、10月に名古屋で開催された、「建設技術フェア2011in中部」において制度や認定製品を紹介しました。【廃棄物リサイクル課、技術管理課】



施工現場見学会（平成24年3月）



建設技術フェア2011in中部（平成23年10月）

(4) 環境・エネルギー分野への参入・技術支援

現状

平成22年6月に発表された国の新成長戦略では、強みを活かす成長分野として、環境・エネルギー分野が挙げられ、環境関連市場の拡大や環境分野での新規雇用の拡大が期待されています。こうした動きをリードしていくため、県内企業の環境産業分野への参入支援が必要となっています。

【新産業集積課】

課題

企業が新たな事業に取り組む場合、支援機関に期待する支援内容としては、情報提供が最も多く、次いで販路開拓や資金面の援助となっています。

そのため、県内企業の環境分野への参入に当たり、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、製品等の販路開拓、製品化に向けた研究開発費の支援などを総合的に実施することが必要となっています。【新産業集積課】

施策の展開

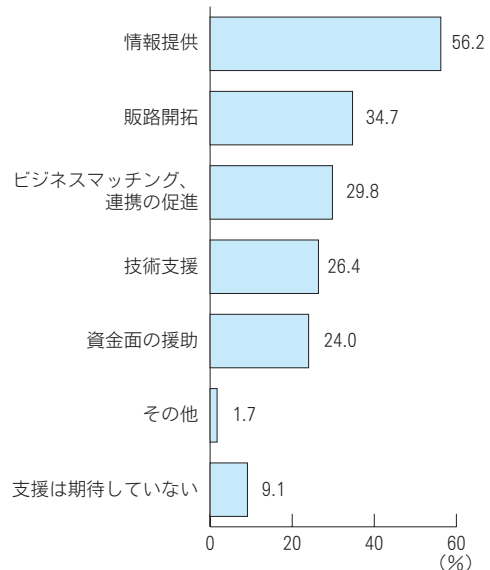
ア 環境・エネルギー分野への参入のための関係情報の提供

環境・エネルギー分野は、本県製造業の中心を担う輸送用機器や電気機械関連などで培ってきた技術を活用できることから、参入への期待が高まっています。県では参入のための情報提供に努めており、特に太陽光エネルギーや電気自動車に関して、積極的にセミナーや研修会を開催しました。

太陽光エネルギーでは、製品開発を促進するため、太陽光発電研究の第一人者による最新技術動向の紹介や県内外の太陽光関連企業の先進的な取組事例を紹介しました。

また電気自動車では、新たな部品部材の開発を促進するため、地域企業が自らの手で電気自動車を分解

図 - 2 - (4) - 1 支援機関に期待する支援



(出典：財団法人静岡経済研究所 研究季報2012春号)



## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

し、部品等の機能、構造を把握する「電気自動車分解研修会」を開催し、分解した部品を「ふじのくに次世代自動車ライブラリー」として、浜松工業技術支援センターに常設展示しました。【新産業集積課】



太陽エネルギー活用セミナー



電気自動車分解研修会

### イ 相談会の開催や技術アドバイザーの派遣

技術相談に加え、製品企画や販路開拓の面において、県内中小企業が抱える課題や問題解決を支援するため、20社に計38回、アドバイザー（中小企業診断士、技術士、学識経験者、民間企業OB等）を派遣しました。【新産業集積課】

### ウ 新技術の製品化に向けた開発等への助成

環境分野など県内中小企業が製品化を目指して取り組む、試作品の研究開発や実証試験を支援する「試作・実証試験助成」を実施し、環境分野について16社に助成しました。なお、本助成により、平成22年度に助成した3社が水質浄化装置などを製品化しました。

また、平成23年度は、産学官が連携して取り組む、太陽エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」を創設し、県内中小企業5社に助成しました。

【新産業集積課】

### エ 新技術製品等の販路開拓支援

環境分野の製品開発を行う県内中小企業の情報を発信し、販路開拓を進めるため、展示会への出展を支援しました。首都圏で開催された「製造業・エネルギー対策展」では、県内企業5社が出展し、42件の商談が行われました。

電気自動車については、全国から独創的な電気自動車等の開発に取り組む中小企業等を一堂に集めた「全国EVサミットinしずおか」を平成23年11月1日に開催し、県内企業の先進的な取組を全国に情報発信するとともに、企業間の技術情報の交換やネットワーク構築を支援しました。

また環境関連技術の海外展開を支援するため、需要拡大が期待される中国環境市場をターゲットに、「環境ビジネスマッチング商談会」を平成23年9月26日～27日に中国浙江省杭州市で開催しました。県内中小企業11社が参加し、40件の商談が行われました。【新産業集積課】



全国EVサミットinしずおか

## 第2章 低炭素社会に向けた取組

### 第1節 地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進

#### (1) 県民運動の推進

##### 現状

本県では「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）」に基づき、県内における温室効果ガスの排出削減の取組を計画的に進めています。

平成21年度における県内の温室効果ガスの排出量は、29,482千t（二酸化炭素換算）で、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べ14.3%の減少、森林吸収量を含めると28,548千t、17.0%減少しています。

（図 - 1 - (1) - 1）

なお、排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成2年度に比べると6%減少していますが、家庭部門では減少していません。

図 - 1 - (1) - 1 温室効果ガスの物質別排出量の推移

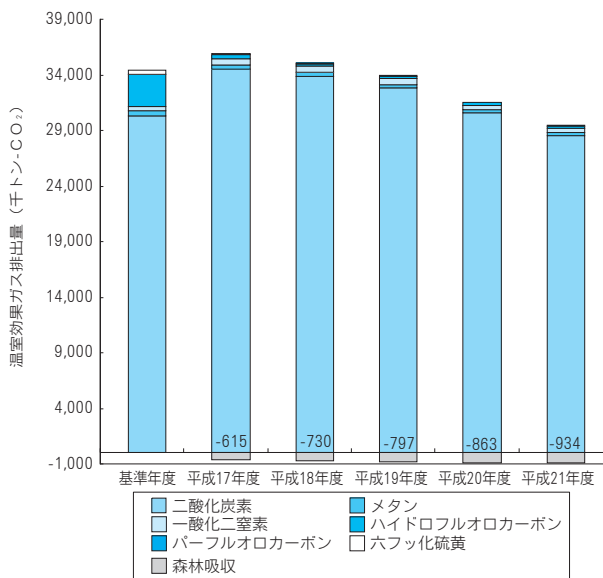
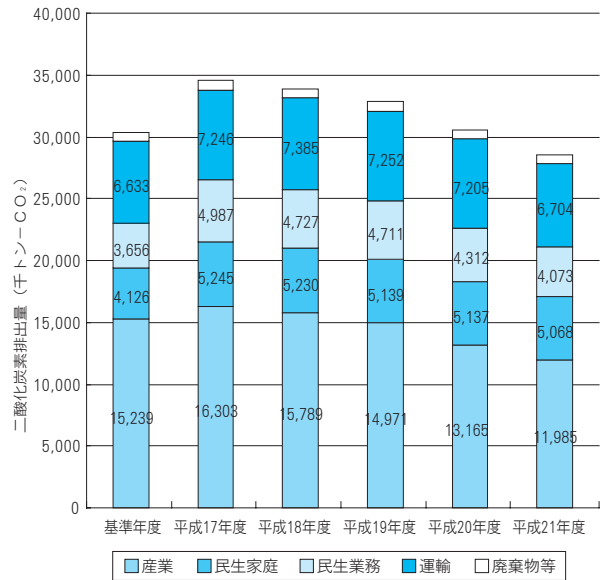


図 - 1 - (1) - 2 二酸化炭素の排出量の推移



昭和62年（1987年）にオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、国際的な取組が進んでいます。

フロン類の多くは、オゾン層破壊物質であるとともに強力な温室効果ガスでもあるため、京都議定書目標達成計画では、業務用冷凍空調機器の冷媒回収率を60%とする目標が設定されており、フロン類の回収は益々重要になっています。

県内の業務用冷凍空調機器からのフロン回収量は、平成15年度の回収量71.0tが、平成20年度は179.9tと順調に増加傾向を示し、平成20年度以降はおおむね横ばいで推移し、平成23年度は147.7tになっています。

【環境政策課】

##### 課題

私たちの日常生活や事業活動は、資源やエネルギーの消費を通じて、地球温暖化をはじめとする地球環境問題と深く関わっており、一人ひとりが自らの問題として捉え、行動していくことが求められています。

人の健康の保護、生活環境の保全及び地球温暖化を防止するため、フロン類の回収を促進し、大気中への排出を抑制する必要があります。【環境政策課】

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### 施策の展開

#### ア 「ふじのくにエコチャレンジ」の展開

##### (ア) エコチャレンジACTION事業

家族、仲間同士、クラスなどのグループが行う、地球温暖化防止に向けたユニークな発想に基づく自発的な取組を募集・公表・表彰することで、県民各層の理解と具体的な行動を促進しました。

【環境政策課】

表 - 1 - (1) - 1 部門ごとの参加状況

実施期間	平成23年6月から平成24年1月	
参加者数	1,135チーム 123,125人	
区分	内容	参加者数等
エコライフ部門	家庭や生活に関わるエコ活動	246チーム 8,468人
イベント部門	環境に関するイベント等の開催	122チーム 5,210人
CSR・エコオフィス部門	企業や職場で取り組むエコ活動	157チーム34,701人
エコグループ部門	団体・サークル・学校・地域でのエコ活動	50チーム74,746人
エコショップ部門	小売店・飲食店・宿泊施設でのエコ活動	561店舗
小計		1,135チーム 123,125人

その他、小学生を対象とした「エコチャレンジKIDS」、家庭を対象とした「エコチャレンジDAYs」等を実施しました。

その結果、平成23年度は合計159,256人の参加があり、約5,000トンの二酸化炭素排出量が削減されました。

##### (イ) エコチャレンジBANK事業

第2部第1章第1節(1)イ(イ)に掲載

##### (ウ) エコチャレンジDAYs事業

第2部第1章第1節(1)イ(ア)に掲載

##### (エ) エコチャレンジMODEL事業

第2部第1章第1節(1)イ(ウ)に掲載

#### イ エコドライブの普及

自動車から発生する温室効果ガスを極力少なくするためには、不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛、適正なタイヤ空気圧の保持など、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運転等）が有効です。

このため、環境イベント・広報誌による啓発や、「アイドリング・ストップ！静岡県」ステッカーの配布等により、エコドライブの普及に努めています。【生活環境課】

#### ウ フロン類の適正処理の促進

##### (ア) 事業者におけるフロン類の回収の促進

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、フロン類取扱事業者には適正な処理が求められています。

このため、業務用冷凍空調機器から回収等を行う事業者を対象に、登録事務及び回収量報告の取りまとめや、必要に応じた立入調査を実施しています。また、毎年2回開催されるフロン回収技術者講習会の実施に協力し、フロン類回収業者の適正な処理を促進しています。【環境政策課】

##### (イ) 県民への普及啓発

オゾン層保護月間である9月を中心にポスターの掲示、パンフレットの配布及びメールマガジンの配信等により集中的な広報活動を実施しています。【環境政策課】

## (2) 省エネ設備・機器の導入の促進

## 現状

県内の平成21年度の部門別二酸化炭素排出量は、産業部門では燃料転換の進展や景気の低迷により、平成2年度に比べて21.4%減少しましたが、全体の二酸化炭素排出量のうちの約4割を占め、依然として最も多くの量を排出しています。一方、家庭部門では世帯数の増加や電化製品の多様化・大型化により、平成2年度に比べて22.8%、また、民生業務部門では店舗等の延べ床面積の増加などにより11.4%の増加となっています。【環境政策課】

## 課題

二酸化炭素排出量が大幅に増加する家庭部門では、特に省エネ対策への取組が必要です。また、大規模排出事業所の排出量は産業部門全体の約8割を占めており、引き続き、事業者の排出削減に向けた自主的な取組を促していく必要があります。中小企業の地球温暖化対策は、情報や人材、資金の不足などから、大企業に比べて遅れています。【環境政策課】

## 施策の展開

## ア 家庭における省エネ行動や環境にやさしい消費行動の促進

家庭の省エネ診断や二酸化炭素排出量が分かるホームページなど日常生活における二酸化炭素排出量を把握する仕組みを活用し、家庭における省エネ行動を促すとともに、省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報提供により環境にやさしい消費行動を促進します。

県では、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力し地球温暖化対策の一環として、家庭における省エネ行動の促進に努めています。【環境政策課】

第2部第1章第1節(1)ア(エ)、同第1節(1)イ(イ)、同第1節(1)イ(ウ)に掲載

## イ 温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

静岡県は、紙・パルプ、金属・機械、化学等の製造業が盛んであり、二酸化炭素排出量の4割以上が製造業を中心とした産業部門によって占められています。平成19年7月1日に施行した静岡県地球温暖化防止条例では、一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付けています。

県はその概要を公表することで社会や市場での評価を通して、事業者の自主的・計画的な地球温暖化防止の取組を促進しています。

第1期（平成19年度～22年度）の温室効果ガス排出状況は、事業者が提出した平成22年度温室効果ガス排出削減報告の総排出量では10,983千t（二酸化炭素換算）で、基準年度（平成2年度）に対して2,794千t、20.3%減少しました。また、削減計画書による平成22年度目標値に対しては、2,445千t、18.2%減少しました。

また、事業者が提出した第2期（平成23年度～25年度）の排出削減計画書の状況は、基準年度（22年度）に比べ目標年度（25年度）では、154千t、1.4%の増加となっています。【環境政策課】

表 - 1 - (2) - 1 平成19年度～22年度の温室効果ガス排出状況

[単位：千トン・CO<sub>2</sub>]

該当要件	基準年度 (H18) (A)	目標値 (H22) (B)	H22実績 (C)	C - A (D) D/A	C-B(E) E/B
1号 エネルギー管理指定工場	12,366	12,167	9,767	2,599 21.0	2,400 19.7
2号 24時間営業事業者	104	114	129	25 24.0	15 13.2
3号 運輸事業者	279	277	236	43 15.4	41 14.8
4号 その他	1,028	869	850	178 17.3	19 2.2
計	13,777	13,428	10,983	2,794 20.3	2,445 18.2

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出事業所。と重複する事業所の排出量を含む。

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

表 - 1 - (2) - 2 平成23年度～25年度の排出削減計画書の状況

[単位：千トン - CO<sub>2</sub>]

該当要件	基準年度 (H22) (A)	目標値 (H25) (B)	B - A (C) C / B
1号 エネルギー管理指定工場	9,663	9,835	172 1.8
2号 24時間営業事業者	128	132	4 3.1
3号 運輸事業者	222	223	1 0.5
4号 その他	968	944	24 2.5
計	10,980	11,134	154 1.4

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出事業所。1号と重複する事業所の排出量を含む。

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### ウ 省エネ診断等による中小企業の低炭素化の促進

エネルギー消費量を見える化することにより、中小企業の地球温暖化対策の取組を促進するため、無料の省エネ診断を実施しました。

平成23年度は、電力需給の逼迫が危惧された東京電力管内を中心に、106社の省エネ診断を実施しました。【環境政策課】

#### エ 環境マネジメントシステムの普及促進

第2部第1章第2節(1)アに掲載【環境政策課】

#### オ 県における省エネ機器の率先導入

##### (ア) 温室効果ガスの削減

平成22年4月1日に、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」）に基づきエネルギー使用状況の管理が義務付けられる範囲が拡大され、県自らも対象となっています。

県では省エネルギー対策推進のため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき策定した「しずおかエコオフィス実践プラン」により、県庁から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んでいます。【環境政策課】

##### (イ) 環境配慮型イベント実施マニュアルの策定

イベントの開催は、資源やエネルギーの大量使用、廃棄物の発生など環境に対して影響を与えます。そこで、イベントの目的と環境配慮の両立や参加者の環境保全活動の促進などの基本的考え方のもと、計画段階から実施に至るまで、環境に配慮しながら進めるための取組事項などをマニュアル化しました。

まず、県が率先的に取り組み、このマニュアルの趣旨を広く県民にも普及することにより、県内で実施される様々なイベントで環境への配慮が定着することを目指しています。

【環境政策課、廃棄物リサイクル課】

##### (ウ) 環境に配慮した物品の調達

県は環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき調達を行っています。

平成23年度の環境物品等の調達状況は次のとおりです。【環境政策課、出納局用度課】

表 - 1 - (2) - 3 県庁における環境物品等の調達実績（平成23年度）

品 目	平成23年度 目標	平成23年度 目標達成率	品 目	平成23年度 目標	平成23年度 目標達成率
用 紙 類	100%	98%	温 水 器 等	100%	100%
納 入 印 刷 物	100%	85%	照 明	100%	100%
文 具 類	100%	99%	制 服 ・ 作 業 服	100%	100%
雑 貨 類	100%	99%	イ ン テ リ ア ・ 寝 装	100%	100%
オ フ ィ ス 家 具 等	100%	99%	作 業 用 手 袋	100%	100%
木 製 受 注 家 具	100%	100%	そ の 他 繊 維 製 品	100%	100%
O A 機 器	100%	100%	公 用 車 等	100%	100%
家 電 製 品	100%	100%	消 火 器	100%	100%
エ ア コ ン デ ィ シ ョ ナ ー 等	100%	100%	防 災 備 蓄 用 品	100%	100%

### (3) 建築物の省エネ化・長寿命化の推進

#### 現状

国は、京都議定書において、温室効果ガス排出量の6%削減を約束し、「京都議定書目標達成計画」に基づいて地球温暖化対策を推進しています。

平成21年度の最終エネルギー消費のうち、民生部門（家庭部門と業務部門）は全体の33.6%を占めており、家庭部門のエネルギー消費シェアは動力・照明（36.3%）、給湯（28.7%）、暖房（25.1%）、厨房（8.2%）、冷房（1.8%）の順となっています。

住宅においては、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性を備え、かつ、劣化対策や維持保全計画が講じられているものを、長期優良住宅として、県等が認定しています。

【住まいづくり課】

#### 課題

民生部門における二酸化炭素排出量が増加を続けていることから、新築の建築物だけでなく、既存の建築物の適切な維持管理・改修を促進し、建物性能を向上させることによる省エネルギー化や長寿命化を図り、世代を超えて長く大切に使うことができる良質な住宅ストックの形成が必要です。

【住まいづくり課】

#### 施策の展開

##### ア 確実な省エネルギー対策の推進

エネルギーの使用の合理化を総合的に進めることを目的とした、省エネ法が平成20年に改正され、平成22年度より従前の2,000㎡以上から300㎡以上の建築物に対しても届出等が義務化されました。このため、省エネ法に基づく届出並びに届出後の維持保全の状況に関する3年毎の定期報告の法定義務と併せて、関係者（建築主等）への周知による届出率の向上に努め、判断基準の指導・徹底を図ることにより省エネ対策を推進しています。【建築安全推進課】

##### イ 環境性能に優れた建築物の整備促進

建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行うとする建築主に対し、環境への配慮計画の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」を制定し、その評価を公表することで、建築主等への環境配慮への意識啓発を図り、環境性能に優れた建築物の整備を推進しています。

また、環境性能に優れた建築物の整備を促進するためのインセンティブとして、建築物環境配慮計画書において優秀な評価を得た建築物の建築主及び設計者を表彰しました。【建築安全推進課】

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

ウ 長期優良住宅の普及による建設廃材処分等の環境負荷低減

平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、「長期優良住宅」の普及促進を図り、良質な住宅のストックを次世代に継承することによって、住宅の解体・建替えによる建設廃材処分等の環境負荷の低減を推進しています。【住まいづくり課】

エ 既存住宅の再生利用の推進

「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れし、長く大切に使う」社会へ移行するため、住宅の快適性を向上させると同時に住宅を長持ちさせ、住む人の生活の変化にも対応することができるリフォームを推進して環境負荷の低減を図っています。

木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」を通じた耐震補強に併せたりフォームや、県産材を利用した住宅リフォームなどに対する融資、助成などの各種支援制度の活用により、住宅リフォームの促進を図り、既存住宅の再生利用を推進しました。【住まいづくり課・建築安全推進課】

第2節 新エネルギー等の導入倍増

(1) エネルギーの地産地消の推進

現状

地球温暖化対策やエネルギー資源の有効活用の観点から、「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン」に基づいて、平成22年度（2010年度）の新エネルギー等導入率5%以上を目標とし、太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等を活用した新エネルギー等の導入を進め、平成21年度（2009年度）末に目標を達成しました。

平成23年度からは、平成22年度末に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で設定した新エネルギー等の導入率の目標「平成32年度（2020年度）までに10%以上」を、前倒しで達成するよう取り組んでいます。【環境政策課（エネルギー政策課）】

表 - 2 - (1) - 1 新エネルギー等の導入目標

項目		平成23年度(現状)		平成32年度(目標)		
		原油換算(万kl)	設備容量(万kW)	原油換算(万kl)	設備容量(万kW)	
新エネルギー	太陽光発電	4.6	18.78	7	30	
	太陽熱利用	6.76		12		
	風力発電	6.44	14.41	6	14	
	バイオマスエネルギー	発電	2.29	3.03	4	4
		熱利用	4.41		8	
	中小水力発電	1.17	0.95	2.3	1.9	
	温泉熱発電	-	-	0.1	0.1	
高度利用	天然ガスコージェネレーション	35.93	40.96	79	90	
計		61.59	78.13	118.4	140	
新エネルギー等導入率		6.4%		10%以上(10.9%)		

平成23年度の新エネルギー等導入率は、平成22年度の最終エネルギー消費量（暫定値）による暫定値

課題

東日本大震災以降、一極集中依存型から分散自立型のエネルギー体系への転換が求められており、そのためにも、太陽光や風力などの新エネルギーの導入を加速化していくことが必要です。

新エネルギーの導入は、その地域の自然資源を活用していくことでもあることから、まずは、それぞれの地域の特性にあったエネルギーとその活用について、地域住民の理解を得ながら進める必要があります。

また、地域間で電力や熱を融通するシステムの構築が求められています。

【環境政策課（エネルギー政策課）】

## 施策の展開

### ア 太陽光発電の積極的導入促進

全国有数の日照条件に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーの地産地消を進めています。平成23年度は、家庭において導入しやすく、非常時の電源ともなり得る住宅用太陽光発電設備の導入を促進するため助成制度を設けました。【環境政策課（エネルギー政策課）】

### イ 電気や熱を地域内で融通するシステムの構築

エネルギーの地産地消による効率的なエネルギー利用を実現するためには、複数の新エネルギー等をバランスよく組み合わせたエネルギーネットワークの構築が不可欠なことから、その実現に向けて、地域内で電気や熱を融通するネットワークの構築に取り組んでいます。

製紙業等が集積する富士・富士宮地域をモデルに、天然ガスコージェネレーションシステム等を活用して地域内で電気や熱を有効使用するための仕組みづくりを進めるため、学識経験者、エネルギー供給事業者等から構成される、「分散型エネルギーシステム活用研究会」を設置し、事業スキーム等を検討しました。【環境政策課（エネルギー政策課）】

### ウ 新エネルギー等の普及啓発

県では、新エネルギー等の導入促進を図るため、県民や企業、NPO等への普及啓発に努めています。

平成23年度は、新エネルギー等の先進的な取組を紹介する「しずおか新エネルギー推進セミナー」の開催（3回）や、県ホームページ等による情報提供を行いました。【環境政策課（エネルギー政策課）】

### エ 県の公共部門における率先導入

平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づいて、県では、新エネルギーの率先導入に取り組んでいます。

平成23年度は、次のとおり太陽光発電施設を導入しました。【環境政策課（エネルギー政策課）】

表 - 2 - (1) - 2 平成23年度に県有施設に導入した太陽光発電施設

施設名	所在市町	規模
環境衛生科学研究所	静岡市	10.0kW
県営住宅上小嵐団地	熱海市	10.0kW
県営住宅駒形団地	静岡市	10.0kW
県営住宅田尻団地	焼津市	10.0kW
県営住宅田尻団地集会所	焼津市	6.4kW
県営住宅佐鳴湖団地集会所	浜松市	3.0kW
浜松学園	浜松市	10.0kW
小笠山総合運動公園	袋井市	10.0kW

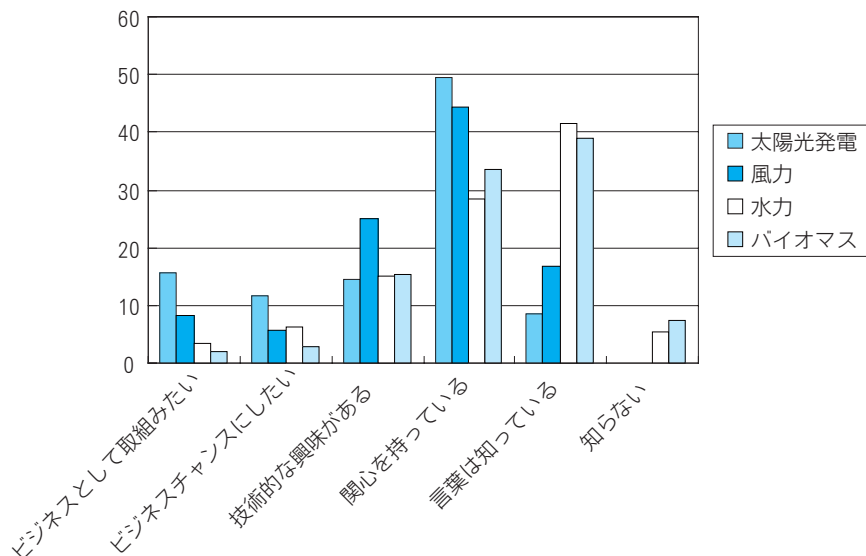
## (2) 技術開発支援

### 現状

県が、県内の企業約1,100社に行った新エネルギー事業への関心や取組状況に関するアンケート調査の結果、県内の多くの企業が太陽光発電や風力発電などの新エネルギーに強い関心を示すとともに、新エネルギー事業をビジネスチャンスとして捉えていることがわかりました。【新産業集積課】



図 - 2 - (2) - 1 県内企業の新エネルギー事業への関心・取組状況



課題

低炭素社会を実現するためには、新エネルギー関連の技術開発が欠かせません。

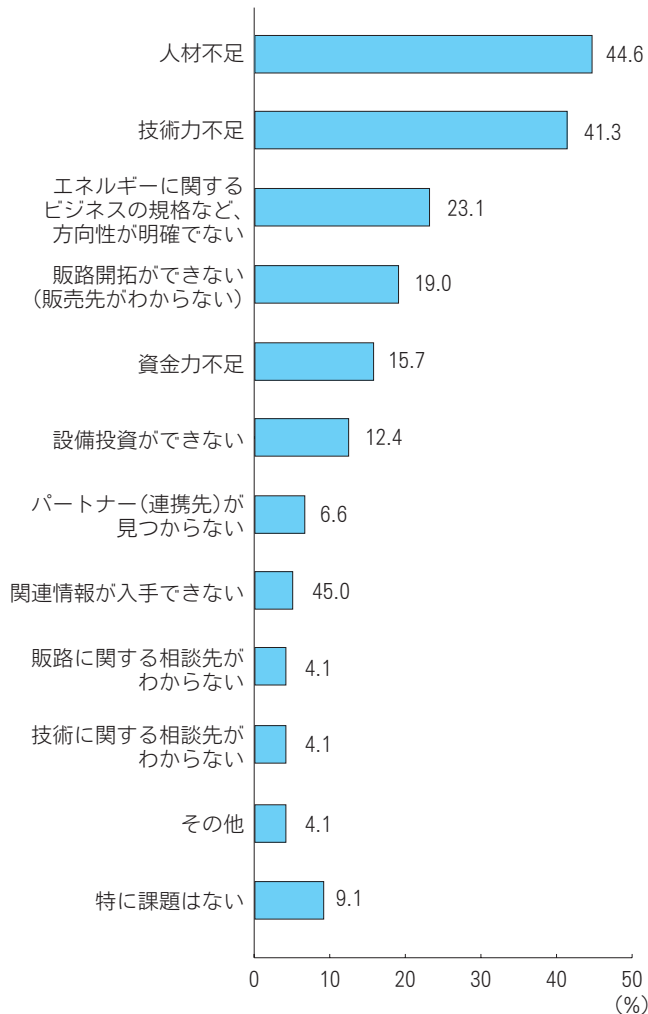
新エネルギー事業に取り組む際の課題について多くの企業が、人材・技術力不足、販路開拓、資金力不足をあげています。

これらの課題に対応するため、アドバイザーの派遣による技術支援、販路開拓の支援、研究開発費の支援を総合的に実施し、製品・技術開発を促進することが必要です。【新産業集積課】

施策の展開

第2部第 章第1節(4)に掲載

図 - 2 - (2) - 2 新エネルギー事業に取り組む際の課題



(出典：財団法人静岡経済研究所 研究季報2012春号)

### 第3節 低炭素型まちづくりの推進・物流の効率化

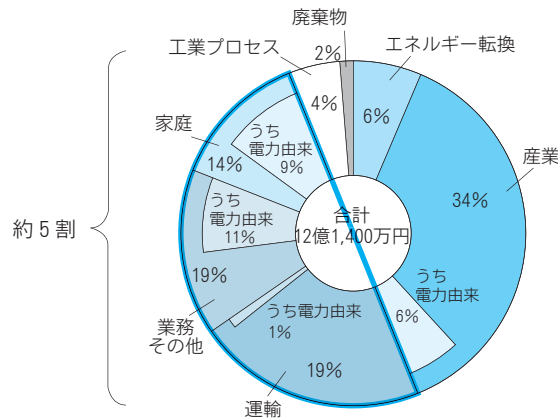
#### (1) コンパクトなまちづくりと交通の低炭素化の促進

##### 現状

高度経済成長期の人口増加や産業の発展、さらにモータリゼーションの進展等を背景として、大規模集客施設や公共施設等の郊外立地が進み、都市機能の拡散が進行しています。このような都市機能の拡散は、自家用車の利用や移動距離の増加などを生じ、二酸化炭素排出量を増加させるとともに、郊外部における緑の減少等に繋がります。

また、都市部では様々な活動が展開され、大量のエネルギーが消費されており、地球温暖化問題の主要因である温室効果ガスの多くが排出されています。(図 - 3 - (1) - 3) 【都市計画課】

図 - 3 - (1) - 3 わが国におけるCO<sub>2</sub>排出量と都市活動 (2008年度値)



出典：2008年度温室効果ガス排出量確定値（環境省）

##### 課題

都市機能の拡散に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要です。

また、都市部における交通渋滞を解消させるため、ボトルネック箇所への集中的対策を推進するとともに、陸・海・空の輸送モードごとの省エネルギー化や信号制御の高度化、物流効率化に資するモーダルシフト等を促進することにより、低炭素社会の実現を目指します。【交通基盤部政策監・都市計画課】

##### 施策の展開

#### ア 集約型で暮らしやすい市街地の形成

低炭素な都市空間の形成を促進するため、「都市計画区域マスタープラン」に低炭素都市づくりの観点を盛り込みました。また、平成18年の都市計画法（昭和43年法律第100号）改正において、大規模集客施設の立地規制が強化されたことから、その趣旨に基づき都市計画を推進しています。平成23年度は、都市計画区域マスタープランの定期見直しに向けた基礎調査を実施するとともに、都市施設、土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を計38件行いました。【都市計画課】

#### イ 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築推進

富士山静岡空港が開港し、清水港、御前崎港の港湾機能が強化される中、平成24年4月には新東名高速道路の本県区間が開通するなど、より高度な陸・海・空の交通インフラが形成されています。これら既存の交通基盤と南北に広がる高規格道路との連携を図り、陸・海・空を結ぶ新たな交通ネットワークを構築することにより、本県の地の利を活かした拠点性を高め、適正な交通機関の選択を可能にするとともに、効率的な人・物の移動を実現することで、二酸化炭素排出量の削減を図ります。【交通基盤部政策監】

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### ウ 交通渋滞対策の推進

都市計画道路南上ノ原梅田線とJR東海道本線との立体交差化や国道150号のバイパス整備などにより、自動車交通の円滑化を図るとともに自動車から排出される二酸化炭素の削減に努めています。【道路企画課、街路整備課】



都市計画道路南上ノ原梅田線とJR東海道本線との立体交差化（湖西市）

### エ 新しい交通システムの導入調査・研究促進

公共交通の定時性確保や乗り継ぎ利便性の向上、都市内における移動の利便性を高めるため、DMV（デュアル・モード・ビークル）やLRT（ライトレール・トランジット）等の新たな交通システムの導入について研究しています。DMV（デュアル・モード・ビークル）については、平成20年度に天竜浜名湖鉄道において、導入に向けた実証実験走行を実施しました。【交通政策課】

### オ 道路交通の円滑化の確保

自動車交通の流れを円滑にし、自動車排ガスの削減を図るため、交通管制センターの高度化や、信号機及び信号制御の高度化・改良を行うほか、交通情報板・光ビーコン（光学式車両感知器）等の交通情報を提供・収集する機器の整備拡充を図っています。

また、交通渋滞の緩和のため、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り、積極的な広報啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進しています。【警察本部交通規制課】

### カ グリーン物流の促進

県内港湾の利用を促し、トラック輸送から内航船を活用した海上輸送へ切り替えるモーダルシフトを進めることにより、物流のグリーン化による二酸化炭素排出量の削減を推進します。

また、静岡県は日本の真ん中に位置し、首都圏、中京圏などのアクセスも容易で、新東名高速道路の開通や今後の中部横断自動車道の整備によりアクセスも更に向上することから、清水港、田子の浦港、御前崎港を物流拠点として活用することにより、陸上輸送距離の短縮による二酸化炭素排出量の削減を推進します。【港湾企画課】

### キ 環境にやさしい自動車社会の構築

走行中に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出量が少ないEVやPHVを普及し、環境負荷の少ない自動車社会の構築に向けて、国の「EV・PHVタウン」の指定を受け、官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、本県の地域特性を活かしたEVやPHVの普及促進などに取り組んでいます。

航続距離が短いことがEV普及の妨げになっていると言われていたことから、県では、富士山静岡空港など6か所に急速充電器を整備しました。

【環境政策課（エネルギー政策課）】

表 - 3 - (1) - 1

県内のEV・PHV・電動二輪の普及状況（台）  
（平成23年度末現在）

車種	台数
EV	854
PHV	90
小計	944
電動二輪	889
計	1,833

## (2) 都市緑化の促進

### 現状

都市化の進展に伴う緑の減少や東日本大震災をきっかけとした電力不足への対応、うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心が県民の間に拡大しています。また、平成23年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」はほぼ横ばい傾向で推移しています。

このため、都市部の緑を量的にも質的にも充実させることが必要です。【環境ふれあい課】

## 課題

都市の緑を量的・質的に充実していくには、公共的空間の一体的な緑化とともに、自発的かつ継続的な県民参加が必要です。

このため、関係部局や（財）静岡県グリーンバンク等の緑化関係団体等との連携を一層強化し、引き続きボランティア団体等への支援や人材育成に取り組むとともに、地域一体の緑化を促す公共的空間の緑化を促進していく必要があります。【環境ふれあい課】

## 施策の展開

## ア 都市公園・緑地の整備や道路などの緑化の推進

「静岡県広域緑地計画」に基づいて、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、市町等と連携の下、緑化施策を積極的に進めています。

また、都市計画制度に基づく施策と都市緑化に関する施策や取組を体系的に位置付け、官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進させるため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対して、技術的な助言を行うと共に、県民の皆さんがゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進しています。

平成23年度は、焼津市の河原公園ほか、4市6公園の整備に対して助成しました。【公園緑地課】

## イ 緑化関係団体と連携した公共的空間の緑化の推進

「ふじのくにの魅力高める花と緑のまちづくり計画」に基づき、まちの花と緑の量的・質的な充実を図るため、関係部局や緑化関係団体との連携を強化し、公共的空間の一体的な緑化や更なる県民参加による持続的な緑化を進めています。

公共的空間の一体的な緑化を推進するため、（財）静岡県グリーンバンクの緑化事業に助成し、公園、社会福祉施設、病院、学校などの緑化工事、松・桜並木等の保全を行いました。

平成23年度にはケアハウスゆやの里、焼津三和幼稚園など14か所の公共施設等の緑化を行いました。

また、芝生を活用した都市緑化を促進するため、（財）静岡県グリーンバンクと連携し、平成22年度に設置した有識者等で構成される芝草検討委員会において、本県に適した緑化手法や管理手法などの検討を行いました。【環境ふれあい課】

## ウ 緑化関係団体と連携した啓発活動

（財）静岡県グリーンバンクや（社）静岡県緑化推進協会など緑化関係団体と連携し、幼稚園や小中学校での「緑のカーテン」を作るための支援やホームページ等での情報発信等を通じ、県民に緑の大切さを伝えたほか、屋上緑化・壁面緑化等の普及も進めています。【環境ふれあい課】

## 第4節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

## (1) 森林の適正管理等

## 現状

静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haです。

この森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水資源のかん養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、県民の生活に密接に関係した多面的機能を有しています。

国は、京都議定書における第1約束期間（平成21年（2008年）～平成24年（2012年））において、温室効果ガスについて基準年排出量（平成2年（1990年））に対し6%の削減を約束しました。排出枠には、森林による二酸化炭素吸収量を削減量として算入できることとされ、1,300万炭素トン程度（基準年排出量比3.8%）を上限として認められています。

本県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、「静岡県森林吸収量確保推進計画」に基づき、効率的な森林整備を推進しています。【森林計画課】

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### 課題

京都議定書で二酸化炭素吸収源として算入することが認められる森林は、1990年以降、持続可能な方法で森林の多面的機能を十分に発揮するための一連の作業を適切に行っている森林に限定されていることから、持続的に除伐や間伐などの森林整備を実施した森林を確保することが必要です。

さらに、森林の多面的機能を持続的に発揮させるために、環境、経済、社会の側面が調和した森林管理が求められています。森林からもたらされる恵みは県民共有の財産であることから、こうした管理を社会全体で進める仕組みが必要です。【森林計画課】

### 施策の展開

#### ア 森林機能の適正な評価

京都議定書で認められた二酸化炭素吸収量を算入できる森林は、育成林のうち平成2年以降造林・保育・間伐等の作業が行われ適切に管理されている森林であり、その吸収量は、その森林の成長量の総和を二酸化炭素量に換算したものです。

静岡県の森林の二酸化炭素吸収量は、吸収源として認められる森林約37万ha（約74%）によるもので、約1,100千t-CO<sub>2</sub>になります。

森林吸収量確保に向けた平成22年度の森林整備面積は、11,044haとなりました。

県内の森林による吸収量を最大限確保するためには、吸収源として認められる森林を拡大していく必要があることから、効率的な森林の整備に取り組んでいます。【森林計画課】

#### イ 森林の適正な管理・施業の促進

森林吸収源として認められる森林を確保するため、農林水産省が策定した「地球温暖化防止森林吸収源10箇年対策」に基づき 効率的な森林整備の推進、保安林の適正な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の促進、県民参加の森林づくり等の推進、森林資源データの整備の5つの継続的な取組を推進しています。【森林計画課】

#### ウ 普及啓発と森林ボランティア活動への支援

地域の森林について県民自らが考え、ともに森林づくりを進める「森林県民円卓会議」では、県民の行動指針である「しずおか森林共生行動宣言」の普及に取り組み、学校、森林づくりに関わる人たち、企業などの1万4千人から宣言を得ました。

また、県民が森林についての情報を共有できる「静岡県森林情報共有システム」を整備し、森林の基本データ、森林整備の履歴や山地災害危険地区の区域などを公開しています。

さらに、森林との共生に向けた施策の実施状況や県民の取組を明らかにする「森林共生白書」を公表しました。【森林計画課】

#### エ 二酸化炭素高吸収品種等の生産・育成技術の研究

森林は二酸化炭素吸収源として重要な役割を担っており、炭素固定能力の高い品種の創出が期待されています。農林技術研究所森林・林業研究センターでは、材質に優れ二酸化炭素固定能力の高いスギ品種の開発を進めています。【研究調整課】

#### オ 海域における取組支援

榛南海域では平成元年頃から磯焼けが発生し、平成10年前後にはカジメ・サガラメなどの有用な海藻群落ほとんど消失する事態となりました。海藻群落の回復は、環境保全、漁業振興のほか、海の二酸化炭素吸収機能の確保の面からも重要です。このため、水産技術研究所の調査結果等を基に、カジメを着生させたブロックを榛南海域に移植する等の対策をとり、近年では一部海域のカジメ群落に順調な回復が見られています。

しかし、サガラメ、一部海域のカジメの回復は限定なものにとどまっており、本格的な回復に向けて引き続きの対策が必要です。

この海域で磯焼けが続くことについては、アイゴなど藻食性魚類による食害が一因と考えられており、漁業者が行うアイゴ等の駆除活動を支援して、藻場の回復に努めています。【水産振興課】

# 第3章 循環型社会に向けた取組

## 第1節 3Rの推進

### (1) リデュース・リユースの促進

現状

#### ア 一般廃棄物

##### (ア) ごみ

本県の一般廃棄物排出量は、平成22年度が1,341,568t（平成21年度1,395,147t）で、これは県民が1人1日当たり975gのごみを排出したことに相当し、前年と比べて、総量で約53,579t、1人1日当たり37g減少しました。（図 - 1 - (1) - 1）

なお、平成23年6月に実施した県政インターネットモニターアンケート（回答者数705人）によると「買い物袋（マイバッグ）」を使っている。」「詰め替え製品（シャンプーや洗剤など）を使う。」「使い捨て製品（割りばしや紙コップなど）は買わない。」といったごみを出さない、少なくする取組が80%を超える高い回答となりました。

一方、「物は修理して長く使う。」は63%、「不用品をバザーやフリーマーケットに出したり、親戚・知人に譲っている。」は43%、「中古品を利用する。」は22%とリユースの取組は低い状況にあります。

##### (イ) し尿

平成22年度におけるし尿の推定排出量は、2,404,579kl（平成21年度2,547,003kl）で、前年度に比べて142,424kl減少しました。（図 - 1 - (1) - 2）【廃棄物リサイクル課】

#### イ 産業廃棄物

平成21年度における産業廃棄物の排出量は1,123万tであり、平成22年度における排出量は1,142万tと前年度に比べて19万t増加しました。（図 - 1 - (1) - 3）【廃棄物リサイクル課】

図 - 1 - (1) - 1 ごみ（一般廃棄物）の種類別排出状況（平成22年度）

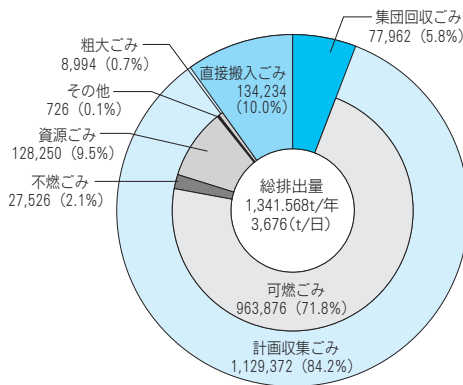


図 - 1 - (1) - 2 し尿の排出状況（平成22年度）

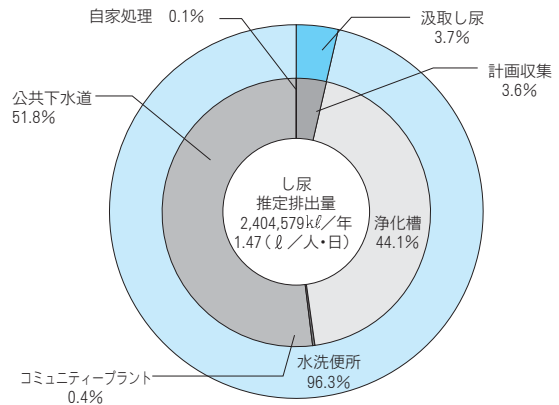
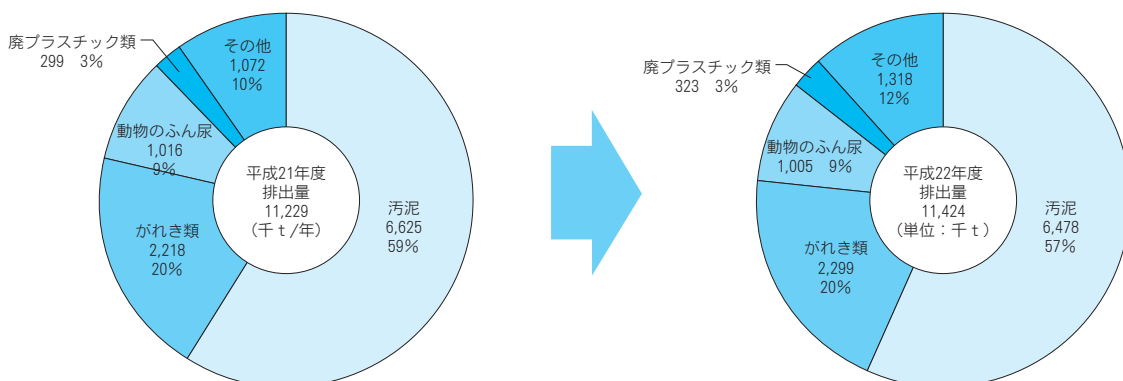


図 - 1 - (1) - 3 産業廃棄物の種類別の排出量（平成21年度・平成22年度）



## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### 課題

一般廃棄物の中で、食品廃棄物は多くの割合を占めますが、県内ではほとんどが焼却処分され減量化や再生利用の取組が進んでいません。食品関連産業の各業態により取組の障害が異なる等様々な課題があります。

マイバッグは、定着しつつありますが、マイボトル、マイカップ、マイはしなどマイグッズについて取組を強化する必要があります。また、リユースを進めるため、消費者への働きかけを行うとともに、製造、販売を行う事業所に取組を促す必要があります。【廃棄物リサイクル課】

### 施策の展開

#### ア “さらに1割”削減運動の展開

第一次循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）において「“まずは1割”ごみ削減」運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成しました。平成23年度からは一歩進めて「“さらに1割”ごみ削減運動」を展開しています。

循環型社会の形成に向け、ごみの削減、リサイクルの推進を図るため、県民、事業者、行政の各団体を組織する「静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会」を中心に「環境にやさしい買い物キャンペーン」などに取り組みました。

リサイクルに対する県民の理解を深めるため、「資源・リサイクルフォーラム」を開催し、ごみの減量化やリサイクルなどの3Rについての講演及び先進的取組事例の発表等を行いました。

表 - 1 - (1) - 1 資源・リサイクルフォーラム（平成23年度）

開催日	会場	講演内容	参加者数
10/19	グランシップ 中ホール	「家庭から出るゴミの組成分析調査」（志太広域事務組合） 「花王の環境への取り組み～容器包装～」(花王(株)) 「身近にある大切なもの」(戦場カメラマン 渡部陽一氏)	500人

また、関東地方環境美化運動の日（ごみゼロの日）を中心に、関東甲信越静1都9県と共同して統一キャンペーンを実施しました。【廃棄物リサイクル課】

表 - 1 - (1) - 2 散乱空き缶及びごみ一斉回収  
事業実績（平成23年度）

実施市町数	参加人員	回収空き缶個数	ごみ回収量
35	約197,000人	約135,000個	190 t

表 - 1 - (1) - 3 ごみ投げ捨て防止キャンペーン  
事業実績（平成23年度）

実施場所	啓発対象人員	主催者側参加人員
藤枝市	約4,500人	23人

#### イ “もったいない”の精神を高揚する各地域におけるリーダーの養成

「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供するため、体験型学習の指導法を習得できる講座を開設し、各地域におけるリーダーの養成を行っています。

廃棄物・リサイクルに関する正しい情報を提供し、日常生活における3Rの取組を促進するとともに、各地域の実情に即した啓発教室が市町等の職員により実施できるよう、市町等の職員を対象に廃棄物・リサイクル学習指導法講座を開催しました。

当日は、NPO法人静岡リサイクル協会の職員を講師に、4R及びごみ減量・資源分別に関する体験型学習の実践例を紹介しました。【廃棄物リサイクル課】（第2部第1章(1)ア(ウ)参照）

#### ウ エコショップ宣言制度の拡大

環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいることを伝えたい小売、飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年からスタートしました。店舗訪問による新規登録店舗の拡大、ツイッターの新設など魅力あるホームページづくり、登録店舗の取組事例集の作成・配布、優秀店舗の表彰を行いました。平成23年度は561店舗まで登録が拡大しました。【廃棄物リサイクル課】

エ 多量排出事業者への指導

産業廃棄物の排出量を抑制するため、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、または前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導し、389事業所から計画書が提出されました。

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や産業廃棄物の適正な処理方法等について、排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象に研修会を8回開催しました。

また、「産廃3Rキャンペーン」により、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減に自ら取り組む事業者を支援しました。【廃棄物リサイクル課】

オ 環境に配慮した物品の調達

第2部第2章第1節(2)オ(ウ)に掲載【環境政策課、出納局用度課】

(2) リサイクルの徹底

現状

排出時に分別を徹底すれば、その後スムーズにリサイクルが行われます。その結果、リサイクル製品の製造原価は低下し、良質廉価なリサイクル製品が供給されるようになります。リサイクルは資源確保の観点から重要な意味を持つことを広く県民に周知するとともに、排出者及び生産者に対して適正なリサイクル推進のための費用負担についての理解を求め、各種リサイクル法の円滑な推進を図っています。

【廃棄物リサイクル課】

課題

一般廃棄物・産業廃棄物ともにリサイクル率は横ばい傾向にあるため、各種リサイクル法の円滑な推進や商品化されたリサイクル製品の普及を図るとともに、廃棄物リサイクルを行う循環型ビジネスの育成と振興を図るなど、リサイクルを一層推進していく必要があります。

食品廃棄物は廃棄物の多くの割合を占めますが、家庭や食品製造業を除く食品関連事業者から排出されるほとんどが焼却処分されており、リサイクルを進める必要があります。【廃棄物リサイクル課】

図 - 1 - (2) - 1 ごみ処理の状況 (流れ) (平成22年度)

単位：トン/日 ( )はトン/年

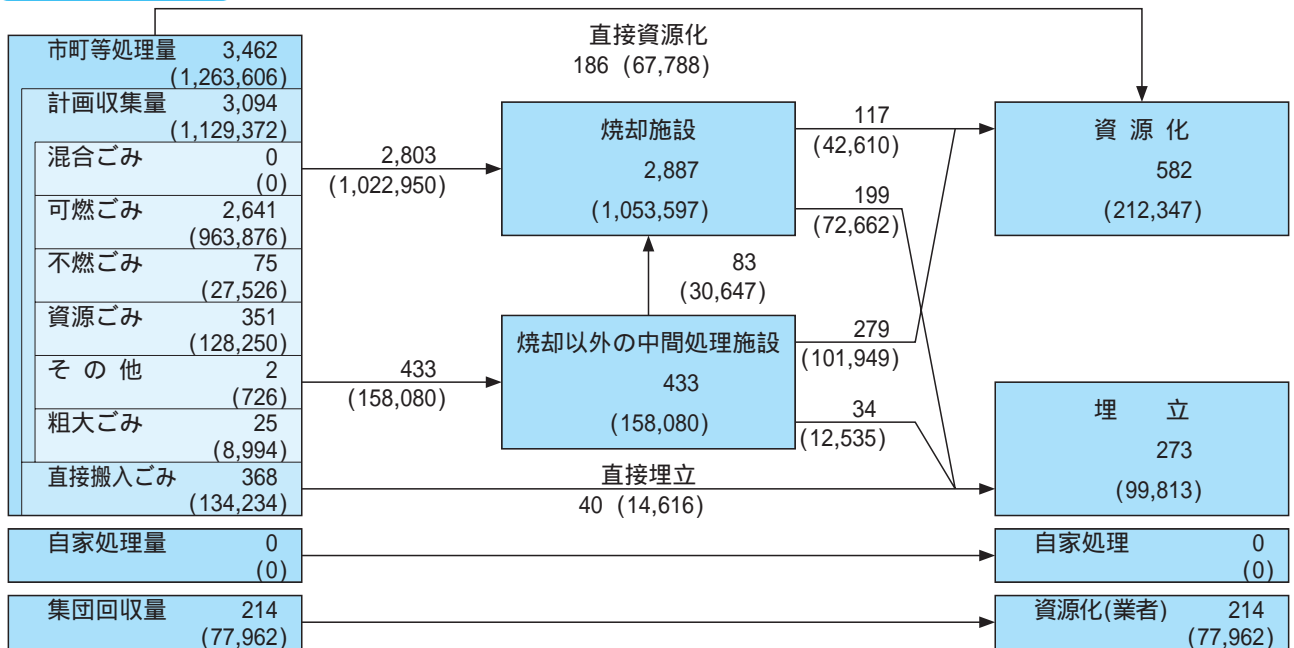




図 - 1 - (2) - 2 一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移

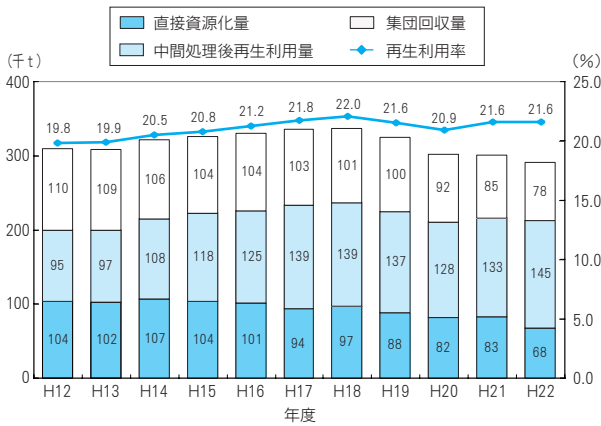


図 - 1 - (2) - 3 一般廃棄物の再生利用の品目別割合 (平成22年度)

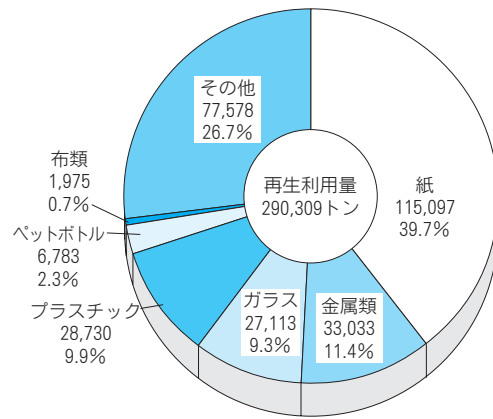
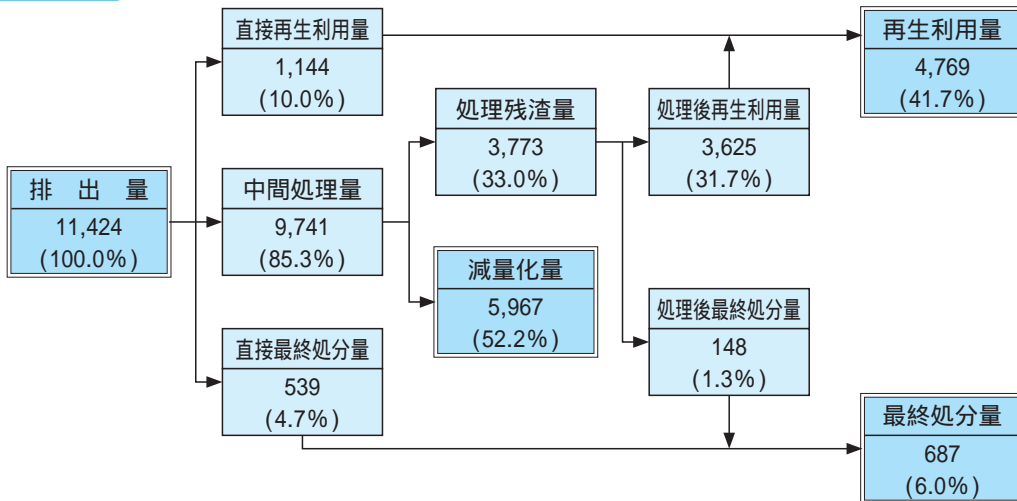


図 - 1 - (2) - 4 産業廃棄物の排出・処理の概要 (平成22年度)

単位：千t / 年



施策の展開

ア 関係団体と連携した廃棄物の削減

経済団体や業界団体と連携して、事業規模や業種の特性に  
 応じた3Rの方策の周知を図り、廃棄物削減等の取組を促進  
 しています。また、先進的に3R活動に取り組んでいる企業  
 の取組を県のホームページ等で積極的に紹介し、普及に努め  
 ています。【廃棄物リサイクル課】

イ 優良な廃棄物再生事業者の育成

県は、優良な再生事業者の育成を図るため、古紙、金属等  
 の廃棄物の再生事業を営む優良な事業者について、廃棄物の  
 処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条  
 の2に基づき廃棄物再生事業者の登録を行っています。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 廃棄物処理等の環境保全技術の研究

廃棄物の有効活用を促進し資源循環型モデルを構築するた  
 め、新しいリサイクル技術の研究開発が求められています。  
 静岡県には多くの飲料メーカーがあり、そこから大量に発

図 - 1 - (2) - 5 産業廃棄物の再生利用量 (平成22年度)

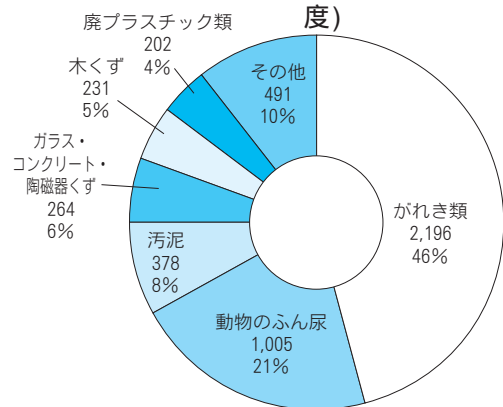


表 - 1 - (2) - 1 平成23年度実績

登録事業所数	内 訳
1事業所	古紙再生

表 - 1 - (2) - 1 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施状況（平成23年度）（35市町）

	分別収集計画 策定市町数	分別収集実施 市町数	収集計画量 (トン)	収集量 (トン)	達成率 (%)
無色びん	35	34	11,773	11,400	96.8
茶色びん	35	34	8,005	7,543	94.2
その他のびん	35	35	4,897	5,192	106.0
紙製容器包装	13	4	3,939	686	17.4
PETボトル	35	35	6,575	6,230	94.8
プラスチック製容器包装	31	22	23,328	24,627	105.6
うち白色食品トレイ	23	20	258	195	75.6
スチール缶	33	34	8,689	8,124	93.5
アルミ缶	35	34	3,178	2,907	91.5
段ボール	31	24	17,938	9,162	51.1
飲料用紙パック	28	20	748	222	29.7

生ずる飲料加工残さの有効活用が課題です。そこで工業技術研究所が中心となって、飲料加工残さを、付加価値の高い化成品や炭化物、固形燃料に再利用する技術の開発に取り組んでいます。コーヒー飲料の加工過程で発生する残さから固形燃料を製造するプラントは、民間企業において平成23年10月から稼働しており、実証試験を進めています。同所では、コンビニ等から廃棄される食品廃棄物や缶詰工場の廃シロップをエネルギー資源として再利用する技術開発にも取り組んでいます。

また、富士工業技術支援センターでは、紙のリサイクルを促進するため、製本用接着剤のリサイクル適性の評価方法や、再生紙の品質を評価する方法等について研究を行っています。また、紙を製造する過程で排出される製紙スラッジの100%資源化を実現する方法について、産学官が連携して研究しています。

【研究調整課】

### (3) 地域循環圏の構築

#### 現状

高温多湿な我が国では、生ごみを衛生的に処理することを優先しているため資源として回収するシステムの普及が進んでいません。森林資源の豊かな本県において、林地残材のペレットストーブやまきストーブへの利用が始まっています。【廃棄物リサイクル課】

#### 課題

一般的に廃棄物の収集や再生利用されたものの運送に係るコストは、距離に応じて大きくなるため、近距離で行われる廃棄物の処理・リサイクル事業には有利性があり、それぞれの地域の特性を活かし、地域で発生した廃棄物をその地域内で再資源化する「地域循環圏」の取組が始まっており、このような取組の拡大を促進する必要があります。木質バイオマスについては、供給地と需要地が離れているため、利用の進むシステムづくりが求められています。【廃棄物リサイクル課】

#### 施策の展開

##### ア 地域内における資源の再使用・再生利用の促進

###### (ア) 生ごみの堆肥化

一般廃棄物の重さで約4割を占める生ごみの減量・資源化を促進しています。各市町では、家庭や事業所に対し、生ごみ処理機及びコンポスト容器購入の助成を行っています。

また、堆肥化促進の取組として、熱海市、伊豆の国市、御殿場市及び島田市では、生ごみや剪定枝を堆肥化したものを、地域内の農家で利用しています。【廃棄物リサイクル課】

###### (イ) 生ごみの飼料化

東伊豆町では旅館で発生した食品残さを飼料化して鶏の餌とし、卵はその地域内で販売されています。

【廃棄物リサイクル課】

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

(ウ) 廃食油の石鹼化

伊豆の国市や河津町などでは市民グループが廃食油を原料にリサイクル石鹼を製造し地域内で販売しています。

【廃棄物リサイクル課】

表 - 1 - (3) - 1 生ごみ処理の促進状況

	生ごみ処理機に対する助成実施市町数	コンポスト容器(補助基数)
H18	40(42市町)	34(42市町)
H19	41(42市町)	34(42市町)
H20	35(37市町)	29(37市町)
H21	34(35市町)	28(35市町)
H22	31(35市町)	26(35市町)
H23	31(35市町)	26(35市町)

イ 食品残さ等を地域でエネルギーとして活用する仕組みづくり

(ア) 生ごみのバイオガス化

伊豆市では、県が天城放牧場内にバイオガスプラントを設置し、牛ふんや市内のスーパーマーケットからの生ごみ(野菜くず、調理くず)をメタン発酵処理し、発生したメタンガスを燃料として発電し、放牧場内の施設で使用しています。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 木質バイオマスのエネルギー利用

木質バイオマスのエネルギー利用を拡大するため、県では、小山町において、ボイラーの燃料となる木質ペレットの製造施設の導入を支援し、平成23年7月から稼動しています。

また、利用拡大に向けて、施設園芸や厚生施設、温浴施設での木質ペレットボイラーなど計8基の導入を支援しました。【林業振興課】

(4) 循環型ビジネスの拡大

現状

環境省によると、平成12年度以降、わが国における環境産業の市場規模及び雇用規模は拡大基調にあります。平成20年度の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約75兆円、約176万人と推計されており、また、平成21年度時点で4割を超える企業が環境産業を展開、6割以上の企業が環境産業に前向きなことが明らかとなっています。環境産業は新たな成長分野として期待されており、平成21年12月閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」においても平成32年までに50兆円超の環境関連新規市場の開拓、140万人の環境分野の新規雇用を目指しています。【廃棄物リサイクル課】

課題

環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は未成熟であり、消費者の支持を拡大することが求められています。【廃棄物リサイクル課】

施策の展開

ア 試験研究機関と連携した調査研究

第2部第3章第1節(2)ウに掲載【廃棄物リサイクル課】

イ 企業の環境負荷低減の活動支援

第2部第1章第2節(3)イに掲載【廃棄物リサイクル課】

ウ リサイクル認定製品の公共工事等における活用促進

第2部第1章第2節(3)ウに掲載【廃棄物リサイクル課、技術管理課】

## 第2節 廃棄物の適正処理の推進

### (1) 適正処理の推進と不法投棄の未然防止

#### 現状

県内の平成22年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量1,142万tのうち、477万t(42%)が再生利用され、597万t(52%)が焼却や脱水などの中間処理により減量化され、69万t(6%)が埋立などにより最終処分されました。(図-1-(2)-4参照)

産業廃棄物の処理業に係る許可は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に区分され、それぞれ収集運搬業と処分業の許可区分があります。平成24年3月末現在で、許可件数は、5,887件となっています。

平成24年3月末現在で、産業廃棄物の焼却や脱水等を行う中間処理施設の設置許可は500件あり、また、埋立処分を行う最終処分場の設置許可は、84件あります。

最終処分場の残余容量は337万tで、残余年数は約14年となっています。

不法投棄は、廃棄物の適正処理の制度体系を乱すとともに、環境へ悪影響を及ぼすおそれがあることから、不法投棄の撲滅を図るための施策を実施しています。産業廃棄物の不法投棄の発見件数は、平成20年度36件、平成21年度22件、平成22年度57件、平成23年度58件と増減を繰り返していますが、発生量は平成20年度2,392t、平成21年度1,457t、平成22年度511t、平成23年度212tと減少しています。【廃棄物リサイクル課】

表-2-(1)-1

産業廃棄物処理業の許可状況

(県知事許可、平成23年度末現在)

産業廃棄物	収集運搬業	5,103
処理業	処分業	422
特別管理産業	収集運搬業	345
廃棄物処理業	処分業	17
計		5,887

図-2-(1)-1

産業廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数

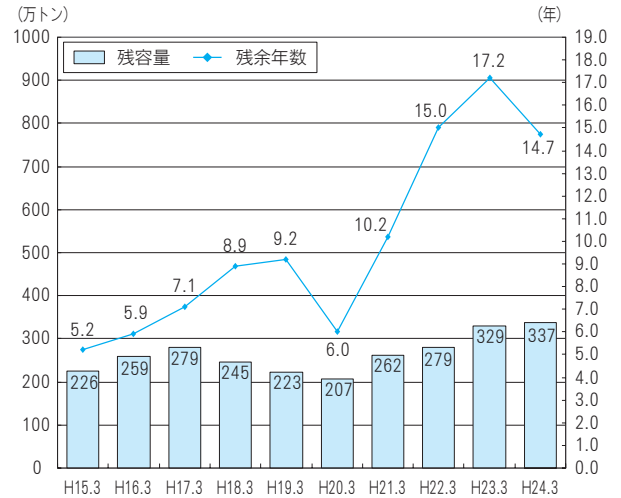
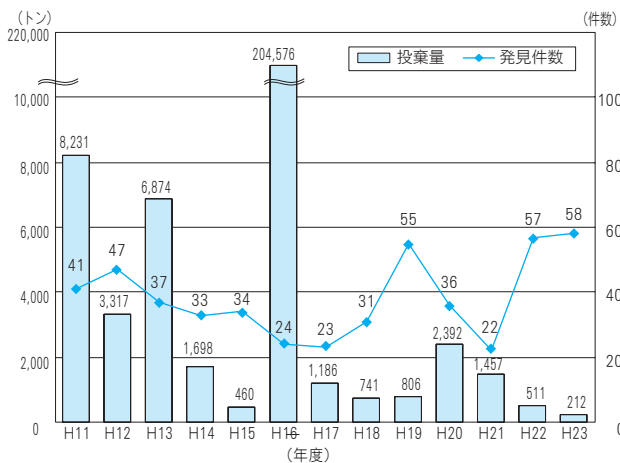


図-2-(1)-2 産業廃棄物の不法投棄の状況



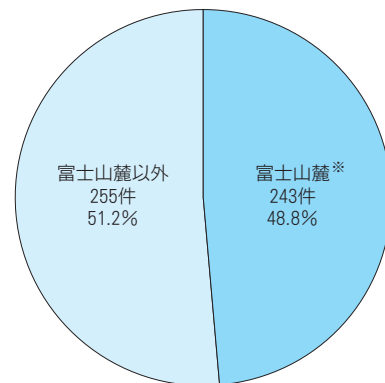
#### 課題

一旦廃棄物が不法投棄されると、原状回復までに相当の期間と費用を要する場合がありますので、不法投棄の未然防止、早期発見が重要となります。

また、県境を越えて、広い県土を移動する廃棄物の不法投棄に対して、監視を強化する必要があります。

【廃棄物リサイクル課】

図-2-(1)-3 富士山麓での不法投棄件数の割合(平成11~23年度)



富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町・沼津市(狩野川以南を除く)の件数。

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

施策の展開

ア 排出事業者等への指導や監視

平成23年度は、健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、排出事業者及び処理業者に対する立入検査を3,532件（平成22年度3,614件）実施しました。

県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を行っており、平成23年度の事前協議件数は986件（平成22年度724件）でした。

産業廃棄物が適正に処理されるよう違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を行っています。【廃棄物リサイクル課】

イ 優良認定事業者の育成

産業廃棄物処理業者の優良化を進めるため、平成23年度に創設した「優良産業廃棄物処理業者認定制度」について研修会等により周知しました。

平成23年度は、産業廃棄物収集運搬業が31件、特別管理産業廃棄物収集運搬業が12件、産業廃棄物処分業が8件、特別管理産業廃棄物処分業が2件、合計53件を優良産業廃棄物処理業者に認定しました。

【廃棄物リサイクル課】

表 - 2 - (1) - 2 行政処分件数 (件)

年度	営業許可取消	営業停止	措置命令	改善命令
平成22年	10	0	1	0
平成23年	6	0	5	1

ウ 市町や隣県等との連携による監視の強化

ラジオ、街頭キャンペーン等による県民に対する啓発活動のほか、監視員に委嘱した県民や住民からの通報制度等により、監視の強化を図っています。

県東部地区では、国、県、市町、民間団体が「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」を設置し、不法投棄防止に取り組んでいます。【廃棄物リサイクル課】

(2) 各産業分野におけるリサイクルの推進

現状

各産業分野では、形体の揃った、ある程度まとまった量の廃棄物が発生しますが、再生利用量は横ばい状態です。

【廃棄物リサイクル課】

表 - 2 - (2) - 1 産業廃棄物の再生利用率

年度	15	20	21	22
再生利用率(%)	38	37	40	42

課題

廃棄物が再生されることは、産業界にとって望ましく、利用の多いリサイクル製品となるよう推進していく必要があります。しかしながら、分別する手間や製品価格が割高になる場合があるなどの課題もあります。

【廃棄物リサイクル課】

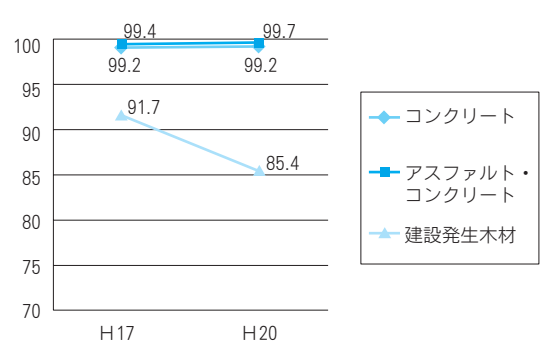
施策の展開

ア 資材の再資源化の推進

「静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を踏まえ、「静岡県における建設リサイクル推進計画2009」に基づき、分別解体・再資源化の推進及び建設廃棄物の排出抑制の推進等の施策を実施しています。

県内で施工された建設工事（官民）から発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の再資源化は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は高い再資源化を維持しているが、建設

図 - 2 - (2) - 1



発生木材の再資源化が落ち込んでいます。【技術管理課】

イ 再生肥料の流通体制の確保等

再生肥料の品質の安定・安全性を確保するため、「肥料取締法」（昭和25年法律第127号）に基づき肥料登録、届出を受けけるとともに、立入検査を実施し、品質の安定・安全性の確認・指導を行いました。

【農山村共生課】

再生飼料の品質の安全性を確保するため、「飼料安全法」（昭和28年法律第35号）に基づき飼料の製造・販売業者の届出を受けけるとともに、立入検査を実施し、飼料の安全性の確認・指導を行いました。

【畜産課】

ウ 水産加工残さの飼肥料化

水産加工業では、残さ処理施設を整備し、水産加工残さを飼肥料化することで再資源化を推進するため、県では、「水産業振興事業費補助金」や「漁業近代化資金利子補給金」を実施し、水産加工業者の環境負荷の低減に向けた取組を支援しています。【水産振興課】

第3節 資源の循環利用の促進

(1) 森林資源の循環利用の推進

現状

静岡県内の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）の59%が植林され、育てられた人工林です。このうち約8割は、木材として利用可能となる40年生を超えています。また、その蓄積（立木の幹の体積）は、人工林のスギ、ヒノキを中心として、年々増加し、県内の木材需要に十分応えることができます（図 - 3 - (1) - 1）。

人工林から生み出される木材は、数少ない再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されていますが、林業生産活動の停滞により、その資源量に見合った十分な利用がされていません（図 - 3 - (1) - 2）。

雇用されて林業で働く作業員数は平成7年をピークに高齢者の退職増加等により減少を続けていましたが、雇用対策事業の実施等により平成19年で下げ止まり、現在は900人程度から微増状態です。

【森林計画課・林業振興課】

図 - 3 - (1) - 1 民有林の蓄積の推移

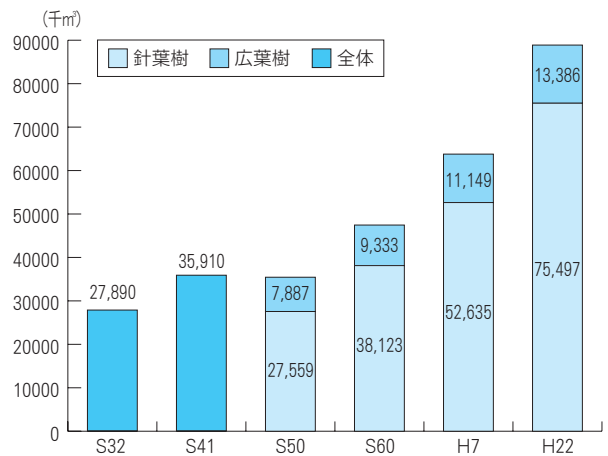
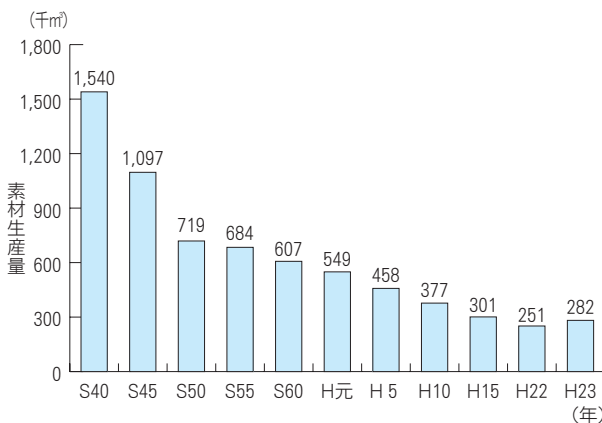
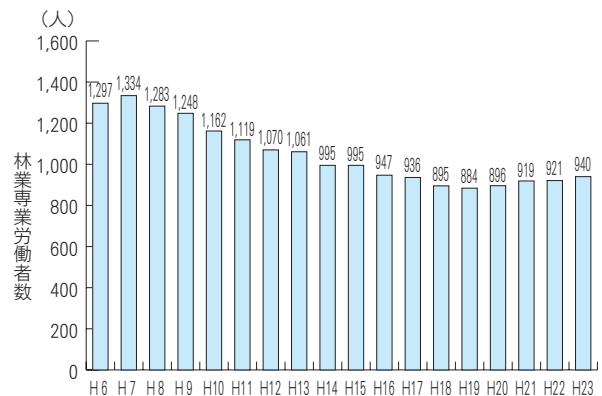


図 - 3 - (1) - 2 素材（丸太）の生産量の推移



出典：平成23年木材統計

図 - 3 - (1) - 3 林業就業者数の推移



公益社団法人静岡県山林協会、林業振興課調べ

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### 課題

森林所有者の大半は、5ha未満の零細所有者で自ら木材生産を行うことが難しいことから、木材生産を行う林業事業体に受託できるように地域を集約化することが必要です。

また、森林内の道の整備や高性能の林業機械等の導入等により生産性を高めるとともに、技術者の養成など木材を低コストで安定的に生産できる体制づくりが望まれています。

また、木材の需要拡大に向けて、大型製材工場などの大規模需要者に対する供給体制を構築するとともに、住宅材での利用促進を進める必要があります。【森林計画課】

### 施策の展開

#### ア 計画的・効率的な森林整備や木材生産の支援

森林整備と間伐材等の木材利用を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、平成23年度は、9,059haの森林を整備しました。

計画的・効率的な森林整備や木材生産を進めるためには、森林の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入促進等により、木材生産コストを低減することが重要です。

「静岡県集約化推進に係る基本指針」に基づき市町が作成する「集約化推進計画」が平成23年度までに25万6千haの森林を対象に策定され、これにより、集約化推進区域が明確になりました。

高性能林業機械を導入しやすい道路から200m以内の森林面積を平成27年度までに19万haとする目標ですが、平成23年度までに、当該森林面積が約18万6千haとなりました。【森林整備課】

#### イ 低コストで効率的な施業の推進

間伐材等の森林資源の供給と利用を促進するため、高性能林業機械等の導入を計画している事業主体に対して、機械購入費等の費用の一部を補助しています。【林業振興課】

表 - 3 - (1) - 1 森林整備加速化・林業再生事業で支援した導入台数

機械名称	台数	機械名称	台数
プロセッサ	3	自走式搬器	1
フォワーダ	4	グラップル付トラック	6
スイングヤーダ	1	グラップル付バックホウ	2
その他の高性能林業機械	2	合計	19

平成21～23年度までの3年間

## (2) 県産材の利用促進

### 現状

第2部第3章第3節(1)に掲載【林業振興課】

### 課題

森林所有の形態が小規模分散化していることから、これを集約することで、木材生産の計画性の確保と生産性の向上を図る必要があります。また、大型製材工場などの大規模需要者に対する供給の仕組みを作るとともに、品質・性能が確かな木材製品の供給を拡大する必要があります。【林業振興課】

### 施策の展開

#### ア 安定供給体制の整備

需要に応じた計画的生産や、森林所有者の収益増加に結びつく低コスト生産、直送販売による流通コスト削減に取り組むビジネス林業の展開を図るため、公募による林業事業体6者と、林業への参画を目指す建設・造園業2者に対し、ビジネス林業のノウハウを取得し経営力を強化する研修等を行いました。

木材の生産性向上を目指す林業事業体に対し、森林の立地条件に応じた適切な木材生産システムの確立を指導しました。また、低コストで計画的な間伐材の搬出を目指す林業事業体に対しては、間伐材の搬出・搬送経費の一部を補助することで、合計で約5万5千 $\text{m}^3$ の間伐材の搬出を支援しました。【林業振興課】

## イ 森林技術者の育成確保

林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、就業年数に応じた生産性の向上に向けた技術と現場管理の能力の習得を図り、育成した結果、平成23年度末には県産材の安定供給に必要な技術を持った森林技術者（しずおか林業作業士等）は347人となりました。

また、就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の仕事を試しに体験する「しずおか新規林業就業チャレンジ」を開催し、林業への新規就業を促進した結果、新たに83人が林業の現場で働き始めました。

林業事業者の経営改革等を示した計画の作成や退職金共済制度への加入促進、チェンソー作業用防護衣の導入など、雇用環境の改善に関する取組を支援し、林業就業者の就労3年後の定着率は維持しています。

【林業振興課】

## ウ 流通改革の推進

県外の大型製材向上や合板工場などの大口需要者へ安定的に丸太を供給するため民間事業者が行う間伐材の直送販売について、長距離の運搬経費を支援するなど県産材の販路開拓を促進しました。

【林業振興課】

## エ 製材・加工体制の拡充

県産製材品の安定供給を推進し、森林資源の循環利用を図るため、木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等の整備や、品質・性能の明確な「しずおか優良木材」等を供給するために必要な乾燥施設等の整備を行う木材関連業者や団体を支援しました。【林業振興課】

## オ 確かな製材品の利用拡大

「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得を支援しました（平成23年度 573棟）。「しずおか優良木材」の主要な供給元となる「しずおか優良木材認定工場」は、平成23年度末現在、29工場となっています。

また、住宅施工者の県産材に対する理解を進めることにより県産製材品の需要拡大へつなげていくため、住宅施工者を「しずおか木の家推進事業者」として登録する制度を新たに設けました。住宅施工者が施工に対して、県内の森林・林業の現況や県産材を使う意義などを説明できるようにする研修などを行っており、現在、登録者は400社を超え、それぞれが県産材を使用した木造住宅の広報マンとして営業を展開しています。【林業振興課】

## カ 新技術・新製品の開発

民間企業と森林・林業研究センターの共同開発で、スギの中・大径原木から効率よく加工・利用でき、品質・性能の信頼性の高い構造材を開発したほか、強度・含水率を自動計測し用途選別ができる世界初の原木用グレーディングマシンの開発を進めています。民間企業の開発を支援し、県産材証明制度の適合製品として認定した県産材合板、LVL（単板積層材）は、公共建築物やツーバイフォー住宅などの分野で利用が広がりつつあります。

また、民間の木質ペレット工場の設置や施設園芸、観光や社会福祉施設における木質ペレットボイラーやストーブの導入など、供給側と需要側双方への支援により、木質バイオマスの新たな利活用が始まりました。【林業振興課】

## キ 公共部門における県産材の率先利用

年17,000m<sup>3</sup>の県産材利用を目標とする「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、公共部門における県産材の利用拡大に全庁的に取り組んでいます。公共建築物における県産材利用が円滑に進むよう、設計者用の資料として「公共建築物における県産材利用の手引き」を作成しました。

また、社会福祉法人や自治会などが行う公共的施設の木造・木質化を支援するとともに、市町の公共部門における県産材の利用促進のため公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（公共建築物等木材利用促進法）（平成22年法律第36号）に基づく市町村方針の作成を働きかけました。【林業振興課】



(3) 未利用資源の利用促進

《現状》

バイオマスの利活用向上を目指し、「静岡県バイオマス活用推進計画」を平成24年3月に策定しました。林地残材の木質ペレットへの活用など木質バイオマスを始めとする未利用資源の利用促進に取り組んでいます。【環境政策課】

《課題》

バイオマスは、資源として最大限に利用するため、経済性やライフ・サイクル・アセスメントを考慮しつつ、製品として価値の高い順に利用することが望まれます。そのためには、需要を創りだすことや技術の開発が必要です。【環境政策課】

《施策の展開》

ア 下水汚泥の利用促進

下水道の普及に伴い、年々増加する下水汚泥の埋立処分量を抑制するため、セメント、コンポスト（肥料）へのリサイクルを推進し、リサイクル率は年々向上しています。【生活排水課】

表 - 3 - (3) - 1 下水汚泥の発生量とリサイクル率の推移

(脱水汚泥換算量、単位：千 $m^3$ )

年 度	18	19	20	21	22
発 生 量	180	178	179	179	184
リサイクル量	109	139	144	155	160
リサイクル率	61%	78%	80%	86%	87%

イ 林地残材の利用促進

間伐材等の利用を促進するため、搬出を行う林業事業者に対して搬出経費を支援するとともに、民間の木質ペレット工場の設置や施設園芸、観光、社会福祉施設等における木質ペレットボイラー等の導入に対する支援など、供給側と需要側双方から木質バイオマスの利用を促進しています。【林業振興課】

ウ 水産物等の未利用部位の有効利用の研究・開発

カツオ・マグロの加工業が盛んな焼津市では、加工時に未利用部位が大量に排出されています。このうち、食品素材としての価値があるにもかかわらず、飼肥料向け材料となっている部位から食品素材を得る技術を開発し、その実用化に取り組んだことにより、味付けしたカツオのすり身でご飯を包んで揚げた「カツオにぎり」やすり身を原料とした「鰹かりんとう」カツオの削り粉を調理した「カツオ角煮」などが商品化されました。【水産振興課】



カツオにぎり



カツオ角煮



鰹かりんとう

## 第4節 水循環の確保

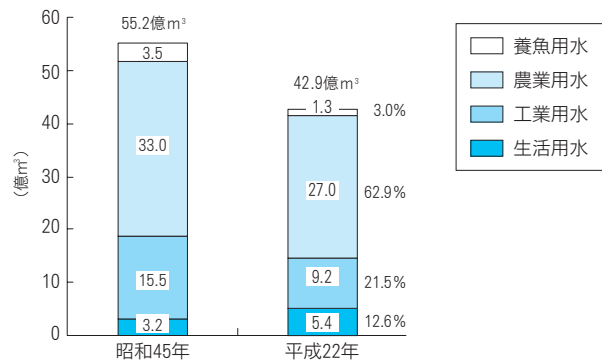
### (1) 表流水の水利調整

#### 現状

本県の年間降水量は約2,420mm（昭和56年～平成22年の平均）で、全国平均（1,690mm）を大きく上回るほか、流域面積は、天竜川、富士川による県外からの流入を含めると、県土の約2倍の14,800km<sup>2</sup>あり、県外からの流入を含めた水資源賦存量（降水量 - 蒸発散量）は236億m<sup>3</sup>（表流水は208億m<sup>3</sup>、地下水は28億m<sup>3</sup>）です。

平成22年の年間需要量は、約42.9億m<sup>3</sup>（表流水33.7億m<sup>3</sup>、地下水9.2億m<sup>3</sup>）で、用途別で昭和45年と比較すると、生活用水は大幅に増加していますが、工業用水、農業用水、養魚用水は減少しており、全体では22.3%減少しています。【水利用課】

図 - 4 - (1) - 1 静岡県の水需要の推移（用途別）



#### 課題

主要水源を天竜川及び大井川に依存している県中西部地域において、渇水傾向時の給水制限を回避するため、利水者間の水利調整を行うとともに、生活圈や流域圏単位での水需給の把握や合理的な水利用の推進が必要です。【水利用課】

#### 施策の展開

##### ア 河川の流況監視、節水対策

近年、全国的な傾向として渇水の発生頻度が高まっています。本県では、主要水源を表流水に依存している天竜川水系、大井川水系でしばしば渇水が発生しており、常時、河川の流況を監視するとともに、渇水傾向となった場合には節水対策を実施し、県民生活に大きな影響が出ないように努めています。【水利用課】

表 - 4 - (1) - 1 節水対策実施日数（単位：日）

年度 水系	H19	H20	H21	H22	H23
天竜川	61 (0)	25 (18)	0 (0)	29 (29)	35 (0)
大井川	38 (22)	15 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ( ) 内は、一次節水対策以上の日数

##### イ 水需給対策バランスの調査分析

水利用のための水需給バランスを確保するには、水循環と水環境の保全を一体的に検討することが求められており、生活圈及び流域圏単位での水需給や水循環、水収支バランス等の検討を進めます。

【水利用課】

### (2) 水資源の有効利用と適正管理

#### 現状

昭和30、40年代に、県内で地下水位の異常低下、塩水化等の地下水障害が発生したため、静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年条例第25号）に基づく揚水規制等の地下水保全に努めてきました。その結果、昭和55年の地下水採取届出量の5,730千m<sup>3</sup>/日（静岡県地下水の採取に関する条例指定5地域合計量）に対して平成23年には3,893千m<sup>3</sup>/日となり（32.1%の削減）、条例指定5地域ごとに削減量の目標としている「地下水適正揚水量」を達成しました。【水利用課】

#### 課題

森林や農地などの荒廃、都市化の進展に伴う河川・水路のコンクリート等による護岸整備及び道路舗装の整備などにより、自然の持つ水源かん養機能や洪水調節機能などの低下が懸念されています。

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

また、気候変動が降水量の変化をもたらすことも懸念されており、限りある水資源を有効利用し、将来にわたって引き継いでいくためには、健全な水循環を確保していくことが重要であり、気候変動の影響を受けにくい地下水と地表水を包括的かつ一体的に捉えて、水資源を総合的に管理していく取組が必要となっています。

本県の地下水の状況は、揚水規制等の対策により、地下水位や塩水化等については徐々に改善又は小康状態となっていますが、今後とも地下水の適正利用の推進が必要です。【水利用課】

### 施策の展開

#### ア 地下水位や塩水化などの監視

##### (ア) 地下水位観測調査

地下水の適正な利用を図るため、地下水位観測調査を昭和43年に開始し、平成23年は県内13地域の158か所で行いました。ここ10年の地域ごとの変動状況は、中伊豆地域及び浜名湖西岸地域で上昇傾向、その他の地域では、ほぼ横ばいとなっています。【水利用課】

##### (イ) 地下水塩水化調査

平成23年に県内10地域346か所で行った地下水の塩水化調査の結果、塩化物イオン濃度が200mg/ℓを超えた井戸が45か所あり、うち1,000mg/ℓを超える高い井戸も18か所で観測されるなど、塩水化の完全な解消には至っていません。【水利用課】

##### (ウ) 地盤沈下調査

県では、環境省の「全国地盤沈下地域の概況」に掲載されている沼津・三島、岳南、静清の3地域に、揚水量の多い大井川、中遠、西遠の3地域を加えた6地域について、継続して地盤沈下調査を実施しています。平成22年度は静清地域で調査を実施したところ、最大沈下量は1.7mm/年であり、地盤沈下はほとんど発生していません。平成24年度は沼津・三島地域で調査を予定しています。【水利用課】

#### イ 地盤沈下・塩水化等の地下水障害の防止

##### (ア) 静岡県地下水の採取に関する条例

静岡県地下水の採取に関する条例に基づく地下水揚水設備の届出、地下水採取量の規制などにより、地下水の適正な利用に努めています。【水利用課】

##### (イ) 地下水利用実態調査

地下水の利用状況や流動機構の現状を調査分析し、地域特性に応じた基礎調査を行うもので、平成22年度から23年度にかけて静清地域の調査を行い、適正な地下水採取量の算定を行いました。【水利用課】

#### ウ 雨水・再生水の利用普及などの水の循環利用の促進

水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民各層の水に関する意識の高揚が必要であることから、水の週間（8月1日～7日）などの機会を捉えて、様々な啓発事業を行っています。特に、次代を担う子供を対象として、出前講座「水の教室」などの啓発事業を重点的に行っています（表 - 4 - (2) - 1）。

また、工場等における雨水・再生水の利用普及などによる水の循環利用や、環境負荷の軽減と限りある水資源の有効利用のため、節水機器の導入などを促進しています。【水利用課】

表 - 4 - (2) - 1 啓発事業の概要

水の週間 (8月1日～7日) 関係	水の週間記念作文 コンクール	県内の小中学校13校（小学校7校、中学校6校）から376点（小学校211点、中学校165点）の応募
	水の啓発 キャンペーン	地域の市町との協働により、清水町内で、「水の大切さ」、「節水の必要性」を訴えるキャンペーン活動を実施
イベントへの出展	静岡市上下水道フェア（静岡市）	
	御殿場エコアクション（御殿場市）	
	ODORA THE 菊川（菊川市）	
	富士市環境フェア（富士市） ぬまづ消費生活展（沼津市）	
学校訪問水資源啓発教室	県職員が64小学校の4・5年生3,865人を対象に、出前講座「水の教室」を実施	

エ 総合的な水資源管理の検討

国では、水資源関係施設の老朽化を背景とした事故・水質悪化のリスク、震災時の水供給力低下、地球温暖化に伴う気候変動に対応した水量の安定確保などの課題を包括的・一体的に捉えた総合的な水資源管理を推進する時期であると提言（国における総合水資源管理の中間取りまとめ結果（平成20年5月））しており、国の動向を踏まえた検討をしています。【水利用課】

(3) 安全で良質な水（水道水、工業用水、農業用水等）の安定供給

現状

本県における水道普及率（平成22年度）は99.0%で全国平均97.5%を上回っています。水道の水質検査結果適合率は99.9%（平成23年度）で維持管理されています。災害対策として、水道施設の耐震化率（平成22年度）は、浄水施設（能力）20.1%、配水池（容量）45.7%、基幹管路（距離）30.7%であり、耐震化率は年々上昇しているものの全国平均並みです。また、応急給水対策である「震災時給水対策要綱」の改定市町数は6市町にとどまっています。

なお、福島第一原子力発電所での事故により放出された放射性物質の県内水道水への影響を確認するため、平成23年3月24日から平成23年12月27日までの間、放射性ヨウ素、放射性セシウムの測定を当県独自に行い、安全性を確認しました。【水利用課】

表 - 4 - (3) - 1 耐震化の現状

対策施設	浄水施設（能力）			配水池（容量）			基幹管路（距離）		
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22
県	17.3%	17.8%	20.1%	33.4%	40.2%	45.7%	19.1%	25.7%	30.7%
全国平均	16.3%	16.8%	18.7%	29.3%	34.5%	38.0%	28.1%	30.3%	31.0%

課題

すべての県民に安全で豊富な水道水の供給を図るため、水道事業の広域化や水道未普及地域への水道等の施設整備並びに水道事業の統合による経営基盤を強化することが必要であり、加えて計画的な水質管理や適正な施設管理が引き続き行われていく必要があります。

また、災害時における断水等の被害を最小限にするために、施設の耐震化や更新により災害に強い施設整備を進めるとともに、万が一、断水した場合には速やかに給水できる体制の整備が必要です。【水利用課】

施策の展開

ア 水道事業者に対する適正な維持管理の指導

各水道事業者に対して、水質検査計画に基づく水質管理及び水道施設の適正な維持管理が実施されるよう監視指導を実施しています。【水利用課】

イ 水道施設の耐震化

震災時の給水確保に向け、速やかに耐震診断により耐震性能を把握した上で、計画的に耐震化を実施するように各水道事業者に働きかけています。また、「震災時給水対策要綱」の改定を促し、震災時の給水が速やかに実施できるように各水道事業者に働きかけています。【水利用課】

ウ 水道施設の計画的な更新の促進

水道事業の統合や水道施設の老朽化等の更新に対して、国の補助事業などを活用した計画的な施設整備を働きかけています。【水利用課】

エ 工業用水等に係る施設の適正な維持管理

地域経済の発展に伴う水使用の増加は地下水の過剰揚水を招き、それに伴って地下水位の低下や地下水の塩水化等の地下水障害が生じてきました。この状況を改善するために、工業用水道事業は工業の健全な

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

発展と担い手とともに、地域の地下水問題解決の決め手としての役割を受け持つようになっています。

柿田川、富士川、東駿河湾、静岡、中遠、西遠、湖西の7事業実施している工業用水道事業は、建設の段階から維持管理の段階に入っています。

企業局では独自の耐用年数を設定するとともに優先度・緊急度を考慮し、更新計画を策定しています。また、的確な修繕や調査結果により更新時期の延伸を図るとともに、水需要に見合った施設規模の最適化を実施しています。【企業局事業課】

### オ 農業水利施設の計画的な更新整備

基幹的な農業水利施設については、施設の長寿命化対策と更新整備を適切に組み合わせて、投資経費の低減と平準化を図ります。【農地整備課】

### カ 河川の正常流量の確保

生物の営みや県民の様々な活動を維持していくために必要な河川の正常流量を確保するため、既設の多目的ダム of 適切な管理を実施しています。【河川企画課】

## (4) 森林の持つ水源かん養機能の確保

### 現状

森林は多様な機能を持つことが知られていますが、「緑のダム」と呼ばれる水源かん養機能もその一つです。特に近年は短時間に集中的に降る豪雨が多くなっているため、森林が形成する豊かな土壌が、一時的に水を貯め徐々に水を流し、洪水を緩和する機能が注目されるようになっています。

しかしながら、県内の森林の多くは、所有形態が小規模で分散しているため、手入りにコストがかかり、計画的な管理が難しいのが実態です。そのため、近年は整備が遅れている森林が増えています。その結果、森林の荒廃が進み、豊かな土壌が流出してしまうなど、水源かん養機能の低下が懸念されています。

【森林計画課】

### 課題

森林の荒廃が進むと水源かん養機能の低下が心配されます。森林の荒廃を防ぎ、水源かん養機能を維持するためには、森林の手入れを続けていくことが必要です。

森林の整備を計画的かつ低コストで行うためには、森林施業の受委託を進めるなど森林の集約化を図っていくことが必要です。

しかしながら、円高等林業を取り巻く情勢は相変わらず厳しいものがあり、林業事業者の努力だけでは手入れの行き届かない森林が残ってしまうため、公的支援による森林の整備も必要です。

また、緑のダムとしての機能を維持していくために、特に水源のかん養に重要である森林については、水源かん養保安林等に指定し、開発等に対し一定の制限をかけるとともに、公的な整備である治山事業による機能の維持向上を図っていく必要があります。【森林計画課】

## 施策の展開

### ア 森林施業の集約化

効率的かつ計画的な森林整備のためには、面的にまとまりをもった森林で間伐等を行う森林施業の集約化が必要です。

森林法の改正により、集約化された森林施業を5年間の計画にまとめる「森林経営計画」の認定制度が、平成24年度から開始しました。

「森林経営計画」は、森林所有者又は、森林の経営を委託された森林組合等が、一定の面積規模の森林を確保した上で作成するものです。

森林経営計画の樹立促進を通じ、森林施業の集約化を進めていきます。【森林整備課】

### イ 森の力再生事業の実施

社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が

持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるために、緊急に整備が必要な森林について、静岡県もりづくり県民税条例（平成17年条例第88号）に基づく県民税超過課税を充当し、その再生のための森林整備を推進しています。

平成23年度は1,342haの荒廃森林を整備しました。平成18年度の事業開始から合計7,613haの荒廃森林を整備し、全体計画（10年間で12,300haを整備）に対する進捗率は62%になりました。

今後も、全体計画の達成に向けて、着実に事業を推進していきます。【森林計画課】

#### ウ 治山事業の推進

##### (ア) 治山事業

森林の持つ公益的機能の向上を図るため、復旧治山や予防治山、海岸防災林造成等の事業により、荒廃溪流や荒廃危険山地の山地災害防止対策工事等を市町、他部局と連携しながら計画的・効率的に実施しています。【森林保全課】

##### (イ) 民有林直轄治山事業

国土保全上重要かつ事業規模が著しく大きい大井川上流域の民有林区域内の林地荒廃地区の復旧事業を国の機関が県に代わり実施しています。【森林保全課】

##### (ウ) 県単県営治山事業

規模が小さいなど、公共事業の採択基準を満たさないもので、放置すると林地や下流に被害を及ぼすおそれがある箇所の山地災害防止対策工事を県営、又は市町営で実施しています。【森林保全課】

##### (エ) 災害関連緊急治山事業

豪雨災害等により、新たに荒廃した森林で、今後の降雨により人家、公共施設等に被害を与える恐れがある箇所の早期復旧を図っています。【森林保全課】

## 第4章 自然共生社会に向けた取組

### 第1節 自然環境の保全

#### (1) 森・川・海の保全と復元

##### 現状

変化に富んだ地形を有する本県には、県土の約3分の2を占める森林をはじめとして、貴重な緑が多く残されています。また、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇ることができる自然環境を有しています。

【環境ふれあい課】

##### 課題

自然の中には、人間との関わりが保たれて、その機能を維持しているものがあります。例えば「里山」は、集落周辺の雑木林や竹林のほか棚田、畑などを含めたエリアで、人々の生活と密接な関係を保ちながら、生物多様性に富んだ独特の環境が維持されてきました。しかし、近年、生活様式の変化から放置・荒廃が進み、社会問題となっています。

都市住民の保健休養の場あるいは、豊かな動植物の生息の場としての里山の機能が再び注目され始めています。また、里山は比較的市街地近郊にあり、活動の場として取り組みやすく、森づくりグループの組織化や技術的な研修の場としても適当であるため、各地で保全活動が始まっています。この保全活動を、定着、拡大していくことが求められています。【環境ふれあい課】

##### 施策の展開

#### ア 県民との協働・連携による荒廃森林の整備促進

第2部第3章第4節(4)イに掲載【森林計画課】

#### イ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

第2部第1章第1節(3)イに掲載【環境ふれあい課】

- (ア) 森林支援隊の活動推進
- (イ) 企業の森づくり活動の支援
- (ウ) 県民参加による森づくり

#### ウ 林地開発許可制度の適切な運用

森林の持つ大切な働きを無秩序な開発から守り、適正な利用を図るため、1haを超える森林を開発する場合には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事（一部の市町においては市長）の許可（林地開発許可）が必要です。ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、許可ではなく、連絡調整を行うこととなっています。

平成23年度には、10件56haの林地開発行為を許可し、連絡調整は4件23ha行われました。

【森林計画課】

表 - 1 - (1) - 1 林地開発許可状況（平成23年度）

（単位：件・ha）

開発の目的	許 可		連絡調整	
	件数	面積	件数	面積
レジャー施設	1	4		
農用地			1	5
土石の採掘	8	49		
道路			2	14
残土処分場	1	3		
その他（津波対策施設）			1	4
計	10	56	4	23

（注）「その他」は、かんがい施設、墓地、送電施設。

#### エ 干潟や湿地・砂浜などの多様な自然環境の保全・再生の促進

海岸の整備に当たっては、環境の保全と復元に配慮し、砂浜の保全と回復を目的とした養浜、離岸堤等の整備を推進しています。また、周辺の自然環境や景観との調和を図ることによって、海浜レクリエーションなどの海浜利用が増えるよう、「利用しやすい」、「親しみがもてる」、「美しく快適」な海岸の創造を目指し、海岸の整備を進めています。【河川海岸整備課】

オ 保安林機能の回復

第2部第3章第4節(4)ウに掲載【森林保全課】

カ 藻場・干潟の保全

第2部第2章第4節オに掲載【水産振興課】

キ 海岸漂着物の的確な処理

県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議しており、中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結しました。これにより、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない場合に、近隣市町による広域処理が可能となりました。

また、「出水による漂着物対策調整会議」では、「河川・海岸統一美化運動」を毎年5月、6月に実施しています。【河川砂防管理課】

ク 温泉の保護

本県の温泉は、総源泉数2,280井（枯湯・埋没除く）で、そのうち、利用源泉数は1,174井、総湧出・揚湯量は、毎分124,314ℓで、全国屈指の温泉資源を有しています。

県では、温泉実態調査等による温泉の実態把握と温泉資源の変動状況の調査を行うとともに、法令に基づき、適切な保護に努めています。

【衛生課】

(2) 自然環境に配慮した公共事業の推進

現状

県では、平成21年3月に「静岡県社会資本整備重点計画（H20～H24）」を策定し、重点目標と整備指標の達成度についての的確な検証・評価を行いながら、社会資本の重点的かつ効果的・効率的な整備を推進しています。対象事業は、道路事業、治水事業、海岸事業、土砂災害対策事業、港湾整備事業、漁港整備事業、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公園緑地事業、生活排水処理施設整備事業、住宅建築物地震対策事業、公営住宅整備事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業、空港整備事業の17事業で、「環境・景観」の分野において、5つの目標と24の指標を設定し、毎年度、進捗状況の検証・評価を実施し、それ以降の事業・施策の在り方に反映するなど継続的な改善に取り組んでいます。【交通基盤部政策監】

課題

公共事業の推進に当たっては、地球温暖化の緩和策に取り組むとともに、環境負荷の小さい社会の構築を推進し、持続可能な環境共生社会の実現を目指すことが求められています。このため、事業計画・設計段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合は影響の最小化や代替措置を講じることを基本として環境の保全や回復を図ります。併せて、農地・森林の多面的機能発揮のための取組、地域固有の歴史や文化に根ざした景観の保全と創造を進めます。【交通基盤部政策監】

表 - 1 - (1) - 2 温泉に関する都道府県別順位  
(平成23年3月末現在)

源泉総数			湧出量 (ℓ / 分)		
順位	都道府県	源泉数	順位	都道府県	湧出量
1	大分県	4,538	1	大分県	291,340
2	鹿児島県	2,784	2	北海道	245,850
3	北海道	2,302	3	鹿児島県	192,506
4	静岡県	2,280	4	青森県	149,149
5	熊本県	1,372	5	熊本県	126,280
6	青森県	1,095	6	静岡県	124,314
7	長野県	1,013	7	長野県	113,906
8	福島県	776	8	岩手県	108,849
9	宮城県	768	9	秋田県	86,776
10	栃木県	625	10	福島県	84,436

出典：環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室調べ  
注) 源泉総数については、枯湯、埋没泉を除いた数値。

表 - 1 - (2) - 1 環境・景観の達成度評価  
(平成22年度末時点)

目 標	進捗度評価
目標1 地球温暖化緩和策の推進	B <sup>+</sup>
目標2 循環型社会の構築	B <sup>+</sup>
目標3 良好な生活環境の確保	B <sup>-</sup>
目標4 自然との共生の推進	B <sup>-</sup>
目標5 美しい景観の保全と創造	B <sup>-</sup>
環境・景観の総合評価	B <sup>-</sup>

A 順調に進んでいる  
B<sup>+</sup> 概ね順調に進んでいる  
B<sup>-</sup> ある程度、進んでいるが十分ではない  
C 今後、十分な取組が必要



第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

施策の展開

ア うるおいある道路空間の創出

街路樹の整備、植樹帯の歩道部への整備や法面緑化等により、沿線の良好な環境の確保や景観形成を図っています。「大気を浄化し、大気汚染の影響を緩和」「うるおい空間の創出」「道路交通により生ずる騒音の軽減」などの整備効果が期待されます。

【道路企画課、街路整備課】



整備された植樹帯

イ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した河川整備  
自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」を推進するとともに、巴川麻機遊水地においては、学識者・地元住民・NPO団体等と連携し、協働により「自然再生」を行っています。【河川海岸整備課】

ウ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した海岸整備  
第2部第4章第1節(1) - エに掲載

エ 豊かな自然環境の保全・創出と美しい港湾空間の形成

港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を行っています。また、にぎわいのある美しい港湾空間を形成するとともに、親水性を有する自然環境と共生する緑地の整備に取り組んでいます。

【港湾企画課】

オ 住民等と連携した豊かな自然環境が確保された農村地域の整備

農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により耕作放棄地が増加する中で、非農家や定年帰農者等を取り込み、地域営農を展開することで、耕作放棄地の解消と農村資源に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織を支援した結果、県内16地区において、耕作放棄地解消活動が展開されています。【農地計画課】

表 - 1 - (2) - 2 耕作放棄地解消活動

市町名	地区名	市町名	地区名
松崎町	石部	藤枝市	玉取
河津町	上佐ヶ野	島田市	菊川・神谷城
伊東市	池	御前崎市	合戸
富士宮市	原	浜松市	上倉沢
	半野		下阿多古
	大鹿窪		都田
静岡市	俵峰		恩地
	興津東町		和地

カ 計画的な治山事業の推進

第2部第3章第4節(4)ウに掲載【森林保全課】

(3) 富士山の自然環境保全・世界文化遺産登録に向けた取組

現状

富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための行動規範として静岡県と山梨県は、平成10年11月に「富士山憲章」を共同で制定しました。「富士山憲章」の主旨に賛同する団体等を組織化した「ふじさんネットワーク」の活動推進をはじめ、山小屋への環境にやさしいトイレの整備、ボランティア等との協働による清掃活動等や自然林・自然植生の復元等により、環境負荷の軽減と富士山の自然環境を守る意識の高揚が図られてきました。

また、環境保全活動の状況や環境の現状などを把握するため、山梨県と共同で策定した「富士山を守る指標」の現況指標は、環境保全活動参加者数の増加や廃棄物の投棄量の減少など、富士山の自然環境の保全や環境負荷軽減への取組が進んだことにより、前年度から1ポイント増の78となりました。

富士山世界文化遺産登録への取組が推進され、富士山への関心が高まる中、登山者のみならず多くの人々に富士山の自然環境の大切さを伝える好機として、環境保全に努める機運を高めていく必要があります。

平成21年12月、「富士山憲章」の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として2月23日を「富士山の日」としました。【自然保護課・総務企画課（交流政策課）】

## 課題

静岡県側3登山口では、7、8月の2か月間で平成20年以降、増減はあるものの平成20年以降13万人前後の登山者が利用しており、特に、週末やお盆時期に登山者が集中するほか、御来光を求めての山頂登山が一時期に集中するなど、特異な利用形態となっています。登山初心者や外国の方が多い状況から、登山ルールやマナーを無視した登山者等による自然環境の破壊や、けが人・事故の増加、交通渋滞など、これまでの想定を超える様々な問題が顕在化しています。【自然保護課・総務企画課（交流政策課）】

## 施策の展開

## ア 自然環境の保全と活用が調和した富士山総合環境保全指針に基づく対策の推進

自然環境の変化や国内外からの登山者の増加による自然環境への負荷の増大も懸念されるなど、富士山を取り巻く情勢が変化していることから、富士山の「保全」と「利用」が調和した効果的な施策の推進や、県民の環境保全に向けた取組が図られるよう、平成23年度に「富士山総合環境保全指針」の見直しを実施しました。【自然保護課】

## イ 多様な主体との協働による自然環境保全対策の推進

## (ア) し尿対策

富士山の登山道では、し尿の浸透・放流をなくすために山小屋等にオガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレを整備しています。山小屋事業者、行政等では「富士山環境保全対策連絡会」を設置し、厳しい自然の中におけるトイレの適正な維持管理を図っています。

また、トイレの維持管理経費には、トイレ利用時のチップ（1回当たり200円程度）が充てられており、富士山の環境保全には利用者の協力が欠かせないものとなっています。【自然保護課】

## (イ) ごみ対策

県では、登山者にごみ持ち帰りを呼びかけているほか、富士山周辺地域の事業者、団体、地元市町で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」の「富士山一斉清掃」を支援し、富士宮、御殿場、須走の3登山口の五合目周辺や登山道のクリーンアップを進めています。

また、富士山麓周辺道路沿いでは、「富士山ごみ減量大作戦」として公募ボランティアの協力を得て、道路わきの山林や駐車場等の投げ捨てごみを清掃するほか、登山道沿いでは「富士山クリーンアップ登山大作戦」として、一般登山者の参加を得てマナー啓発も兼ねた清掃活動を実施しました。

さらに、山小屋から排出されるごみについても3登山口の山小屋組合ごとに処理方法を決め、共同で処理を行っているほか、ふじさんネットワークでは「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、五合目以下のすそ野におけるごみの実態調査や回収をする「富士山みがきあげ作戦」を行っています。

【自然保護課】



富士山ごみ減量大作戦

## (ウ) 豊かな森林の創造

ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹やフジアザミ等の植え付けなどを行いました。また、近年増加しているニホンジカの食害対策として幹巻きテープを使用し、広葉樹の保護を行いました。【自然保護課】

## ウ 富士山の日を中心とした自然環境保全意識の高揚

## (ア) 「ふじさんネットワーク」の活動

富士山憲章を周知・定着させていくため、富士山を愛する多くの人々が連携し、「ふじさんネットワーク」を組織し、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンパッジ募金活動等で環境保全意識の高揚を行っています。

ふじさんネットワーク会員有志で組織する「富士山エコレンジャー」25人は、富士山において来訪者

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

へのマナー啓発や情報提供、自然解説のボランティア活動をしています。

【自然保護課】

(イ) 「富士山の日」を活用した富士山環境保全の取組

「富士山の日」を契機に、子どもたちの富士山への親しみや興味を喚起し、自然を守り大切にすることを育てるため「ふじさんネットワーク」が作成した学習リーフレット「富士山からの挑戦状」は、県内の全小学6年生に配布され、富士山学習に活用されています。



自然観察会で解説する富士山エコレンジャー



富士山からの挑戦状

県では、富士宮市ほか4市町の小学校高学年を対象に「富士山の日環境学習会」を開催し、富士山とともに地域の自然環境を守る大切さを伝え、自発的な環境保全活動の実施を呼びかけました。【自然保護課】

(ウ) 外国人登山者等へのマナー啓発

急増する外国人登山者等に対し環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報を提供するマナーガイドブックを日・英・中・韓・ポルトガル語で作成配布したほか、英語版のホームページサイトを運営しています。



多言語マナーガイドブック「富士山へ登る人のために」

母国での富士山情報の提供が期待される留学生に登山マナーや自然解説、ごみ拾いを体験する環境学習型のマナー啓発事業を実施しました。【自然保護課】

(エ) 富士山の情報発信

美しく雄大な富士山の姿を紹介する「富士山の恵み」や静岡県四季折々の景観や動植物を紹介する「いのちの泉しずおか～高低差7000mの大自然」を富士山静岡空港ターミナルビルで常設上映しています。【自然保護課】

エ 県民の認識を深めるための出前講座等の実施

富士山の自然や文化、世界遺産の基礎知識、富士山の世界文化遺産登録に向けた取組について、わかりやすく説明し、富士山への理解と関心を高めるとともに、機運醸成を図るため、小中高校の授業のほか、各種団体からの依頼を受けて講師を派遣し解説する「出前講座」を開催しました。

表 - 1 - (3) - 1 出前講座

(H23年1月～H24年3月)

対象	回数及び参加者数
小中高校	35回、4,014人
団体	28回、2,013人

また、富士山の文化的価値を再発見してもらうため、親子を対象に、構成資産等を見学しながら富士山の自然や文化に触れる講座「親子で学ぼう 富士山世界文化遺産」を開催しました。【世界遺産推進課】

表 - 1 - (3) - 2

親子で学ぼう 富士山世界文化遺産

(H23年1月～H24年3月)

回数	内容及び参加者数
第1回	「富士山と信仰」、17組42人
第2回	「富士山と芸術」、17組41人

オ 乗り入れ規制の実施

富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、富士山スカイライン登山区間（富士宮口）とふじあざみライン（須走口）において、平成23年度は、海の日三連休以降の週末と旧盆期の平日等に、26日間のマイカー規制を実施しました。【道路企画課】

(4) 自然公園等の適正な管理と利用の推進

現状

本県の豊かな自然環境を保全していくため、自然環境保全地域や自然公園に指定しています。

特に貴重な自然環境を保全するため、国が指定した本州唯一の「原生自然環境保全地域」があります。県においては、7地域を「自然環境保全地域」として指定しています。(表 - 1 - (4) - 1)。また、優れた自

然の風景地の保護と利用を図ることを目的とした「自然公園」として、国立公園2か所、国定公園1か所、県立自然公園4か所が指定されています(表 - 1 - (4) - 2)。

これらの自然環境保全地域・自然公園に指定されている面積は90,079ha、県土の約11%になります。

【自然保護課】

表 - 1 - (4) - 1 自然環境保全地域の指定状況  
(平成23年度末現在)

名称	面積	指定者
大井川源流部	1,115ha	国(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域)
気田川	857ha	県(県自然環境保全条例)
渋川	195ha	
明神峠	431ha	
愛鷹山	3,198ha	
京丸・岩岳山	353ha	
桶ヶ谷沼	50ha	
函南原生林	102ha	
計	6,301ha	

表 - 1 - (4) - 2 自然公園の指定状況  
(平成23年度末)

現在)分類	名称	面積
国立公園	富士箱根伊豆	46,693ha
	南アルプス	3,387ha
国定公園	天竜奥三河	4,838ha
県立自然公園	浜名湖	16,708ha
	日本平・三保の松原	1,991ha
	奥大井	8,531ha
	御前崎遠州灘	1,629ha
	計	83,777ha

課題

自然環境保全地域や自然公園の区域の多くは民有地であるため、開発行為等の影響により豊かな自然環境が損なわれるおそれがあることから、自然環境の保護と適正な利用を図るとともに、生物多様性を確保し、人と動植物が共生できる環境づくりが求められています。【自然保護課】

施策の展開

ア 自然公園等の保護と適正な利用の推進

(ア) 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導

自然公園及び自然環境保全地域では、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が巡視、指導や自然環境の把握、報告等の活動を行い、維持、保全に努めています。【自然保護課】

(イ) 許認可等の規制による自然公園及び自然環境保全地域の保全

自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、その多くは民有地です。自然公園、自然環境保全地域の規制区域等については、民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制となっています(表 - 1 - (4) - 3)。

自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して見直しを行っており、現在、奥大井県立自然公園及び天竜奥三河国定公園の公園計画の見直しを行っています。

また、オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、富士山中腹部以上(おおむね標高1,600m以上)、湖西市の海浜地及び牧之原市の海浜地の一部を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施し、啓発に努めています。【自然保護課】

(ウ) 自然環境保全協定の締結

自然環境保全の観点から、県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係

表 - 1 - (4) - 3 自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数  
(単位:件数)

区分	年度	20	21	22	23
国立公園		549	581	640	475
国定公園		56	50	70	59
県立自然公園		265	274	318	243
公園小計		870	905	1,028	777
自然環境保全地域		9	4	7	3
計		879	909	1,035	780

(注) 県自然保護課調べ

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

各課と連携して指導を行っています。また、静岡県自然環境保全条例（昭和48年条例第9号）に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積5ha以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者に対し、県と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を求めています。

【自然保護課】

(5) 美しい景観づくり

現状

従前から、良好な景観の形成・保全のため、都市計画法や静岡県屋外広告物条例（昭和49年条例第16号）等の諸制度を活用して、建築物や屋外広告物等の規制・指導を実施してきましたが、平成16年に景観法（平成16年法律第110号）が施行され、景観行政団体が景観計画を策定し、地域の特性に応じたきめ細やかな規制・誘導ができるようになりました。良好な景観形成を図るためには、住民に最も近い自治体である市町が中心的な役割を果たすことが望ましいことから、県内の市町に景観行政団体になるよう働き掛けを行っており、平成23年度末現在、17市が景観行政団体となり、このうち12市が景観計画を策定しています。

なお、富士山周辺や牧之原茶園・空港周辺地域など市町をまたぐ主要な広域景観については、関係市町等と地域景観協議会を設立し、景観施策を総合的に推進しています。

あわせて、公共事業は地域の景観に与える影響が大きいため、県が実施する公共事業における景観に配慮するため、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定し、順次運用を開始しました。

【都市計画課】

表 - 1 - (5) - 1 県内の景観行政団体及び景観計画策定団体

景観行政団体	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、牧之原市、御殿場市
景観計画策定団体	熱海市、静岡市、三島市、浜松市、富士市、下田市、富士宮市、湖西市、袋井市、掛川市、沼津市、伊東市

課題

良好な景観の形成・保全のため、屋外広告物や風致地区内の建築行為等について、引き続き適正に指導・規制していくことが必要です。

また、市町が地域の特性を活かした景観形成を推進するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣等により、市町に対し景観行政団体への移行や景観計画の策定を働き掛けていくことも重要です。

なお、富士山周辺や牧之原茶園・空港周辺の地域景観協議会においては、地域の特色を活かした良好な景観形成のためのルールづくり等が求められています。

あわせて、県が実施する公共事業における景観配慮の指針の運用を徹底するとともに、市町や国の出先機関等にも同様の取組を行うよう働き掛けることが重要です。【都市計画課】

施策の展開

ア 地域の景観と調和した公共施設の整備

県庁舎及び各総合庁舎においては、周辺景観との調和のため、デザインや色彩、素材等に配慮した改修を行うとともに、敷地内の緑化を推進しています。

また、地震により被害を受けた県庁東館前の石垣積み直し工事においては、できる限り既存の石材を再使用するなど、景観に配慮した整備を行いました。【管財課】

更に、ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）については、交通基盤部の全ての出先機関において運用を開始しました。また、様々な機会を通じ、市町や国の出先機関に対し、本指針の周知を図りました。【都市計画課】

イ 住民等と連携した主要な広域景観の形成

本県には、富士山周辺、牧之原茶園、伊豆半島など静岡を印象づける主要な広域景観がたくさんありま

す。これらの主要な広域景観の形成・保全を図るため、市町と県で組織する地域景観協議会において様々な取組を実施しています。

富士山周辺地域については、富士箱根伊豆交流圏構想に基づく「国際観光地にふさわしい屋外広告物の取組」を推進し、富士宮市朝霧地区において屋外広告物の集合化を実施しました。また、世界文化遺産登録に向けて統一的な景観形成と保全を図るため、関係市町と連携し、富士山の眺望の良い地区における景観改善に取り組みました。

また、牧之原茶園・空港周辺地域においては、屋外広告物のルールづくりに取り組み、「屋外広告物ガイドライン」と「茶園景観に配慮した屋外広告物の色彩ガイドライン」を策定し、茶園景観にふさわしい屋外広告物の適正な規制・誘導を図りました。【都市計画課】

#### ウ 無電柱化の推進

良好な景観の形成や安全で快適な道路空間の確保を図るため、市街地の幹線道路をはじめ良好な景観の形成が必要な地域では、電線類の地中化などの道路の無電柱化を推進しています。電線類を地中化することによって、前述した効果の他、台風・地震といった自然災害時の電柱倒壊や電線類の切断といった被害が軽減されるため、安定したライフラインが確保でき、火災延焼を遮断する防災空間も確保される等、防災機能も向上します。【道路企画課、街路整備課】



無電柱化の効果の例

#### エ 違法な屋外広告物の削減

屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する際の許可事務や、違反屋外広告物に対する是正指導、電柱等に取り付けられた簡易広告物（はり紙・はり札類・のぼり・立看板類）の除却を行っています。

また、違反屋外広告物を削減するため、屋外広告物の登録制度により業者への指導・監督を行っています。【都市計画課】

表 - 1 - (5) - 2 平成23年度における許可等の状況（県条例所管分）

許可した広告物の数	16,469個
簡易除却した広告物の数	1,211個
屋外広告業登録件数	1,197件

#### オ 歴史的・文化的景観の保全・再生活動の支援

棚田等を保全するため、県内8地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を行っています。

このうち、日本の棚田百選にも選ばれ、県内でも最大規模を誇る浜松市北区の「久留女木の棚田」は、地元農業者と、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員や引佐高校及び井伊谷小学校、「一社一村しずおか運動」に取組む企業等が協働により保全活動を行っています。

また、富士宮市の「柚野の里」地区では、田植えの時期には田んぼに写る逆さ富士が楽しめ、地域住民や都市住民グループ及び、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員など、多様な主体が参画した棚田保全活動が行われています。

平成23年度の「第4回静岡県景観賞」の優秀賞に、『井の国「久留女木の棚田」』と『富士山と田園の原風景「柚野の里」』の美しい農村風景が選ばれました。【農地保全課】



高校生などによる稲刈（浜松市）



地域の子供たちによる田植え（富士宮市）

## カ 文化財の保全と復元

### (ア) 県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

県内文化財の指定・登録を進めるほか、文化財建造物の耐震化を図るため、「予備基礎診断」の普及を図っています。また、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に備え、発災時に速やかに文化財を救済するため、平成24年3月に官民一体となった「静岡県文化財等救済ネットワーク」を設立しました。埋蔵文化財包蔵地（遺跡）については、遺跡の有無や範囲確認のための「試掘確認調査」、保存・記録を目的とした「本発掘調査」を行っています。伊豆石丁場遺跡（伊豆半島地域）については個別・総合調査を行っています。【教育委員会文化財保護課】



石丁場調査

### (イ) 地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

例年11月前半を「しずおか文化財ウィーク」と位置付け、県主催のシンポジウム「文化財クローズアップ」を始め、県内各地で文化財の公開、探訪ウォーキング、シンポジウム等を開催しています。また、県内の民俗芸能の振興を図るため静岡県民俗芸能フェスティバルを開催しています。

【教育委員会文化財保護課】

### (ウ) 文化財の価値の未来への継承

地域の貴重な文化財を発掘するとともに、地震等の災害から文化財を守るため、文化財建造物の調査・耐震化等について専門性を持った人材（静岡県文化財建造物監理士）を育成し、所有者や市町の求めに応じて派遣しています。【教育委員会文化財保護課】

## キ 桜の名所づくり

「桜で彩る富士の景観づくり構想」（平成21年1月策定）を踏まえ、地域を一体的な桜の名所として捉え長い期間桜が楽しめる「ぐるり富士・伊豆桜道」の形成や、「日本の桜の郷づくり」として国立遺伝学研究所に保存されている日本の様々な桜を見ることができる地域づくりを進めています。

こうした、桜名所の整備は、地域住民等との協働により進めており、(助)静岡県グリーンバンク、静岡県さくらの会と連携し、住民活動を支援しています。

また、静岡県さくらの会と連携し、写真コンクールや富士山の見える桜名所情報の発信等を実施し、県民運動の機運盛り上げも図っています。【環境ふれあい課】

## 第2節 生物多様性の確保

### (1) 希少野生動植物の保全

#### 現状

本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇っています。哺乳類は、本州・四国・九州に生息する約60種のうち、47種の生息が、鳥類は、全国約550種のうち390種の生息が確認されています。植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約8,000種のうち、3,499種の生育が確認されています。

県内において、主に陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、平成18年度末現在で10,686種が確認されていますが、その約1割に当たる1,048種（要注目種等を含む。）は絶滅のおそれがあるとされています。【自然保護課】

#### 課題

国では、平成20年6月に生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する生物多様性基本法（平成20年法律第58号）を施行し、平成22年3月には生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定し、生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進することを求めています。

県では、平成22年8月に静岡県希少野生動植物保護条例を制定し、捕獲や採取等を規制する希少野生動植物を指定するなどの対策を進めています。今後も、県内に生育又は生息する絶滅のおそれの高い希少な野生動植物を保護するための取組の着実な推進が求められています。【自然保護課】

#### 施策の展開

##### ア 指定希少野生動植物の指定

平成21・22年度に実施した南アルプス地域の希少野生生物生息等実態調査の結果を踏まえて、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）及びオオサクラソウの6種類の高山植物を、静岡県希少野生動植物保護条例に基づいて「指定希少野生動植物」として指定し、平成24年4月1日から採取や損傷などを禁止しました。【自然保護課】

##### イ 野生動植物の生息状況等の把握

###### (ア) 希少野生生物生息等実態調査

県内に生息又は生育する希少野生動植物の生息状況などを把握するため、県内をいくつかの地域に分けて継続的に調査を実施していますが、平成23年度は、富士地域において生息実態調査を実施しました。【自然保護課】

###### (イ) アカウミガメの保護・増殖への支援

希少種として保護が必要なアカウミガメについて、静岡海区漁業調整委員会の指示によって採捕を禁止するとともに、ふ化放流を目的とした卵の保護については、保護団体による採捕を承認して増殖を推進しています。平成23年度は、7保護団体に対して119,760個の卵等の採捕を承認し、実績として51,167個の卵が保護されました。【水産資源課】

遠州灘海岸において、環境保護団体に委託して県民参加の海浜清掃作業やアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施しました。【自然保護課】

##### ウ 生態系等に悪影響を与えるおそれのある野生鳥獣の個体数調整

伊豆地域のニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成16年度から、特定鳥獣保護管理計画を策定し個体数を適正な数まで減らすための個体数調整を行っており、平成23年度は県が行う管理捕獲2,285頭と狩猟、市町の有害鳥獣捕獲の6,131頭を合わせてニホンジカを捕獲しました。

また、富士地域では調査捕獲として、236頭のニホンジカを捕獲しました。【自然保護課】

##### エ 身近な自然環境の整備や調査

遠州灘海岸において、環境保護団体に委託して県民参加の海浜清掃作業やアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施しました。【自然保護課】

##### オ 富士山静岡空港周辺の動植物の生息・生育環境の維持

富士山静岡空港では、周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、地元住民代表、学識経験者等で構成する静岡空港環境監視機構やオオタカ保護対策を協議するオオタカ保護連絡調整会議の意見等を受け、環境監視及び生息・生育環境の維持管理を行っています。



## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

具体的には、環境監視計画を定めて計画的な環境監視を行うとともに、ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備、オオタカの営巣環境の整備などを進めています。【空港地域連携課】

### (2) 外来動植物対策

#### 現状

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」）に基づき、これまでに105種類の特定外来生物が指定されています。

これらの特定外来生物は、明治時代以降、人間活動によって海外から入ってきた外来生物のうち、日本に定着し、在来生物や自然環境、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えているもの、又は、与える恐れのあるものです。

これらの動植物は、外来生物法が施行される以前に、ペットや観賞用の植物、釣り、食用のために持ち込まれたものや、物資などに付着してきたものが含まれます。

特定外来生物に指定されたものは、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則禁止されています。【自然保護課】

#### 課題

外来生物は、人間生活と密接に関わりを持っていることが多く、日常生活に密着した問題であるため、国民一人ひとりの理解と適切な対応が求められています。

特定外来生物に指定されていない外来生物であっても、生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長した時の大きさ、生態といったことを十分調べた上で、飼い主は責任を持って終生飼育する必要があります。

このため、県民に対する啓発のほか、国（環境省）、市町、関係者等と対応についての協議、県内における特定外来生物の生息の動向を把握し、生態系への影響や農林水産業等の被害防止に努める必要があります。

【自然保護課】

#### 施策の展開

##### ア 外来生物防除計画の策定支援

市町等が策定するアライグマ防除計画の策定支援のため、平成23年度にアライグマの捕獲手法の検証を行う調査捕獲を行いました。【自然保護課】

##### イ 外来魚の移植の制限

外来種であるブラックバスやブルーギルは、平成21年は8水域で生息が確認されています。これらの外来魚は、外来生物法により、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進など、国の対策が強化されました。県では、静岡県内水面漁業調整規則（昭和39年規則第39号）により外来魚の移植の制限を行っています。

【水産資源課】

##### ウ 外来生物被害予防3原則の普及・啓発

県では特定外来生物に指定されている、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査を行いました。また、特定外来生物全般について、平成21、22年度に生息分布に係るアンケート調査と現地調査を実施した結果、県内には動物17種、植物10種、計27種が生息していると推測しています。

調査結果は、平成23年度に県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起を行っています。

これからも、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則を普及啓発していきます。【自然保護課】



特定外来生物（アライグマ）

(3) 有害鳥獣対策

現状

平成23年度の農林産物への鳥獣被害金額は、前年度に比べ7,300万円ほど減少し、5億6,872万円となり、目標としていた5億6千万円にほぼ近い金額まで減少しました。被害額は、平成21年度の約7億円をピークに2年連続の減少となっています。【農山村共生課】

課題

農林産物への被害金額は2年連続して減少しましたが、被害金額は依然として高い状況にあり、引き続き、対策の中心となる市町や被害集落の農業者等への支援を強化していく必要があります。【農山村共生課】

ア 鳥獣被害防止計画策定支援

(ア) 農山村地域で深刻化している野生鳥獣被害防止に向け、関係部局を横断した総合的・効果的な鳥獣被害防止対策を強力に推進するため、副知事をトップとした「推進本部」を設置し、各部局が連携をとりながら「平成23年度野生鳥獣被害緊急対策アクションプログラム」に基づき、市町被害防止計画の策定と実施に向けた事業等の活用支援、静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成、農業者自らによる捕獲推進に向けた技術支援などを推進しました。【農山村共生課】

(イ) 市町が、地域住民と連携して被害対策に取り組むため、市町に対して「市町被害防止計画」の策定を促しています。平成23年度末時点で被害報告のある32市町のうち、23市町が策定しています。

【農山村共生課】

イ 鳥獣被害防止支援事業の活用促進

平成23年度は、地域が取り組む鳥獣被害の軽減に向けた取組を支援する「鳥獣被害防止総合対策事業費助成」を活用して、4市町15地区が侵入防止柵の整備を行いました。広範囲で柵を設置する事例もみられるなど、地域の実情にあわせた効果的な対策が行われました。また、15市町協議会において、地域ぐるみの被害防止活動のための被害防止講習会の開催や捕獲機材の導入を行いました。【農山村共生課】

ウ 捕獲獣肉の活用

捕獲した獣肉の利活用について、「食の都づくり仕事人」と連携し、シカ肉を使った料理のレシピ23品目をホームページで公開しました。

また、静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会では、「茶・食・住+温泉を考えるミーティング」の「食分科会」において、獣肉利用推進の情報提供を行いました。

さらに、伊豆市の「イズシカ問屋」においては、平成23年度は422頭のシカを処理し、伊豆市内4店舗、市外1店舗でシカ肉の販売が行われました。【農山村共生課】

【ホームページアドレス】静岡県経済産業部農山村共生課

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-325/index.html>

・ 獣肉取扱店の情報提供

・ “食の都づくり仕事人”との連携したレシピ集 「料理人が伝授するシカ肉料理」

エ 鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成

各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」の養成を進め、平成23年度までに135名を養成し、被害がある集落で防止活動に取り組んでいます。

賀茂地域、西部地域（北遠地域）においては、農業者自らによる捕獲推進に向けた技術指導を進め、わな設置や止めさしなどを行う技術指導員の設置等を行いました。【農山村共生課】

オ 被害対策に取り組むための意識啓発

各農林事務所において、秋の収穫時期での鳥獣被害防止に向け、9月～10月を中心に鳥獣被害対策講習会、わな設置講習会、鳥獣被害対策の実践指導ができる指導者の養成など、地域独自の課題解決の実践を行いました。【農山村共生課】

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

カ カワウ対策

アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況を調査するとともに、有識者・漁協・行政等で構成する「カワウ保護管理検討会」を開催し、被害防止対策の在り方について検討しています。【自然保護課】

表 - 2 - (3) - 1 県内主要なぐらにおけるカワウ生息数調査

(単位：羽)

年度	箇所数	7月	12月	3月
H19	30か所	4,761	11,809	6,674
H20	32か所	3,563	12,053	6,154
H21	30か所	4,854	13,115	5,229
H22	34か所	3,680	10,733	7,196
H23	35か所	4,261	9,564	6,998

キ 有害鳥獣捕獲の新たな担い手の育成

農林業者の自衛手段のためのわな猟免許の取得を促進させるため、8月に実施する狩猟免許試験（網猟、わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟）に加えて、2月にわな猟に限った狩猟免許試験を実施したところ、255人が合格し、8月の合格者と合わせて471人が新たにわな猟免許を取得しました。【自然保護課】

ク 安全な狩猟等の促進

野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区の期間更新にあたり、農林水産物への鳥獣被害が著しい地域においては、イノシシやニホンジカなどの農林水産物へ被害を与える鳥獣を保護対象から除く「狩猟鳥獣（加害鳥獣を除く。）捕獲禁止区域」に指定替えを行い、野生鳥獣の保護と農林水産業の振興の両立を図っています。「狩猟鳥獣（加害鳥獣を除く。）捕獲禁止区域」については、平成23年度末現在、3か所、2,633haを指定しています。

また、狩猟や有害鳥獣捕獲を行う者に対しては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）などの関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施しています。

【自然保護課】

第3節 人と自然との関係を見つめ直す

(1) 自然ふれあい施設等の利用促進

現状

豊かな自然と身近に触れ合うことは、自然環境に対する意識と理解を高めるために最も有効な方法であることから、県では、県民の森をはじめ、県立森林公園、昭和の森、天竜の森、小笠山憩いの森、富士山ふれあいの森林及び天神山自然観察の森の計7か所の自然ふれあい施設を設置しています。

これらの施設は、自然環境の保全、自然観察や森林野外レクリエーションなど、身近に自然と触れ合うことができる場として、多くの県民に利用されています。【環境ふれあい課】

表 - 3 - (1) - 1 県有自然ふれあい施設の概要（平成23年度末）

名称	所在地	開園	面積 (ha)	利用者数 (千人)	主な施設
県民の森	静岡市葵区岩崎外	S 56.7	983	20	ログハウス、ロッジ、県民の森センター
県立森林公園	浜松市浜北区尾野外	S 40.4	245	863	森の家、ビジターセンター、木工体験館、親水公園、吊橋、
昭和の森	伊豆市湯ヶ島外	S 55.7	1,600	22	昭和の森会館、寒天車道
天竜の森 (国際森林年記念林)	浜松市天竜区春野町外	H 4.5	95	31	あずまや、展望台、避難小屋、林間広場
小笠山憩いの森	掛川市入山瀬外	S 57.4	500	-	あずまや、吊橋、観察小屋
富士山ふれあいの森林	富士宮市粟倉	S 61.8	160	-	あずまや、林間広場
天神山自然観察の森	富士宮市上井出	S 46.4	3	-	あずまや、植生見本園
合計7箇所			3,586		

課題

施設の老朽化が目立つことから、施設の安全点検に努め、今後も引き続き、より多くの県民が、安全で快適に利用できるよう、施設の適正な維持補修と運営が必要です。【環境ふれあい課】

施策の展開

ア 自然ふれあい施設等の適正な維持管理

県有施設において、県民が安全で快適に楽しく過ごせるよう、ビジターセンターや遊歩道、園地等、施設の維持補修や安全管理を行うとともに、自然観察会や環境学習など利用者のニーズに対応した体験型のイベントを開催しています。

なお、県立森林公園ビジターセンターでは、環境に配慮し、雨水を貯留して利用する雨水利用や、環境への熱負荷を軽減する屋根緑化、太陽光や風力のクリーンエネルギーを利用した発電システムを取り入れています。【環境ふれあい課】

イ 県立青少年教育施設における自然生活体験事業

県立青少年教育施設等において、利用者の学習機会を拡大するために、指定管理者等のノウハウを活用して魅力ある自主事業開発を目指しました。指定管理者により運営されている施設では、学習機会拡大のために、野外活動における安全マニュアルを遵守しつつ、地域の立地条件を生かした新しい自然体験プログラムの開発や、利用者が目的に沿ったかたちで気軽に行うことができる、様々なプログラムの準備に力を入れてきました。例えば、朝霧野外活動センターでは、これらの積み重ねにより、新規の参加者はもちろん、リピーターは年々増えており、学習機会の拡大に繋がっています。

この指定管理者のプログラムの在り方についてのノウハウは、施設間の会議の場で情報交換が行われ、他施設にも生かされています。【教育委員会社会教育課】

(2) エコツーリズム等の支援

現状

各地域において、個々のエコツーリズム活動組織が立ち上がり、地域の特色を生かしたエコツーリズムを実践している。県は、こうした活動に対して情報発信や広報活動等の側面支援を行っている。

【環境ふれあい課】

課題

自然保護意識の醸成には、自然とのふれあいが効果的であることから、自然体験などを通じた環境学習会の開催など、自然ふれあいの機会を県民に提供していくことが必要です。【環境ふれあい課】

施策の展開

ア 地域主導のエコツーリズムの取組支援

奥大井・南アルプスの貴重な自然環境を保全・継承しながら、自然を愛する誰もが大自然とのふれあいを享受できることを目指し、奥大井・南アルプスの自然環境の保全と活用の仕組みづくり等に取り組んでいます。

平成21年までに、静岡市、川根本町、島田市でそれぞれエコツーリズムを推進するネットワーク組織が立ち上がり活動を展開しています。今後、流域での連携や効率的な情報発信などの取組を支援し、エコツアーのメッカを目指しています。【環境ふれあい課】

イ 都市と農山漁村との交流促進

平成23年3月に策定した「静岡県農林漁家民宿基準」について、基準の周知を図るとともに、各農林事務所に相談窓口を設置するなど、開業支援に取り組み、平成23年度に浜松市天竜区において3軒が開業しました。

また、農山漁村での小学生の宿泊体験活動に取り組む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するため、平成21年度から引き続きモニターツアー等を実施する地域協議会に対して支援するとともに、受入

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

体制整備のための研修会を開催しました。このような取組により、平成23年度に国の受入モデル地域が1地域から5地域に拡大しました。【交流促進課】

### ウ 世界ジオパーク認定に向けた取組支援

平成24年度の日本ジオパークネットワークの認定、その後の世界ジオパークネットワークの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を行い、貴重な美しい地質や地形を含めた自然遺産を保全するとともに、ジオツーリズムを通じて地球科学の普及や環境・防災教育を行い、さらにこれらの活動を通じて、地域の持続的な発展を目指しています。

平成23年度は、ジオガイド養成講座やジオガイド認定試験等の人材育成を行ったほか、協議会が主催又は協力した地域住民を対象とした勉強会やジオツアー（214回開催、延べ約8,200人参加）などを通じて、ジオパークの知識普及と地元で意識醸成を図ることができました。【観光政策課】



静岡県教育委員会主催高校生対象ジオツアー



東海地区工業高校校長会対象ジオツアー

## 第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

### (1) 里地・里山・里海の保全

#### 現状

里地・里山・里海には、国土の保全、生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能がありますが、中山間地域等の条件不利地域を中心に農業従事者の減少や高齢化が進行しており、集落機能の低下と相まって耕作放棄が拡大するなど、多面的機能の低下が懸念されています。【農地保全課】

#### 課題

里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮のため、農林水産業の持続可能な展開や農山漁村の維持・発展を図ることが必要です。

里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者などのみならず、県民や企業、学校などの多様な主体の参画による保全活動に向けた取組や、農山漁村の維持・発展に向け、地域の持つ資源を活用する取組が必要です。【農地保全課】

#### 施策の展開

##### ア 協働による農地等の保全活動の促進

農地等の保全を図るため、平成23年度には「ふじのくに美農里プロジェクト」に174組織、「一社一村しずおか運動」には30の企業・大学などが参画しました。

日本一の品目を誇る多彩な食材を育む農山漁村地域の多様な地域資源の保全、活用に向け、引き続き「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」など多様な主体の参画による農地等の保全活動を促進し、県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力しながら、地域に誇りを持ち、地域の潜在力を最大限活用し、地域の持続的な発展に向けた様々な活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりを支援していきます。【農地保全課】

イ 農業農村整備事業による自然環境の保全と再生

地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農村環境資源を多様な主体が協力し合い、自然環境の適切な保全を行うとともに継続的な農業生産を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を定めています。農業農村整備事業の実施に当たっては、この指針に基づいて里山などの人間活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮して、農山村空間の整備をしています。

【農地計画課】

ウ 社会全体で支える森林管理体制の構築

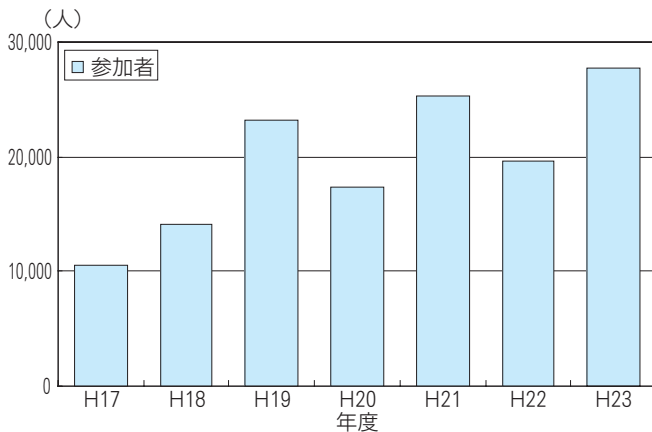
平成24年11月に開催する「第36回全国育樹祭」の気運を盛り上げるため、平成23年秋にはプレイベントを開催するなど、県民参加による森づくりを促進しました。

県産材の活用をテーマに県内4地域（伊豆・富士・静岡・天竜）で森林県民円卓会議を開催し、森林との共生についての取組を促進しました。【森林計画課】

また、「しずおか未来の森サポーター制度」により、企業の森づくり活動への参加を促進するとともに、企業等の理解を求めるため、積極的に森の状況を案内するバスツアーを開催しました。

【環境ふれあい課】

図 - 4 - (1) - 1 森づくり県民大作戦参加者の推移



企業や県民を森へ案内するツアー

エ 都市と農山漁村との交流促進

第2部第4章第3節(2)イに掲載【交流促進課】

オ 中山間地域での耕作放棄地の発生予防

県では、平成23年度に、中山間地域等直接支払制度の周知や農業者等への働きかけを強化したところ、18市町、3,448haの農用地に対し、約3億2,700万円の交付金が支払われました。平成22年度比では、協定締結面積は34haの増（対前年比101%）、交付金額で約300万円（対前年比約101%）の増となりました。

表 - 4 - (1) - 1 中山間地域等直接支払制度実施状況

項目	年度	平成22年度実績 (18市町)	平成23年度実績 (18市町)
	協定締結面積		3,414ha
交付総額		約3億2,400万円	約3億2,700万円

また、交付金は72%が共同取組活動に充てられ、農業活動の継続に向けた、農地の法面管理や農道整備、周辺隣地の下草刈り等に取り組みました。【農山村共生課】

カ 耕作放棄地等の再生利用支援

県では、平成25年度までに2,000haの耕作放棄地解消を目標とし、34市町に耕作放棄地対策協議会を設置し、国・市町と協調して農業者等が行う再生利用の取組を支援するほか、耕作放棄地所有者に対する解消指導、市民農園の開園、児童・生徒が農業体験を行う1校1農園の取組などを県内各地で進めています。

耕作放棄地対策は、優良農地の確保のほか、担い手農家の規模拡大、企業など新たな担い手の確保、露

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

地野菜等の作物振興、さらには県民の農業参加機会の拡大などその波及効果は多岐にわたっており、農業・農村の活性化に結び付いています。【農業振興課】

### キ 藻場・干潟等の保全活動への取組支援

第2部第2章第4節オに掲載【水産振興課】

## (2) 環境保全型農業の促進

### 現状

環境問題に対する県民の関心が高まる中、農業においても環境と調和した持続可能な農業生産に取組が始まっています。【農山村共生課】

### 課題

農薬・化学肥料等の削減や有機物を利用した土づくり等を実践・普及することにより、地域・作物に応じた環境保全型農業の一層の展開を図る必要があります。

生産者の高齢化や茶価の低迷など農家の経営環境が厳しい中で、特に、担い手層を中心とした農業者への環境保全型農業の必要性のPRや、環境保全型農業を実践するための技術の普及や開発を進めることが必要です。

また、安心・安全なものを求める消費者ニーズに対応した、環境保全型農業の制度や取組の社会全体の理解が必要です。【農山村共生課】

### 施策の展開

#### ア エコファーマーの育成等

環境にやさしい持続可能な農業生産を進めるため、有機農業者や農協の部会などに持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）（平成11年法律第110号）に基づくエコファーマー認証の取得を進めました。認定期間終了者の再認定も進め、平成23年度は345件、352ha増加し、計2,637件、2,980haとなりました。【農山村共生課】

表 - 4 - (2) - 1 エコファーマーの認定状況

(単位：ha、件)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
取組面積	2,026	2,225	2,585	2,716	2,628	2,980
認定件数	2,388	2,446	2,284	2,119	2,292	2,637

(平成24年3月末現在)

#### イ 有機農業の推進

(ア) 「静岡県有機農業推進計画」に基づき、有機農業者の支援を行いました。「静岡県有機農業推進計画」に基づき、有機農業の推進を図るとともに、「チャレンジ・有機農業」支援事業により、10事業体で17人の雇用による研修を行いました。

また、環境保全型農業直接支払事業により、有機農業者を中心に環境保全型農業に取り組む106件、194.6haに対し助成を行いました。【農山村共生課】

(イ) 今までに施肥されたリンが植物に吸収されにくい難溶性リンとなり、農地の土壌に蓄積され未利用資源となっています。農林技術研究所果樹研究センターが中心となり、従来利用できなかった土壌中のリンを肥料成分として再使用する技術の開発に取り組みました。難溶性リンを溶解する有機酸を含む土壌改良資材を開発するとともに、難溶性リンの吸収能力に優れた植物としてイタリアンライグラス等を選抜しました。【研究調整課】

#### ウ 総合的病害虫・雑草管理の普及

安全で消費者に信頼される農産物を安定生産するため、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進に取り組みました。IPMの普及を図るため、平成23年度は4地区（延べ5地区）でIPM実践モデル事業を行っ

たほか、指導者を養成するため研修会を4回開催しました。【農山村共生課】

エ 県内生産農畜産物等の安全確保

食品の安全性を確保し、県民の食に対する信頼確保を図るため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、県内産の農畜産物等について残留農薬の検査を実施しています。また、原子力災害対策本部の対応指針に基づいて策定した「静岡県農畜水産物の放射性物質検査計画」に基づいて放射性物質の検査を実施しています。

残留農薬については、平成23年度（H23.1～H24.3）は75検体の県内農畜産物について検査を実施し、平成24年度は60検体、約200種類の農薬について検査を計画しています（表 - 4 - (2) - 2）。平成23年度の検査結果では、75検体中19検体から微量の農薬が検出されましたが、食品衛生法で規定されている残留基準値を超過したものではありませんでした（表 - 4 - (2) - 3）。

放射性セシウムについては、平成23年度は779検体の検査を実施し、平成24年度は704検体の検査を計画しています（表 - 4 - (2) - 2）。平成23年度の検査結果では、茶で7検体、乾しいたけで3検体、それぞれ暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、茶については生産者、乾しいたけについては収穫された当該地域の市長等関係者に対して、当該地域で同時期に生産された茶、乾しいたけの出荷自粛と自主回収を要請しました（表 - 4 - (2) - 4）。【衛生課】

表 - 4 - (2) - 2 県内産農畜産物等における平成23年度検査状況及び平成24年度計画

検査項目	平成23年度実績	平成24年度計画
残留農薬	75	60
放射性セシウム	779	704

表 - 4 - (2) - 3 残留農薬の検出状況（平成23年度）

検査対象物	農薬検出検体数	基準値超過検体数
いちご、茶等	19	0

表 - 4 - (2) - 4 暫定規制値を超過した農畜産物（平成23年度）

検査対象物	暫定規制値超過検体数	最大検出値	暫定規制値
茶	7	981Bq/kg	500Bq/kg
乾しいたけ	3	599Bq/kg	500Bq/kg

オ 地産地消の推進

(ア) 豊富な県産農産物の情報発信強化

「ふじのくに地産地消週間（毎月19日～23日）」を中心に、シンボルマーク等の活用を通じて民間が行う地産地消の取組を支援しました。また、2月と8月を地産地消強化月間として量販店等での地産地消フェアの開催を促進し、平成23年度は延べ486店舗が参加しました。

県民の地産地消に関する取組の認知度向上を図るため、しずおか地産地消推進協議会のホームページを運営し、月ごとに旬の食材を紹介しました。【マーケティング推進課】

野菜等の消費拡大や県民生活への定着を図るため、広く消費者へ県産野菜等の情報を発信するメッセージャーを育成するためのセミナーを開催しています。【みかん園芸課】

(イ) 学校給食における県産農産物の利用拡大

学校給食における県産農産物の利用拡大を促進するため、農林漁業者、学校給食関係者、行政、関係団体等を構成員とする協議会の設立を支援した結果、平成23年度末までに27市町において協議会が設立され、推進体制が整備されました。【茶業農産課】



スーパー店頭での地産地消のPR

(3) 林業の持続的な発展

現状

第2部第3章第3節(1)に掲載【森林計画課】



## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### 課題

#### 第2部第3章第3節(1)に掲載【森林計画課】

### 施策の展開

#### ア 森林認証制度の普及

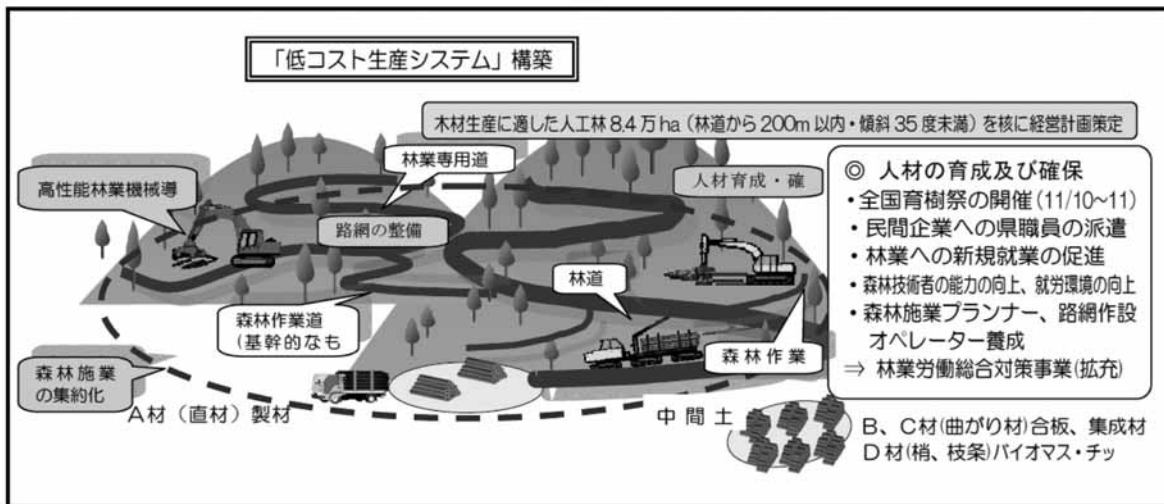
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林経営を推進するために、適切な管理が行われている森林を認証する森林認証制度が注目されていることから、この制度の普及を図っています。

県内では8団体の森林8,169haがSGEC認証を、2団体の森林37,966haがFSC認証を取得し、森林認証制度に基づく森林管理を行っています。【森林計画課】

#### イ 計画的・効率的な森林整備や木材生産の支援

スギ・ヒノキなどの人工林の約9割が利用可能な状態になっているので、その中でも林道から200m以内、傾斜35度未満の木材生産に適した人工林を核にして集約化を進め、森林経営計画の策定を進めています。

また、この地域については、森林施業の集約化と併せて、利用間伐の拡大、林内作業道等の整備、高性能林業機械の導入等による低コスト生産システムの普及とこれらを総合的に取りまとめる人材の育成を重点的に支援していきます。【森林計画課】



#### ウ 低コストで効率的な施業の推進

##### 第2部第3章第3節(1)イに掲載【林業振興課】

#### (4) 環境保全型漁業の普及

##### 現状

漁業は、主に、天然資源である水産動植物を採捕する産業であり、その資源は、適切に管理することにより、再生産するという他の産業には見られない特徴があります。

この水産資源を将来にわたって持続的に活用するため、県では、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく法的な規制による資源管理、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)に基づく漁獲可能量(TAC)制度による管理のほか、水産物の種苗を人工的に生産して海域に放流する栽培漁業の振興を図っています。【水産資源課】

##### 課題

自然と共生した水産業振興のためには、今後もこれらの施策を複合的に推進していく必要があります。

また、より放流効果を高めるため、放流魚種についても漁期の制限や小型魚の再放流などの漁業者による自主的な漁獲制限が必要と考えられます。【水産資源課】

施策の展開

ア 水産資源の適正管理

科学的な知見に基づき、国が各都道府県に漁獲可能量（TAC）を割り当てるTAC 制度に基づき適正に管理を行った結果、平成23年度、本県では、対象魚種であるマイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、サンマ及びスルメイカの漁獲量が割り当てられた漁獲可能量以下に収まりました。

また、県では漁業者の漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進することにより水産資源の適正な管理を行っています。平成23年度は、「資源管理・漁業所得補償制度」が開始され、漁業者による自主的資源管理措置を記載した資源管理計画が27件作成されました。【水産資源課】

イ 水産資源の維持・増大

水産物の種苗を人工的に生産して海域に放流し、適切な管理を行うことで水産資源の維持・増大を図る栽培漁業を推進するため、平成22年3月に「第6次静岡県栽培漁業基本計画」を策定しました。

栽培漁業として実施しているマダイやヒラメなどの種苗放流は、資源量を増加させる積極的な手法として有効であり、調査の結果、県内に水揚されるマダイの約3割、ヒラメでは約2割が放流魚であることが分かっています。

県では、同計画に基づいて、マダイやヒラメなど漁業にとって重要な魚種の種苗を放流し、放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業の振興に努めています。【水産資源課】

ウ 養殖業における環境負荷低減の促進

海面養殖業においては、残餌や糞による環境汚染を軽減するため、飼育密度や適正給餌について指導等を実施しています。また、魚類養殖が盛んな沼津地区の関係漁協では、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画を定め、モニタリング調査を実施し、漁場の持続的利用を図っています。また、海面養殖、内水面養殖ともに、水産用医薬品の適正使用についても指導を行っています。

【水産資源課】

第5節 良好な生活環境の確保

(1) 水・大気・土壌等の環境の保全

現状

(生活排水)

炊事、洗濯、風呂など日常生活に伴って排出される生活排水は、河川や湖沼等の水質汚濁の主な原因となっています。

生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効ですが、本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口/行政人口）は、平成22年度末において、全国35位となる72.9%にとどまっており、全国の86.9%を下回っています。【生活排水課】

下水道処理人口普及率（処理区域内人口/行政人口）についても、平成22年度末で58.7%と前年度に比較し1.1ポイント（処理人口で約3万人）増加しましたが、全国平均75.1%に比べ低水準にとどまっています。

また、生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要です。特に設置者個人が管理責任を負う合併処理浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく維持管理が義務付けられており、確保が課題となっています。このため、大型浄化槽等の立入指導や新規設置者を対象とする講習会等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理確保を図っています。

【生活排水課、生活環境課】

図 - 5 - (1) - 1 汚水処理人口普及率の推移

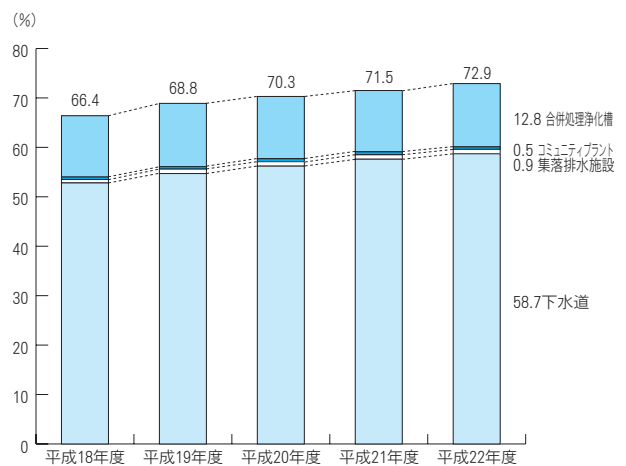
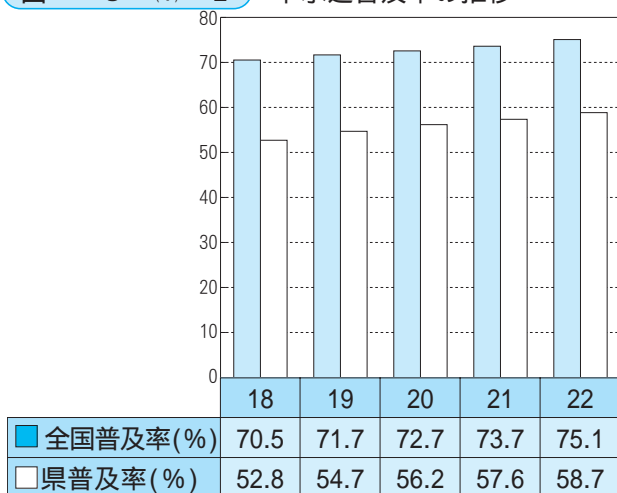


図 - 5 - (1) - 2 下水道普及率の推移



(注) 県交通基盤部都市局生活排水課調べ

(産業排水)

水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）に基づき、特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）から河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されています。特定施設は政令により定められ、水質汚濁の防止を図る上で規制する必要がある施設が、ほぼ網羅的に指定されています。

また、県では、水質汚濁防止法に基づき、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成10年条例44号。以下「生活環境保全条例」）により、地域の状況を踏まえ、水域、業種等ごとに上乗せ基準を設けています。

平成23年度における県内の水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は11,848で、水域別では伊豆水域が最も多く全体の31.3%を占めています。【生活環境課】

図 - 5 - (1) - 3 「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の推移

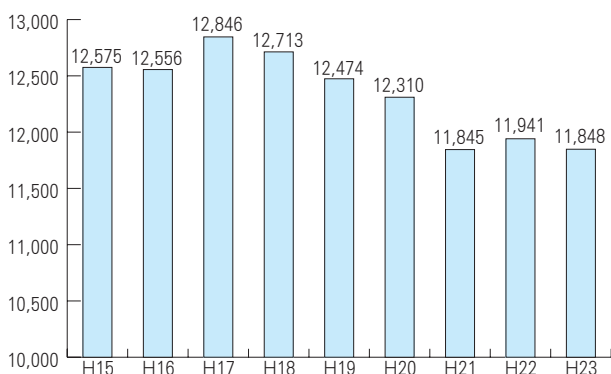
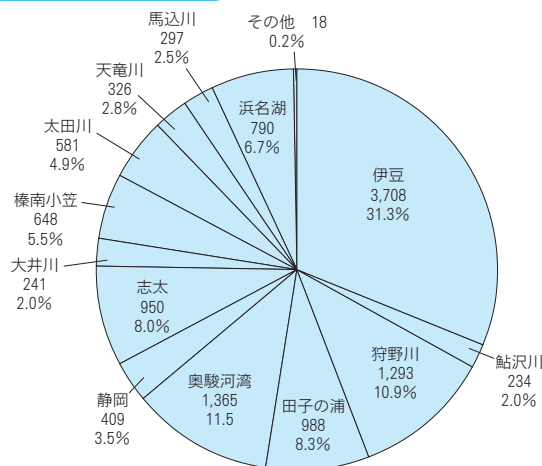


表 - 5 - (1) - 1 立入指導等の実績 (H22)

浄化槽立入指導	7,900基
浄化槽保守点検業者立入指導	75件
浄化槽関係講習会	53回 受講者 1,501人
法定検査実施件数	7条検査 6,054件 11条検査 30,152件
浄化槽協会衛生指導員による巡回指導	2,196件

図 - 5 - (1) - 4 水域特定事業場数 (平成23年度)



ゴルフ場の農薬の影響については、平成23年度は、環境省から指針が示されている45農薬のうち24農薬について、18ゴルフ場を対象に調査を実施しました。平成2年度から毎年調査を行っていますが、今までに指針値を超過したゴルフ場はありません。【生活環境課】

(環境水質)

環境基準の類型指定の見直しを行い、水質の改善に努めています。水質は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準により評価していますが、水質保全行政の目標として公共用水域の水質等について達成し、維持することが好ましい基準を定めたものです。人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の二つがあります。

健康項目については、公共用水域及び地下水に一律に基準が定められていますが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じ、都道府県知事が環境基準を定めることとなっています。

平成23年度の健康項目は、河川、湖沼、海域を合わせて135地点で測定した結果、すべての測定地点の全項目で環境基準を達成しました。

平成23年度的生活環境項目は、水質測定計画に定められている120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の達成率は、河川98%（22年度：98%）、湖沼50%（22年度：50%）、海域77%（22年度：92%）でした（図 - 5 - (1) - 5）、（図 - 5 - (1) - 6）、（図 - 5 - (1) - 7）。

佐久間ダム貯水池の全燐の環境基準は達成、浜名湖の全窒素、全燐に係る環境基準については、全窒素（3水域）、全燐（3水域）ともすべての水域で環境基準を達成した。

生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率の推移の経年変化は、河川については、近年98%で推移していますが、湖沼（2地点）については、達成が難しい状況にあります。海域については、近年は低下傾向にあり、昨年度は降雨が増加した影響を受けCODが上昇し、達成率は低下しました。【生活環境課】

図 - 5 - (1) - 5 県内河川の水質環境基準達成率（BOD）の推移

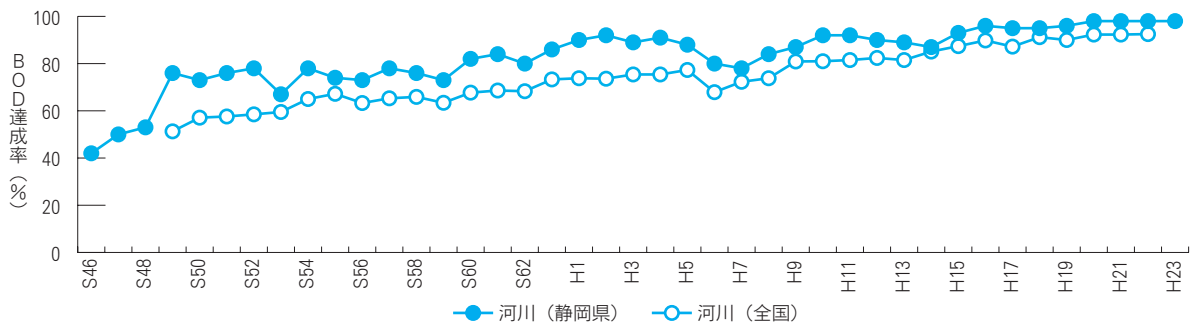


図 - 5 - (1) - 6 県内湖沼の水質環境基準達成率（COD）の推移

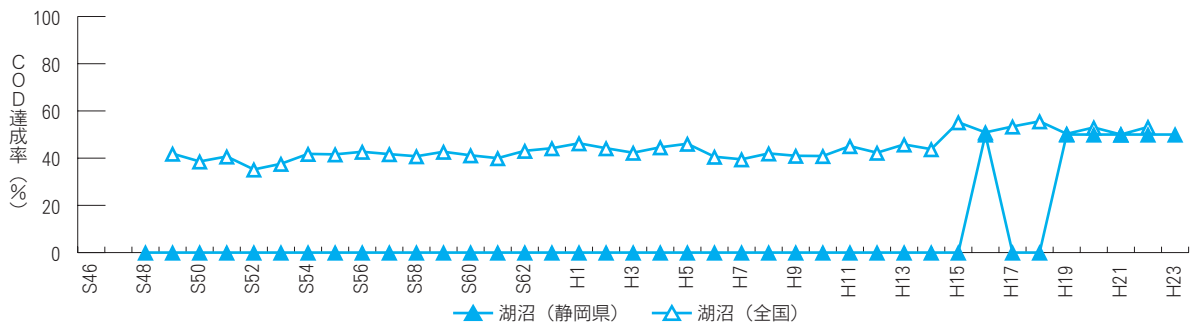
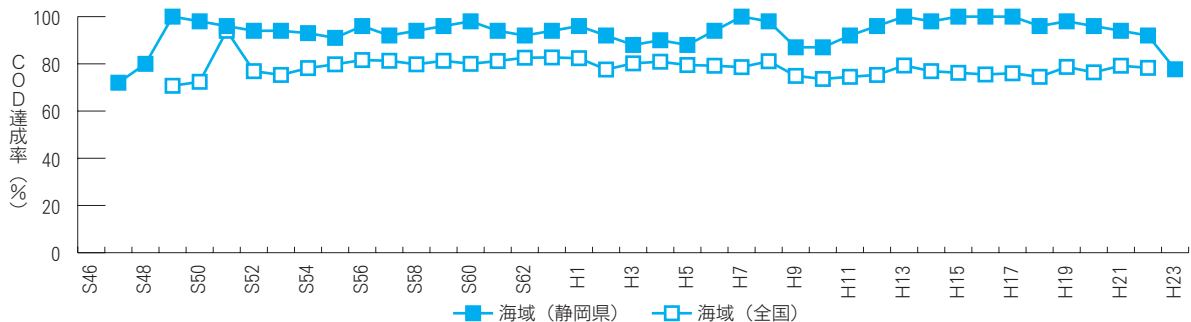


図 - 5 - (1) - 7 県内海域の水質環境基準達成率（COD）の推移



（地下水）

地下水については、平成24年3月現在、28項目に対して環境基準が設定されています。

本県の平成23年度の水質環境モニタリングでは、調査した63地点のすべてで環境基準を達成しました。また、

汚染井戸について継続調査を実施している定点モニタリングでは、39地区（130地点）のうち、24地区（32地点）で基準値を超過しました。【生活環境課】（土壌環境）

近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しています。

土壌は、一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴がありますが、水や大気の汚染と比較して有害物質が移動しにくいので、人が有害物質を摂取する経路を適切に遮断することにより、健康被害を防止することが可能です。

そこで、人の健康を保護し生活環境を保全する観点から、平成24年3月現在25項目について土壌環境基準が設定されているほか、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）による被害防止措置が定められています。自主的な調査が行われた事例については、土壌汚染対策法の適用を指導するほか、法に準じた措置対策や地下水汚染の有無の確認を求めています。

平成23年度末での、県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて123件で、そのうち浄化対策が終了したものは77件となっています。【生活環境課】（工場・事業場からの大気汚染）

大気汚染の原因となっている、ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）、粉じん、揮発性有機化合物を多量に排出する施設（機器、装置等）については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）又は生活環境保全条例で指定している施設を設置する場合は、事前に届出を行うこととされています。

平成23年度末現在で、ばい煙発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数（施設数）は2,594（7,554）、生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数（施設数）は115（595）です。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 2 地下水定点モニタリングにおける基準超過状況（平成23年度）

定点24地区（32地点）の内訳	
項目	地点数
砒素	6
四塩化炭素	1
1,2-ジクロロエチレン	1
トリクロロエチレン	6
テトラクロロエチレン	9
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7
1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	2
計	32

表 - 5 - (1) - 3 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

	施設名	施設数			施設名	施設数			
		22年度	23年度			22年度	23年度		
1	ボイラ	5,242	5,128	17	塩化第二鉄製造用溶解槽	0	0		
2	ガス発生炉等	3	3	18	活性炭製造反応炉	0	0		
3	金属焙焼炉等	9	12	19	塩素反応施設等	45	45		
4	溶 鋳 炉 等	3	0	20	アルミニウム精錬用電解炉	82	82		
5	金属溶解炉	211	193	21	肥料製造用反応施設等	3	3		
6	金属加熱炉	236	235	22	ふっ素製造用施設	0	0		
7	石油加熱炉	2	2	23	トリポリリン酸反応施設	0	0		
8	触媒再生塔等	0	0	24	鉛の第二次精錬用溶解炉等	3	3		
8-2	燃 焼 炉 等	0	0	25	鉛蓄電池製造用溶解炉	7	7		
9	窯業用焼成炉等	34	43	26	鉛系顔料溶解炉等	0	0		
10	無機化学用反応炉等	28	24	27	硝酸製造用吸収施設等	2	2		
11	乾 燥 炉	203	181	28	コークス炉	0	0		
12	電 気 炉	3	2	29	ガスタービン	242	248		
13	廃棄物焼却炉	247	238	30	ディーゼル機関	976	1,037		
14	銅等の焙焼炉等	0	0	31	ガス機関	54	66		
15	カドミウム用乾燥施設	0	0	32	ガソリン機関	0	0		
16	塩素急速冷却施設	0	0	施設数計		7,635	7,554		
						工場・事業場数		2,630	2,594

表 - 5 - (1) - 4 生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		22年度	23年度			22年度	23年度
1	パルプ・紙の製造に係る硫黄燃焼施設	0	0	5	食料品製造用湯煮施設	0	0
2	アルミニウムの溶解炉及び溶融メッキ施設	619	566	6	漂 白 施 設	0	0
3	鉛の溶融メッキ・溶射施設	13	12	施設数計		647	595
4	ふ っ 素 反 応 施 設	15	17	工場・事業場数		119	115

また、一般粉じん発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数（施設数）は241（968）、生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数（施設数）は3,321（8,696）です。

表 - 5 - (1) - 5 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		22年度	23年度			22年度	23年度
1	コ ー ク ス 炉	0	0	4	破 碎 機 等	162	178
2	堆 積 場	237	240	5	ふ る い	70	77
3	コ ン ベ ア 等	425	473	施設数計		894	968
				工場・事業場数		257	241

表 - 5 - (1) - 6 生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		22年度	23年度			22年度	23年度
1	破 碎 機 等	242	242	8	打 綿 機	484	484
2	ふ る い	86	86	9	乾 式 研 磨 機	525	525
3	木 材 チ ッ プ 堆 積 場	39	39	10	木 材 加 工 用 丸 の こ 盤 等	4,237	4,237
4	コ ン ベ ア 等	170	170	11	吹 付 塗 装 施 設	2,772	2,772
5	木 材 チ ッ プ 風 送 施 設	39	39	12	別 珍 コ ー ル 天 仕 上 施 設	30	30
6	穀 物 用 製 粉 機	65	65	施設数計		8,696	8,696
7	石 灰 製 品 化 施 設	7	7	工場・事業場数		3,321	3,321

平成18年4月1日から規制が開始された揮発性有機化合物排出施設は、平成23年度末で届出施設数が210となっています。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 7 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

施設名		施設数	
		22年度	23年度
1	化学製品製造用に供する乾燥施設	26	24
2	塗装施設（吹付塗装）	32	32
3	塗装用の乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装を除く）	44	46
4	印刷回路用銅張積層版、粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	73	74
5	接着の用に供する乾燥施設	10	7
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷）	1	6
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷）	12	12
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設	1	1
9	貯 蔵 タ ン ク	8	8
施設数計		207	210
工場・事業場数		66	65

(アスベスト(特定粉じん))

アスベストは、断熱性、耐薬品性、電気絶縁性等優れた特性があることから建材、シール材、ブレーキ材等様々なものに昭和35年以降大量に使用されてきましたが、製造工場等から大気環境中に飛散したアスベストを吸い込んだことが原因と見られる中皮腫などの被害が工場周辺の住民等から報告され、環境汚染問題として取り扱われるようになりました。

県内の特定粉じん発生施設(解綿用機械、切断機械等)は、すべて廃止されていますが、現在吹付けアスベスト等を使用する建物の解体・改修作業については、大気汚染防止法に基づき届出及び作業基準の遵守義務が課せられています。

平成23年度に、大気汚染防止法に基づいて特定粉じん排出作業として届出された吹付けアスベスト等使用建物の解体・改修作業件数は94件(22年度:98件)でした。【生活環境課】

(環境大気)

静岡県内における環境基準項目の状況を把握するため、県内に設置されている一般環境大気測定局59局、自動車排出ガス測定局10局の合計69測定局で大気汚染の常時監視を行っています。

平成23年度、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質については3測定局で、また、光化学オキシダントについては依然としてすべての測定局で、環境基準を達成しませんでした(表 - 5 - (1) - 8)。

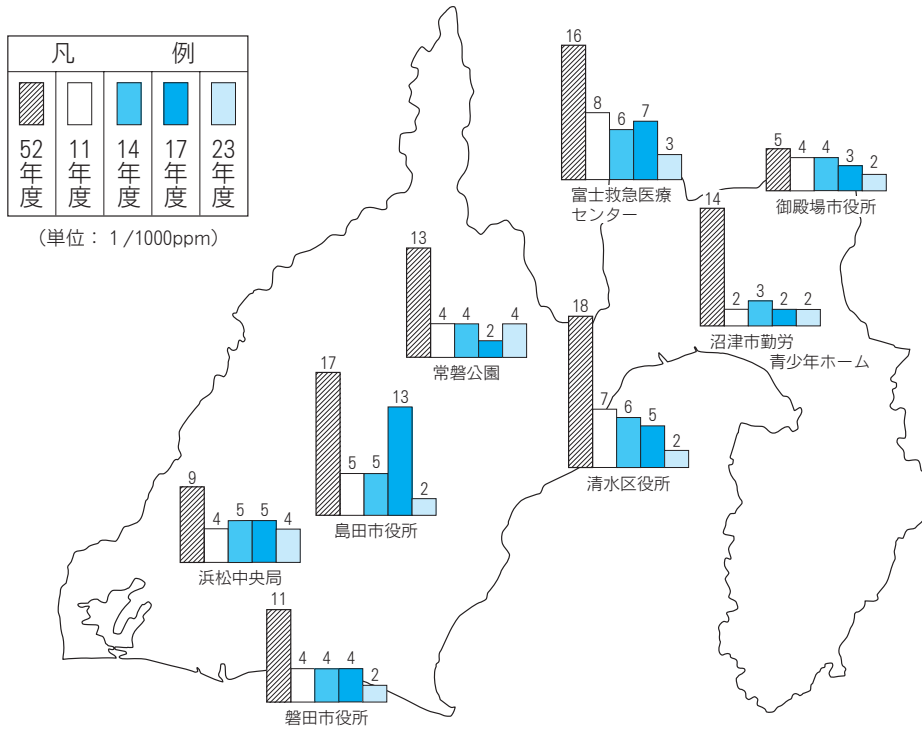
自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の全項目について、すべての測定局で環境基準を達成しました。

表 - 5 - (1) - 8 大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	有効測定局数	39	36	1	1
	達成局数	39	36	1	1
	達成率(%)	100	100	100	100
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	有効測定局数	50	49	10	10
	達成局数	50	49	10	10
	達成率(%)	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	3	3	10	10
	達成局数	3	3	10	10
	達成率(%)	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	47	47	10	10
	達成局数	47	44	10	10
	達成率(%)	100	94	100	100
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	有効測定局数		1		1
	達成局数		1		1
	達成率(%)		100		100
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	有効測定局数	44	44		
	達成局数	0	0		
	達成率(%)	0	0		

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)については、一般環境大気測定局37局(有効測定局36局)、自動車排出ガス測定局1局(有効測定局1局)で測定の結果、すべての測定局で環境基準を達成しました。

図 - 5 - (1) - 8 主要測定局における二酸化硫黄の年平均値の推移



二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) については、窒素酸化物の発生源が、工場・事業場や一般家庭等の固定発生源だけでなく、自動車等の移動発生源もあり、東名高速道路、国道1号等多くの主要幹線が横断している本県では、自動車から排出される割合が高くなっています。一般環境大気測定局49局 (有効測定局49局)、自動車排出ガス測定局10局 (有効測定局10局) で測定の結果、一般環境大気測定局においては日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の測定局が2局ありましたが、すべての測定局において環境基準を達成しました。また、自動車排出ガス測定局においても、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の測定局が3局ありましたが、すべての測定局において環境基準を達成しました (表 - 5 - (1) - 9)。

静岡地域 (静岡市 (旧静岡市の一部))、清水地域 (静岡市 (旧清水市、旧由比町)) 及び富士地域 (富士市 (旧富士市、旧富士川町)、富士宮市 (旧富士宮市、旧芝川町)、静岡市 (旧蒲原町)) は、濃度の上位3局の平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの間にある地域としてゾーン内地域に指定されています。

表 - 5 - (1) - 9 二酸化窒素の日平均値の98%値がゾーン内の測定局 (平成23年度)

市町名		測定局	用途地域	日平均値の年間98%値 (ppm)
一般局	三島市	徳倉幼稚園	住	0.051
	富士市	救急医療センター	住	0.041
自排局	富士市	自排宮島	住	0.060
		自排塔の木	住	0.047
	静岡市(清水区)	自排神明	準	0.046

表 - 5 - (1) - 10 二酸化窒素に係るゾーン地域における環境基準との対比

地域名	年度	昭和54			平成21			平成22			平成23		
		0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える
静岡		8	1	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
清水		8	2	0	3	1	0	4	0	0	4	0	0
富士		12	5	0	15	0	0	13	0	0	12	1	0

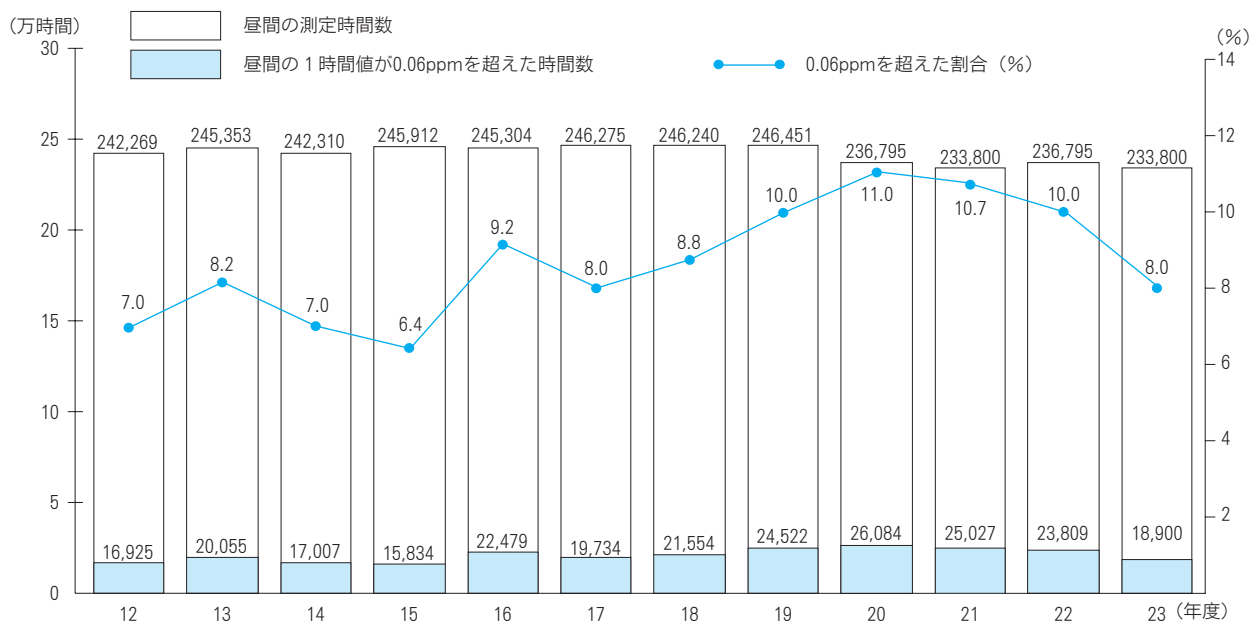


一酸化炭素 (CO) については、一般環境大気測定局3局 (有効測定局3局)、自動車排出ガス測定局10局 (有効測定局10局) で測定の結果、すべての測定局で環境基準を達成しました。

浮遊粒子状物質 (SPM) については、一般環境大気測定局47局 (有効測定局47局)、自動車排出ガス測定局10局 (有効測定局10局) で測定の結果、一般環境大気測定局では3測定局で環境基準を達成しませんが、自動車排出ガス測定局ではすべての測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント (O<sub>x</sub>) については、一般環境大気測定局44局中、依然としてすべての局で環境基準を達成しませんでした。

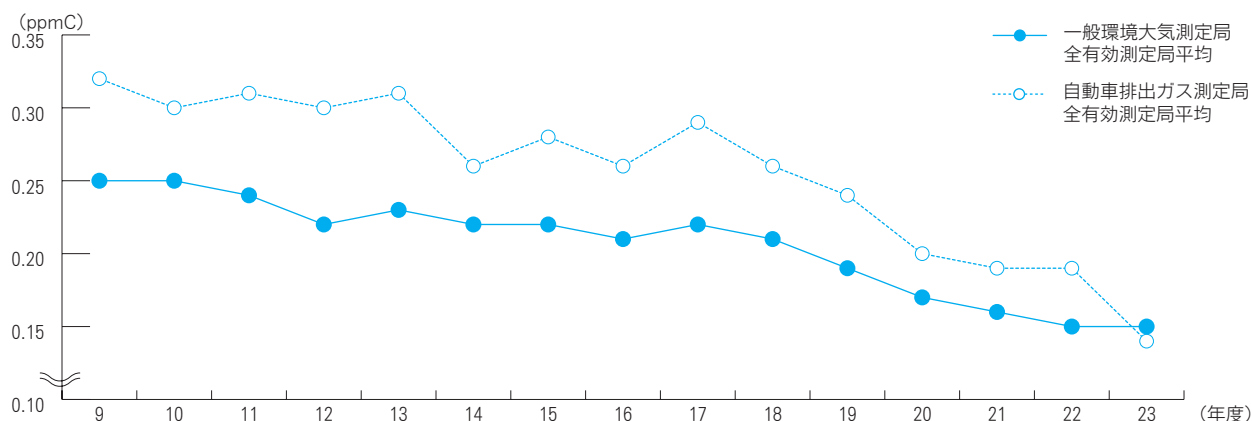
図 - 5 - (1) - 9 光化学オキシダントの昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間数の経年変化



微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) については、平成21年9月9日に新たに環境基準が設定されました。これに基づき、県内での常時監視に係る整備を進めており、平成23年度末までに一般環境大気測定局8局、自動車排出ガス測定局3局で自動測定器の設置が完了し、測定を開始しました。平成23年度の測定結果は、有効測定局 (一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局1局) において環境基準を達成しました。

非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局14局 (有効測定局14局) 及び自動車排出ガス測定局9局 (有効測定局9局) で測定の結果、一般環境測定局11局、自動車排出ガス測定局8局で、国が示した指針値 (光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値0.20ppmC ~ 0.31ppmC) を超えていました。

図 - 5 - (1) - 10 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



有害大気汚染物質の環境モニタリングを実施した結果、環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては一般環境測定11地点及び沿道測定3地点のすべてで環境基準を達成しました。

自動車単体の大気汚染物質の排出量は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の逐次強化に伴い、大幅に削減されてきました。自動車保有台数や自動車走行量は、平成20年頃まで増加傾向でしたが、自動車排出ガス測定局の主な大気汚染物質の年平均値の経年変化は、近年減少・横ばい傾向が続いており、一般環境大気測定局の測定値との差はなくなってきています。

図 - 5 - (1) - 11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

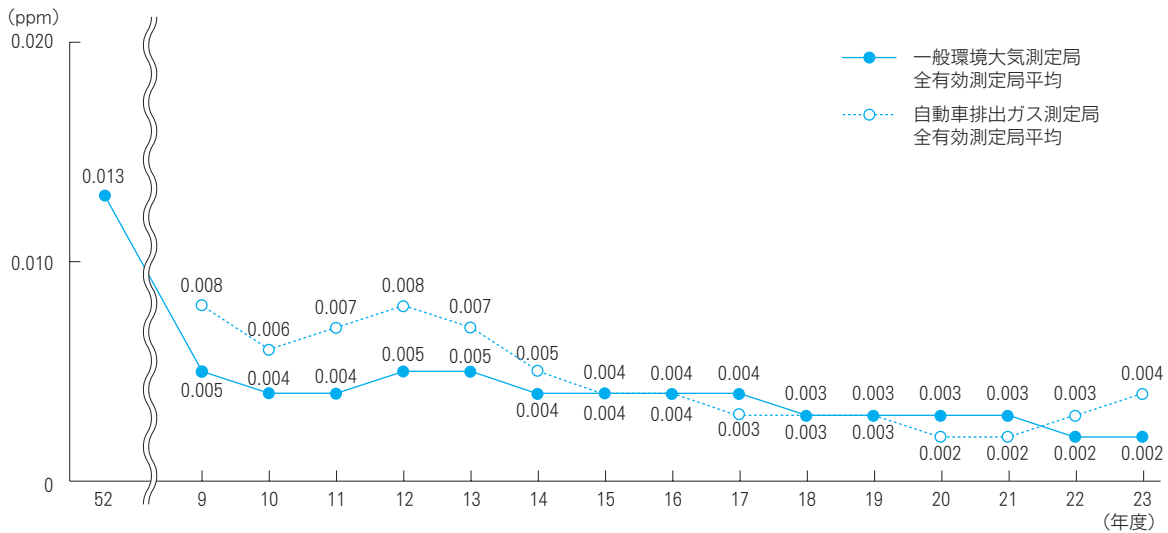


図 - 5 - (1) - 12 二酸化窒素の年平均値の経年変化

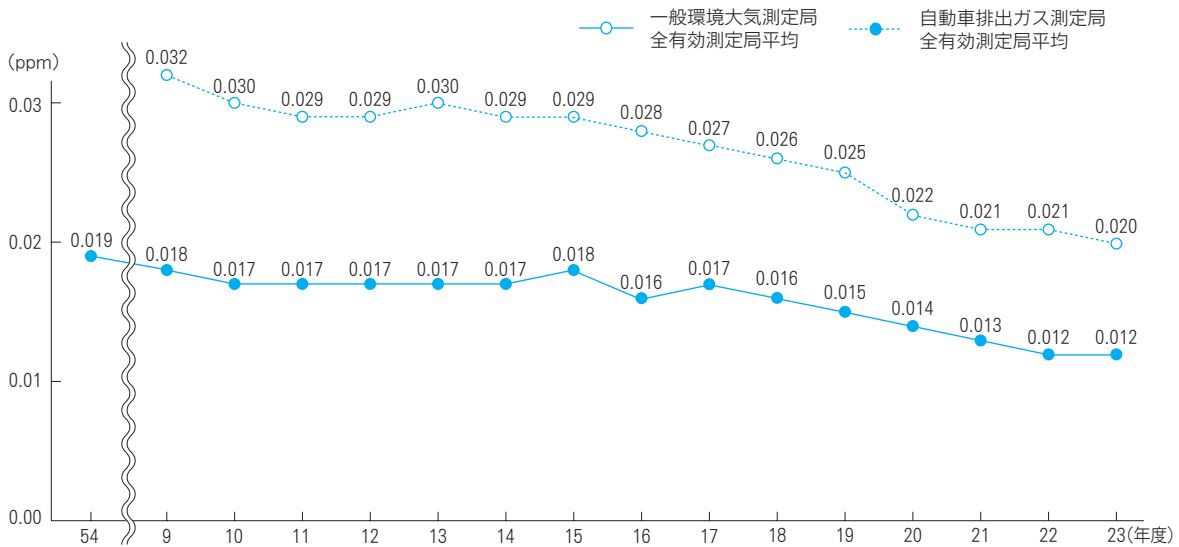


図 - 5 - (1) - 13 一酸化炭素の年平均値の経年変化

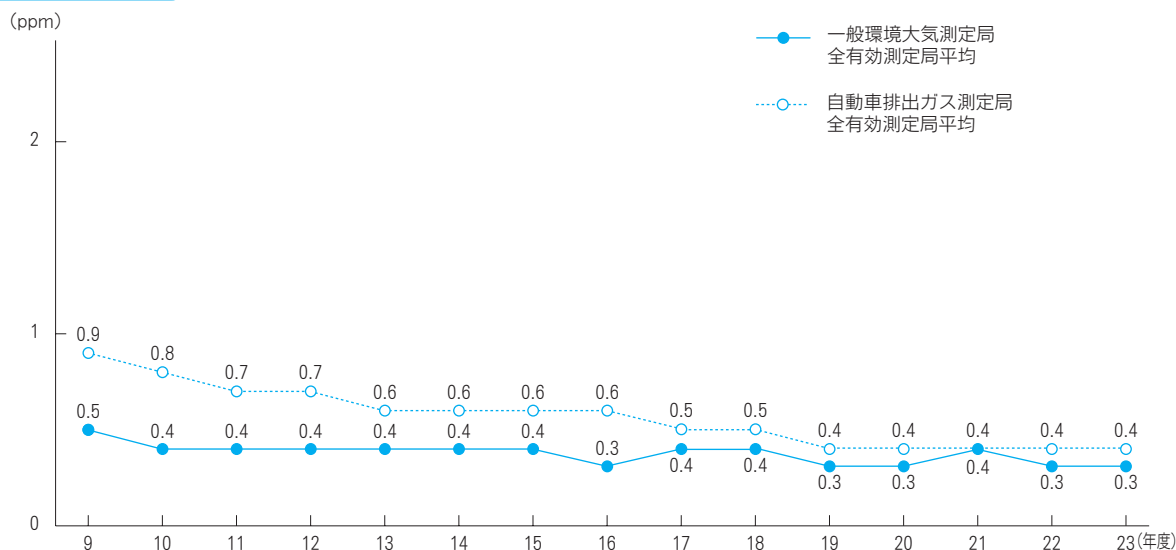
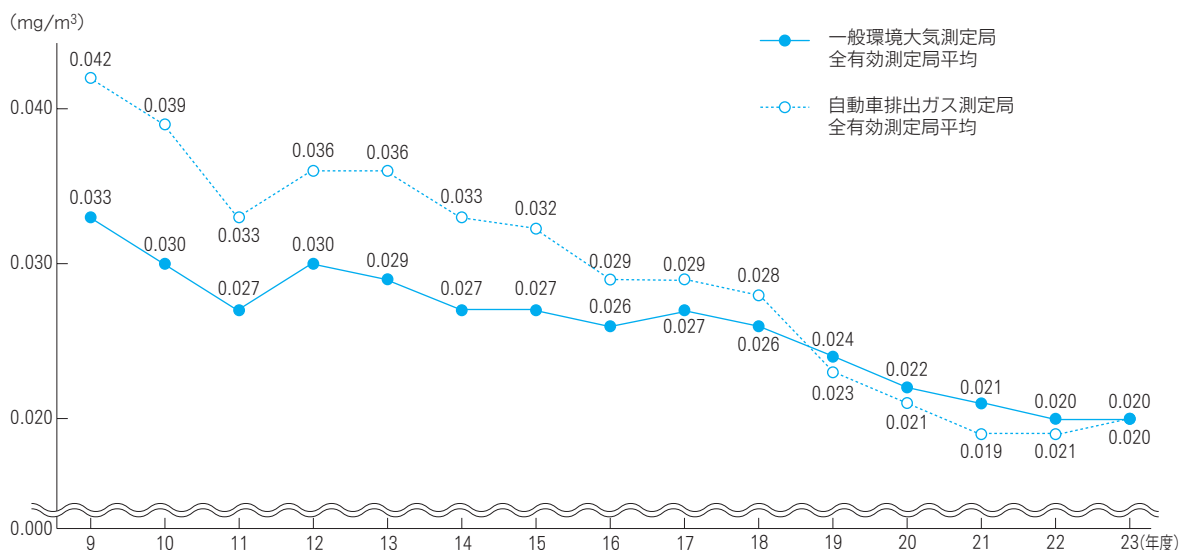


図 - 5 - (1) - 14 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



平成23年度末時点における県内での低公害車普及台数は、低排出ガスガソリン車を中心に889,079台にのぼり、全自動車保有台数（軽自動車・大型特殊自動車等は除く）に占める割合は53.6%で、全国平均51.2%を上回っています（表 - 5 - (1) - 11）。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 11 静岡県の低公害車普及台数（平成23年度末）

車種	電気	メタノール	天然ガス	ハイブリッド	低燃費かつ低排出ガス認定	合計
台数	542	2	342	63,921	824,272	889,079

(注1) 国土交通省調べ

(注2) 軽自動車の低公害車数は除く

(注3) 低燃費とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて定められた燃費基準の達成車という

(注4) 低排出ガス認定とは、平成12年及び平成17年排出ガス規制値から一定の割合を低減した車両で、国が認定したものをいう（H12規制値に対し25%・50%・75%低減、H17規制値に対し50%・75%低減）

(騒音・振動)

著しい騒音（振動）を発生する施設のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）（振動規制法（昭和51年法律第64号））及び生活環境保全条例により指定されている特定施設を設置する場合には、事前の届出

が義務付けられています。平成22年度末における著しい騒音を発生する施設（特定施設）数は合わせて24,174施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は合わせて38,843施設です（表 - 5 - (1) - 12）。また、平成22年度末における著しい振動を発生する施設（特定施設）数は合わせて84,153施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は合わせて11,696施設です（表 - 5 - (1) - 13）。

表 - 5 - (1) - 12 「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況（平成22年度末）

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	騒音規制法	生活環境保全条例	計	構成比 (%)	騒音規制法	生活環境保全条例	計	構成比 (%)
金属加工機械	3,716	7,241	10,957	28.2	23,492	49,753	73,245	30.3
空気圧縮機等	4,942	2,751	7,693	19.8	29,563	20,705	50,268	20.8
土石用破砕機等	245	77	322	0.8	852	357	1,209	0.5
織機	1,414	520	1,934	5.0	24,128	25,000	49,128	20.3
建設用資材製造機械	162	69	231	0.6	256	145	401	0.2
穀物用製粉機	43	22	65	0.2	191	68	259	0.1
木材加工機械	2,737	3,101	5,838	15.0	7,362	9,167	16,529	6.8
抄紙機	114	118	232	0.6	400	570	970	0.4
印刷機械	798	84	882	2.3	2,978	402	3,380	1.4
合成樹脂用射出成形機	524	125	649	1.7	6,012	2,195	8,207	3.4
鋳造型機	2,473	74	2,547	6.6	462	320	782	0.3
クーリングタワー	-	1,120	1,120	2.9	-	3,755	3,755	1.6
集じん機	-	832	832	2.1	-	4,248	4,248	1.8
冷凍機	-	5,541	5,541	14.3	-	29,360	29,360	12.1
県計	17,168	21,675	38,843	-	95,696	146,045	241,741	-
前年度比 (%)	101.2	101.7	101.4	-	101.0	101.2	101.1	-
(参考)平成21年度末	16,968	21,323	38,291	-	94,759	144,242	239,001	-

(注) 県生活環境課調べ

表 - 5 - (1) - 13 「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況（平成22年度末）

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	振動規制法	生活環境保全条例	計	構成比 (%)	振動規制法	生活環境保全条例	計	構成比 (%)
金属加工機械	3,194	557	3,751	32.1	19,292	6,596	25,888	30.8
圧縮機	3,594	958	4,552	38.9	15,226	7,374	22,600	26.9
破砕機等	243	76	319	2.7	826	261	1,087	1.3
織機	1,282	83	1,365	11.7	21,387	1,819	23,206	27.6
コンクリートブロックマシン等	45	9	54	0.5	126	18	144	0.2
木材加工機械	218	59	277	2.4	331	127	458	0.5
印刷機械	373	47	420	3.6	2,160	205	2,365	2.8
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機械	50	23	73	0.6	194	128	322	0.4
合成樹脂用射出成形機	558	158	716	6.1	5,431	1,975	7,406	8.8
鋳造型機	154	15	169	1.4	638	39	677	0.8
県計	9,711	1,985	11,696	-	65,611	18,542	84,153	-
前年度比 (%)	107.2	141.2	111.8	-	106.3	122.9	109.6	-
(参考)平成21年度末	9,058	1,406	10,464	-	61,698	15,082	76,780	-

(注) 県生活環境課調べ

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

建設作業のうち著しい騒音（振動）を発生する作業についても、特定建設作業として騒音規制法（振動規制法）及び生活環境保全条例で届出が義務付けられており、平成22年度中の届出件数は、騒音が合わせて2,425件、振動が合わせて1,420件でした（表 - 5 - (1) - 14、表 - 5 - (1) - 15）。

表 - 5 - (1) - 14 「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定建設作業の届出状況（平成22年度）

作業の種類	騒音規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	125	25	150
びょう打機を使用する作業	2	0	2
さく岩機を使用する作業	931	57	988
圧縮機を使用する作業	228	30	258
コンクリートプラント機等を設けて行う作業	21	6	27
バックホウを使用する作業	781	126	907
トラクターショベルを使用する作業	19	4	23
ブルドーザーを使用する作業	54	16	70
合計	2,161	264	2,425
前年度比（%）	113.1	106.0	112.3
（参考）平成21年度	1,910	249	2,159

（注）県生活環境課調べ

表 - 5 - (1) - 15 「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定建設作業の届出状況（平成22年度）

作業の種類	振動規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	133	20	153
鋼球を使用して破壊する作業	1	0	1
舗装版破碎機を使用する作業	13	1	14
ブレーカーを使用する作業	1,131	121	1,252
合計	1,278	142	1,420
前年度比（%）	114.9	125.7	115.9
（参考）平成21年度	1,112	113	1,225

（注）県生活環境課調べ

自動車騒音については、県や一部の市において、騒音規制法に基づく常時監視を行っています。平成23年度に県、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市が面的な評価を実施した結果、205,999戸中186,638戸（適合率90.6%）で環境基準を達成、平成22年度の騒音規制法において自動車騒音の限度として定められた「要請限度」の超過状況は、116地点測定した内3地点（2.6%）が超過していました。今後も達成率の向上を目指していきます。

表 - 5 - (1) - 16 自動車騒音の環境基準達成状況（平成23年度）

評価総 区間延長 (km)	対象 戸数 (戸)	達成状況（戸）				達成状況（%）			
		昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
1878.5	205,999	186,638	5,996	895	12,470	90.6	2.9	0.4	6.1

（注）県生活環境課調べ。データは、県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市で実施した合計。

表 - 5 - (1) - 17 自動車騒音に係る要請限度の超過状況 (平成22年度)

区分	測定数	昼間 6～22時		夜間 22～6時		全時間帯		
		超過数	超過率 (%)	超過数	超過率 (%)	超過数	超過率 (%)	
区域別	区域 1	1	0	-	0	-	0	-
	区域 2	17	0	-	2	11.8	0	-
	区域 3	98	3	3.1	12	12.2	3	3.1
	合計	116	3	2.6	14	12.1	3	2.6
道路別	東名高速道路	3	0	-	0	-	0	-
	一般国道	51	2	3.9	12	23.5	2	3.9
	一般県道	44	0	-	1	2.3	0	-
	市町道	18	1	5.6	1	5.6	1	5.6
	合計	116	3	2.6	14	12.1	3	2.6

(注) 県生活環境課調べ。  
要請限度は、実際には、連続する7日間のうち3日間の測定が必要です。

新幹線鉄道からの騒音について、平成23年度に静岡県、静岡市、浜松市及び富士市が行った実態調査では、軌道中心から25mの地点では37測点中17測点、50mの地点では32測点中30測点で環境基準を達成していました。

表 - 5 - (1) - 18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況 (平成23年度)

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況					
		12.5 m		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型 (70デシベル)	住居系地域	0 ( 1)	0	10 (30)	33.3	24 (26)	92.3
類型 (75デシベル)	商工業系地域	-	-	7 ( 7)	100	6 ( 6)	100
合計		0 ( 1)	0	17 (37)	45.9	30 (32)	93.8

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。  
なお、環境省からの委託調査により県及び政令市が測定し、取りまとめた結果を含めている。

新幹線鉄道に係る振動については、国は環境基準を示してはませんが、指針値を示しています。平成23年度に静岡県、浜松市及び富士市が行った実態調査では、すべての測定点で指針値を達成していました。

表 - 5 - (1) - 19 新幹線鉄道振動に係る指針値達成状況 (平成23年度)

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況					
		12.5 m		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型 (70デシベル)	住居系地域	1 ( 1)	100	14 (14)	100	12 (12)	100
類型 (70デシベル)	商工業系地域	-	-	1 ( 1)	100	1 ( 1)	100
合計		1 ( 1)	100	15 (15)	100	13 (13)	100

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

平成23年度に県が富士山静岡空港の周辺で行った実態調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。また、平成23年度に浜松市が航空自衛隊浜松基地の周辺で行った実態調査では、2地点のうち1地点で環境基準を達成していました。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 20 航空機騒音に係る環境基準達成状況（平成23年度）

【富士山静岡空港周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値(WECPNL)	測定値(WECPNL)	達成状況
島田市湯日(1)		75	52	達成
島田市湯日(2)			55	達成
島田市金谷			46	達成
島田市船木			73	達成
牧之原市坂口			40	達成
吉田町神戸			60	達成

(注) 県生活環境課調べ

WECPNLは、航空機騒音を評価するための指標で「うるささ指数」と呼ばれている。

【浜松基地周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値(WECPNL)	測定値(WECPNL)	達成状況
浜松市西区佐浜町		75	69	達成
浜松市東区小池町		70	72	未達成

(注) 浜松市調べ

(悪臭)

生活環境保全条例では、悪臭苦情の特に発生しやすい施設を、悪臭に係る特定施設として指定し、届出や悪臭防止対策について義務付けています。平成22年度末現在、800の工場・事業場において1,496の特定施設が届けられています(表 - 5 - (1) - 21)。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 21 生活環境保全条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類		工場等数	施設数
1	セロファン製膜施設	0	0
2	アスファルト含浸紙又はコールタール含浸紙の製造の用に供する連続式含浸施設	4	5
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	36	84
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	10	31
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	18	158
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	5	27
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000㎡以上のもの	8	10
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設		
	(1) 蒸煮施設	10	15
	(2) 湯煮施設	2	3
	(3) 真空濃縮施設	7	14
9	(4) 乾燥施設	95	143
	鶏舎であって面積が400㎡以上のもの	286	431
9	豚舎であって面積が150㎡以上のもの	317	565
	10	サイズの製造の用に供する反応施設	2
計		800	1,496

(公害苦情・公害紛争処理)

最近の公害苦情の状況をみると、感覚的・心理的な被害が多く、住居地域における野焼きや騒音等近隣型の苦情が大きな割合を占めています。

平成22年度に市町が受理した公害苦情件数は2,097件で、前年度に比べて273件(11.5%)減少しました。苦情件数は、昭和48年度以降長期的には減少傾向で推移してきましたが、平成11年度頃からは、ダイオキシン類に関する苦情を中心に、再び増加傾向になりました。大気汚染に関する苦情については、最も多かった平成14年度と比べると半分程度に減少しました(図 - 5 - (1) - 15)。

公害苦情を種類別にみると、大気汚染が611件(29.1%)、悪臭が538件(25.7%)、騒音が452件(21.6%)、水質汚濁が260件(12.4%)、振動が28件(1.3%)、土壌汚染が5件(0.2%)、地盤沈下1件(0.1%)、その他典型7公害以外が202件(9.6%)となっています(図 - 5 - (1) - 16)。

公害苦情件数を市町別にみると、市の苦情件数は2,000件で全体の95.4%を占め、そのうち浜松市、静岡市、富士市、沼津市及び富士宮市の上位5市の合計は1,017件で全体の48.5%を占めています。なお、県内35市町のうち苦情の受理がなかったのは、6町でした(図 - 5 - (1) - 17)。

公害苦情の発生源としては、個人が664件(31.7%)と最も多く、次いで製造業が402件(19.2%)、建設業が229件(10.9%)、農業が108件(5.2%)となっています(図 - 5 - (1) - 18)。

図 - 5 - (1) - 15 公害の種類別苦情処理件数の推移

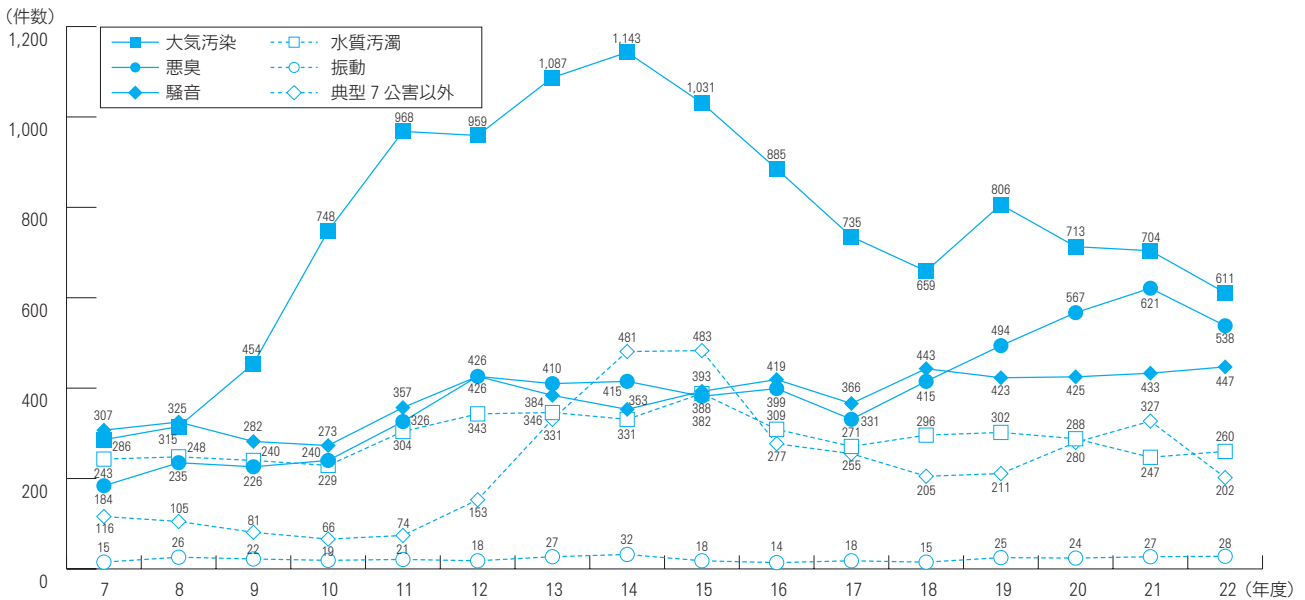


図 - 5 - (1) - 16 公害の種類別の苦情件数

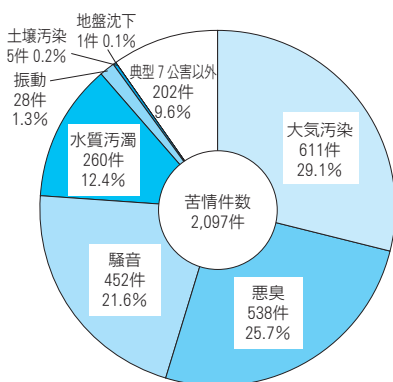


図 - 5 - (1) - 17 公害の市町別の苦情件数

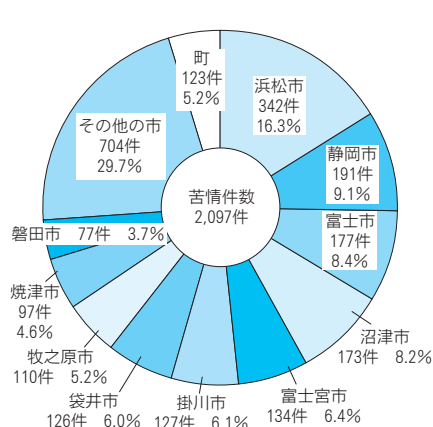
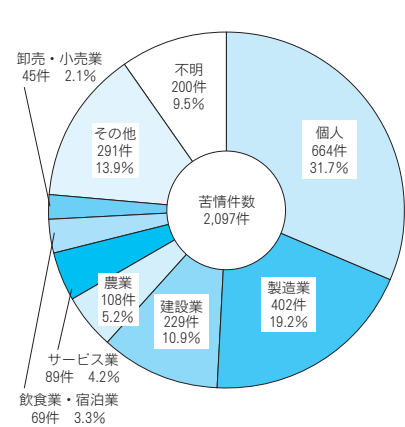


図 - 5 - (1) - 18 公害の発生源別の苦情件数





課題

(生活排水対策)

今後も、施設の整備を進めるとともに、整備済み区域については早期に接続して水質保全の効果を高める必要があります。

施設の適切な維持管理や地域、家庭における生活排水の削減等の取組も重要です。【生活排水課】

(産業排水)

水質汚濁防止法に基づく届出や立入検査等の指導を行い、排水処理施設等の適正管理により排水基準を遵守する必要があります。排水の自主測定や工場、事業場からの漏えい事故の防止等自主的な取組を促進することも重要と考えます。【生活環境課】

(環境水質)

一般家庭から排出される生活排水の影響を受け水質の改善が見られない河川等もあることから、生活排水対策が極めて重要となっており、意識の向上、合併処理浄化槽や下水道の整備等の一層の推進が必要となっています。

特に、水質汚濁が進行しやすい閉鎖性の海域（浜名湖）や湖沼（佐鳴湖）については、生活排水対策、産業系排水対策、浄化対策など各種施策を総合的に推進する必要があります。【生活環境課】

(地下水)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は7地点で基準超過が判明しています（表 - 5 - (1) - 2）。この原因は、肥料に由来する面的汚染であることが多く、早急な対策が必要です。【生活環境課】

(土壌環境)

土壌汚染対策は、法に基づき適切な対応を事業者等に指導してありますが、自主調査に基づく土壌汚染については法に準じた事業者の自主的な取組が必要です。【生活環境課】

(工場・事業場からの大気汚染)

事業場からの汚染物質の排出については、大気汚染防止法や、生活環境保全条例により規制の措置がとられていることから、排出基準の遵守状況を立入検査などにより確認するとともに、排出量の削減を指導することが必要です。

他方、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどの大気汚染は、発生源から排出されるばかりでなく、二次的に生成されることなどその発生の機構が複雑ことから、これまでの規制の措置だけでは十分な効果が期待できなくなっています。したがって、事業者による窒素酸化物や非メタン炭化水素の削減など自主的な取組を促進することも重要と考えられます。【生活環境課】

(アスベスト（特定粉じん）)

建築物の耐用年数などから、今後吹付け石綿が使用された建築物の解体が増加することが見込まれるため、アスベストが大気環境中へ飛散しないよう監視を強化が必要です。

アスベストの大気環境への飛散を防ぐためには、アスベスト排出作業の監視、住民・事業者に対するアスベスト取扱い関係法令等の周知、国や建設・厚生関係等他部局との連携が重要です。【生活環境課】

(環境大気)

大気汚染物質の発生源には、工場・事業場のほか、冷暖房などがある家庭がありますが、近年は自動車の交通量の増大に伴い自動車排出ガスの影響が大きくなっています。また、有害な化学物質の大気環境への排出抑制も重要な課題となっています。

今後は、工場・事業場に対する規制・指導と併せて、自動車排出ガスによる汚染の低減や、事業者の自主的管理による有害物質排出抑制などの取組が必要となっています。

また、自動車の排出ガス規制等による排出濃度の低減により大気環境の改善は進んできていますが、今後についても、交通流対策による交通混雑の緩和や、さらに、大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等、環境への負荷の軽減に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。【生活環境課】

(騒音・振動)

公害苦情全体に占める騒音・振動苦情の割合は、騒音が21.6%、振動1.3%となっています。騒音苦情に着目すると、その発生源は工場・事業場が半数を占め、次いで建設作業、営業の騒音が大きな割合となっています（図 - 5 - (1) - 19）。

また、自動車、新幹線鉄道及び航空機の交通騒音については、行政の目標であり、維持することが望ま

しい基準である環境基準を達成していない地点があります。

騒音・振動による生活環境への影響を低減するためには、発生源ごとの実情を踏まえ、それぞれ適切な対策を講じていく必要があります。【生活環境課】

(悪臭)

悪臭の苦情は公害苦情全体の約26.2%を占め、発生源は、農業や製造業、サービス業、家庭生活など多様で問題解決が困難なものの割合が増加しています(図 - 5 - (1) - 20)。そのため、複合臭にも対応できる臭気指数規制の導入が課題となっています。【生活環境課】

図 - 5 - (1) - 19 騒音に関する公害苦情件数の発生源割合

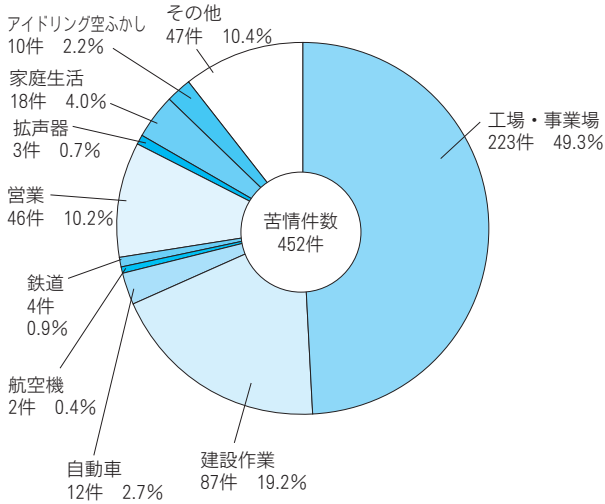
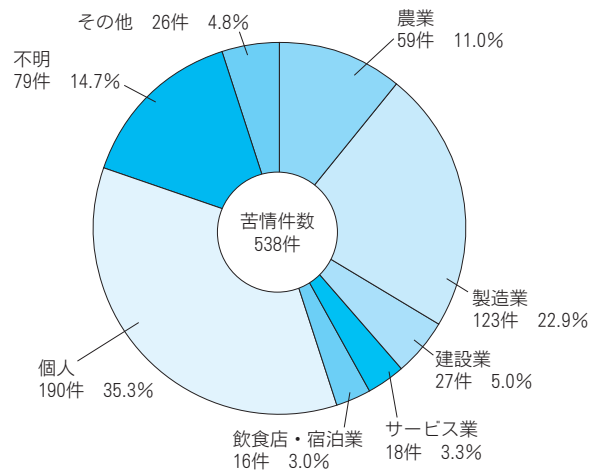


図 - 5 - (1) - 20 悪臭に関する公害苦情件数の発生源割合



(公害苦情・公害紛争)

公害苦情は、発生源が多様化する傾向にあり、苦情の内容もこれまでの産業型公害から住民の生活に密着した都市型・生活型郊外に移りつつあります。その苦情の多くは、規制対象となっていない施設か規制対象施設であっても規制基準を満足しているなど法規制等に対応できる事案がではなく、事案に応じた対応が求められることになり、苦情処理には幅広い知識と柔軟な対応が必要となります。

また、県は、公害に関する紛争の処理については、弁護士、大学教授等12人からなる「公害審査会」において、あっせん、調停、仲裁による解決を図っていますが、裁定や調停といった公害紛争に挙がる公害事件の大部分は、市町が初動調査として苦情対応にあたっていることや、当事者間での問題の解決に際しては、苦情対応の最前線にいる市町の対応が重要であることから、情報提供を含めた県と市町の連携が必要となっています。【生活環境課】

## 施策の展開

### ア 適切な生活排水処理施設整備の推進

#### (ア) 静岡県生活排水処理長期計画の推進

「静岡県生活排水処理長期計画」の着実な推進を図るため、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水等の処理施設の整備を生活排水課において一元的に進めています。【生活排水課】

#### (イ) 合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理の確保

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、下水道とほぼ同等の性能を持ち、短期間で設置できるため、下水道、集落排水等の集合処理が不向きな地域や下水道整備に長期間を要する地域における生活排水処理施設として、河川等公共用水域の水質保全に

表 - 5 - (1) - 22

合併処理浄化槽の設置状況(市町村の補助事業による設置基数)

年度	実施市町村	設置基数
18	23市17町	5,612基
19	22市17町	5,369基
20	22市16町	5,220基
21	22市12町	4,959基
22	23市10町	4,978基

(注) 県交通基盤部都市局生活排水課調べ

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

有効です。県では、国の合併処理浄化槽設置整備事業に併せ、県費補助事業を創設し、設置の促進に努めており、平成21年度には、34市町4,959基に対して補助を実施しました。【生活排水課】

また、生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要です。特に設置者個人が管理責任を負う合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく維持管理確保が課題となっています。このため、大型浄化槽等の立入指導や新規設置者を対象とする講習会等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理確保を図っています。【生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課】

(ウ) 農業・漁業集落排水施設の整備

農業・漁業集落における生活環境の向上と、河川・海洋の水質保全の確保を図るため、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備する集落排水（下水道）事業を着実に進めています。

【生活排水課、漁港整備課】

(エ) 下水道の整備と維持管理

市町が実施する公共下水道事業は平成21年度末現在29市町で実施中であり、その全ての市町で供用を開始しています（表 - 5 - (1) - 23）。【生活排水課】

（表 - 5 - (1) - 23）

表 - 5 - (1) - 23 平成22年度下水道事業実施市町及び平成22年度末下水道普及状況

分類			市町名	21年度末現在				備考
市町の別	事業実施・未実施の別	供用・未供用の別		人口(人)	処理人口(人)	処理面積(ha)	人口普及率(%)	
市 (23市)	事業実施中 (22市)	供用中 (22市)	静岡市	715,637	567,328	8,427.7	79.3%	
			浜松市	792,173	618,315	13,301.4	78.1%	
			沼津市	206,631	111,226	1,767.0	53.8%	
			熱海市	39,828	25,494	666.3	64.0%	
			三島市	111,773	84,823	1,191.5	75.9%	
			富士宮市	134,083	67,112	1,418.3	50.1%	
			伊東市	73,631	27,739	537.8	37.7%	
			島田市	101,756	9,858	183.5	9.7%	
			富士市	256,316	180,101	3,749.0	70.3%	
			磐田市	166,456	124,603	2,933.5	74.9%	
			焼津市	143,442	32,486	530.8	22.6%	
			掛川市	115,361	30,594	943.4	26.5%	
			藤枝市	143,428	56,382	1,042.1	39.3%	
			御殿場市	87,553	26,778	511.3	30.6%	
			袋井市	83,398	32,240	758.7	38.7%	
			下田市	24,883	11,278	263.0	45.3%	
			裾野市	53,395	17,098	320.2	32.0%	
			湖西市	58,931	20,507	457.0	34.8%	
			伊豆市	34,820	18,950	578.3	54.4%	
	御前崎市	34,540	13,680	668.2	39.6%			
菊川市	45,302	9,243	244.4	20.4%				
伊豆の国市	49,805	33,192	785.9	66.6%				
	事業未着手(1市)		49,071					
市計			3,522,213	2,119,027	41,279.2	60.2%		
町 (12町)	事業実施中 (7町)	供用中 (7町)	南伊豆町	9,496	2,290	107.8	24.1%	
			函南町	38,537	25,083	414.5	65.1%	
			清水町	31,733	17,169	297.9	54.1%	
			長泉町	40,858	27,144	429.5	66.4%	
			小山町	20,403	4,812	202.2	23.6%	
			吉田町	29,542	10,762	232.6	36.4%	
	森町	19,839	2,307	83.8	11.6%			
	事業未着手(5町)		48,119					
町計			238,527	89,567	1,768.3	37.6%		
県計			3,760,740	2,208,594	43,047.5	58.7%		

人口は、住民基本台帳人口（平成22年3月末（住基ネットによる）、外国人は含まないもの）とした。

処理人口は供用開始公示済み人口であり、平成21年4月1日公示分を含む。

(注) 県交通基盤部都市局生活排水課調べ

イ 工場・事業場への自主管理の促進や常時監視の強化

(ア) 工場・事業場の排水対策

水質汚濁防止法では、一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難な水域においては、より厳しい上乗せ基準を設定できるものと定めており、本県をはじめすべての都道府県において上乗せ基準が設定されています。

なお、生活環境保全条例では、「ニッケルメッキの用に供する電気めっき施設」等を特定施設に指定するとともに、ニッケル含有濃度については排水基準を県独自に設定しています。

県及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）は、水質汚濁防止法及び生活環境保全条例により規定された特定事業場に対し立入検査を実施し、法・条例に違反していることが判明した場合には行政処分又は行政指導を行うなど、排水基準の遵守の徹底を図っています。

平成23年度に県及び政令市が実施した特定事業場に対する立入検査件数は848件で、行政処分又は行政指導を行った件数は76件、その割合は9.0%でした。（表 - 5 - (1) - 24）【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 24 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく特定事業場立入検査の実施状況（平成23年度）

規制対象 事業場数	総立入 事業場数	採水を伴う 立入事業場数	行政処分		行政指導	合計
			一時停止命令	改善命令		
6,020 (924)	1,002 (408)	848 (355)	0 0	0 0	76 (46)	76 (46)
業 種						
製 紙	140 (131)	136 (129)	0 0	0 0	7 (7)	7 (7)
メッキ・ 機械器具	199 (86)	161 (65)	0 0	0 0	29 (17)	29 (17)
染 色	8 (4)	4 (3)	0 0	0 0	1 (1)	1 (1)
食料品	182 (49)	145 (48)	0 0	0 0	13 (4)	13 (4)
旅 館	62 (7)	47 (7)	0 0	0 0	0 0	0 0
その他	411 (131)	355 (103)	0 0	0 0	26 (17)	26 (17)

(注) ( ) 内は水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市）の数

(イ) 環境水域における保全対策

本県では、現在までに42河川・2湖沼・全前面海域について環境基準の類型を設定しています。環境基準が既に設定されている河川についても、各水域の水質の状況や将来の予測を考慮し、環境基準の見直しを実施しており、平成6年度から平成21年度までに、36水域について調査・解析を行い、18水域について上位類型に変更しました。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成17年から平成23年までに40河川1湖沼、58水域について調査・解析を行い、平成22年に8河川14水域について類型指定を行いました。

今後とも、環境基準の類型指定の見直し及び設定を行い、環境水質の改善を目指す必要です。

【生活環境課】

(ウ) 地下水汚染対策

県、国土交通省及び水質汚濁防止法政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）では、「地下水質の測定計画」を策定し、これに基づき、県内全域の状況を把握するための環境モニタリング（県内を10kmメッシュに分割し、メッシュ内で1地点実施）、及び汚染が判明した地区を監視する定点モニタリング（原則として1地区3地点で基準を超過した項目について実施）を実施し、地下水質の監視を行っています。

環境モニタリングや、事業場による自主調査により地下水汚染が発見された場合には、周辺井戸の調査や飲用指導を実施するとともに、原因事業場等の土壌や地下水の汚染浄化措置の指導を実施しています。

特に、硝酸性窒素による汚染は、事業所に起因する従来の汚染と異なり、農用地への肥料施用が原因となることもあるため、農山村共生課と協力して施肥削減対策を進めています。【生活環境課】

(エ) 土壌汚染対策

水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、汚染の未然防止や除去等に対して指導を行っています。

土壌汚染対策法では、有害物質を取り扱う施設の廃止及び一定規模以上の土地の形質の変更等の機会を捉えて調査を実施することを義務付けています。また、県及び当該法に基づく政令市は、土壌汚染により人の健康に被害が生ずるおそれが判明した場合には必要な措置の実施を指示すること等を定めています。

法の施行から平成23年度末までに、県内において法に基づく指定区域（土壌が指定基準を超過して汚染があった土地）の指定は27件ありましたが、そのうち汚染の除去等により指定が解除されているものは17件になります。(表 - 5 - (1) - 25)

今後も引き続き、土壌汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法等に基づき、事業者には適切な措置対策を図るよう指導します。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 25 「土壌汚染対策法」に基づく指定区域

	県内						全国 (22年度)
	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	計	
指定した区域	12	4	8	2	1	27	710
うち全部解除した区域	8	2	4	2	1	17	330

(オ) 工場・事業場からの大気汚染の防止

工場・事業場から排出される大気汚染物質に対しては、その汚染物質に応じた規制を実施しています。

硫黄酸化物の規制は、各地域の汚染の程度と施設の排出口の高さに応じた硫黄酸化物の量（K値規制）により行っており、順次強化されています（図 - 5 - (1) - 21）。この規制のみでは環境基準の達成・維持が困難な地域については総量規制が導入され、本県では富士地域で適用されています（表 - 5 - (1) - 26）。また、燃料中の硫黄分については、低硫黄化指導基準により、地域を定めて指導しています（表 - 5 - (1) - 27）。

図 - 5 - (1) - 21 「大気汚染防止法」における硫黄酸化物の地域別排出基準（K値）

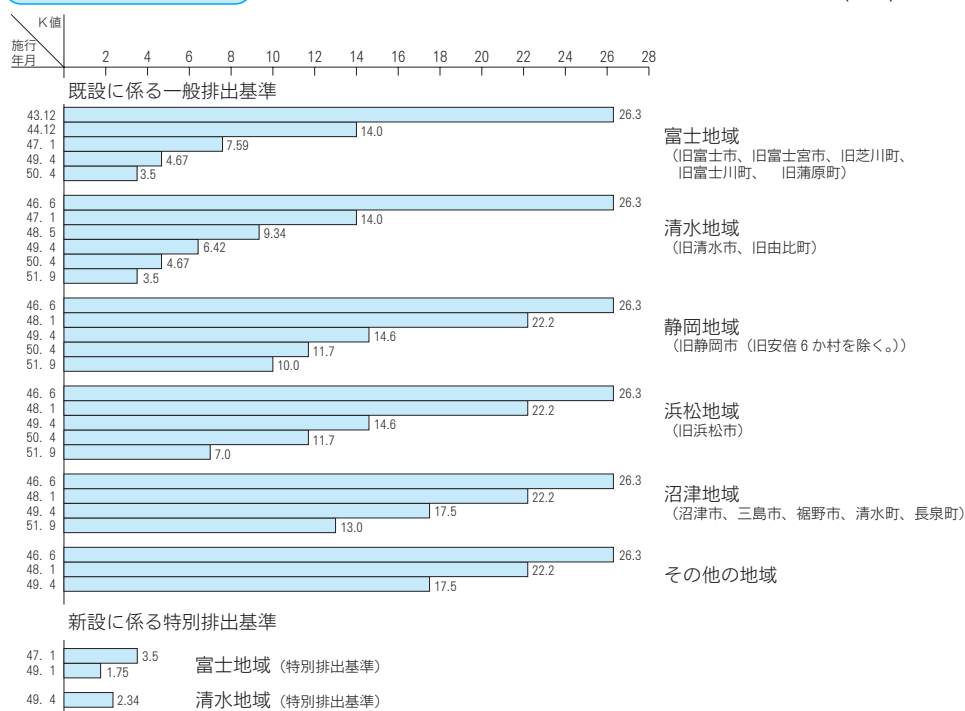


表 - 5 - (1) - 26 硫黄酸化物に関する総量削減計画並びに総量規制基準及び燃料使用基準

地域	市町名	硫黄酸化物総量削減計画 硫黄酸化物量 (Nm <sup>3</sup> /h)		既設 新設別	規制基準	
					総量規制基準 特定工場等	燃料使用基準 (特定工場等以外)
富士 地域	旧富士市	1号総量	1,630.2	既設	$Q = 2.8W^{0.8}$ $Q = 2.8W^{0.8} + 0.3 \times 2.8$ $\times \{(W + Wi)^{0.8} - W^{0.8}\}$	燃料中の 硫黄分0.5%
		2号総量	1,393.8			
		3号総量	515.9	既設		
		4号総量	488.8			
	旧富士宮市 旧芝川町 旧富士川町 旧蒲原町	1号総量	224.8	既設	$Q = 3.0W^{0.8}$ $Q = 3.0W^{0.8} + 0.5 \times 3.0$ $\times \{(W + Wi)^{0.8} - W^{0.8}\}$	燃料中の 硫黄分0.8%
		2号総量	167.2			
		3号総量	119.5	新設		
		4号総量	86.9			
地域全体の削減量		65.8%				

表 - 5 - (1) - 27 低硫黄化指導基準及び実施時期

地域	対象規模	燃料中硫黄分	実施時期
沼津・三島	燃料使用量15,000kg/h以上の2工場	0.8%以下	52.7
	燃料使用量1,500kg/h以上～15,000kg/h未満 又は2,000トン/年以上	1.0%以下	
清水 (旧由比町を除く)	燃料使用量1kl/日以上	1.0%以下	51.12
	上記以外中小工場	1.5%以下	
浜松	燃料使用量900kg/h以上	1.5%以下	51.12

窒素酸化物の排出規制は、施設の種類及び規模ごとに全国一律で行われており、26種類のばい煙発生施設が対象となっています。

ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、大気汚染防止法で27種類、生活環境保全条例により1種類のばい煙発生施設が規制対象となっています。

一般粉じんについては、大気汚染防止法で5種類の施設、生活環境保全条例により12種類の施設が一般粉じん発生施設として規制対象となっており、施設ごとに構造及び管理基準が設けられています。

その他の大気汚染物質については、ばい煙発生施設等から発生する有害物質として、前述の物質のほか、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素、鉛及びその化合物が規制されています。これらの物質に関する排出基準は、物質の種類ごとに関係施設に対して設定されています。

また、揮発性有機化合物についても、施設の種類に応じ許容される炭素換算した排出濃度により規制基準が設定されています。

なお、一酸化炭素は、事業所からの排出はほとんどないことから、排出基準は設定されていません。

県及び大気汚染防止法上の政令市（静岡市、浜松市）及び「静岡県事務処理の特例に関する条例」（平成11年条例第56号）により一部権限移譲されている特例市（沼津市、富士市）では、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に規定するばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して、煙道測定及び重油抜き取り検査などの立入検査を実施し、排出基準の遵守の徹底を図っています。

平成23年度には、県・政令市・特例市合わせて、628件の立入検査を実施しました。

表 - 5 - (1) - 28

ばい煙発生施設等に係る立ち入り検査の実施及び措置状況（平成23年度）

実施主体	立入事業所数 (施設数)	行政処分	行政指導	計
県	423 (1,343)	0	2	2
政令市 (静岡市・浜松市)	125 (618)	0	22	22
特例市 (沼津市・富士市)	80 (351)	0	5	5
計	628 (2,312)	0	29	29

(注) 県生活環境課調べ

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

一方、化学物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質）については、大気汚染防止法に、国・地方自治体・事業者・国民の役割が示されており、規制的措置ではなく、自主管理を推進することで排出抑制を図っています。【生活環境課】

(カ) 環境大気に係る対策の実施

大気汚染防止法第22条に基づき、静岡県内の環境大気の状態を環境基準項目を中心に常時監視しています。

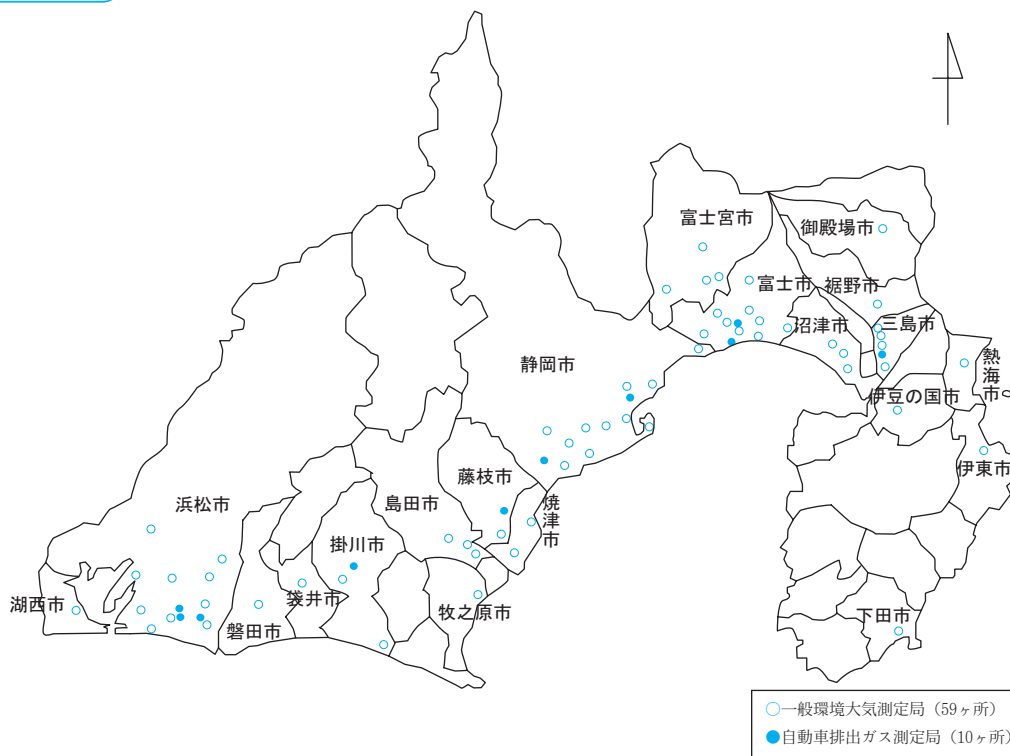
平成23年度末現在、静岡県内には、一般環境大気測定局59局と自動車排出ガス測定局10局の合計69の測定局があります（図 - 5 - (1) - 22、表 - 5 - (1) - 29）。

これら測定局における測定結果を基に環境基準の適否判定、緊急時の措置及び規制効果の評価を行い、大気汚染の未然防止に努めています。

表 - 5 - (1) - 29 大気監視項目別の測定地点数（平成24年3月31日現在）

監視項目	一般環境大気測定地点数	自動車排出ガス測定地点数
二酸化硫黄	37	1
二酸化窒素	49	10
一酸化炭素	3	10
浮遊粒子状物質	47	10
微小粒子状物質	8	3
光化学オキシダント	44	0
非メタン炭化水素	18	8

図 - 5 - (1) - 22 大気監視の状況（平成24年3月31日現在）



監視・測定の結果は、毎年度定期的に公表しています。

また、大気汚染の状況の適切な監視や調査を実施するため、監視・測定機器の更新を行っています。特に、使用年数の長い測定機器の更新を、優先的に行っていく予定です。【生活環境課】

(キ) 騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例により、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定工場）においては、発生する騒音や振動が規制されます。

同様に、騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例により、建設作業のうち著しい騒音を発生する作業（特定建設作業）について、発生する騒音や振動が規制されます。

また、生活環境保全条例により、深夜の騒音に係る営業時間や、拡声機の使用について制限が設けられています。

なお、特定工場・特定建設作業における騒音・振動対策等の届出の受理、計画変更勧告、改善勧告及

び改善命令等については市町の事務となっています。県では、これらの市町に対し、研修等を通じて事務及び技術的支援を行っています。【生活環境課】

(ク) 臭気対策

市町では、悪臭を発生させている工場その他の事業場に対して、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）などに基づく立入検査等により指導を行っています。

悪臭防止法では、工場その他の事業場からの悪臭に係る規制基準を設定しています。当初は、特定悪臭物質の濃度による規制が主流でしたが、複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがあり、物質濃度規制では対応できない場合があります。そのような場合は、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制が有効です。

これまでに、20市7町で、物質濃度規制に代わって臭気指数規制を導入し、より人の嗅覚に沿った臭気規制を行っています。今後も引き続き、臭気指数規制の導入希望のある市町について、導入のための支援を図っていきます。【生活環境課】

ウ 浜名湖の水環境の保全

(ア) はまなこ環境ネットワークの活動

浜名湖流域で活動している環境保全団体等のネットワーク組織の連携強化や地域住民の環境保全意識の高揚を支援することで、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進しています。浜名湖流域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環境ネットワーク」では、各団体の活動内容の充実とレベルアップを図っています。

平成23年度は、会員間の連携と交流促進を図るためにワークショップを開催しました。また、子供を含む一般住民向け環境意識の啓発のための環境教育プログラムを実施しました。【自然保護課】

(イ) 浜名湖クリーン作戦

「浜名湖の水をきれいにする会」（会長浜松市長）では、毎年6月に、浜名湖一斉清掃を行っています。平成23年6月5日(日)に行われ、約25,000人が参加しました。【自然保護課】

エ 建築物の衛生環境上の良好な状態の維持

多数の人が利用する建築物の空気環境や給水などの衛生管理を確保させるために、建築物環境衛生管理基準に従い適正に維持管理されているかを、計画的に監視指導を実施しています。【水利用課】

オ 鉄道騒音等の監視

(ア) 新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道騒音に係る環境基準や、振動に係る指針値の達成状況を把握するため、隔年で実態調査を実施しています。【生活環境課】

(イ) 航空機騒音対策

航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県は、航空自衛隊静岡基地周辺（隔年）、富士山静岡空港周辺（毎年）で実態調査を行っています。また、浜松市は、航空自衛隊浜松基地周辺で実態調査を行っています。【生活環境課】

(ウ) 騒音低減に係る要望

新幹線鉄道騒音・振動や航空機騒音が環境基準等を超過した場合には、各事業者に対して騒音低減対策の実施を要望しています。【生活環境課】

カ 富士山静岡空港周辺地域の生活環境・自然環境保全対策

富士山静岡空港では、施設整備や航空機の運航による自然環境や生活環境への影響を最小限にするため、地元住民代表、学識経験者等で構成する静岡空港環境監視機構やオオタカ保護対策を協議するオオタカ保護連絡調整会議の意見等を受け、環境監視及び環境保全対策を実施しています。

具体的には、周辺地域と調和した緑あふれる空港として、環境監視計画を定めて計画的な環境監視を行うとともに、ピオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備、オオタカの営巣環境の整備などの自然環境



保全対策、航空機騒音対策などの生活環境保全対策を進めています。【空港地域連携課】

#### キ 自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減

##### (ア) 低公害車の普及

自動車排出ガスを削減するため、低公害車の普及を進めています。生活環境保全条例においても、県民等の努力義務として低公害車の導入を規定しています。

環境局のホームページ上にて、低公害車購入時における国の補助制度等を紹介しています。また、各種団体が主催する低公害車普及イベントへの後援等による啓発活動に努め、低公害車の普及促進を図っています。

一方、自動車排出ガス対策の推進のため、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、基本的に更新する車両（新規も含む。）はすべて低公害車としています。平成23年度は、低燃費かつ平成17年度低排出ガス認定車37台、電気自動車2台、ハイブリッド車1台の低公害車を導入しました。

【生活環境課】

##### (イ) 騒音の監視

自動車交通騒音の状況を把握し、県民の生活環境の保全を図るため、県や一部の市では、幹線道路において常時監視を行い、環境基準の適合状況を調査しています。調査結果は、「静岡県自動車交通公害対策推進協議会」を通じて国、県の関係部局等に提供し、対策の推進を働きかけています。

【生活環境課】

##### (ウ) 沿道環境の整備

低騒音舗装の敷設などにより自動車交通による騒音を低減させるとともに、バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化などにより自動車排出ガスによる大気汚染の低減を推進しています。

【道路企画課】

#### ク アスベストの飛散防止

##### (ア) 解体・改修作業の監視

大気汚染防止法に基づいて、吹付けアスベスト等使用建物の解体・改修作業に対し届出及び作業基準の遵守を義務付けています。

平成17年度からは、届出のあった解体・改修作業現場のパトロールを行い、作業基準が守られ、周辺への環境汚染がないことを確認しています。平成23年度は、県に届出のあった94件（22年度：98件）の作業現場のうち、73件（22年度：79件）のパトロールを行いました。【生活環境課】

##### (イ) アスベストの取扱いに関する知識の普及啓発

住民向けやビルオーナー向けのパンフレットを配布し、アスベストに関する正しい知識と適切な対応について啓発活動を行っています。【生活環境課】

##### (ウ) 静岡県アスベスト対策連絡会議の設置

アスベストによる環境汚染問題は、健康被害問題、既存建物の安全対策問題、解体・改修工事の問題など様々な分野の問題と関係していることから、他部局との連携・調整を図るため「静岡県アスベスト対策連絡会議」を設置し、情報交換や、課題とその対応についての検討を行っています。【生活環境課】

##### (エ) 県有施設の吹付けアスベスト使用実態調査

国内で未使用とされていた3種のアスベスト（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）を含む建材が東京都等で発見されたことから、県有施設の吹付けアスベスト使用状況を再調査しました。調査の結果、すべてのアスベスト含有有り施設について、アスベストの除去又は処理が完了していることを確認しました。（平成23年度末）【生活環境課】

##### (オ) 国・市町との連携

作業者保護の観点からアスベスト使用建物の解体・改修作業の届出義務を課している厚生労働省労働局と連携してアスベスト解体・改修作業現場の立会い確認を行っています。

また、市や町には、大気汚染防止法に基づく届出及び法に定められた作業基準が遵守されるよう、大気汚染防止法に基づく解体作業の届出受理時にアスベストの使用の有無について事業者を確認することを要請しています。【生活環境課】

ケ 環境汚染の未然防止や汚染の拡大防止

(ア) 水質汚濁事故対応

事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携して、汚染の拡大防止や原因究明、浄化対策等の対応を取っています。水質事故が発生した場合は「水質汚濁に係る事故時の処理要領」に基づいて、国、県、市町の連携の下、情報収集、現地調査を行い、被害拡大防止対策を講ずるとともに、原因施設に対して流出物の回収等の原状回復措置を指導するなど、迅速な対応を図っています。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 30 水質事故発生状況

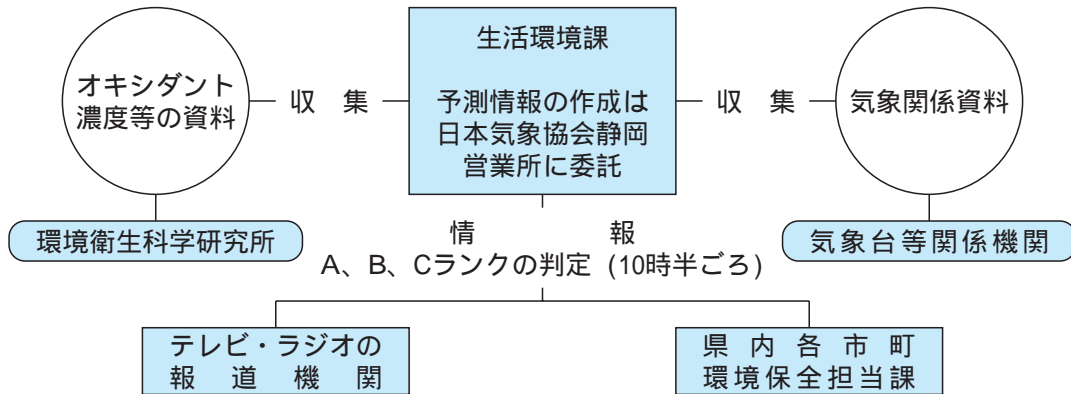
区分	魚のへい死	油の流出	その他	計
平成18年度	22	39	17	78
平成19年度	22	28	9	59
平成20年度	22	37	14	73
平成21年度	27	60	25	112
平成22年度	21	60	19	100
平成23年度	18	52	12	82

(イ) 光化学オキシダントの監視

紫外線が強く気温も高い5月1日から9月30日までの間は光化学オキシダントが発生しやすいことから、毎年市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制の強化を図っています。

期間中は、光化学オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として提供しています(図 - 5 - (1) - 23)。また、必要に応じて、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置(注意報の発令等)を行い、県民の健康被害の未然防止に努めています。【生活環境課】

図 - 5 - (1) - 23 光化学オキシダントに関する情報連絡網



「光化学オキシダント情報」として住民、学校等に情報提供

	放送内容	オキシダント濃度
Aランク	発生するおそれ	オキシダント濃度0.12ppm以上
Bランク	発生しやすい	オキシダント濃度0.10ppm以上0.12ppm未満
Cランク	発生しない見込	オキシダント濃度0.10ppm未満

(ウ) 公害防止計画の策定・推進

これまで公害防止計画は、既に公害が著しい又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、環境大臣の指示により都道府県知事が作成する計画でしたが、平成23年8月26日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が成立、同年8月30日に公布・施行されたことにより、都道府県知事の自主判断により作成できる計画となりました。

また、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)については、平成33年3月31日まで、補助金の嵩上げ措置が受けられることから、富土地域(富士市)では平成23年度から平成29年度までの7年間を計画期間とした公害防止計画及び公害防止対策事業計画を策定し、田子の浦港の底質汚染対策を進めています。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 31 第9次富士地域公害防止計画（平成23年度～平成29年度）

対象地域	富士市	
目 標	ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準達成
主要課題	・ 田子の浦港の底質汚染対策 田子の浦港のダイオキシン類による底質汚染の防止を図る。	

コ 公害審査会の実施

公害苦情については、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に地方公共団体の責務として適切な公害苦情処理に努めるべきとされており、また、初期の段階での苦情相談窓口には市町が当たることになっています。

県では、広域的な苦情や市町において処理が困難な苦情について、測定等の技術協力をはじめ、関係機との連絡調整・情報提供等により、市町とともに公害苦情の迅速かつ適切な解決を図っています。

また、公害に関する紛争の処理については、弁護士・医師・大学学識者12人の委員からなる「公害審査会」において紛争の解決（あっせん・調停・仲裁）を図っています。【生活環境課】

サ 環境負荷低減のための事業者の総合的・自主的な取組支援

生活環境の保全を図るとともに、事業者の事業活動における環境への配慮について自主的な取組を促進するため、一定規模以上の工場又は事業場の新設又は環境負荷の増加を伴う特定施設等を設置する場合には、生活環境保全条例に基づき、関係法令に基づく届出の前に、県、政令市及び特令市に協議することを求めています。

協議の内容は、公害の防止に関する事項だけでなく、廃棄物の発生の抑制や環境マネジメントシステムの導入等を含めた環境全般に及びます。なお、環境への配慮を系統的に進めていると認められるISO14001又はエコアクション21の認証を取得している工場又は事業場は、協議免除届を提出することにより協議を免除できます。

平成23年度の協議実施件数（県扱い分）は22件で、そのうち協議免除届が提出されたものは20件でした。【生活環境課】

表 - 5 - (1) - 32 平成23年度事前協議実施件数（県扱い分）

区 分	事前協議 実施件数	ISO14001等 取得による 免除届出数	合 計
食料品製造業	0	2	2
繊維工業	0	0	0
紙・パルプ製造業	0	0	0
化学工業	0	0	0
金属製品製造業	0	0	0
メッキ 鍍金工業	0	0	0
電気機械器具製造業	0	0	0
輸送用機械器具製造業	0	6	6
そ の 他	2	12	14
合 計	2	20	22

(2) 化学物質の適正管理

現状

私たちの生活は、さまざまな化学物質によって支えられていますが、その中には、ダイオキシン類や環境ホルモンのように、適切な管理が行われない場合に深刻な環境汚染を引き起こしたり、また、長期間の蓄積により人の健康や生態系に重大な影響を及ぼしたりする物質もあります。

ダイオキシン類は、焼却過程や化学物質の合成過程で非意図的に生成される化学物質で、毒性が強く、難分解性であることから、これらによる環境汚染が社会問題となりました。

このような状況を背景に、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）が策定され、ダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量（人の体重1kg当たり4pg（pg-TEQ/kg/日））、環境基準、排出基準などが定められ、総合的なダイオキシン類削減対策が推進されています。

その結果、平成22年度の全国における排出量は、約158～160g-TEQ/年となっており、平成9年に比べて約98%削減されました。

県内の大気や水質等のダイオキシン類を調査した結果、平成22年度は、水質1地点で環境基準を達成しま

せんでしたが、平成23年度は大気、土壌及び地下水についてはすべての測定地点で環境基準を達成し、水質と底質それぞれ1地点で環境基準を達成しませんでした。【生活環境課】

課題

化学物質の有害性の有無や影響の仕組みについて、知見の集積や科学的な解明を行っていく必要があります。

化学物質取扱い事業所に対してより一層の化学物質の適正管理を指導していく必要があります。

【生活環境課】

施策の展開

ア 排出基準遵守の指導や環境モニタリング調査の実施

市町のごみ焼却施設について、法令による排出ガス規制に対応できるよう、指導を行っています。

【廃棄物リサイクル課】

廃棄物焼却施設の排出ガスや、焼却灰等の埋立地の放流水について、施設の構造基準や維持管理基準に準い、ダイオキシン類の排出基準を遵守するよう立入調査等により指導しています。

【生活環境課・廃棄物リサイクル課】

また、県立高校等、県有施設の小型廃棄物焼却炉182基について、周辺環境汚染の未然防止を図るため、平成17年度から19年度までの3年間ですべて解体撤去しました。

【生活環境課・廃棄物リサイクル課】

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類の自主測定（年1回以上）の実施及び測定結果の知事への報告等について、事業者に対する指導を徹底しています。

【生活環境課・廃棄物リサイクル課】

野焼きや小規模焼却炉による焼却について、廃棄物処理法と生活環境保全条例による規制を遵守するよう事業者等の指導を行っています。【生活環境課・廃棄物リサイクル課】

ダイオキシン類による環境汚染や人への人的被害を未然に防止するため、発生源対策として、「静岡県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域化の推進による小規模施設の集約化を支援しています。

【廃棄物リサイクル課】

また、未然防止対策として、ダイオキシン類の主な排出原因は廃棄物の焼却行為であるため、廃棄物の発生抑制やリサイクル等を推進しています。【廃棄物リサイクル課】

イ 化学物質が検出された場合の原因究明や継続監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等について、ダイオキシン類の環境モニタリングを実施しています。【生活環境課】

田子の浦港における環境基準を超える底質ダイオキシン類含有土砂については、「田子の浦港底質（ダイオキシン類）浄化対策事業計画」に基づき、浚渫除去に着手しており、24年度も引き続き浚渫除去を実施しています。【港湾整備課】

巴川遊水地第4工区におけるダイオキシン対策の推進環境基準を超える水質・底質ダイオキシン類が検出された巴川遊水地第4工区においては、対策基本計画に基づき、平成19年度から対策に着手し、24年度も引き続き対策工事を実施しています。【河川海岸整備課】

平成21年度の冬期に湖西市が実施した愛知県境（境宿地区）におけるダイオキシン類大気環境調査結果が環境基準を上回ったことを受け、越境汚染の影響も勘案し、平成22年度より四季を通じた環境調査を実施し環境基準に適合していることを確認しました。24年度も引き続き環境基準への適合状況を確認しています。【生活環境課】

表 - 5 - (2) - 1 ダイオキシン類環境実態調査結果

媒体	平成22年度 適合数 / 測定地点数	平成23年度 適合数 / 測定地点数
大気	26 / 26	26 / 26
水質	55 / 56	51 / 52
土壌	23 / 23	22 / 22
底質	52 / 52	46 / 47
地下水	25 / 25	23 / 23

表 - 5 - (2) - 2 県の小型焼却炉解体撤去

年度	17	18	19	計
解体撤去基数	65	57	60	182

ウ リスクコミュニケーションの推進

(ア) PRTR法に基づく化学物質適正管理の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進する、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「PRTR法」）に基づき、事業者の届出の円滑化を図るとともに、排出量等の情報を県民に対して積極的に提供することにより、事業者による有害化学物質の自主的な削減を進めています。【生活環境課】

(イ) リスクコミュニケーションを通じた地域との情報交換

PRTR法に基づく年度ごとの事業者からの届出データを基に、化学物質排出量の多い物質、業種別や大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、グラフ表示化など分かりやすくまとめて、冊子及び県ホームページ等で周知しています。

また、平成23年度には県内4か所（平成22年度は3か所）で事業者、地域住民、行政が参加した環境対話集会を開催したほか、「化学物質管理セミナー」を開催し、事業者の自発的な取り組みを促しました。

今後もリスクコミュニケーションを推進し、行政、事業者、地域住民が相互の情報交換を通じて、リスクに対する情報や認識を共有することによって、化学物質に対する正しい理解と工場等での化学物質排出削減対策を促進します。【生活環境課】

エ 未規制化学物質等による環境汚染の実態調査

(ア) 内分泌かく乱化学物質

県では、魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとされた、ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの3物質を調査しました。【生活環境課】

(イ) PRTR法対象化学物質

PRTR法で公共用水域への排出が多い化学物質のうち、県内の使用状況等を考慮しながら、毒性の高い2物質の存在状況を把握するための実態調査を実施しました。

平成23年度は、N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド（DDAO）、O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート（EPN）の2物質について7地点で調査しました。

【生活環境課】

(ウ) 残留性有機汚染物質（POPs条約規制物質）

残留性有機汚染物質は、生物蓄積性があり難分解性で長距離移動性があるPOPs条約規制物質のうち、パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩、パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩の2物質について7地点で調査しました。【生活環境課】

(エ) 有機スズ化合物

有機スズ化合物のうちトリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物は、環境省が定めた水質評価指針値（0.01 µg/ℓ）を過去5年間の調査で超過した港湾2地点について継続調査しました。

【生活環境課】

(オ) 環境省委託事業

環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、環境中の化学物質の実態把握に努めています。

【生活環境課】

(3) 花と緑あふれる生活空間の創造

現状

都市化の進展に伴う緑の減少や東日本大震災を機とした電力不足への対応、うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心が県民の間に急速に拡大しています。

また、平成23年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合」はほぼ横ばい傾向で推移しています。【環境ふれあい課】

課題

花や緑にあふれた魅力的な生活環境を保全・創造していくには、公共的空間の一体的な緑化とともに、自

発的かつ継続的な県民参加が必要です。このため、関係部局や（財）静岡県グリーンバンク等の緑化関係団体等との連携を一層強化し、引き続きボランティア団体等への支援や人材育成に取り組むとともに、地域一体の緑化を促す公共的空間の緑化を促進していく必要があります。【環境ふれあい課】

施策の展開

ア 緑化を実践する人づくりの推進

「ふじのくにの魅力高める花と緑のまちづくり計画」に基づき、まちの花と緑の量的・質的な充実を図るため、関係部局や緑化関係団体との連携を強化し、公共的空間の一体的な緑化や更なる県民参加による持続的な緑化を進めています。

（財）静岡県グリーンバンクや（社）静岡県緑化推進協会など緑化関係団体の育成を図るとともに、これらの団体の実施する緑化事業への助成や運営の支援を通じ、県民に緑の大切さの普及啓発や県民の緑化活動への技術的支援を行いました。

また、更なる県民参加による緑化を進めるため、（財）静岡県グリーンバンクと連携し、緑化ボランティアの養成研修や緑化活動の支援を行いました。

平成23年度には、延べ4,944団体の緑化活動の支援を行いました（表 - 5 - (3) - 1）。

【環境ふれあい課】

イ 公共的な空間の緑化の推進

公共的空間の一体的な緑化を推進するため、（財）静岡県グリーンバンクの緑化事業に助成し、公園、社会福祉施設、病院、学校などの緑化工事、松・桜並木等の保全等を行いました。

平成23年度には14か所の公共的施設等に緑化を行いました（表 - 5 - (3) - 1）。

また、芝生を活用した都市緑化を促進するため、（財）静岡県グリーンバンクと連携し、有識者等で構成される芝草検討委員会を設置して本県に適した緑化手法や管理手法などの検討を行いました。

【環境ふれあい課】

表 - 5 - (3) - 1 グリーンバンク事業の実績 (単位：か所、千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費
草花種子球根、緑化木配布	4,701団体	22,720	4,761団体	23,357
地域緑化団体助成	182団体	35,844	183団体	33,386
緑化ボランティア研修	79人	7,153	727人	7,790
公共的施設の緑化	16か所	88,673	14か所	58,304
優良景観樹木の保全	27か所	31,113	25か所	32,593
四季を彩る森林景観づくり	21か所	20,924	30か所	31,610

ウ 都市公園や緑地整備の促進再掲

「静岡県広域緑地計画」に基づいて、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、市町等と連携の下、緑化施策を積極的に進めています。

また、都市計画制度に基づく施策と都市緑化に関する施策や取り組みを体系的に位置付け、官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進させるため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対して、技術的な助言を行うとともに、県民がゆとりと憩いを感じる、身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進しています。

平成23年度は、焼津市の河原公園ほか、4市6公園の整備に対し助成を行いました。【公園緑地課】

エ 家・庭一体の住まいづくりの推進

豊かな自然と美しい景観を有する本県ならではの魅力を生かし、自然との触れ合いや家族との団らん、地域とのつながりを大切に「家・庭一体の住まいづくり」を推進しています。【住まいづくり課】

## 第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

### オ 協働による美化活動の推進

地域や企業、行政の協働によるしずおかアダプト・ロードプログラムにより、環境保全活動を推進しています。(第2部第1章第1節(3)ウ参照)【道路保全課】

県営都市公園では、指定管理者による自主事業として、各公園でボランティアとの協働や県民の参加による植栽イベントや花壇の管理、自然観察会などに取り組んでいます。平成23年度は、花いっぱい運動(草薙総合運動場)、自然観察会・自然学校(富士山こどもの国)、チューリップまつり・秋の七草まつり(吉田公園)、子ども自然学校(浜名湖ガーデンパーク)、こども自然楽校(遠州灘海浜公園)、ホタルまつり(愛鷹広域公園)、エコバ自然塾、大人の自然塾(小笠山総合運動公園)等を実施しました。

【公園緑地課】

### (4) 環境アセスメントの実施の指導

#### 現状

環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施に際し、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くことなどにより十分な環境保全対策を講じようとするものです。

本県では、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象事業に加え、環境影響評価法の対象に満たない規模や環境影響評価法の対象外の事業種についても静岡県環境影響評価条例(平成11年条例第36号)の対象とし、県内で実施される大規模開発事業について幅広く環境影響評価を行うこととしています。

【生活環境課】

表 - 5 - (4) - 1 「静岡県環境影響評価条例」の対象となる事業

事業の種類			第一種事業	第二種事業	
				一般地域内	特定地域内
1	道路の建設	高規格幹線道路	すべてのもの	—	—
		一般国道等 林道	車線数4以上かつ長さ10km以上 幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	車線数4以上かつ長さ7.5km以上 幅員6.5m以上かつ長さ15km以上	土地形状変更5ha以上 土地形状変更5ha以上
2	ダム又は放水 水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	貯水面積5ha以上
		放水路	土地の形状の変更100ha以上	土地の形状の変更75ha以上	土地形状変更5ha以上
3	鉄道	鉄道又は軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	土地形状変更5ha以上
4	飛行場の建設		滑走路の長さ2500m以上	滑走路の長さ1875m以上	土地形状変更5ha以上
5	発電所の建設	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	土地形状変更5ha以上
		水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	土地形状変更5ha以上
		風力発電	出力7,500kW以上	出力1,000kW以上	土地形状変更5ha以上
6	廃棄物処理 施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力1日200t以上	処理能力1日150t以上	土地形状変更5ha以上
		し尿処理施設	処理能力1日200kℓ以上	処理能力1日150kℓ以上	土地形状変更5ha以上
		最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積15ha以上	埋立面積5ha以上
		焼却施設	処理能力1日200t以上	処理能力1日150t以上	土地形状変更5ha以上
7	埋立て又は干拓		埋立又は干拓面積50ha以上	埋立又は干拓面積25ha以上	埋立又は干拓面積5ha以上
8	土地区画整理事業		施工面積100ha以上	施工面積50ha以上	土地形状変更5ha以上
9	新住宅市街地開発事業		施工面積100ha以上	施工面積50ha以上	土地形状変更5ha以上
10	新都市基盤整備事業		施工面積100ha以上	施工面積50ha以上	土地形状変更5ha以上
11	流通業務団地造成事業		施工面積100ha以上	施工面積50ha以上	土地形状変更5ha以上
12	住宅団地の造成		施工面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
13	工業団地の造成		施工面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
14	農用地の造成		新たに農用地となる面積100ha以上	新たに農用地となる面積50ha以上	土地形状変更5ha以上
15	残土の処理		50ha以上の残土処分場	25ha以上の残土処分場	土地形状変更5ha以上
16	土石の採取		施工面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
17	レクリエーション施設用地の造成		施工面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
18	複合開発用地の造成		施工面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
19	下水道終末処理場の建設		敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	土地形状変更5ha以上
20	工場等の建設		排出ガス量1時間10万Nm <sup>3</sup> 以上 排出水量1日1万m <sup>3</sup> 以上	—	—
21	高層建築物の建設		高さ100m以上かつ延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	—	—
22	リゾートマンション又は リゾートホテルの建設		延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	—	—
23	都市公園の建設		土地の形状の変更面積100ha以上	土地の形状の変更面積50ha以上	—
24	河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く。)		—	—	土地形状変更5ha以上

(注) (特定地域) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により指定された特別保護地域

- ・自然公園法に指定された特別地域及び海域公園地区
- ・自然環境保全法に指定された特別地区及び海域特別地区
- ・静岡県立自然公園条例に指定された特別地域
- ・静岡県自然環境保全条例に指定された特別地域



図 - 5 - (4) - 1 「静岡県環境影響評価条例」対象事業の手続き

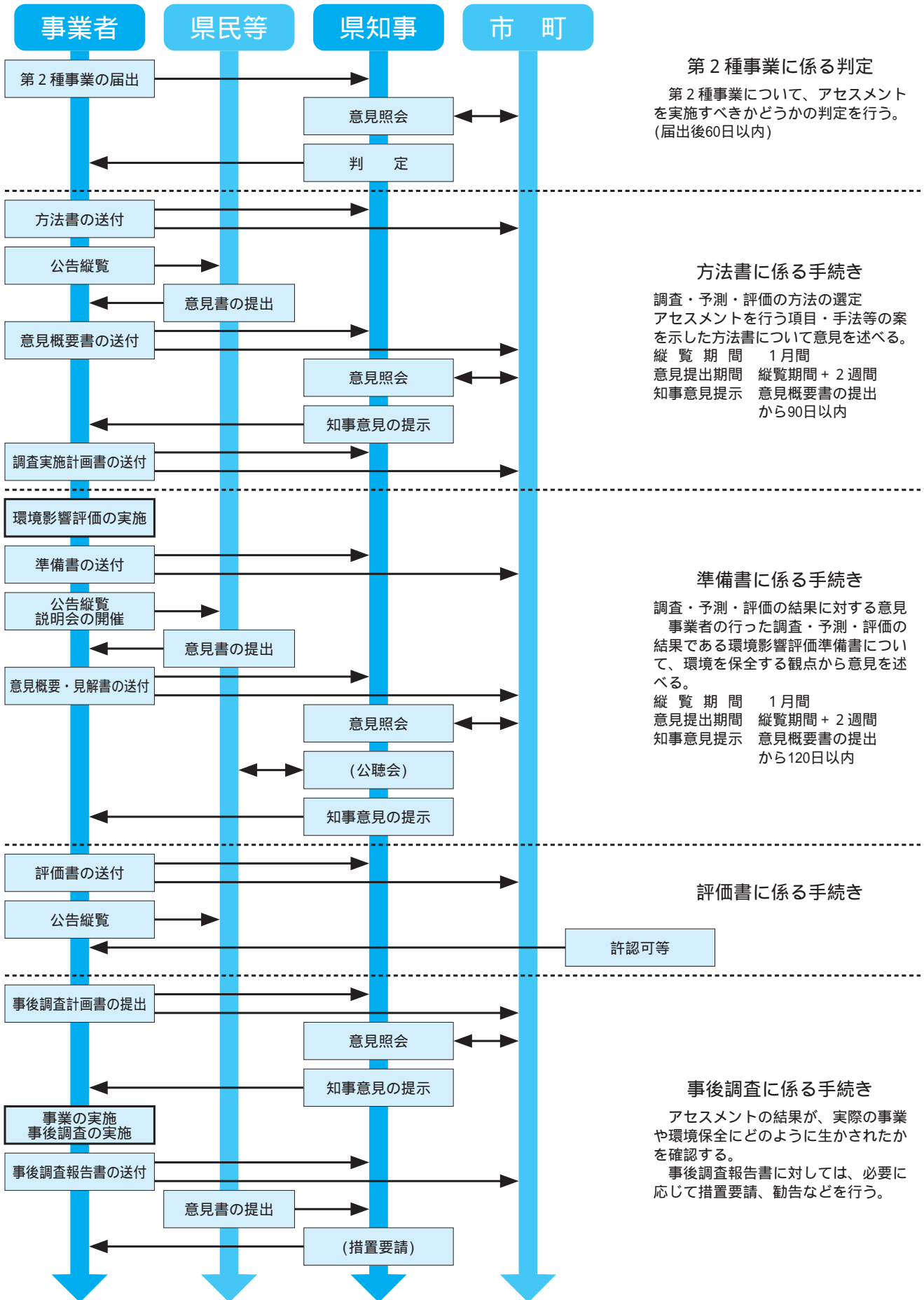


表 - 5 - (4) - 2 環境影響評価実施状況（現在手続中の事業）

事業名	事業の種類	事業規模	実施根拠	事業場所	手続き状況
浜松市新清掃工場建設	廃棄物処理施設の建設	450t/日	県条例	浜松市	都市計画案件 H15.2 方法書提出 H15.6 方法書知事意見 H16.8 準備書意見 H17.2 準備書知事意見 H17.3 評価書提出 H18.1 事後調査計画書提出 H19.7 事後調査報告書提出 H20.10 事後調査報告書提出 H21.4 事後調査報告書提出 H22.8 事後調査報告書提出
都市計画道路 伊豆縦貫道（下田市）	道路の建設	高規格幹線道路	県条例	下田市	都市計画案件 H16.6 方法書提出 H16.11 方法書知事意見 H17.9 調査実施計画書提出
富士市新環境クリーンセンター建設事業	廃棄物処理施設の建設	300 t / 日	県条例	富士市	都市計画案件 H16.12 方法書提出 H19.6 方法書知事意見 H19.8 調査実施計画書提出 H22.10 調査実施計画書変更
一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路	道路の建設	高規格幹線道路	県条例	浜松市	H18.2 方法書提出 H18.7 方法書知事意見 H19.3 調査実施計画書提出 H19.11 準備書提出 H20.10 準備書知事意見 H21.5 評価書提出 H22.8 事後調査計画書 H22.9 事後調査計画書知事意見
一般国道414号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）	道路の建設	高規格幹線道路	県条例	河津町	H18.3 方法書提出 H18.10 方法書知事意見 H19.3 調査実施計画書提出 H22.9 準備書提出 H23.3 準備書知事意見 H23.6 評価書提出 H24.2 事後調査計画書 H24.3 事後調査計画書知事意見
中央新幹線（東京都・名古屋市間）	鉄道	新幹線鉄道	法	静岡市	H23.9 方法書提出 H24.2 方法書知事意見

## 課題

環境影響評価においては、事業者による環境の地域特性を考慮した適切な計画策定とともに県民や県及び関係市町からの環境保全のための詳細で幅広い意見の提示が重要であり、そのためには地域の環境の状況を具体的に把握することが必要です。

しかし、環境情報は幅が広く、内容も様々で、事業者は情報の収集には多くの労力を要すること、また、住民による環境図書の見学や環境影響評価の手続における縦覧は、市町の役所などで行われることが多く、見学・縦覧可能な時間が平日の日中に限られるなどの問題があります。

また、環境影響評価法が施行10年を経たことから、国は、制度の大幅な改正を行うこととなったことを踏まえ、静岡県環境影響評価条例の制度についても改正の必要性等を検討する必要があります。

【生活環境課】

第2部 環境の現状・課題及び施策の展開

施策の展開

ア 環境影響評価の推進

(ア) 環境影響評価の適切かつ円滑な推進

より効果的な環境負荷の低減及び良好な環境の保全を図るため、法律や条例の適切かつ円滑な運用に努めています。

また、図書の縦覧場所については、縦覧しやすいように地域の集会場などでも行うよう事業者をお願いしています。【生活環境課】

(イ) 環境影響評価データベースの整備・運用

県や市町などが持っている情報や過去のアセスメント調査において収集された情報などを集約し、地理情報を加えて一元的に管理し、インターネットで閲覧可能なデータベースシステム「環境影響評価データベース」を運用しています。【生活環境課】

(ウ) 「環境影響評価法」等の改正と「静岡県環境影響評価条例」等の改正

平成23年4月に環境影響評価法の一部が改正されたことを受け、平成24年4月に静岡県環境影響評価条例の一部改正を行い事業者が作成する図書についても、インターネット公開することにしました。

また、平成23年11月の環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）の一部改正により、風力発電が環境影響評価法の対象事業となったのを受け、静岡県環境影響評価条例においても新たに対象事業としました（平成24年10月1日施行）。【生活環境課】

(5) 調査・研究の充実

現状

科学技術の発達や産業の発展等により、現在の環境問題は複雑かつ多様化しており、その解決を図るためには、調査や研究、技術開発を行っていくことが必要となっています。【研究調整課】

課題

民間事業者等による調査・研究の支援にとどまらず、県においても、国や市町、大学、民間事業者等との連携を図りつつ、地域のニーズに応じた調査・研究を進めていく必要があります。【研究調整課】

施策の展開

ア 農林技術研究所【研究調整課】

農林技術研究所では次の目標に向け研究を推進しています。

- (ア) 新たな消費を創出する新品種・新商品の開発
- (イ) 農芸品や優良木材の生産力向上技術の開発
- (ウ) 循環型農林業を構築する技術開発
- (エ) 魅力ある農山村地域の創造と保全に貢献する技術の開発

表 - 5 - (5) - 1 主な環境関係研究テーマ

本所	麦-大豆体系における耕種管理を主体としたIWM（総合的雑草管理技術）の検証
	微生物防除資材等を活用した養液栽培で発生する病害の防除
	メロン栽培における光を利用した害虫防除技術の確立
	ネギ属作物におけるアイリスイエロースポットウイルス等病害の発生生態解明と生物多様性保全によるネギアザミウマの総合防除技術の開発
	特産野菜、花きの難防除病害虫の防除技術の確立
	新しい農薬の適応選抜
	温室メロンにおける脱石油省エネ技術の緊急確立
	有機物資源を活用した自然循環型農業技術の確立
	リン酸及びカリの土壌中含量に応じた省資源的な施用基準の策定
	県内主要土壌の定点調査による地方監視と改善
農村地域の広域的な植生管理による雑草・害虫の抑制技術の開発	

茶業研究センター	茶園における環境保全型農法の確立に向けた生物多様性の指標生物の選抜
	IGR剤抵抗性ハマキムシ類の抵抗性機構の解明と防除対策
	アゾキストロピン系薬剤耐性チャ輪斑病菌の発生実態把握と防除法の解明
	新農薬実用化試験
	新農薬・新肥料及び新資材の効果確認及び使用法の検討
	有機物資源を活用した自然循環型農業技術の確立
果樹研究センター	農地からの放射性物質の回収技術と農作物による放射性物質の吸収抑制技術の確立
	労力と環境負荷軽減を目指したカンキツ主要病害の総合的防除技術の開発
	カンキツ園における環境保全型農法の指標生物の選抜とモニタリング手法の開発
	生育調整及び病害虫防除資材の開発
	リンの施肥量を激減させる資源循環技術の開発
	リン酸及びカリの土壌中含量に応じた省資源的な施肥基準の策定
伊豆農業研究センター	有機物資源を活用した自然循環型農業技術の確立
	沢ワサビ根こぶ病の生態特性の把握と発生軽減方法の検討
森林・林業研究センター	ワサビを加害する主要な水生生物の発生生態の解明と防除対策の確立
	ナラ枯れの分布と被害回避技術に関する研究
	伊豆・富士地域におけるナラ枯れ被害の侵入阻止に関する緊急的研究
	林地残材等の未利用資源の活用技術に関する研究
	森林によるCO <sub>2</sub> 吸収量の把握
	針葉樹人工林伐採後の早期森林再生技術に関する研究

イ 畜産技術研究所

畜産技術研究所では、家畜から排せつされるふん尿等の適正処理と資源としての有効利用技術の開発に取り組んでいます。【研究調整課】

表 - 5 - (5) - 2 主な環境関係研究テーマ

本所	中小規模酪農用オゾン高度排水処理装置の開発と処理水の安全性確保
中小家畜研究センター	低コスト悪臭抑制技術の検討
	畜産バイオマスの有効利用・加工技術の検討
	環境にやさしく管理が容易な畜産排水処理法の開発

ウ 水産技術研究所

水産技術研究所では、「海・川の恵みの持続的利用の確保」の目標に向け研究を進めています。

【研究調整課】

表 - 5 - (5) - 3 主な環境関係研究テーマ

沿岸域の水質環境調査
ガラモ場生態系回復研究
未利用水産エネルギー資源の探索・活用研究

エ 工業技術研究所

工業技術研究所では、環境分野にビジネス戦略を持って参入する、活力ある県内企業を育成するため、環境関連技術の研究開発を行っています。【研究調整課】

表 - 5 - (5) - 4 主な環境関係研究テーマ

本所	食品残さの資源化による地域ゼロ・エミッションシステムの開発
	亜臨界水処理によるバイオマス+プラスチック廃棄物の燃料化技術の実証化
	オゾンを利用した小規模酪農用排水処理装置の開発
	高濃度廃シロップ液を利用するUASB型メタン発酵プラントとコジェネレーションシステムの開発
	廃プラスチックを利用した石膏ボード廃材の低温脱硫処理技術の開発
富士	色素増感太陽電池を利用した小規模自立型発電システムに関する調査研究
	再生紙の新たな品質評価手法の検討
	ホットメルト接着剤の紙リサイクル適性の向上

工業技術支援センター

オ 環境衛生科学研究所

環境衛生科学研究所の主な業務は、試験検査、調査研究、危機管理、技術指導、環境教育、情報の収集・成果の公表等です。具体的には、ゴルフ場使用農薬、環境ホルモンやシックハウス症候群などの原因となる有害化学物質に関する調査及び研究、大気や水質等の環境を常時監視するためのモニタリングなどです。

また、地域を取り巻く環境の実態を的確に把握するため、大気、水質、騒音・振動、悪臭などについての調査研究にも力を入れています。【環境政策課】

表 - 5 - (5) - 5 主な環境関係研究テーマ

環境衛生科学研究所	富士山における水循環の解明と持続可能な地下水利用に関する研究
	マイクロガスセンサを利用した可搬型ガスクロマトグラフの開発と実環境測定への適用性に関する研究
	水田農薬を対象とした排出推定モデルの検証とモデル向上に資する調査研究
	外来不快害虫ヤンバルトサカヤステの分布・生態特性の解明
	沿岸海域の診断と地球温暖化の影響評価のためのモニタリング手法の提唱
	浜名湖の水質保全について
	芝川上流部の水質汚濁に関する研究
	県内のPM2.5濃度の状況把握について
ブナ林生態系における生物・環境モニタリングシステムの構築	

カ 試験研究機関間の連携による研究の推進

産業技術の高度化や異なる技術分野の相互連携など産業界の技術動向に対応するとともに、環境保全や県民の健康増進、ユニバーサルデザインの導入など県の重要政策課題を技術的に解決するため、試験研究機関の枠を越えた「新成長戦略研究」を行っています。この研究は、様々な視点から環境関連の問題に取り組んでいます。【研究調整課】

表 - 5 - (5) - 6 新成長戦略研究の環境関係研究テーマ

研究テーマ	研究期間	中核研究機関
伊豆の観光活性化を支援する園芸産品の開発	平成23年～25年度	農林技術研究所伊豆農業研究センター
飲料残渣の資源化による地域ゼロエミッションシステムの開発	平成23年～25年度	工業技術研究所
環境にやさしく管理が容易な畜産排水処理法の開発	平成23年～25年度	畜産技術研究所中小家畜研究センター
二ホンジカ低密度化のための管理技術の開発	平成22年～24年度	農林技術研究所森林・林業研究センター
農村地域の広域的な植生管理による雑草・害虫の抑制技術の開発	平成22年～24年度	農林技術研究所
富士山における水循環の解明と持続可能な地下水利用に関する研究	平成22年～24年度	環境衛生科学研究所
リンの施肥量を激減させる資源循環技術の開発	平成21年～23年度	農林技術研究所果樹研究センター

キ 国や他の地方公共団体、民間の研究機関等との連携の強化

県の試験研究機関では、科学技術の急速な進歩や行政課題の多様化などを背景に、国の研究機関、独立行政法人、大学・高等等の外部研究機関や民間企業との共同研究に積極的に取り組み、産学民官の連携を

強化しています。【研究調整課】

#### ク 成果の普及

県の試験研究機関では、調査・研究成果の普及を目的に、研究発表会の開催や情報誌の編集・発行、インターネットのホームページを通じた情報発信等を行っています。

経済産業部研究調整課では、企業や一般県民等を対象に各分野の試験研究機関が合同で参加する研究成果発表会を年2回開催するとともに、新成長戦略研究の成果集を年1回発行しています。

農林技術研究所では、本所及び各センターで研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「試験成績概要集」（本所及び各センター年1回発行）、「研究成果写真集」、「試験研究成果情報」、「あたらしい農業技術」、「農林技術研究所NEWS」を編集・発行しています。

畜産技術研究所では、関係業界に対する研究発表会に加え、新たに消費者を対象とした成果発表会を開催しました。また、「研究報告書」、「試験成績概要集」、「あたらしい農業技術」、「畜技研だより」などを編集・発行しています。

水産技術研究所では、毎年、研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「あたらしい水産技術」、「事業報告」を年1回発行するほか、4種類の広報誌を発行しています。

工業技術研究所では、研究発表会や環境関連技術を含んだ技術講習会を開催しています。

また、「研究報告」、「研究成果事例集」、「静岡県工業技術情報」を編集・発行するほか、本所及び各工業技術支援センターで「NEWS」を発行しています。【研究調整課】

# 資 料 編

# 1 県における環境行政組織

## (1) 環境局の組織図（平成24年度）

### [本 庁]

<b>環 境 政 策 課</b>	[局の総括、環境政策の企画・調整、地球環境対策の推進]
総務班 企画班 地球環境班 新エネルギーについては、平成24年度4月に企画広報部政策企画局エネルギー政策課に移管	局内の予算・経理の総括 総合的な企画・調整 地球温暖化防止対策の推進
<b>環 境 ふ れ あ い 課</b>	[環境学習の支援、自然とのふれあいの推進、緑化の推進]
環境教育班 自然ふれあい班  緑化班	環境学習に対する支援等 森づくりに関する普及啓発、悠久の森の管理等 自然ふれあい拠点づくり、自然とのふれあいの普及啓発等 エコツーリズムの推進 緑化の推進、環境緑化団体の指導等
<b>自 然 保 護 課</b>	[豊かな自然環境の保全、生物の多様性の確保]
自然公園班 鳥獣捕獲管理班 野生生物保護班 富士山保全班	自然公園の計画・許認可、自然環境の保全等 野生動物の捕獲・管理等 野生動植物の保護、狩猟免許等 富士山・浜名湖環境保全対策
<b>廃棄物リサイクル課</b>	[廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理]
資源循環班 一般廃棄物班 産業廃棄物班 不法投棄対策班	3Rの推進等 一般廃棄物処理施設の整備支援と適正処理指導等 産業廃棄物関係の許認可と適正処理指導等 産業廃棄物の不法投棄対策等
<b>生 活 環 境 課</b>	[大気水質等環境保全、有害化学物質対策]
大気班  水質班	大気汚染防止対策、騒音・振動・悪臭対策、有害化学物質対策 環境影響評価、公害防止計画、公害紛争処理等 水質汚濁防止対策、土壌汚染対策、有害化学物質対策等
<b>水 利 用 課</b>	[水資源の管理と有効利用の促進、水道水の安定供給促進]
水利用班 水道環境班	水資源管理、有効利用のための啓発活動等 水道事業認可、建築物衛生環境確保、遊泳用プール衛生確保等

### [出 先]

## 環境衛生科学研究所

<b>総 務 課</b>	人事、予算及び経理総括、財産管理等
総務班	
<b>企 画 調 整 課</b>	研究の調整、知的財産権事務、広報、検査施設の信頼性確保等 環境学習に対する支援等
企画調整班	
<b>環 境 科 学 部</b>	未規制化学物質に係る調査研究、内分泌かく乱化学物質に係る調査研究 農薬等による環境汚染調査研究、外来種の生態調査等 富士山地域の水循環システムの解明、かん養・節水対策の効果予測 効果的な地下水保全対策の提示
環境科学班	
富士山地下水 プロジェクトスタッフ	
<b>微 生 物 部</b>	感染症情報センターの設置による情報提供 ウイルス・リケッチア等の検査・調査研究、感染症発生動向調査等 食中毒・感染症・人獣共通感染症・食品等に関する検査・調査研究等 環境・人等の病原菌の検査・調査研究、貝毒・医薬品等の検査
ウイルス班	
細菌班	
<b>医 薬 食 品 部</b>	医薬品等の理化学的試験検査・調査研究、医薬品製造業者等への技術研修・品質管理指導 ファルマバレープロジェクトに関連した創薬探索研究 農畜産物中の残留農薬等の試験検査・調査研究 生活関連商品の試験検査・調査研究、啓発講座の開催等
医薬班	
食品班	
<b>大 気 水 質 部</b>	公共用水域及び地下水の水質に関する監視・調査研究等 水質事故調査、ダイオキシン類に関する環境監視等 大気環境に関する監視・調査研究等 騒音振動に関する監視・調査研究・指導等、悪臭に関する調査研究・指導等
水質環境班	
大気騒音環境班	



## (2) 附属機関（審議会等）

(平成24年9月末現在)

名称	根拠法令	定員	任期	現員数	審議(調査)事項
静岡県環境審議会	環境基本法第43条 自然環境保全法第51条 第1項	30人以内	2年	20人 ( )	環境の保全に関する基本的 事項
企画部会	静岡県環境審議会 条例第5条第1項	-	2年	8人	環境基本計画の推進に關する 事項等
水質部会		-	2年	7人	公共用水域の水生生物の保全に 係る水質環境基準の類型指定等 水質汚濁防止に関する事項等
温泉部会		-	2年	10人	温泉法に基づく土地掘削、 増掘及び動力装置許可申請 等に関する事項
自然公園部会		-	2年	11人	自然公園の公園計画の変更 に関する事項
鳥獣保護部会		-	2年	13人	鳥獣保護事業計画及び特定鳥 獣保護管理計画の策定、変更 等鳥獣保護に関する事項
希少野生動物保護部会		-	右記の調査 審議が終了した とき、又は2年	7人	希少野生動物の保護に關する 事項
静岡県公害審査会	公害紛争処理法第13条 静岡県公害紛争処理条例 第2条	9～15人	3年	12人	公害の紛争処理
静岡県環境影響評価審査会	静岡県環境影響評価条例 第46条	15人以内	2年	15人	開発に係る環境影響評価等 に関する技術的な事項等

委員とは別に、各部会に属する特別委員20人を委嘱。  
各部会における委員には重複あり。

## 2 環境基本条例の構成等

### (1) 静岡県環境基本条例の構成

前文 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での私たちの権利であるとともに、良好で快適な環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

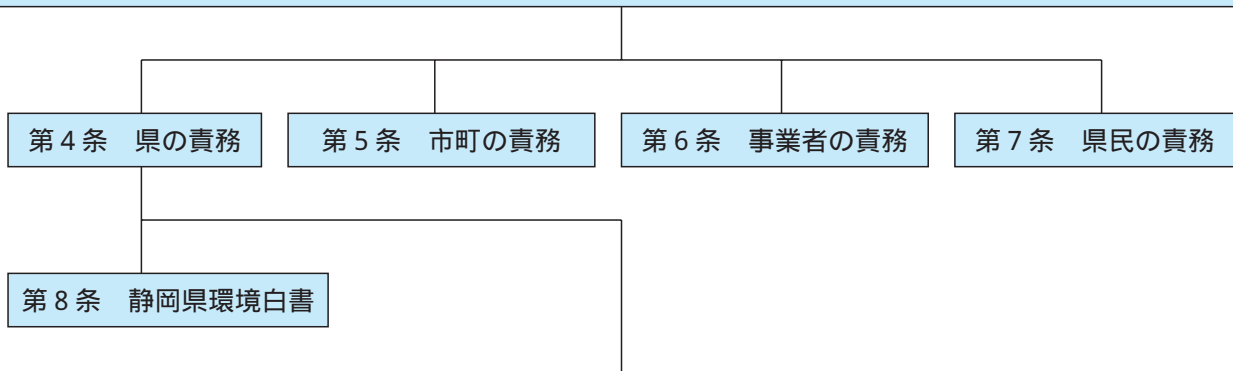
## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

### 第2条 定 義

第3条 基本理念 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承  
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築  
地域特性を生かした自然と人との共生の確保  
国際的協力の下での地球環境保全の積極的な推進



## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 第9条 環境基本計画            | 第16条 教育及び学習の振興       |
| 第10条 県の施策の策定等に当たっての配慮 | 第17条 民間団体等の自発的な活動の促進 |
| 第11条 環境影響評価の推進        | 第18条 情報の提供           |
| 第12条 規制の措置            | 第19条 調査及び研究の実施等      |
| 第13条 誘導的措置            | 第20条 監視、測定等の体制の整備    |
| 第14条 公共的施設の整備等の推進     | 第21条 公害に係る紛争の処理等     |
| 第15条 資源の循環的な利用等の促進    | 第22条 国及び他の地方公共団体との協力 |

## 第3章 地球環境の保全

- 第23条 地球環境の保全に資する行動指針の策定等  
第24条 地球環境の保全に関する国際協力の推進

## (2) 環境に関する条例等の体系

### 静岡県環境基本条例

#### 総合的な 環境対策

静岡県生活環境の保全等に関する条例、静岡県環境審議会条例、静岡県地球環境保全等に関する基金条例 等

#### 循環型社会 の形成

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱、静岡県一般廃棄物処理施設設置の適正化に関する指導要綱、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則 等

#### 健全な水循環 の確保

静岡県地下水の採取に関する条例、静岡県地下水の採取に関する条例施行規則、静岡県工業用水道及び水道給水規程、静岡県工業用水道及び水道施設の維持管理要綱 等

#### 水環境の 保全

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例、浄化槽法施行細則、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則、静岡県流域下水道設置条例、静岡県流域下水道事業特別会計設置条例、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、畜産経営環境保全総合対策指導事業実施要綱、海水浴場水質保全対策要綱 等

#### 大気環境の 保全

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、大気汚染緊急時対策実施要綱、光化学オキシダント緊急時対策実施要領 等

#### 騒音・振動 ・悪臭対策 の推進

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（再掲） 等

#### 土壌・地盤 環境の保全

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、静岡県肥料取締規則、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱 等

#### 化学物質対 策の推進

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、食品衛生法施行条例、静岡県食品衛生規則、毒物及び劇物取締法施行細則 等

#### 公害紛争の 適正処理、 公害防止の 推進

静岡県公害紛争処理条例、静岡県公害紛争処理細則、静岡県環境影響評価条例、静岡県環境影響評価条例施行規則、静岡県環境影響評価技術指針、公害審査会運営規程、公害苦情相談員設置要綱、静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲） 等

#### 自然環境の 保全

静岡県自然環境保全条例、静岡県自然環境保全条例施行規則、静岡県文化財保護条例、静岡県立自然公園条例、静岡県立自然公園条例施行規則、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則、国定公園の事務処理に関する規則、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県河川愛護奨励規則、静岡県中山間地域等直接支払基金条例、静岡県緑と水のふるさと基金条例 等

森林・林業  
の多面的機能  
の発揮

森林法施行細則、静岡県森林と県民の共生に関する条例、静岡県もりづくり県民税条例、静岡県森の力再生基金条例、静岡県森林を守り育てる人づくり基金条例、静岡県森林整備地域活動支援基金条例、静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程、静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱、林業種苗法関係業務実施要綱、森林病虫害等防除法施行細則、静岡県森林害虫等検査規程、静岡県森林施業団地共同化事業実施要領、静岡県営林規則、静岡県営林規則施行規程、中山間地域林業整備事業実施要領、静岡県営林管理要綱、静岡県営林経営要綱、森林災害予防啓発普及事業実施要領、県営林道事業施行要領、静岡悠久の森管理要綱 等

生物の多様  
性の確保

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、静岡県希少野生動植物保護条例、静岡県文化財保護条例、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、静岡県自然環境保全条例（再掲）、静岡県自然環境保全条例施行規則（再掲）、静岡県立自然公園条例（再掲）、静岡県立自然公園条例施行規則（再掲）、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則（再掲）、国定公園の事務処理に関する規則（再掲）、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県内水面漁業調整規則、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 等

自然との  
ふれあいの  
増進

静岡県立森林公園森の家等の設置及び管理に関する条例、静岡県立森林公園森の家等の設置及び管理に関する条例施行規則、静岡県立自然公園条例（再掲）、静岡県立森林公園設置要綱 等

水と緑の  
ふれあい空  
間の創造

都市緑地保全法施行細則、静岡県都市公園条例、静岡県都市公園条例施行規則 等

景観・歴史  
的文化的環  
境の保全

静岡県屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例施行規則、静岡県屋外広告物審議会規則、静岡県風致地区条例、静岡県風致地区条例施行規則、風致地区内における大規模な建築及び宅地造成行為等に関する指導基準、静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例、静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例施行規則、静岡県文化財保護審議会条例、静岡県文化財保護審議会規則、静岡県文化財保護条例、静岡県文化財保護条例施行規則、静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則、静岡県出土文化財の管理等に関する規則 等

地球環境の  
保全

静岡県地球温暖化防止条例、静岡県地球温暖化防止条例施行規則、静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）

各主体の自  
発的な活動  
の促進

環境保全資金貸付金利子補給要綱、静岡県中小企業高度化資金貸付規則 等

土地利用

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱、静岡県土採取等規制条例、静岡県土採取等規制条例施行規則、静岡県土地利用審査会条例 等

### 3 環境関連個別計画・指針等

#### 【低炭素社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
ふじのくに地球温暖化対策実行計画	平成32年度における県内の温室効果ガス排出量を平成2年度比で25%削減するため、行政、事業者、県民等各主体の取組を設定	23年3月 23年度～ 32年度	環境政策課
ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン	新エネルギー等の導入を促進し、平成32年度の導入率を10%以上とする	23年3月 32年度まで	エネルギー政策課
しずおかエコオフィス実践プラン	県庁自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成21年度比で5%削減するための具体的な取組等を設定	23年3月 23年度～ 25年度	環境政策課

#### 【循環型社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
ふじのくに廃棄物減量化計画	持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して、「もったいない!! “さらに1割” ゴミ削減」をスローガンとして、県民一人ひとりが、家庭、事業所、地域のそれぞれの場面において3Rに取り組み、資源として利用できない廃棄物については適正処理の推進を図るための実践行動計画として策定	23年3月 23年度～ 27年度	廃棄物リサイクル課
静岡県バイオマス活用推進計画	バイオマスの利活用向上を目指すため、利活用率の目標、基本方向等を設定	24年3月 32年度まで	研究調整課
“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン	県産材の公共工事、公共施設等での率先利用、市町、民間部門での利用推進	23年4月 23年度～ 32年度	林業振興課
静岡県水利用総合指針	水利用に関わる各分野で水の共通理念を持ち、各種水利用施策の総合的な推進を図るため、本県水利用行政の基本施策とその取り組むべき方向性を示す指針を策定	10年1月	水利用課
静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	家畜排せつ物を資源として有効活用するために、施設等の整備やたい肥の利用について、目標及び推進方針を策定	21年4月 21年度～27年度	畜産課
静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	PCB廃棄物の適正な保管、確実かつ適正な処理、処理体制の確保を基本方針に設定	18年3月 18年度～ 28年度	廃棄物リサイクル課

#### 【自然共生社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
富士山総合環境保全指針	富士山の環境をより望ましいものとして保全し、世界に誇れる山にするとともに、その恵みを後世に継承することを目的として、保全目標や取組指針等を設定	8年3月 24年3月修正	自然保護課
第11次鳥獣保護事業計画	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の策定方針など、静岡県の野生鳥獣保護に関する施策の方針及び内容をまとめたもの。	24年3月 24年度～28年度	自然保護課

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
静岡県森林・林業基本方針	機能に応じた森林の区分と100年先を見据えた「めざす森林10の姿」を明示し、「しずおかの取り組み」として三つの目標とその方向を策定。	14年11月 14年度～22年度 (当面の目標年次)	森林計画課
静岡県森林共生基本計画	・「森林との共生」による持続可能な社会の実現のための、基本目標、基本方向等を設定 ・森林県民円卓会議がまとめた「しずおか森林共生行動宣言」等を盛り込む。	19年3月(23年 3月改定) 18年度～27年度	森林計画課
静岡県保安林機能倍増計画	保安林の量の確保から質の向上へと施策転換を図り、公益的機能の持続的発揮を目指す取組方針等を設定	21年3月 21年度～27年度	森林保全課
静岡県松くい虫被害対策事業推進計画	公益的機能が高い重要な松林を守るため、保全する松林の区域や保全する松林周辺の樹種転換の推進、徹底的な防除方法などの方針を策定	24年3月 24年度～28年度	森林整備課
ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画	「花と緑にあふれた魅力あるまち」の形成を通じ、ふじのくにの魅力を高めることを目的に策定	23年3月 23年度～32年度	環境ふれあい課
静岡県広域緑地計画	一の市町を越える広域的な緑地の配置等、長期的な骨格となる緑地体系と今後の緑化推進の方針を策定	8年3月 27年度まで	公園緑地課
新静岡県景観形成ガイドプラン	県土の景観形成の基本方針、「しずおか景観形成重要地域」の設定、市町の景観形成の手引き	18年3月	都市計画課
静岡県森林景観形成ガイドライン	「みんなでつくり・育む多彩で緑豊かな森林景観」を基本的な考え方とし、具体的な手法を示した手引書	18年5月	森林計画課
清水港みなと色彩計画	清水港全域(港湾区域約500ha及び臨港道路沿線)を対象に建物および工作物の新設・塗替え時に、各地区毎に設定した配色計画に基づく塗装をし、人工景観と自然景観が調和するように考えられたガイドプラン。	3年度策定 16年4月新計画 策定	港湾整備課
田子の浦港みなと色彩計画	田子の浦港全域(臨港地区約109ha)を対象に建物および工作物の新設・塗替え時に、配色基準に基づく塗装をし、人工景観と自然景観が調和するように考えられたガイドプラン。	7年12月	港湾整備課
巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画	多様性のある湿地環境の再生、人と自然との良好なかかわりづくりを目標に、麻機固有の動植物の保全・再生を図る。	20年12月	河川企画課
富士山静岡空港開港後の環境監視計画	静岡空港開港5年後までの環境監視の調査内容及び実施手順を明示	20年3月	空港地域連携課
静岡県風力発電施設等の建設に関するガイドライン	風力発電施設の設置に当たっての基準及び調整手順等を明示	19年7月	生活環境課
静岡県生活排水処理長期計画	下水道、集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備により平成32年度までに生活排水処理施設整備率90.3%を目指す。	14年3月 12年度～ 32年度 (19年8月見直し)	生活排水課

名 称	主な内容	策 定 時 期(平成) 計 画 期 間 等(平成)	所 管
佐鳴湖第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）	下水道整備や住民啓発、下流河道の底質改善や上流河川水の浄化、湖岸再生等による佐鳴湖の水質改善	16年6月 23年度	河川企画課
静岡県環境保全型農業推進方針	できる限り環境負荷の少ない農業への転換を目指し、本県の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業を推進する。	17年6月 17年度～27年度	農山村共生課
静岡県農村環境対策指針	農地等の継続的な利用、歴史と文化の継承、景観の保全と形成、地域一体となった農村環境資源の保全と管理を基本方針に、地域ごとの具体的な実施方針を設定	21年4月	農地計画課

【環境配慮型スタイルへの変革】

名 称	主な内容	策 定 時 期(平成) 計 画 期 間 等(平成)	所 管
ふじのくに環境教育基本方針	人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら考え、判断し、行動する人材を育成することを目指す	24年3月	環境ふれあい課 教育委員会 教育政策課
静岡県環境物品等の調達に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>省資源や省エネルギー、リサイクル素材や再利用部品を多く使用し、長期使用、再利用、リサイクル可能な構造等を考慮して調達</li> <li>購入の必要性和適正量の事前検討、購入総量の抑制と、環境物品等の計画的な購入</li> </ul>	13年10月	環境政策課 用度課
静岡県電力の調達に係る環境配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。</li> <li>電力事業者に対し環境評価項目を基準とした評価を行い、業者選定を行う。</li> </ul>	21年11月	環境政策課
しずおかエコロジー建築設計指針	県有建築物が率先して省エネルギー・省資源を推進し、公共建築物や民間建築物の計画・設計にも活用されることを目指し、環境配慮型の建築物を計画・設計する際の考慮すべき基本事項と項目及びその項目を実施するための手法と簡易な評価方法を策定	12年3月	営繕企画課

4 市町の環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定状況

(平成24年4月現在)

	環境基本条例		環境基本計画	
	名 称	制定(改正)年月日	名 称	策定(改定)年月
静岡市	静岡市環境基本条例	平成16年3月25日	静岡市環境基本計画	平成18年3月
浜松市	浜松市環境基本条例	(平成20年3月21日)	浜松市環境基本計画	平成20年3月
沼津市	沼津市環境保全基本条例	昭和48年10月13日	沼津市環境基本計画	平成23年3月
熱海市	熱海市環境基本条例	平成12年3月24日	第二次熱海市環境基本計画	平成24年3月
三島市	三島市環境基本条例	平成12年11月30日	第2次三島市環境基本計画	平成24年3月
富士宮市	富士宮市環境基本条例	(平成19年12月5日)	富士宮市環境基本計画	平成18年3月
伊東市	伊東市環境基本条例	平成12年3月24日	伊東市環境基本計画	平成15年3月
島田市	島田市環境基本条例	平成17年5月5日	島田市環境基本計画	平成21年3月
富士市	富士市環境基本条例	(平成20年9月30日)	第2次富士市環境基本計画	平成23年3月
磐田市	磐田市環境基本条例	平成17年12月22日	磐田市環境基本計画	平成20年3月
焼津市	焼津市環境基本条例	(平成20年11月1日)	焼津市環境基本計画	平成15年3月
掛川市	掛川市環境基本条例	(平成18年3月24日)	掛川市環境基本計画	平成18年3月
藤枝市	藤枝市環境基本条例	平成13年3月28日	藤枝市環境基本計画	平成23年3月
御殿場市	御殿場市環境基本条例	平成13年3月29日	御殿場市環境基本計画	平成16年2月
袋井市	袋井市まちを美しくする条例	平成18年6月30日	袋井市環境基本計画	平成21年3月
下田市	下田市環境基本条例	平成13年12月17日	下田市環境基本計画	平成24年3月
裾野市	裾野市環境基本条例	平成14年12月18日	裾野市環境基本計画	平成17年2月
湖西市	湖西市環境基本条例	平成14年12月20日	新・湖西市環境基本計画	平成23年3月
伊豆市	伊豆市環境保全条例	平成16年4月1日		
御前崎市	御前崎市環境基本条例	平成18年12月25日	御前崎市環境基本計画	平成22年3月
菊川市	菊川市環境基本条例	平成20年9月24日	菊川市環境基本計画	平成22年3月
伊豆の国市				
牧之原市	牧之原市環境基本条例	平成20年3月28日	牧之原市環境基本計画	平成21年3月
東伊豆町				
河津町				
南伊豆町				
松崎町				
西伊豆町				
函南町				
清水町				
長泉町	長泉町環境基本条例	平成22年3月24日	長泉町環境基本計画	平成24年3月
小山町				
吉田町				
川根本町			川根本町環境基本計画	平成22年3月
森町				



## 5 用語の解説

### ISO14001

ISO (International Organization for Standardization : 国際標準化機構) とは様々な分野で国際的な「交換」を容易にするための標準規格を取り決め、これを普及促進させることを目標として昭和22年にロンドンで設立された国際的な組織。

ISOでは、平成5年から、環境マネジメントシステムについて国際規格の制定準備を進めてきたが、平成8年9月に環境マネジメントシステムISO14001として、規格を制定した。これを受けて、我が国は、同年10月に関連のJIS規格を制定した。

### アオサ (アナアオサ)

緑藻類に属する日本の沿岸で普通に見られる海藻。初夏から秋に繁茂する1年生藻であり、干潮線付近から水深1~2mまでの岩盤上などに固着して成長するが、岩盤を離れたものや波などでちぎれたものも水中を漂いながら成長を続ける。最大1mくらいのふろしき状になるものもある。浜名湖におけるアオサの生育量は、最大時には4,000トンに達していると推定されている。

### アカウミガメ

カメ目ウミガメ科。ウミガメでは本州で産卵する唯一の種。本県遠州灘海岸は、重要な産卵場所であるが、海岸環境の改変により、絶滅の危機にある。環境庁のレッドデータブックでは絶滅危惧 類。本県版では、絶滅危惧 A類。

### アスベスト (石綿)

蛇紋石や角閃石に含まれている天然の繊維状の鉱物で、断熱性、保温性、防音性等のすぐれた特性を持っているため、建築材料など多様な用途に使用されてきた。

しかし、アスベストの吸引による中皮腫、肺がんなど健康影響が社会問題化したことから、法が整備され、アスベストを含む製品の製造、輸入、譲渡、使用等の禁止や、吹きつけアスベストの除去工事の届出等が義務付けられた。また、被害者救済を目的に平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定された。

### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

硫黄と酸素の化合物の総称。硫黄分を含んだ燃料の燃焼などに伴って発生する。せき、ぜん息など呼吸器系疾患を起こすほか、植物等に影響を与えることもある。そのうちの大部分を占める二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) には、環境基本法に基づき、環境基準が設定されている。

### 磯焼け

海の中で繁茂する海藻がいつせいに枯れてしまう現象。原因として、海水温の上昇のほか、海藻を食する生物 (藻食性魚類など) に食べつくされることなどが考えられている。海藻は、重要な漁獲対象であるアワビやサザエの餌となるほか、魚介類の隠れ場、稚魚の生育場所として利用されている。このため大規模な磯焼けの発生は、水産業に与える影響が大きい。

### 一酸化炭素 (CO)

炭素化合物の不完全燃焼により生成する無臭の極めて有毒な気体である。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の供給を阻害する。環境基本法に基づき、環境基準が設定されている。

### 一般廃棄物

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等をいい、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

## ウォーム・ビズ

暖房時の室温を20度程度に設定した場合でも、少しの工夫で「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、冬のビジネススタイルの愛称。保温性の高い衣料を着る、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

## 上乘せ基準

ばい煙や排水の基準は、国が法により一律に設定しているが、これらの基準に変えて、都道府県が条例により定める、より厳しい基準をいう。

## エコアクション21

環境省が策定した中小事業者等でも容易に取り組める環境マネジメントシステム。ISO14001規格をベースとしつつ、ISO14001に比べ審査登録費用は低く設定され、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量、化学物質使用量の削減や環境活動レポート（環境報告書）の作成・公表が要求事項とされている。なお、認証・登録制度は、(財)地球環境戦略研究機関において平成16年10月から開始され、平成17年4月から本格的な運用がスタートした。

## エコツーリズム

その地域の自然環境を損なうことなく、地域の自然や文化を学び、触れ合う旅行の形態のこと。自然環境への悪影響の防止、ガイドによる質の高い自然解説の確保等の観点から、一般的に少人数で行われる。

## エコドライブ

自動車の運転に当たり、ふんわりアクセル「eスタート」、早めのアクセルオフ、加減速の少ない運転やアイドリングストップを心掛けるなど、燃料の無駄の少ない運転を心がけ、省エネルギーと排出ガス減少に役立つ運転方法。

## エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、都道府県知事等の認定を受けた農業者の愛称名。

## ESCO

(エスコ事業：Energy Service Company)

省エネルギー改善に必要な技術、設備、人材、資金などすべてを包括的に提供する事業。第一次石油危機以降、アメリカで成長した省エネルギービジネスだが、わが国でも省エネルギー実現のための有効な手段として普及が期待されている。主な特徴は、省エネルギーで実現する経費節減分で、省エネルギー投資を賄う点にある。

## SGEC認証

(SGEC：Sustainable Green Ecosystem Council 「緑の循環」認証会議)

平成15年、日本の林業団体、環境NGO等により発足した認証機関「緑の循環」認証会議が実施する森林認証。H24.3現在、県内でSGEC認証を取得した森林は、8地域 8,169haとなっている。

## S P M (Suspended Particulate Matter) 「浮遊粒子状物質」

## H f 蛍光灯

H fとは、High Frequencyの略。高周波点灯蛍光灯とも呼ばれ、電源を整流回路で直流化した後インバータ装置でより高周波の交流電力に変換し、点灯する蛍光灯。即時に点灯でき、高周波点灯により発光効率も上がり、ちらつきも少ない。安定器構成部品が小型のため、器具の小型化も可能。

## F S C 認証

(FSC : Forest Stewardship Council 森林管理協議会)

平成4年、「世界自然保護基金」を中心に発足した認証機関 森林管理協議会が実施する森林認証。  
H24.3現在、県内でF S C 認証を取得した森林は、2地域 37,966haとなっている。

## L E D 照明

light-emitting diode (発光ダイオード) の略。従来の白熱電灯や蛍光灯に比べ、長寿命や発熱の低減等の特徴があり、次世代の照明として普及が進んでいる。

課題点としては、導入コストが大きいことが挙げられるが、企業間の開発競争が進んでおり、低価格化が進んでいる。

## (地下水の) 塩水化

海岸に近い地域で、地下水に海水が浸入する現象をいう。

厚生労働省の「水質基準に関する省令」では、塩化物イオン濃度が200mg / ℓ以下を水道として利用できる基準としているため、これを根拠として、恒常的に地下水の塩化物イオン濃度が200mg / ℓを超える場合を「塩水化」としている。

## 屋上緑化

建物の屋上の空きスペースを利用して樹木、草花、芝生などで緑地を造ることをいう。屋上緑化を行うことにより、ヒートアイランド現象の緩和、屋根面の温度上昇の抑制による冷房負荷の低減 (省エネルギー効果)、ストレスの解消や癒しの場の提供などの効果がある。

## オゾン層

大気中の酸素が紫外線の作用で光化学反応した結果生成されたオゾンが比較的多い領域で、地上から10~50km上空の成層圏に存在し、密度の最大は高さ25kmくらいのところにある。太陽からの有害な紫外線を吸収し生物の生存に役立っているが、近年、フロン類によるオゾン層の破壊進行が問題となっている。

## 汚泥

広義には、水中の浮遊物質が沈殿して泥状になったものをいい、スラッジともいう。狭義には、工場などの排水処理施設や下水道の終末処理施設などにおいて、排水処理の過程で得られた泥状のものをいう。

## 温室効果ガス

太陽から届く日射のほとんどは、大気を透過して地表面で吸収される。日射を吸収して過熱された地表面は赤外線を放射するが、大気中にはこの赤外線を吸収する性質を持つ気体があり、その気体が地球を温室のように暖める。この性質を持つ気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして、水蒸気、二酸化炭素、メタン等があげられる。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (H F C)、パーフルオロカーボン (P F C)、六ふっ化硫黄の6種類の温室効果ガスを削減の対象としている。

## 海中林

魚介類の生息域となるアラメ、カジメ、コンブ等の海藻草群落の総称である。

## 外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称 (平成16年6月2日法律第78号)。特定外来生物の輸入、飼育等を規制するとともに、防除を促進することで、生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害を防止することを目的としている。

## 化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物や一部の無機物が、酸化剤によって酸化された時に消費された酸素の量をいう。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。湖沼や海の汚濁状況を表す時などに使われる。

## 化学物質

人為的に化学合成により生成された物質をいう。工業的に生産・使用されている化学物質は現在約10万種類ともいわれている。また、化学物質の製造・廃棄過程や環境中における反応などにおいて、非意図的に生成される物質を非意図的生成化学物質という。

## 拡大生産者責任

従来の「生産者責任」は、製品の使用中について生産者が責任を負うという考え方であるが、さらに、製品の製造、使用、廃棄の各段階においても生産者が環境への応分の責任を負うべきという考え方で発展したもの。具体的には、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処分に資するよう、製造段階で製品の設計や工夫をすることや、廃棄段階で生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられる。

## 化石燃料

太古の生物を起源とし、地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源の総称。一般的に、石炭、石油、天然ガスを指す。

## 合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等日常生活に伴って排出される排水）を併せて処理する浄化槽のこと。これに対し、し尿のみを処理し、生活雑排水を処理できない浄化槽を「単独処理浄化槽」という。平成12年6月の浄化槽法改正及び建築基準法施行令改正等により、現在、新たに設置される浄化槽はすべて合併処理浄化槽となっている。

## 家庭版環境マネジメント

家庭での省エネの取組をサポートする仕組みとして、ISO14001に代表される事業者等の環境マネジメントシステムから発想を得て、NPO法人アースライフネットワークが企画したもの。その内容は、電気やガス、水道などの省エネ活動をチェックシートに記入して返却すると、その結果として、県内標準世帯との比較や前年同月と比較した通信簿が渡され、現状把握と今後の取組につながっていく。

## 家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年6月5日法律第97号）の略称。メーカーにテレビや冷蔵庫など使用済みの家電4品目の回収、再利用を義務づけ、その費用を消費者など排出者が負担するなどの措置を講じ、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用の確保を目的とする。

## カワウ

ペリカン目ウ科に属する黒くて大型（体長80～90cm、体重1.4～2.4kg）の水鳥。主に内湾や河川周辺の林に集団で営巣する。1日で300～500gの魚を採食するため、内水面における漁業被害が全国的に拡大している。県内では生息個体数が増加傾向にあり、天竜川など河川において漁業被害が生じている。

## 簡易水道

計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業

<参考>

上水道

計画給水人口が5,001人以上の水道事業

水道用水供給事業

水道事業者に対して用水（浄水）を供給する事業

## 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施に先立ち、事業者が環境への影響について調査の方法、調査の結果、予測及び評価について公表し、それに対する地域住民等の意見を聞いて、環境保全対策をより十分なものにする手続、手法をいう。この制度は、「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」に基づき実施している。

## 環境影響評価データベース

公害等の生活環境の情報、動植物生息状況等の自然環境情報など、県や市町などが個別に保有する情報や過去の環境アセスメント調査において収集された情報などを集約し、地理情報を付加して、インターネットにより閲覧することが出来るデータベース。(アドレス <http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>)

## 環境会計

企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組み。現在、欧州の企業や日本の先進企業が独自の会計基準に基づき、環境会計を実施し公表している。

## 環境学習指導員

自然保護や環境保全などに関する知識を有し、環境学習の指導ができる人で、本県の環境学習指導員名簿に登録された人のこと。県内各地域で行われている環境学習会において、参加者に自然保護や環境保全に関する学習の指導を行っている。

## 環境学習データバンク

自発的な環境教育・学習を支援するため、インターネットにより県の最新の環境データや学習情報の提供を行うホームページ。子どもや学校、家庭、企業などの利用者の立場に立ち、情報検索の窓口、環境クイズ、環境に関する専門用語を解説する百科事典等の機能を盛り込んでいる。

(アドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-80/ecobank.top.html>)

## 環境学習リーダー

地域の環境保全団体や学校、県有ふれあい施設等で実施される体験的な環境教育・環境学習を推進するため、学習者が自ら体験し、感じ、分かるという体験型の環境学習ができる専門の講師をいう。

具体的には、環境学習指導員、森林環境教育指導者などの総称。

## 環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている。

これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なる。

## 環境基本計画

国や都道府県、市町村における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

## 環境基本条例

公害の防止や自然環境の保全など個別分野のみを対象とするのではなく、良好な環境の保全と創造に関する施策全般について、都道府県や市町村の基本的姿勢を示す条例。

## 環境教育・環境学習

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に

資する能力を育成することを通じて、国民一人ひとりを具体的行動に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するもの。

(環境教育・環境学習の基本的考え方)

- 1 教育・学習の内容が総合的であること
- 2 教育・学習の方法が体験を重視していること
- 3 教育・学習が地域に根ざし、地域から広がるものであること
- 4 教育・学習は、すべての世代において、多様な場で行われるものであること

### (静岡県) 環境審議会

環境基本法第43条第1項に基づき、本県の環境の保全に関する基本的事項を調査審議させることを目的として、静岡県環境審議会条例により平成6年8月に設置された、県の附属機関。学識経験のある者等のうちから、知事が任命した委員(30人以内)から成り(そのほか特別な事項を調査審議する特別委員を委嘱)、環境の保全に関する基本的事項のほか、水質汚濁防止法や自然公園法等に基づく事項を調査審議している。

### 環境ビジネス

環境への負荷低減に役立つ商品やサービスを提供したり、様々な社会経済活動を環境保全型のものに変革させることに役立つ技術やシステム等を提供するビジネス。環境負荷を低減させる装置、環境への負荷の少ない製品、環境保全に役立つサービス、社会基盤の整備の4つに分類される。

### 環境にやさしいトイレ

し尿を処理槽内で分解し、処理水等を外部に排出しない方式の自己完結型トイレ。バイオ式おがくずトイレや水浄化循環式かき殻トイレ等があり、環境への負荷が少ない。

### 環境報告書

企業等の事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況(環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等)、環境負荷の軽減に向けた具体的な取組の状況(CO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄物の排出抑制)等を取りまとめ、一般に公表するものをいう。

環境報告書を作成・公表することにより、利害関係者による環境コミュニケーションが促進され、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに、社会から信頼を得ることに大いに役立つと考えられる。また、事業者は環境に関する情報を公開していく社会的責務があるとの考え方も広まりつつある。

### 環境保全型農業

農薬等を多用する従来の農法を反省し、自然生態系本来の力を利用し、できるだけ有機的な農業生産を通じて、安定的かつ安全な食料供給を行おうとするものである。

国においては、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の節減等による環境保全型農業の全国的な展開を図ることとしている。このため、都道府県、市町村における推進方針の策定等の実施、生産物の品質評価、畜産現場に密着した各種の指導・助言及び農業団体間の情報交換等を行うことに加え、環境保全型農業の啓発・普及等を行う拠点施設を整備することとし、また、家畜ふん尿の適正な処理と耕種部門との連携、家畜ふん尿の処理利用施設の整備等を行うこととしている。

### 環境ホルモン 「内分泌かく乱化学物質」

### 環境マネジメントシステム(EMS)

企業等の事業組織が、法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価するため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。代表的な環境マネジメントシステムとしては、国際規格であるISO14001や

環境省が策定したエコアクション21が挙げられる。

## 環境モニタリング

環境への影響を常に測定・監視することにより、環境に配慮した活動等につなげていくためのもの。

## 環境ラベル

商品（製品やサービス）の環境に関する情報を製品や、パッケージ、広告などを通じて、消費者に伝えるものを環境ラベルという。環境ラベルは法律で義務付けられたものではなく、環境志向の消費者と市場メカニズムとのバランスから企業が任意に付けている。

消費者が商品を選択する際に品質やデザイン、価格などとともに環境の情報も必須情報として環境ラベルを位置づけることで、市場には今までとは違う力が働き、企業活動や社会を環境配慮型に変える大きな力となりうる。

## 間伐

森林の育成過程で、樹木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、目的とする樹木の密度を調整する伐採のことを指し、抜き伐りともいう。間伐した材を間伐材という。

## 企業の社会的責任（CSR）

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、社会全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するとの考え方。

## 揮発性有機化合物（Volatile Organic Compound：VOC）

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（メタン、クロロジフルオロメタンなど8物質を除く。）であり、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。また、四塩化炭素など11種類の化合物は、難分解性であり、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染することがある。

## 京都議定書

平成9年に京都市で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された議定書。先進国における温室効果ガスの削減目標値等について規定している。具体的には、先進国全体で平成20年から平成24年までの5年間に、温室効果ガスの平均排出量を平成2年比で約95%に減らすことを取り決めた。削減率は、欧州連合（EU）8%、日本6%などである。平成17年2月16日に発効した。

## 京都議定書目標達成計画

京都議定書で義務付けられた温室効果ガスの削減目標に向けて、平成17年4月に政府が策定した計画。

エネルギーの効率的利用を構造的に組み込むこと、施設・主体単位で自らの活動に関連して排出される二酸化炭素の相対的な抑制をめざす取組を行うこと、省エネ性能の向上や普及、森林吸収源対策や京都メカニズムの活用などが盛り込まれた。

## 空気全熱交換ユニット

密閉した部屋では、人の呼吸で空気が汚れて、人体に悪影響を与えるため、換気が必要となる。

全熱交換ユニットとは、空気の排気と屋外からの給気とで温度と水分（湿度）を交換しながら換気する、換気扇である。

冷暖房時の換気の際に、屋外空気を室内空気の温湿度に近づけるため、心地よさを保ちながら、省エネ効果がある。

## グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク商品に代表される環境保全型商品など）を優先的に選択、購入すること。環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与する。

## グリーンコンシューマー

日々の買い物をする時に、環境のことを考えながら、商品や店舗を選ぶ消費者のことをいう。

## グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

## グリーン電力証書

グリーン電力証書制度は、風力・太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーから発電される電力の導入促進を目的として、民間事業者等の自主的な取組により開始された。本制度ではグリーン電力の購入を希望する電気需要家は、電気を生成する際のCO<sub>2</sub>排出がない等の価値に対して一定のプレミアムを支払うことによって証書等の形で保有し、広く社会に向けて公表することができる。

## グリーンバンク

財団法人静岡県グリーンバンク。緑化思想の普及及び緑化に関する寄託金品等の有効活用などを目的として昭和52年に設立した公益法人である。緑化木・種子の無償配布や福祉施設・学校など公共的施設等の緑化事業を実施し、県内の緑化推進を図っている。

## グリーンマーケット

環境のことを考えながら、商品や店舗を選ぶ消費者と環境に配慮した製品やサービスを提供する企業により形成される市場。

## クール・ビズ

冷房時の室温を28度にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

## ケアガーデン

子供から高齢者まで、また障害のある方などだれもが園芸作業を通じて、心身の健康回復や心の安らぎを得ることを目的とした庭。

## 景観行政団体

景観法では地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」という概念を設けている。県、政令市、中核市は法の規定により当然に「景観行政団体」となり、その他の市町は県との協議により「景観行政団体」になることができる。

## 景観法

（平成16年法律第110号 平成17年6月完全施行）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を規定している。

## K値規制

ばい煙発生施設からの硫黄酸化物の排出規制の一方法。ボイラー等のばい煙発生施設から発生した硫黄酸



化物は、煙突を通じて大気中に拡散される。施設ごと、地上にもたらず硫黄酸化物の濃度を一定以下とするため、硫黄酸化物の量と煙突の高さの双方により規制する方式である。K値は、最大となる地上濃度の指数であって、それぞれの次の濃度に相当する。

$$(\text{許容される硫黄酸化物排出量}) = K \times (\text{有効煙突高さ (m)})^2 \times 10^{-3}$$

K 値	1.75	2.34	3.5	7.0	10.0	13.0	17.5
最大濃度	0.003ppm	0.004ppm	0.006ppm	0.012ppm	0.017ppm	0.022ppm	0.030ppm

## 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の略称。

資源の有効利用及び廃棄物の適正処理を確保することを目的としている。特定の建設資材(現状ではコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建築資材、アスファルト・コンクリート及び木材の4資材)について分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を実施する。

## 建築協定

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者が、全員の合意によって、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を締結するもので、特定行政庁の認可を受けることによって安定性・持続性が得られる。(建築基準法第69条～第77条)

## 建築物環境衛生管理基準

空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めた基準。多数の人が利用する建築物ではこの基準に従って維持管理されなければならない。

## 県立自然公園 「自然公園」

## 公害紛争処理法

(昭和45年6月1日法律第108号)

公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とした法律であり、ここでいう公害とは、環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。

## 公害防止協定

地方公共団体、住民団体等が、公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者が行うべき措置を、法及び条例による規制とは別に、相互の合意に基づいて取り決めるもの。

## 公害防止計画

既に公害が著しい、又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、環境基本法第17条に基づき、都道府県知事が策定する公害の防止に関する総合的な地域計画をいう。本県では、富土地域について策定している。

## 公共用水域

水質汚濁防止法において「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続される公共溝渠、かんがい用水路」などをいう。ただし、終末処理場を有している公共下水道や流域下水道は

除かれる。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が、強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称。環境基本法に基づき、環境基準が設定されている。

## 交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほかの交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所をいう。

## 交通需要管理計画

自動車に大きく依存した交通体系からの転換を図るため、公共交通機関の利便性の向上や、歩道や駐車場・駐輪場などの整備、時差出勤などを行うことにより自動車以外の需要を喚起し、自動車と公共交通機関、徒歩、自転車などと適切な需要の調整を図る計画。

## 高度地区

都市計画法に定める地域地区に関する都市計画の一種であり、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区をいう。

### (下水の) 高度処理

公共用水域の水質保全あるいは処理水の再利用のために、活性汚泥法に代表される通常の二次処理による処理水の水質をさらに向上させるために行われる処理をいい、通常の二次処理の除去対象水質（BOD、SS等）の向上を目的とするもののほか、二次処理では十分除去できない物質（窒素、リン等）の除去率向上を目的とする処理を含むもの。

## コージェネレーション

石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図る併給システム。全体の熱効率は、通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して、70～80%にまで高めることができる。

## 国立公園・国定公園 「自然公園」

## 最終処分場

廃棄物を地中に埋め立てる施設。廃棄物の最終処分場は、埋立処分する廃棄物の環境に及ぼす影響により、遮断型、安定型、管理型の3種類に区分される。

## 里山

市街地や集落周辺において、従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林を持つ山のこと。近年、住民に身近な自然として評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等をいう。

## 酸性雨

工場や自動車から出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が酸化され、雨水に取り込まれて、

強い酸性（pH5.6以下）を示すようになった雨のことをいう。酸性雨の影響としては、樹木の立ち枯れ、金属腐食や目に刺激性の痛みを与える等の事例が指摘されている。

### CNG（圧縮天然ガス）自動車

高圧で圧縮した天然ガスを燃料とする自動車。二酸化炭素排出量はガソリン車に比べて2～3割少なくなるほか、NO<sub>x</sub>排出量が少なく、黒煙が排出されないなどの環境上の利点がある。

### COD 「化学的酸素要求量」

### 資源管理型漁業

漁協者が地域の漁業実態や資源状況に応じ、禁漁区の設定などの自主的な管理措置を導入して、「魚を増やしながらとる」もので、資源を回復し、その将来にわたる持続的な利用を確保する漁業。

### しずおかエコロジー建築設計指針

省資源・省エネルギーなど環境に配慮した建築物の整備を進めるため、県が建築に携わる実務者向けに作成した指針。建築物を整備するに当たり、設計段階で配慮すべき項目、手法をシート方式で掲示するとともに、設計した建築物の環境への配慮の度合いを判定するためのチェックシートを用意している。

### しずおか環境行動宣言“HOPE”

県民等の各主体が環境保全活動に関して、行動していく上で共通の指針となるものとして、県が「しずおか環援隊」との協働により、平成13年3月に策定したもの。HOPEには、県民版、事業者版、行政版、学校版、幼児版の5種類があり、それぞれ、各主体が今日の環境問題の解決に向けて取り組むべき具体的な行動内容を、人と環境との調和（Harmony）、地球や次世代への責任（Obligation）、ライフスタイルの変革（Paradigm shift）、楽しみながら実践（Enjoy）の4つに分類し、30項目の行動内容を提案している。HOPEへの参加は、パンフレットに添付された宣言用紙を郵送やFAXで県に送付する。

### しずおか木使い県民運動

しずおかの木を使うことの意義や良さを理解し、身近な生活の中で木を使うことから、「環境」、「健康・快適」、「教育」、「県土」、「県民」の5K（互惠）を守っていくことを目標とした県民運動。平成14年度から展開している。

### しずおか木使いネット

「しずおか木使い県民運動」の普及・啓発ツールとして、木と竹に関する情報を県民に発信しているホームページ。県産材住宅の紹介、木製品等関連商品、工務店・県産材取扱い業者等の紹介や林業技術文献・新技術の情報提供を行っている。（アドレス <http://kizukai.pref.shizuoka.jp/>）

### 静岡県環境影響評価条例

事業の実施に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資するため、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続きその他必要な事項を定める条例。平成11年6月12日に施行した。

### 静岡県環境ビジネス協議会

環境にやさしい商品・サービス・技術・システムが社会の隅々まで浸透した循環型社会の構築に向けて、産学官及び環境NGOが連携して、新たな環境関連技術の創出と既存の環境にやさしい製品・技術等の普及促進を図ることを目的に、平成11年3月に発足。環境にやさしい製品・技術等に関する情報発信、セミナー開催、研究会運営等を実施している。

## 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、県民の生活環境の保全に資することを目的に、平成19年3月に制定し、同年10月から施行した条例。この条例では、産業廃棄物管理責任者の設置等事業者が講ずべき措置、県外産業廃棄物に係る事前協議、事業計画に係る説明会の開催等産業廃棄物の処理施設の設置等に伴う事前手続きなどを規定している。

## 静岡県産材証明制度

静岡県のどこの山で伐採・生産された木材なのかを明確にするため、「県産材販売管理票」により、素材生産者から最終の県産材利用者までつなげる仕組み。生産、流通、加工など、どのようなルートで流通した木材であるのかが分かり、責任の所在も明確になる。任意制度として、平成14年度に制定された。

## 静岡県地球温暖化防止条例

地球温暖化の防止について県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例。平成19年7月1日に施行した。

## しずおか未来の森サポーター制度

企業による社会的貢献活動を県民参加による森づくり活動につなげるため、企業の森づくり活動を支援する本県独自の制度。企業による「資金の提供」「労力の提供」「地域との連携」の活動実績に対して、スマイルレベルの付与やCO<sub>2</sub>吸収量を算出した認定証を発行する。平成18年度に創設。

## しずおか優良木材認証制度

しずおか優良木材認証審査会による検査・審査を受け合格した認証製品。品質、寸法、含水率（木材の乾燥具合）、強度などの項目があり、それぞれ厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたものが認証製品となる。

## 自然環境保全協定

都市計画法等の各種法律等による規制対象外の地域における大規模な開発行為を伴う民間事業について、自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全のために、事業者との間で締結する協定。県自然環境保全条例では、面積5ha以上、知事が特に必要があると認める場合にあっては1ha以上の開発行為を伴う民間事業について、自然環境保全協定を締結することが必要。

## 自然環境保全地域

原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えず後世に伝えることを目的として、自然環境保全法に基づき国が指定した地域及び県自然環境保全条例に基づき県が指定した地域をいう。

自然環境保全法に基づき国が指定する地域のうち、自然環境が人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域については、「原生自然環境保全地域」として指定されている。

## 自然共生社会

農林水産業を含む社会経済活動が、自然の循環に沿う形で自然と調和することにより、生物多様性が適切に保たれるとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会が提供された社会。

## 自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）

優れた自然の風景地の保護とともに自然とのふれあいを図ることを目的として、自然公園法に基づき国が指定する地域、又は県立自然公園条例に基づき県が指定する地域をいう。国が指定する自然公園のうち、わ

が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地は「国立公園」として、国立公園に準ずる優れた自然の風景地は「国定公園」として、指定されている。また、県の風景を代表する風景地は、県が「県立自然公園」として指定している。

## 自然再生事業

これまでの河川事業では、生物の生息環境に与える影響の回避・低減、あるいは局所的な環境の修復・復元を行ってきたが、河川が本来有する「川の攪乱と更新システム」、「流域からの物質流入システム」といった「川のシステム」の再生には至っていなかった。このため、人為的に制約を受けた「川のシステム」の再生・健全化を図るために、NPO等と連携し、極力人間の手を加えずに自然の復元力を生かして「湿地の再生」、「自然河川の再生」、「河口部の干潟再生」を図るものをいう。

## シックハウス

住宅内の建材・家具・生活用品等から放散される有害な化学物質（ホルムアルデヒドやクロルピリホス等）により、室内空気が汚染された状態をいう。居住者によって、かゆみやめまい、頭痛、皮膚病等の様々な症状が生じる。

## 自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年7月12日法律第87号）の略称。

使用済の自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり、適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使用されるフロン、シュレッダーダスト（車体を粉砕した後に残る破砕くず）、エアバックの3種類であり、リサイクル費用は、自動車の所有者が負担する。

## 地盤沈下

主として地下水の過剰な揚水により、地盤中の軟弱な粘土層が広い範囲にわたって収縮する現象。一旦生じるとその進行を止めることはできても、回復させることは困難であり、建造物の損壊や洪水時の浸水増大などの被害をもたらす。

## 臭気指数規制

複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがある。このため、従来の物質濃度による規制に代え、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値（臭気指数）により、工場等から排出される悪臭原因物の規制を行うことをいう。

### （農業・漁業）集落排水

農村、漁村のトイレ、台所、風呂場などからの生活排水を集めて、これをきれいに処理して水路や川などに戻すことにより、農村、漁村の水環境や農作物等の生産条件の改善とともに、農村、漁村の生活環境を快適にするもの。

施設は、各家庭からし尿と生活排水（汚水）を集める管路施設、汚水を浄化する汚水処理施設、汚泥を農地等へ還元できるようにする汚泥リサイクル施設により構成されている。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、製品等が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

## 省エネ法

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号）の略称。

内外におけるエネルギーをめぐる経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずるため制定。平成21年4月の改正では、一定規模以上のエネルギー使用の合理化に関する管理義務を課す単位を、工場単位から事業者単位に拡大する等、省エネルギー対策の範囲拡大、強化を図ることとしている。

### 硝酸性窒素

窒素は植物に必須な養分であり、主な植物は硝酸性窒素の形態で窒素を吸収している。しかし、肥料などで過剰に土壤に供給された窒素は、硝酸性窒素として下層に移動し地下水を汚染する。過剰な硝酸性窒素を含む地下水を飲用すると体内で亜硝酸性窒素に変化し健康被害の原因となる。

### 浄水発生土

浄水場において、河川等から採取した水から砂等を除去する際に発生する土。

### 食品リサイクル法

「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」（平成12年6月7日法律第116号）の略称。

食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において多量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環の再生利用等を促進することを目的とする。

### 新エネ法

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（平成9年4月18日法律第37号）の略称。

内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を定めている。同法施行令中に特に促進すべき新エネルギーの規定がされており、バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差エネルギー、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、小水力発電、太陽光発電が定められている。

### 森林組合

森林組合法に基づく認可法人で、森林所有者が協同組合原則に基づいて組織する協同組織であり、組合員に対する森林経営についての指導事業や組合員からの委託による伐出や植栽などの生産事業と販売、購買、金融などの経済的事業等を行う。森林経営に関する指導、森林の施業又は経営の委託、森林経営の信託の引き受け、森林の保護事業のいずれか一つは必須事業。必須事業が設けられ、かつ生産事業に重点が置かれていることは、農協、漁協など他の協同組合にはみられない特色である。

### 森林計画

森林法第5条に基づき作成される計画で、立木竹の伐採、造林及び保育、林道、保安施設等に関する事項につき定められる。計画には農林水産大臣が作成する全国森林計画、都道府県知事が森林計画区ごとに作成する地域森林計画（県内4森林計画区別に5年ごとに10年を1期として樹立）、市町村長が作成する市町村森林整備計画がある。森林所有者は計画に従った施業を求められ、伐採及び造林するに当たっては市町村長に届出をしなければならない。

### 森林県民円卓会議

「静岡県森林と県民の共生に関する条例」第10条に基づき、森林との共生に関する県民合意の形成と連携した取組を促進するため、県内4地域（伊豆・富士・静岡・天竜）に設置した組織。

### 森林支援隊

県民が森林整備の一部を担う新たな仕組み。林業専門労働者と森林ボランティアの中間に位置づけられる組織として、県が3箇年（平成17～19年度）でモデル的に実施し、比較的軽度な森林整備作業に従事する。

将来的には有償ボランティアを目指す。

## 森林と（県民）の共生

県民が、森林を守り、育て、活かすことにより、森林との良好な関係を築きながら、森林の有する多面的機能を持続的に発揮することをいう。「静岡県森林と県民の共生に関する条例」の目指す方向性を示した言葉（条例第2条で定義）。

## 森林施業計画

森林法に基づき、森林所有者等が、造林、保育、間伐、伐採といった森林施業の実施に関して、自主的に40年以上の長期の方針を定めた上で5年間の計画を作成し、市町村長（2以上の市町村にまたがる場合は知事、2以上の都道府県にわたる場合は農林水産大臣）に認定請求をすることができる制度。市町村長等の認定を受けることにより、森林所有者等は、この計画に従って実行した場合には、補助金の受領や、所得税の特別控除、相続税の控除や分納といった優遇措置を受けることができる。

## 森林認証制度

独立した第三者機関が、特定の基準や指標を基に森林が持続的に管理されているかどうか評価し認証する制度。認証機関は、国際的な森林管理協議会（FSC）のほか、日本国内を対象とした「緑の循環」認証会議（SGEC）などがある。

## 森林の多面的機能

森林は、水源かん養機能（洪水や渇水の緩和・良質な水の供給など）、山地災害防止機能（土砂崩壊・流出の防止）、生活環境保全機能（風害・飛砂の防止、気温の緩和など）、保健文化機能（レクリエーションの場の提供、野生鳥獣の保護など）及び木材の生産機能等多くの機能があり、これを森林の有する多面的機能と呼んでいる。特に最近では、地球環境問題の視点から、森林が二酸化炭素を吸収し炭素を固定する地球温暖化防止機能についての関心・期待が高くなっている。

## 森林療法

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取組であり、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動でもある。具体的には、森林浴を代表とした森林レクリエーション、樹木や林産物を活用した作業療法、森林内を歩きながらのカウンセリングやグループワーク、森林の地形や自然を利用した医療リハビリテーションなどが挙げられる。

## 水域類型

河川、湖沼、海域ごとに利水の目的に応じて定められた「生活環境の保全に関する環境基準」のランクのこと。河川はAからEまでの6ランク、湖沼はAからCまでの4ランク、海域はA、B、Cの3ランクがある。それぞれの水域類型ごとに、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、浮遊物質（SS）などの各項目につき基準値が定められている。全国の公共用水域をこの水域類型にあてはめることによって各水域の環境基準が具体的に示され、これを確保するために上乗せ排水基準なども設定される。

## 水源かん養

降水が森林土壌へ浸透することなどにより、洪水や渇水を緩和するとともに、水質を浄化する働き。

## 水道原水水質保全事業

安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与するため、下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備、家畜排水等の施設整備、また、河川のしゅんせつ、浄化事業等の実施を促進し、水道原水となる公共水域の水質保全を図る事業。

## 水利調整協議会

河川水は、水道水、工業用水、農業用水として利用するために取水されているが、異常な濁水等によりこれらの取水が困難となり、又は困難のおそれがあるとき、各利水者が円滑に水利用を図るため設けられた協議・調整の組織。本県では、天竜川及び大井川に水利調整協議会が設立されている。

## 3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce）：ごみを減らすこと。発生抑制、リユース（Reuse）：繰り返し使うこと。再使用、リサイクル（Recycle）：資源として再利用すること。」の3つの頭文字をとったもの。

## 生活排水・生活雑排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って排出される排水を「生活雑排水」といい、これにし尿（トイレ汚水）を併せたものを「生活排水」という。現在、公共用水域の水質汚濁の5～7割が生活排水に起因するといわれており、生活排水対策の推進が求められている。生活排水対策としては、下水道や合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備などが重要になる。

## 生活排水対策重点地域

水質汚濁防止法の規定により、水質環境基準が確保されておらず、かつ生活排水対策の実施を推進することが特に必要として、県が指定した地域。指定を受けた地域の市町村は、「生活排水対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的な生活排水対策を実施する。

## 製紙スラッジ

紙はパルプの他に、印刷性を改善するため細かい粘土等を添加している。このため、古紙からパルプを取り出して再生利用する際には、粘土などの製紙スラッジとよばれる残さが発生する。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表す時などに使われる。

## 生物多様性

自然保護を考える上で最も重要なことで、同じ種の中でも遺伝的に変異があること、同じ生態系に多くの種がいること、ひとつの地域に様々な生態系があることである。各種の開発行為による生息地の減少や劣化、外来生物による生態系のかく乱により生物多様性の喪失や減少が進行している。

## 世界遺産（世界文化遺産）

1972年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で決められた世界遺産条約（正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）に基づき、世界遺産リストに登録されている「顕著な普遍的価値」を有する物件（遺跡、建造物や自然など）のこと。世界遺産については、人類共通のかけがえのない財産として、国際的に保護・保全し、未来に残していくことが求められる。

世界遺産には次の3種類があり、有形の不動産が対象となっている。

- ・文化遺産（Cultural Heritage） 顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など
- ・自然遺産（Natural Heritage） 顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息・生息地などを含む地域
- ・複合遺産（Mixed Cultural and Natural Heritage） 文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えた遺産

## 節水機器

使用水量を抑制できる機器の総称のこと。洗浄水量を抑制できる節水トイレ、組み込まれたセンサで自動的に開閉する自動水栓などがその例。



## ゼロエミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、日常生活から産業活動までの諸活動に伴う、廃棄物等の環境負荷をできる限りゼロに近づけ、資源循環型社会システムを構築することを中心的な意味内容としている。

## 総量規制

工場・事業場が集合している地域で、施設ごとの排出基準だけでは環境基準の達成・維持が困難な地域において、一定規模以上の工場等に対して、排出量の総量を規制するものである。県内では、富士地域に、大気中への硫黄酸化物排出について、総量規制が実施されている。

## ゾーン内（ゾーン内地域）

二酸化窒素に係る環境基準の設定手法。二酸化窒素の環境基準は、昭和53年7月に「1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下」と改定され、それにより、「1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、0.06ppmが達成されること」、「0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の地域にあっては、現状の水準を維持すること」、「0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めること」とされた。

静岡県でゾーン内地域と指定されたのは、静岡地域（旧静岡市）、清水地域（旧清水市、旧由比町）、富士地域（旧富士市、富士宮市、旧芝川町、旧富士川町、旧蒲原町）であり、その他の地域は、すべてゾーン未達の地域である。

## ダイオキシン類

塩素を含むポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。

近年、ごみ焼却炉の排ガス等からダイオキシン類が検出され、問題となっている。

## 多自然川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、侵食・堆積・運搬といった河川全体の事前の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくり。

## 棚田

山地などの傾斜地に、階段状に作った狭い水田。千枚田。

## 地域環境啓発センター

静岡県公立大学法人静岡県立大学環境科学研究所が、行政機関、研究機関、民間団体等との環境パートナーシップを構築し、地域における環境教育・啓発活動の一層の推進を図るため、平成17年4月1日に設置した同研究所の附属機関。

## 地球温暖化対策推進法

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）の略称。

京都議定書の採択を受けて、地球温暖化防止のために制定された法律で、国や地方自治体だけでなく、民間事業者や家庭部門でそれぞれ温暖化対策に取り組むべきことを定めている。

主な内容としては、国、地方公共団体には温室効果ガス削減のための実行計画の策定義務、事業者には温室効果ガス排出量の報告義務が課せられている他、地球温暖化防止活動に関する情報収集や、普及活動の推進等のために、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員を設置すること等が挙げられる。

## 地区計画

用途地域等の都市計画と調和を図りながら、美しい町並みの形成など良好な環境を確保するため、比較的小さい地区について、道路・公園等の地区施設及び建築物等に関するきめ細かなルールを定める都市計画である。

## 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、亜酸化窒素 (N<sub>2</sub>O)、無水硝酸 (N<sub>2</sub>O<sub>5</sub>) などがある。大気汚染物質の主なものとして、一酸化窒素、二酸化窒素が挙げられ、二酸化窒素には環境基準が設定されている。

## 地表水

河川水、水路、湖沼、ダム、ため池、水田等の地表に存在する水を総称したものを「地表水」という。

## 中間処理

最終処分の前段階で、廃棄物を焼却、中和等の行為により物理的、化学的、生物的な方法により、資源を回収する、又は埋立処分しても生活環境の保全上支障が生じないものに変化させる行為。

## 中山間地域

明確な定義はないが、平野の外縁部から山間地を指す。一般に、農林統計に用いる農業地域類型の基準指標による「中間農業地域」と「山間農業地域」をあわせた地域をいう。

## 中山間地域等直接支払制度

農業生産条件が不利な中山間地域等で、農地が持つ多面的機能を確保するため、国・県・市町の負担で平地地域とのコスト差を支払い、農業生産活動を奨励する制度で、一団の農用地（1 ha以上）の耕作者による集落協定（5年間）を締結した農地等が支払いの対象となる。

## 長期優良住宅

一定規模以上で、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性を備えているほか、劣化対策や維持保全計画が講じられているものを長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅のこと。

## 長期優良住宅建築等計画の認定

認定を受けることにより、税制の特例（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、所得税等）が受けられる。また、しずおか住宅ローン優遇制度の「長期優良住宅型」により、認定住宅は金融機関から金利の優遇や手数料の割引を受けることができる。

## 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条の規定に基づき、鳥獣の捕獲を原則として禁止することにより、その保護繁殖を図るために県が指定する区域。鳥獣保護区の指定に当たっては、公聴会を開き利害関係人の意見を聞き、かつ、県環境審議会に諮問し、環境大臣への届出が義務づけられている。鳥獣保護区の存続期間は、20年以内とされているが、本県では10年を原則として更新の手続きをとっている。

## 超臨界水

水は通常の状態では、液体と気体に分かれているが、温度と圧力を上昇していくと、ある点以上で液体と気体の境界線がなくなる。この点のことを臨界点といい、この点以上の領域の水を超臨界水という。簡単にいうと、非常に高圧な水蒸気である。

## TEQ

TEQ (Toxic Equivalent) は毒性等量のこと、ダイオキシン類は種類によって、毒性がそれぞれ異なるため、毒性を評価するときには、最も毒性の強い2、3、7、8 - 四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性を換算して評価する。この場合に「TEQ」という単位が使用される。

## 低公害車

石油代替エネルギーを使い、自動車排出ガス対策を施した車。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車とハイブリッド自動車の4車種が一般に低公害車と呼ばれているが、一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ぶことがある。

## 底質

河川、湖沼、海などの水底の堆積物をいう。泥状の堆積物はヘドロと通称されることもある。

## 低周波音

工場施設、交通機関などから発生する、人の耳には感じにくい低い周波数の空気振動をいう。日本では、概ね100Hz以下の音を低周波音と呼んでいる。発生源は、工場・事業場、建設作業、道路交通、鉄道などである。ガラス窓や戸、障子等を振動させたり、人体に影響を及ぼしたりするとして苦情が発生している。これまでの調査研究では、一般環境中に存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明するデータは得られていない。

## 低炭素社会

「私たちが出すCO<sub>2</sub>の量が、地球が自然に吸収できる範囲内に収まり、私たちが一層豊かな暮らしを送っている」社会。平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、低炭素社会を目指すため、2050年までの長期目標を温室効果ガス排出量を現状から60～80%の削減と定め、排出量取引の実施や税制のグリーン化、温室効果ガス排出量の「見える化」などに取り組むこととしている。

## テレメータ

tele (遠い) とmeter (計量器) を一緒にした語で、遠方の測定数値を無線又は有線で受信し、短時間に収集処理する装置。大気汚染の観測などに広く使われている。

## 天然記念物・特別天然記念物

天然記念物とは、学術上貴重で、わが国の自然を記念するものとして指定された動物・植物・地質・鉱物、そしてそれらに富む天然保護区域をいう。

特別天然記念物とは、『特別史跡名勝天然記念物』の中の天然記念物の範疇に属するもので「天然記念物のうち、特に貴重で保護が必要とされているもの」をいう。静岡県にはカモシカが生息している。

## 特定鳥獣保護管理計画

著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえつつ、また専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら明確な保護管理の目標を定め、長期的な観点から当該野生鳥獣の個体群の保護を図ることを目的として、知事が策定する計画。(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条)

## 特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する産業廃棄物。

## 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、都市計画法に基づく地域地区の一つ。

## 都市公園

都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地をいい、街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、総合公園などがある。

## トップランナー変圧器

平成15年（2003年）4月のエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正により、変圧器の損失低減による省エネ化が義務付けられた。

エネルギー消費効率（基準負荷率による全損失）が、従来機種（JIS C 4304:1999 適合品）に比べ約38%の損失低減となる目標基準値をクリアした変圧器を、従来品との差別化と普及をめざす意図で「トップランナー変圧器」という。

## 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

「内分泌系に影響を及ぼすことにより生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質（2003年政府見解）」と定義される。2010年に環境省が取りまとめた「化学物質の内分泌かく乱に関する今後の対応方針について（EXTEND2010）」によると、化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に及ぼす影響を防止するため、化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクの適切な評価と必要に応じた管理を行うこととしている。

## 75%水質値

年間の日間平均値の全データ（ $n$ 個）をその値の小さいものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （正数でない場合は直近上位の正数）番目にくるデータのことをいう。河川のBOD（生物化学的酸素要求量）や海域COD（化学的酸素要求量）について、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に、この75%水質値を使う。

## 二酸化硫黄 「硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）」

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

黄褐色～赤褐色、刺激性気体として最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも呼吸時の苦痛があまり激しくないのが、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppmでは短時間でも危険である。環境基本法に基づき、環境基準が設定されている。

### 年間98%値（2%除外値）

年間にわたって測定された二酸化硫黄や二酸化窒素の日平均濃度を評価する手法である。測定時間、日における特殊事情、測定精度等を考慮し、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値（98%値）について基準との対比を行う。なお、この値を用いて「長期的評価」を行う。

## 燃料電池

水を電気分解すると水素と酸素ができるが、この逆の反応を利用して水素と酸素から水と電気をつくり出す装置。熱効率が高く、二酸化炭素の排出量も抑制できる。電解質の種類によって、第一世代のリン酸型、第二世代の熔融炭酸塩型、第三世代の固体酸化物型、第四世代の固体高分子型などがある。

## 野焼き

一般的には焼却設備を用いずに廃棄物等を野外で焼却する行為がいわゆる「野焼き」とされており、廃棄物処理法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により原則的に禁止されている。

なお、焼却設備であっても、同法で定める構造基準に適合しない設備（ドラム缶等）での焼却も野焼きと同様に禁止されている。

## ばい煙・ばい煙発生施設

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解に伴って発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等をいう。また、工場又は設置される施設で、ばい煙を発生又は排出するもののうち、一定規模以上のボイラーなど大気汚染防止法施行令で定められたものをばい煙発生施設という。

## バイオディーゼル燃料（BDF：Bio Diesel Fuel）

一般的に、食用油（大豆油、菜種油などの植物油）をメタノールと反応させることで粘性と引火点を低くし、脂肪酸メチルエステル（FAME：Fatty Acid Methyl Ester）という軽油によく似た性状に変えて、ディーゼル自動車用の燃料にしたもの。使用したときに硫酸化物（SO<sub>x</sub>）や黒煙が少なく、環境にやさしい燃料。

## バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

## 排出事業者責任

産業廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきであるという考え方。産業廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その産業廃棄物の排出者であることから、排出者が産業廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

## ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する、すす等の固体粒子の総称。

## 「花咲くしずおか」運動

花壇づくり実践グループや花き関係団体並びに市町・県などが推進協議会を組織し、「花咲くしずおか」を合い言葉に、花や緑による家庭や地域などの快適な環境づくりに取り組む県民運動。

## P R T R（化学物質排出移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register）

製造等の過程で環境中に排出される化学物質の中には人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるものが多く、これらの化学物質の対策は従来の対策手法では限界がある。この制度は、化学物質取扱事業者が環境への化学物質の排出量等を行政に届出等を行うことにより、化学物質の自主管理の改善の促進を促し、化学物質による環境への負荷の低減を図る対策の一手法である。

P M<sub>2.5</sub>（Particulate Matter 2.5） 「微小粒子状物質」

B O D 「生物化学的酸素要求量」

P C B 「ポリ塩化ビフェニル」

## ヒートアイランド現象

都市部では、建物の密集、地表面舗装、空調、工場からの人工熱の放出などの原因により、郊外に比べ気温が高くなっている現象のこと。等温線を描くと、あたかも都市を中心とした「島」があるかのように見えることから、称されている。

## ビオトープ

生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Top」を組み合わせた合成語で、野生生物の生息空間を意味する。開発等により自然環境が影響を受けた後の復元や新たな自然環境の創出を行うこと。

## 干潟

沿岸の潮間帯に発達した平坦な砂泥域で、潮汐の干満により干出と水没のサイクルを繰り返す地帯。干潟は一般に波浪の影響が少ない場所に形成され、さらに周辺に河川の流入がある場合が多い。河口付近の干潟では、海水と河川水が交じり合い汽水域が形成され栄養塩類や有機物の供給が豊富となっている。このような干潟の地形と立地条件に基づいて、干潟には多様な生物相が形成され、高い生産性、効率のよい物質循環が維持され干潟特有の機能を果たしている。干潟の機能としては、生物生息機能、水質浄化機能、生物生産機能及び親水機能等がある。

## 光害

良好な照明環境の形成が「漏れ光」によって阻害されている状況又はそれによる悪影響を意味する。狭義には「障害光」による悪影響をさす。

過度な夜間照明は、天体観測や睡眠などの社会活動に障害を与えるほか、水稻等の農作物の生育不良、ウミガメ・鳥類などの野生生物の成育に影響をもたらすことがある。

## 光ビーコン（光学式車両感知器）

赤外線を用いた車両感知器。交通渋滞、事故、交通規制等の道路交通情報を交通情報提供システム（AMIS）としてカーナビゲーションを通じてドライバーにリアルタイムに情報を提供する装置で、車両感知機能及び車両との双方向通信機能がある。

## 微小粒子状物質（particulate Matter 2.5：PM<sub>2.5</sub>）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。浮遊粒子状物質（SPM）よりも粒径が小さく、肺の深部に入り、肺気腫等の原因物質となるおそれがあることが明らかになったことから、平成21年9月に環境基本法に基づく環境基準が設定された。

## 表流水

地表水（河川水、水路、湖沼、ダム、ため池等）のうち、河川水を「表流水」と呼んでいる。

## 非メタン炭化水素

メタン以外の気体の水素・炭素化合物の総称。空気中での反応性が高く、光化学オキシダントの原因物質である。

## VOC（Volatile Organic Compound） 「揮発性有機化合物」

## 風致地区

都市計画区域内にある良好な風致（樹林地、水辺地等の良好な自然環境に富んだ土地）の維持を目的として定められる都市計画法に基づく地域地区の一つで、ある程度の開発行為や建築行為などを認めながらも、全体としての風致の維持が担保されることをその基本とした制度である。風致地区内における行為については、一定の基準を定めた都道府県や市町村の条例により規制することとなっている。

## 富栄養化

湖沼や海域で閉鎖性の高い内湾部等ので水中の栄養塩類の濃度が異常に高まること。都市化や産業の集中により、肥料を含む農地土壌や生活排水、工場排水等が流れ込み、水域の窒素やリンが増え、それらを利用する植物プランクトン等が異常繁殖する。また、蓄積した有機物を分解するために酸素が大量消費されるこ

とで貧酸素が発生し、魚や貝類等の水生生物が死亡したり、ヘドロや生物の死骸により悪臭を放ったりすることもある。

### 複層林

樹種が同じで樹齢の異なる樹木群が、同一の土地の上に混在して生育している森林のこと。樹木の枝葉部分が上下2層以上で構成されており、上層の樹木を伐採しても下に次世代の樹木が生長している。

### 富士山エコレンジャー

ふじさんネットワークの会員有志によるボランティアで、富士山の来訪者に対し、マナー啓発、安全な登山指導や自然・文化などへの理解を深める情報提供を行う。平成14年7月から活動。

### 富士山憲章

富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための行動規範として、静岡県と山梨県が共同で平成10年11月に制定した。

### ふじさんネットワーク

「富士山憲章」の周知・定着を図るため設立された、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、企業、マスコミ、行政等から成る会員制の組織。「富士山憲章」を周知することにより富士山を守る活動の輪を広げるとともに、インターネット上のホームページの公開や情報誌の発行等により情報提供を行っている。

### 富士山100年プロジェクト3776構想

「富士山総合環境保全指針」に基づき、富士山にふさわしい豊かな森林を創造・保全するため、県民・事業者・行政の連携により進める長期実行プランとして、平成11年3月に策定した。

### 富士山を守る指標

富士山の環境保全対策や活動を、より多くの人々の理解と協力を得て積極的に進めていくため、富士山の環境の現状や環境保全の目標を具体的に分かりやすく表したものとして、山梨県と共同で策定した指標。

### 富士地域煙突ゼロ作戦

富士市には紙パルプ製造業を中心としたエネルギー多消費型産業が集積しており、高い煙突が多数存在していることから、富士山を眺望する景観に影響を与えている。これら煙突のうち、温暖化対策により不用になった煙突を撤去し、富士山の景観保全や防災対策の向上にも寄与する事業として県は平成14年度から平成22年度まで富士市と協調して実施した。

### ふじのくにEV・PHVタウン構想

経済産業省の「EV・PHVタウン」の指定を受け、官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、静岡県の地域特性を活かしたEV等の普及促進やEV等を活用した産業・観光振興などに取り組み、環境と経済が両立したふじのくにの実現を目指す取組。

### ふじのくにエコショップ宣言

環境配慮の取組（例えば廃棄物の削減につながるサービス提供など）を行う県内の販売店、飲食店、宿泊施設を、「ふじのくにエコショップ宣言」登録店として県が登録し、「ふじのくにエコショップ宣言ホームページ」から店舗情報を提供している。販売店等は、自らの取組を県のホームページを通じて消費者へPRできるメリットがあり、一方で、消費者も、今まで簡単には探すことができなかった環境に配慮した商品・サービスを容易に知ることができる。（アドレス <http://ecoshop.pref.shizuoka.jp/>）

## ふじのくにエコチャレンジ

「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）」の目標を達成するための具体的施策に位置づけられる県民運動。広く県民に地球温暖化防止活動に取り組むきっかけとしてもらうため、平成18年度から実施していた「STOP温暖化アクションキャンペーン」の取組を拡充し、平成23年度から新たに「ふじのくにエコチャレンジ」として展開。実施内容には、家庭・学校・企業・団体・行政等が実施した温暖化防止の取組を登録、実践、活動の報告を行う「エコチャレンジACTION」、節電・省エネに取り組んだ家庭や事業所の電気やガスの検針票を活用し、使用量削減成果の見える化を図る「エコチャレンジBANK（節電・省エネコンテスト）」、小学生を対象とし、省エネ講座の開催や自宅のエネルギー使用量把握等の体験学習を行う「エコチャレンジKIDs」、家庭を対象とし、チェックリストを用いて1週間集中的に温暖化防止に取り組む「エコチャレンジDAYs」がある。ACTION及びBANKは、県、地球温暖化防止活動推進センター、民間企業、団体及び市町で実行委員会を構成し、KIDs及びDAYsは県、地球温暖化防止活動推進センター及び市町が連携して実施。

## ふじのくに森の町内会

しずおか未来の森サポーター制度のメニューのひとつ。通常用の紙代に10%（15円/kg）を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体に購入してもらい、その費用により林地残材を搬出し森林資源の有効利用に充てる仕組み。平成21年10月から本県独自で取り組んでいる制度。

## 浮遊粒子状物質（Suspended Particulate Matter：SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と、排出時にガス状であった化学物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」がある。環境基本法に基づき、環境基準が設定されている。

## フロン類

フッ素と炭素の化合物で、燃えにくく、科学的に安定であり、人体に毒性がないといった利点があるため、エアコン、冷凍・冷蔵庫などの冷媒（熱を運ぶ物質）、断熱材などの発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、ダストブローアなど、広い用途に使われてきた。フロン類のうちクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）は大気中に放出されると上空の成層圏中のオゾン層を破壊するため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により生産が規制されている。また、ハイドロフルオロカーボン（HFC）はオゾン層を破壊しないが、地球温暖化の原因物質である温室効果ガスとして「京都議定書」による排出抑制の対象物質とされている。

## 粉じん

空気中に含まれる固体の粒子をいう。大気汚染防止法では、発生形態から二つに分け、物の破砕、選別や堆積に伴い発生するものを「粉じん」、物の燃焼や電気の使用に伴って発生するすす等を「ばいじん」と呼んでいる。一般環境においては、両者を区別せず、 $10\mu\text{m}$ 以下のものを「浮遊粒子状物質」として環境基準が設定されている。これは、 $10\mu\text{m}$ 以下の微小のものは地上に落下せず、空気中に浮遊するため、人体に与える影響が大きいことによる。

## 保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成するため、特にこれらの公共的機能を高度に発揮させる必要がある森林で、森林法に基づいて指定された区域である。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更等の行為はすることができないこととなっている。反面、税制面において、不動産取得税、固定資産税及び特別土地保有税は課税されないなどの優遇措置がある。



## 防護柵

作物・人畜などを有害鳥獣の危害から守るための柵。物理的に侵入を防ぐ金属や樹脂製の柵のほかにも、柵に電気を通してショックを与えて心理的に侵入を防ぐ電気柵などがある。

## 保水性舗装

雨の日などに吸収した水分を晴れた日に蒸発させ、気化熱を奪うことにより、道路（園路）の表面温度を低下させる機能を有する舗装。

## ポリ塩化ビフェニル（PCB）

熱に対する安定性、電気絶縁性に優れ、かつてトランス油、コンデンサ、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられた。ヒトの中毒例では、製造過程でPCB（カネクロール400）が混入した米ぬか油を食し発症した例がある。

## マイバッグ運動

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のこと。レジ袋を有料にしたり、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプがたまったら商品券と引き換えるなど、運動を支援する取組も増えている。

## 水資源賦存量

水資源として、理論上、人間が最大限利用可能な量であり、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものに当該地域の面積を乗じた値。

ある地域に降る雨の総量から、蒸発散によって失われる量を引いたもの。

## 緑の基本計画

住民に身近な行政体である市町が主体となって、緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するための計画で都市緑地法第4条に定められている。

## メタン（ガス）

有機物の腐敗、発酵により発生する無色・無臭の可燃性のガスで、ごみの埋め立て処分場や下水の汚泥、家畜のふん尿などから発生する。地球温暖化の原因の温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで多く排出され、温室効果ガス全体の約2割を占めている。

最近では、化石燃料の代替エネルギーとして、発電に利用する研究も進められ、バイオマスエネルギーとして注目を浴びている。

## モーダルシフト

環境負荷の小さい鉄道・海運利用へと貨物輸送を転換すること。1トンの貨物を1km運ぶときに排出するCO<sub>2</sub>の量をみると鉄道はトラックの1/8、海運は1/4。貨物輸送の方法を転換することでCO<sub>2</sub>排出量を削減することが可能となり、地球温暖化対策として、重要性が高まっている。

## （環境）モニタリング

環境に配慮した活動等につなげていくため、環境への影響を常に測定・監視すること。

## 森の力

森林の持つ公益的機能のうち、土砂災害の防止、水源のかん養など県民の生命財産に直接影響がある機能。森林（もり）づくり県民税を財源として平成18年度から県が開始した森の力再生事業において、その整備効果により回復を目指す森林の機能として本県独自に定義した。

## 森づくり県民大作戦

春（4月1日から5月31日の2か月間）と秋（10月1日から11月30日の2か月間）の年2回、県内各地でNPO等の森づくりグループ、企業、行政等が一体となって、様々な森づくり活動、森とふれあい親しむ行事を集中して展開する行事。

## モントリオール議定書

昭和60年に採択された「オゾン層保護のためのウィーン条約」に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたもの。昭和62年に採択、日本も翌昭和63年に締結した。採択後、科学的知見の集積により、規制強化のための改正等が行われた。

## 山元還元

山元（森林所有者）から森林整備を委託された事業者が素材（丸太）を伐採・搬出し、販売することにより得た収益を森林所有者に戻すことをいう。山元に還元される金額は、木材の販売価格から伐採・搬出コストを除いた額であるため、販売価格と生産コストによっては所有者への還元額が無いこともある。

## 有機資源

家畜ふん尿、家庭の生ごみ、田畑の作物残さ、食品廃棄物、木質廃棄物、下水汚泥などの有機性廃棄物で、循環利用が可能なものをいう。

## 遊木の森

静岡市の市街地に近接する有度山丘陵（中日本平地区）に、県内における主に小中学生を対象とした森林環境教育実践の拠点として、平成15年から平成17年の3か年で整備し、平成18年4月より開園した施設。運営はNPO、地域、行政の3者が協働して取り組んでいる。正式名称は、しずおか里山体験学習施設「遊木の森」。

## 有効測定局

大気汚染の状況について長期間の評価を行うためには、測定の欠落がないことが必要である。1年間（8,760時間）のうち、6,000時間以上（微小粒子状物質については、250日以上）測定された測定局を有効に評価できるものとしている。

## ユニバーサルデザインを活かした建築設計

だれもが使いやすい公共施設とするため、床の段差の解消やエレベーター、広いトイレの設置など、県民や専門家のアドバイスや意見、職員が行った加齢疑似体験、県有建築物の利用者満足度調査などを通じて研究した結果をまとめたもの。

## 容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律第112号）の略称。家庭からの一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」、「市町村が分別収集」、「事業者が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担の下で、リサイクルを推進しようとするものである。

## ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment、LCA）

ある製品に関連する環境負荷を、原材料採取の時点から、製造、流通、使用、廃棄の時点までの一生涯（ライフサイクル）について評価すること。

## リスクコミュニケーション

化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質に係る関係者（事業者、市民、行政等）がそれぞれの立場の違いを十分に認識しながら、リスクやその対策等に関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎

通を図り、理解と信頼の関係を築くことを指す。P R T R制度の中で化学物質の環境リスクの管理と低減を進める手法として普及が期待されている。

### リターナブル (returnable)

製品や食べ物を提供するための容器やびんなどを繰り返し使用するために、返却・回収ができること。

### 流域下水道

2以上の市町村の区域における下水を排除するため、市町村の公共下水道から排除される下水を受け入れ、これを処理するために都道府県等地方公共団体が設置・管理し、かつ終末処理場を有するもの。

### 林業経営体

森林を自己所有して林業経営を行う、いわゆる林家のほか、森林所有者から経営や管理を長期受託する、あるいは森林に地上権を設定するなどして、実質的な林業の経営権を持った個人又は法人。

### 林業事業体

林家等から委託を受けて育林や素材生産等を行う森林組合、素材生産業者等をいう。

### 林地開発

森林において開発行為を行う場合に、森林が持っている機能を阻害しないよう保安林制度と連携しつつ、森林の土地の適正な利用を確保するため、森林法第10条の2によって「森林の開発が1haを超える場合は知事の許可を要する。」と定められた制度。この許可の対象となる森林は、森林法第5条の規定によりたてられた地域森林計画対象民有林である。許可に当たり、災害の防止・水害の防止・水源のかん養・環境の保全の4つの森林の働きが、開発によって大きく損なわれないかどうかを審査する。

なお、「国や地方公共団体等が行う場合」や「公共性が高いと認められるもので、省令で定める事業を行う場合」は適用除外とされるが、これらについては、連絡調整を図ることとなっている。

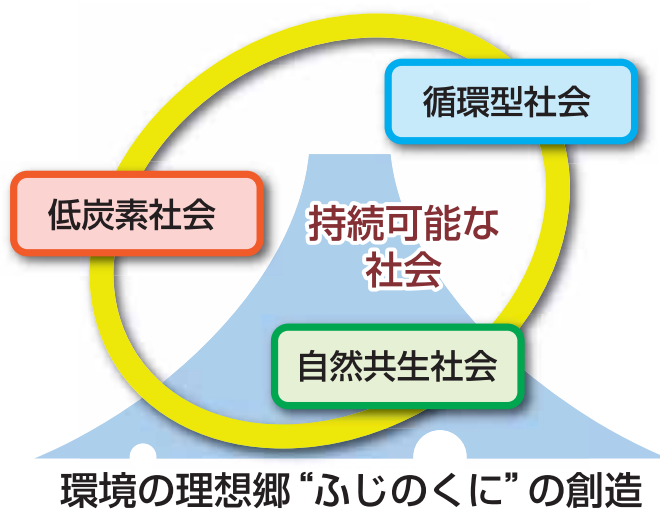
### 列状間伐

人工林を定量的に間伐する手法の一つであり、植栽列ごとに一定の間隔で伐採する方法。例えば2残1伐(間伐率33%)とは、植栽列ごとに1列伐採、次の2列を残して再び1列伐採、と繰り返すこと。長所としては、間伐作業の効率低下の主要な原因である伐採木の掛かり木がほとんど発生しないこと、および掛かり木を外す危険な作業が減少すること。また、直線状に伐倒するため林地からの搬出コストの低減もできる。

### レッドデータブック

野生生物について、現在どの程度絶滅の危機にあるか種ごとにランクを付け、その生態や分布状況などを記載した解説書。人間活動が野生生物にどのような影響を与えるかを予測する基礎資料となる。国(環境省)レベルのものもあるが、県では平成16年3月に「まもりたい静岡県の野生生物 - 県版レッドデータブック -」動物編、植物編、普及版を発行した。





この印刷物に使用した紙の価格には、林地に捨てられる間伐材を資源として活用する費用の一部が含まれています。